

上富良野町地域防災計画

平成26年3月

目 次

I. 共通編

第1章 総 則 -----	I-1
第2章 上富良野町の環境と災害 -----	I-11
第3章 災害に強いまちづくり・ひとづくり -----	I-15
第4章 防災組織 -----	I-33
第5章 災害情報 -----	I-48
第6章 避難準備 -----	I-66

II. 水害・土砂災害対策編

第1章 総 則 -----	II-1
第2章 基本方針 -----	II-8
第3章 水防組織 -----	II-10
第4章 重要水防区域及び水防施設 -----	II-12
第5章 通信連絡 -----	II-14
第6章 水防活動 -----	II-23
第7章 災害応急対策 -----	II-29
第8章 公用負担等 -----	II-80
第9章 水防報告 -----	II-82
第10章 水防訓練 -----	II-84

III. 火山災害対策編

第1章 総 則 -----	III-1
第2章 基本方針 -----	III-13
第3章 災害応急対策 -----	III-34

IV. 地震災害対策編

第1章 総 則 -----	III-1
第2章 基本方針 -----	III-6
第3章 災害応急対策 -----	III-8

V. その他災害対策編

第1章 基本的対応 -----	IV-1
第2章 航空災害対策 -----	IV-3
第3章 鉄道災害対策 -----	IV-6
第4章 道路災害対策 -----	IV-8
第5章 危険物等災害対策 -----	IV-11
第6章 大規模火災対策 -----	IV-14
第7章 林野火災対策 -----	IV-16
第8章 雪害対策 -----	IV-19

VI. 復旧・復興編

第1章 災害復旧復興事業	-----	VI-1
第2章 被災者への支援	-----	VI-3
第3章 激甚災害に係る財政措置	-----	VI-8

I .共通編

« 目 次 »

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の構成及び修正	1
第4節 町民・事業所・町の基本的責務	3
第5節 防災ビジョン	5
第6節 防災関係機関等の業務及び水防責任の大綱	7
第2章 上富良野町の環境と災害	11
第1節 上富良野町の概要	11
第2節 自然環境	11
第3節 社会環境	14
第4節 災害危険箇所	14
第3章 災害に強いまちづくり・ひとづくり	15
第1節 東日本大震災の教訓	15
第2節 災害に強いまちづくりの推進	15
第3節 災害に強いひとづくりの推進	20
第4節 防災体制の強化	22
第4章 防災組織	33
第1節 防災会議	33
第2節 災害対策本部	35
第3節 情報連絡本部	37
第4節 防災関係機関	38
第5節 配備体制	45
第6節 火山防災会議協議会	46
第7節 住民組織	47
第5章 災害情報	48
第1節 気象情報等の伝達	48
第2節 警報、注意報等の種類及び発表基準	50
第3節 災害情報等の共有	53
第4節 災害情報等の通報	55
第5節 避難勧告・指示	62
第6節 災害情報の収集と広報	64
第6章 避難準備	67
第1節 避難所等の環境整備	67
第2節 避難の準備及び携帯品	68

第1章 総 則

第1節 計画の目的

上富良野町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、上富良野町防災会議が作成する計画であり、上富良野町で発生する災害に関し、予防活動、応急対策活動及び復旧活動等の一連の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関、町民及び事業所がその全力をあげて、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

また、この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、上富良野町の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水その他のによる水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 計画の位置付け

上富良野町地域防災計画は、上富良野町の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

また、上富良野町地域防災計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画、北海道地域防災計画及び北海道水防計画との整合性及び関連性を有するものであるが、上富良野町の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

第3節 計画の構成及び修正

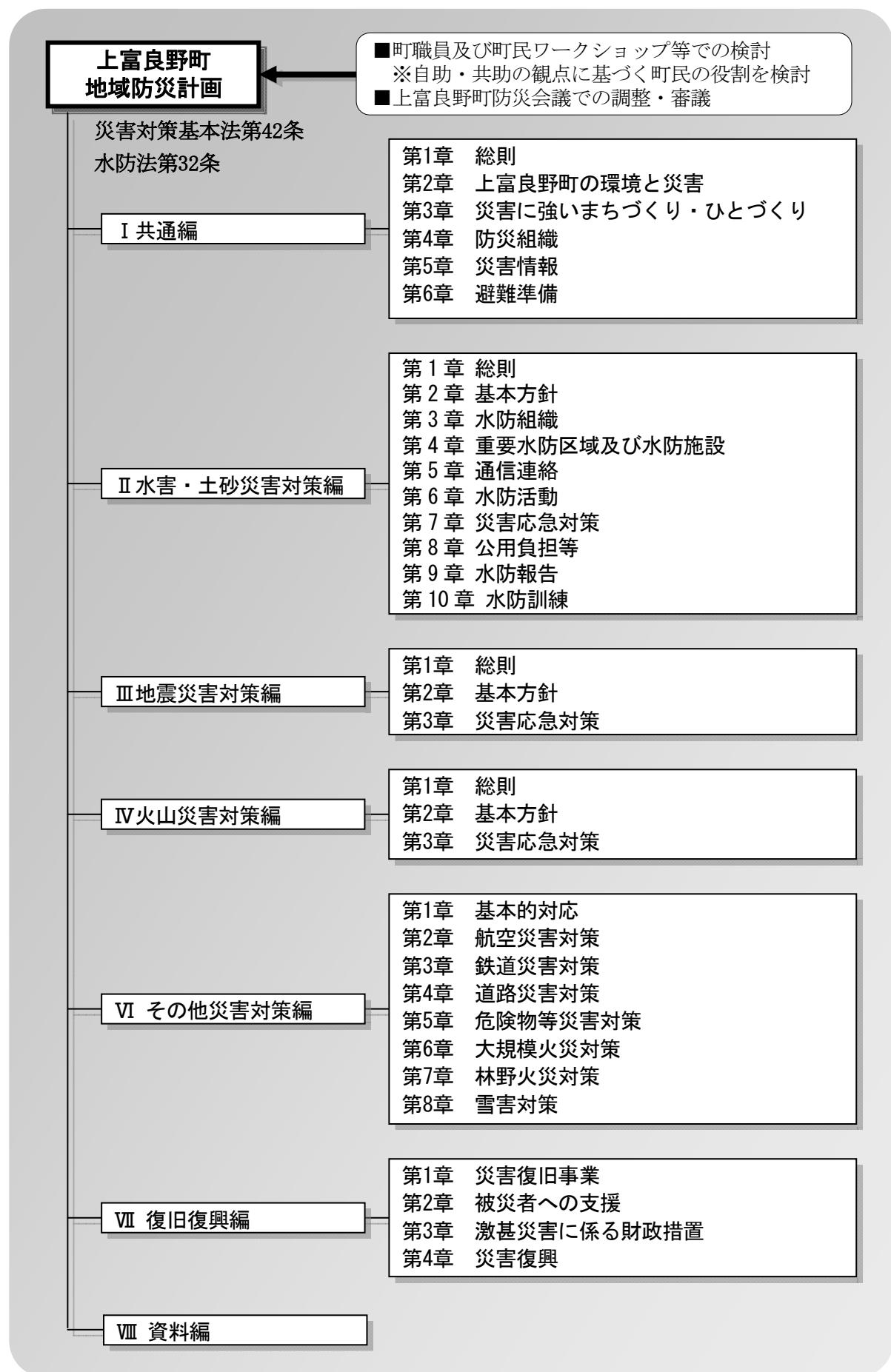
上富良野町地域防災計画は、「共通編」と「水害・土砂災害」、「地震災害」、「火山災害」、「その他災害」それぞれの対策編、「復旧復興編」、「資料編」の7つの編で構成され、災害対策基本法及び水防法で規定される様々な災害の防災対策に関わる計画となっている。

また、本計画は、東日本大震災など近年多発する災害時の教訓を踏まえ、『自助』『共助』『公助』各々が連携し、一体となって防災対策に万全を尽くすための指針となるものである。

なお、本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき各関係機関が毎年検討を重ね、必要があると認めるときは、上富良野町防災会議の承認を得て修正する。

ただし、軽易な事項等は会長が修正し、上富良野町防災会議に報告するものとする。

また、上富良野町及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、必要がある場合は修正内容を上富良野町防災会議（事務局：上富良野町総務課）に提出するものとする。



第4節 町民・事業所・町の基本的責務

自然災害の発生を防ぐことは不可能であり、特に大規模災害発生時には、町及び防災関係機関だけでは、災害時の救助・救急・消火活動、避難等の対応や二次災害の防止を行うことも不可能である。

そのため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

特に、町民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」との自覚を持ち、地域が連携して行動することが重要である。また、事業所においても「災害を最小限に止め、地域社会に貢献する」ことを基本理念として、事業所内の災害対策にあたることが求められる。

上富良野町の防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念により、『自助（自らの安全を自らで守ること）』、『共助（地域において互いに助け合うこと）』及び『公助（自治体及び防災関係機関が実施する対策）』のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民・地域、上富良野町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により、着実に実施されなければならない。

そのため、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域防災力の向上を図るために、防災に関する政策・方針を決定する過程において、女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、多様なニーズに対応できる防災体制の確立を図る必要がある。

■町民・事業所・町のすべきこと

◆町民がすべきこと	自助	<input type="checkbox"/> 自らの命は自らが守る <input type="checkbox"/> 日頃からの災害に対する備えを心がける <input type="checkbox"/> 災害に関心を持ち、自主的に行動する
	共助	<input type="checkbox"/> 地域においてお互いに助け合う
◆事業所がすべきこと	自助	<input type="checkbox"/> 防災行動マニュアルなど防災体制を整備する <input type="checkbox"/> BCP（業務継続計画）を作成し、早期に業務回復を図る <input type="checkbox"/> 避難誘導・救助により、従業員の安全を確保する
	共助	<input type="checkbox"/> 一般の避難者への物資提供など、可能な範囲で社会に貢献する
◆町がすべきこと	公助	<input type="checkbox"/> 防災・減災対策の実施 <input type="checkbox"/> 女性や高齢者等、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する

1 町民の責務

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、日頃より災害に対する備えを心がけなければならない。

また、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、地域においては、被害の拡大防止や軽減を図るために自主的に活動し協力し合うことが重要である。

■町民の基本的責務

平常時の備え	1. 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認 2. 飲料水、食糧等3日分の家庭内備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備 3. 隣近所との相互協力関係の構築 4. 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 5. 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得 6. 避難行動要支援者への配慮 7. 自主防災組織の結成及び参加・活動
災害時の対策	1. 自らの身の安全の確保 2. 気象・災害情報の自発的収集と近隣への周知伝達 3. 地域における被災状況の把握 4. 近隣の負傷者・避難行動要支援者の救助 5. 住宅が破壊された場合等、状況に応じた自主避難 6. 一時避難場所・収容避難所の運営への自主的な協力・参加 7. 防災関係機関の活動への協力 8. 初期消火活動や避難・誘導等の応急対策 9. 自主防災組織への参加・活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、町民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

■事業所の責務

平常時の備え	1. 災害時行動マニュアルの作成 2. 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 3. 防災体制の整備 4. 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施 5. 飲料水、食糧等3日分の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備 6. BCP（事業継続計画）の作成
災害時の対策	1. 所有管理する施設の被害把握と二次災害の発生防止 2. 従業員及び施設利用者への災害情報の提供 3. 従業員及び施設利用者の避難誘導及び救助 4. 初期消火活動等の応急対策 5. 避難者の受け入れ、ボランティア活動への支援、物資の供給等、可能な限りの地域貢献

3 町の責務

町長は、災害対策のあらゆる施策を通じて、町民の生命・身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するよう努めなければならない。

そのため、町の組織及び機能を挙げて災害対策を講ずるとともに、町民の自発的な自主防災組織の充実を図り、この上富良野町地域防災計画に基づいて、災害の発生、または災害の拡大を防止する対策の的確かつ円滑な実施に努めるとともに、災害発生後においては、町民生活の再建及び安定並びに都市機能の復興を図るため、最大の努力を図らなければならない。

■町の責務

平常時の備え	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること 2. 災害対策用資機材及び物資の備蓄、整備に関すること 3. 町内の公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること 4. 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること
災害時の対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること 2. 避難の勧告、指示及び誘導に関すること 3. 災害時広報及び災害相談の実施に関すること 4. 被災者に対する救助及び救護措置に関すること 5. 緊急輸送路の確保に関すること 6. 公共施設・設備の応急復旧に関すること 7. 保健衛生、文教、給水等の応急措置に関すること 8. 関係防災機関との連絡調整に関すること 9. その他災害発生の防御または拡大防止のための措置に関すること 10. 被災者の生活確保に関すること 11. 施設の災害復旧に関すること

第5節 防災ビジョン

1 防災対策の目標

地域防災計画の目的を実現するため、上富良野町の防災対策として目指すべき目標を次のように定める。

防災対策の目標：災害による犠牲者を1人も出さない

2 防災ビジョン

(1) 防災ビジョンの設定

防災ビジョンは、防災対策の目標を実現するため、上富良野町の防災の方向性を示した指針である。上富良野町の防災ビジョンとして、次の3つの指針（柱）を定める。

1 災害に強いまちづくり

～ 災害の影響を最小限に抑えることを意識したまちづくりをする

2 町民の防災力のレベルアップ

～ 災害時に的確な行動ができるようになる

3 災害に備えたしきみづくり

～ 災害時に各機関が連携をとって対策ができるような仕組みをつくる

(2) 防災ビジョンの内容

防災ビジョンに基づいて、防災対策の目標を実現するための施策を次のとおり設定する。これらの施策の具体的な内容は、災害予防計画に記載する。

1 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時を考慮した市街地整備 <ul style="list-style-type: none"> ○狭小道路の解消 ○幹線道路網の整備 (2) 避難施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の指定見直し ○避難所の設備の充実 (3) 災害危険性の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ○火山砂防施設の設置 ○センサー等の監視装置の設置 ○河川施設の整備 ○土砂災害対策の推進
2 町民の防災力のレベルアップ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○学校における防災教育の推進 ○災害時の対応確立 (2) 住民への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップの作成と配布 ○専門家による講演会等の開催 (3) 自主防災組織の活動 <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織づくり ○自主防災活動の推進 (4) 事業所への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップの配布 ○要配慮者利用施設、事業所の自主的な防災計画作成 (5) 防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○総合防災訓練 ○避難訓練 ○学校、施設、事業所の自主的な防災訓練
3 災害に備えたしきみづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町役場の体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ○アクションプランの作成 ○防災計画の見直し ○職員教育の実施 (2) 関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ○近隣市町村、北海道、警察、消防、自衛隊等との連携強化 ○民間団体との協力関係の強化 ○ボランティア団体、社会福祉協議会等との連携の強化 (3) 避難体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導体制の確立 ○避難所運営体制の確立 ○町外避難への対策の確立 (4) 避難行動要支援者支援体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の把握 ○避難支援希望者の把握 ○避難支援計画の作成及び保管、計画に基づく活動推進

第6節 防災関係機関等の業務及び水防責任の大綱

上富良野町防災会議の構成機関、関係する機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 上富良野町

機関名	事務又は業務
上富良野町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町防災会議に関する事務に関すること (2) 自主防災組織の育成、指導に関すること (3) 防災知識の普及、啓発、防災訓練及び教育の実施に関すること (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること (5) 防災にかかる施設、設備の整備に関すること (6) 応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること (7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (8) 避難の勧告、指示、誘導及び収容に関すること (9) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること (10) 災害における保健衛生、文教、輸送、交通対策等に関すること (11) 災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること (12) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること (13) 避難行動要支援者の把握及び援護に関すること (14) 災害ボランティアの受け入れに関すること (15) 防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整に関すること
富良野広域連合 上富良野消防署 上富良野消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防活動に関すること (2) 水防活動に関すること (3) その他災害における救助活動に関すること (4) 災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること (5) 上富良野町の行う災害対策への協力に関すること
上富良野町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること (2) 文教施設及び社会教育・社会体育施設並びに文化財の保全対策等の実施に関すること

2 北海道

機関名	事務又は業務
上川総合振興局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上川総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること (3) 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (4) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施における総合調整に関すること (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること

旭川建設管理部 富良野出張所	(1) 道道の整備、防災及び輸送の確保に関すること (2) 土砂災害危険箇所等の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧、その他の管理を行うこと (3) 北海道管理河川の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧その他の管理を行うこと (4) 富良野川他の水位観測並びに通報に関するこ
北海道上川総合振興局 保健環境部 富良野地域保健室	(1) 医療施設、衛生施設等の被害状況報告を行うこと (2) 災害時の応急医療及び防疫活動を推進すること (3) 防疫薬剤の確保及び供給を図ること (4) 災害地における給水清掃等環境衛生活動を推進すること
富良野地区農業改良普及センター	(1) 農作物の被害調査及び報告に関すること (2) 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導に関するこ (3) 被災地の病害虫防除の指導に関するこ
富良野警察署	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関するこ (2) 災害情報の収集に関するこ (3) 災害警備本部の設置運用に関するこ (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関するこ (5) 犯罪の予防、取締まりに関するこ (6) 危険物に対する保安対策に関するこ (7) 広報活動に関するこ (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関するこ

3 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
旭川公共職業安定所 富良野出張所	(1) 被災者の職業紹介を行うこと (2) 災害復旧に必要な労務者及び技術者の斡旋を行うこと
北海道開発局 旭川開発建設部 ・富良野道路事務所 ・富良野地域農業開発事業所 札幌開発建設部 ・空知河川事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関するこ (2) 災害対策用機材等の地域への支援に関するこ (3) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関するこ (4) 国道及び開発道路の整備並びに災害復旧に関するこ (5) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関するこ (6) 補助事業に係る指導、監督に関するこ
北海道農政事務所 旭川地域センター	(1) 災害時における応急用食料の調達及び供給に関するこ (2) 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと
上川南部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林配置の適正化と施業の合理化に関するこ (2) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山に関するこ (3) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止に関するこ (4) 災害時において町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給に関するこ

札幌管区気象台 旭川地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 (4) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。 (5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 (6) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
--------------------	---

4 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 上富良野駐屯地	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること

5 指定公共機関

機関名	事務又は業務
日本郵政株式会社 上富良野郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務の確保に関すること (2) 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取り扱いに関すること (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用して広報活動に関すること (4) 災害ボランティア口座の取り扱いに関すること
北海道旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 旭川支社美瑛駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等に関すること
東日本電信電話(株) 北海道支店 (委任機関～(株)NTT東日本～北海道旭川支店)	(1) 気象官署からの警報の伝達に関すること (2) 非常及び緊急通信の取り扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関するこ
(株)NTTドコモ 北海道支社	(1) 非常及び緊急通信の取り扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関するこ
(株)ラジオふらの	(1) 災害状況、被害状況等の報道に関するこ
日本赤十字社 北海道支部	(1) 災害時における医療、助産、その他救助、救護に関するこ (2) 防災ボランティア(民間団体及び個人)が行う救助活動の連絡調整に関するこ (3) 災害義援金募集(配分)に関するこ
日本放送協会 札幌放送局 旭川放送局	(1) 気象予警報、地震の情報、警報等の報道に関するこ (2) 灾害状況、被害状況等の報道に関するこ (3) 防災に係る知識の普及に関するこ
日本通運(株) 富良野営業支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関するこ

北海道電力（株） 富良野営業所	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること (2) 災害時における電力供給の確保に関すること (3) ダムの放流等についての関係機関との連携調整に関すること
--------------------	--

6 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
北海道放送（株）、札幌テレビ放送（株）、北海道テレビ放送（株）、北海道文化放送（株）、（株）テレビ北海道、（株）エフエム北海道、（株）エフエムノースウェーブ	(1) 気象予警報、地震の情報、警報等の報道に関すること (2) 災害状況、被害状況等の報道に関すること (3) 防災に係る知識の普及に関すること
北海道医師会 富良野医師会	(1) 災害時における救急医療に関すること
北海道歯科医師会 旭川歯科医師会	(1) 災害における歯科医療に関すること
富良野土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策に関すること (2) 農業水利施設の災害対策及び災害復旧対策に関すること
北海道薬剤師会 旭川薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること
北海道獣医師会 上川支部	(1) 災害時における飼養動物の対応に関すること
北海道バス協会 旭川地区バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援に関すること

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
ふらの農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること (3) 共済金支払いの手続きに関すること
上富良野町商工会	(1) 災害における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保に関すること
一般病院・医院	(1) 災害時における医療及び防疫対策における協力に関すること
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等の協力に関すること
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安の確保に関すること
電気通信事業者	(1) 災害時の電気通信の確保に関すること
上富良野町社会福祉協議会	(1) 避難行動要支援者の支援対策に関すること (2) ボランティアの募集、受付、活動支援に関すること

第2章 上富良野町の環境と災害

第1節 上富良野町の概要

上富良野町は北海道の中央・富良野盆地の北部に位置し、東は十勝岳山麓を境として、新得町・南富良野町・富良野市に接し、北西は美瑛町・中富良野町に隣接している。

北海道第二の都市旭川市へは直線距離にして35km、時間距離にしてJR北海道富良野線で1時間の位置にある。町域は東西24.6km、南北19.0kmと東西に長く、総面積は237.18km²である。

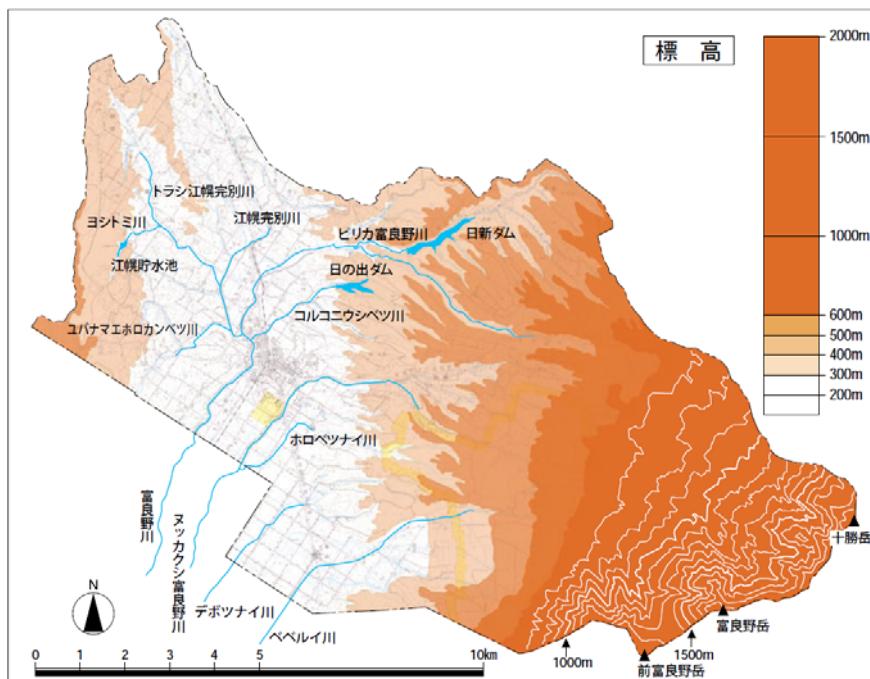
経緯度	東（東経） 142°41'25"	西（東経） 142°23'15"	南（北緯） 43°22'40"	北（北緯） 43°32'55"
総面積	237.18km ²			
大きさ	東西 24.6km		南北 19.0km	周囲 79.2km

第2節 自然環境

1 地形地質

上富良野町は富良野盆地の北部に位置し、東に十勝岳連峰の主峰十勝岳（2,077m）、上ホロカメットク山（1,877m）、富良野岳（1,912m）、西に夕張山系の夕張岳（1,688m）、芦別岳（1,726m）に囲まれている。

盆地の中央部を十勝岳連峰に源を発する富良野川が貫流しており、南方富良野市で空知川に合流、さらに石狩川となって日本海に流れ込んでいる。また、十勝岳連峰は火山であり、今なお白煙を生じているとともに、河川の表流水を酸性にしている。



上富良野町中央部には、泥流土壤や色々な沖積土壤が広がっている。北部低地域には、大正15年の十勝岳噴火で誘発された火山泥流がピリカフラヌイ川沿いに溢流した後、この地区に堆積している。その厚さは浅いところで20~30cm、深いところで1m以上もある。

東部丘陵地から流れ出る数本の河川は丘陵上で沢沿いに沖積地を形成し、低地部に開くところでは、扇状地を形成している。これらの地域は十勝岳火山噴出物（火山砂、安山岩礫）の二次堆積物より構成され、河川水には、上流部で湧出する酸性温泉水が流入している。

2 河川

上富良野町を流下する河川は次のとおりである。

■上富良野町の河川

河川名	水源	流下場所
ベベルイ川	富良野岳	中富良野町に東8線北16号で流入
ヌッカクシ富良野川	カミホロカメットク	中富良野町に東2線北20号で流入
富良野川	十勝岳	中富良野町に西1線北20号で流入
江幌完別川	美瑛町美馬牛の郡界	西5線北27号でトラシエホロカンヘツ川と合流
トラシエホロカンベツ川	美瑛町ルベシバ郡界	西3線北29号で富良野川に合流
エバナマエホロカンベツ川	中富良野町新田中	西4線北26号でエホロカンベツ川に合流
ピリカ富良野川	清富地区上流	旧日新小学校前で富良野川に合流
コルコニウシベツ川	旭野、日新両地区界 コルコニ	西1線北26号で富良野川に合流
ホロベツナイ川	ベベルイに水源をもち第一安井牧場を経て下流	東2線北19号でヌッカクシ富良野川に合流
デボツナイ川	東中、富原両地区界	東5線北16号で中富良野町に流入

3 気象

上富良野町は内陸に位置し、周囲が山々に囲まれているため、内陸性気候が顕著で気温の日格差、年較差も大きい。年平均気温は6.2°Cだが、1月・2月の月平均気温はマイナス10°C近くにも達する。年間降水量は922.2mm、最深積雪は平地で58cmだが、山間部では2~3mにも達する。年間日照時間は1,469.3時間だが、夏期と冬期では、日照時間には大きな差がある。（年平均気温、年間降水量、年間日照時間は上富良野地域気象観測所における平年値）。

また、上川地方の年間を通じての気象概況は次のとおりである。

春（4~5月）は、一般に温暖で晴天の日が多いが、5月から6月中旬までは遅霜のおそれがある。夏（6~8月）は、温暖な日が多く、三面が山に囲まれた盆地のため最高気温が30°C以上の日が続くこともある。秋（9~10月）も一般に晴天が多い。しかし夏から秋にかけて台風から変わった低気圧や前線の影響をうけやすく、昭和50年8月には台風6号の影響で集中豪雨による河川氾濫の被害が記録されている。冬（11~3月）は、一般に冷たい北風の日が多く降雪も比較的多い。

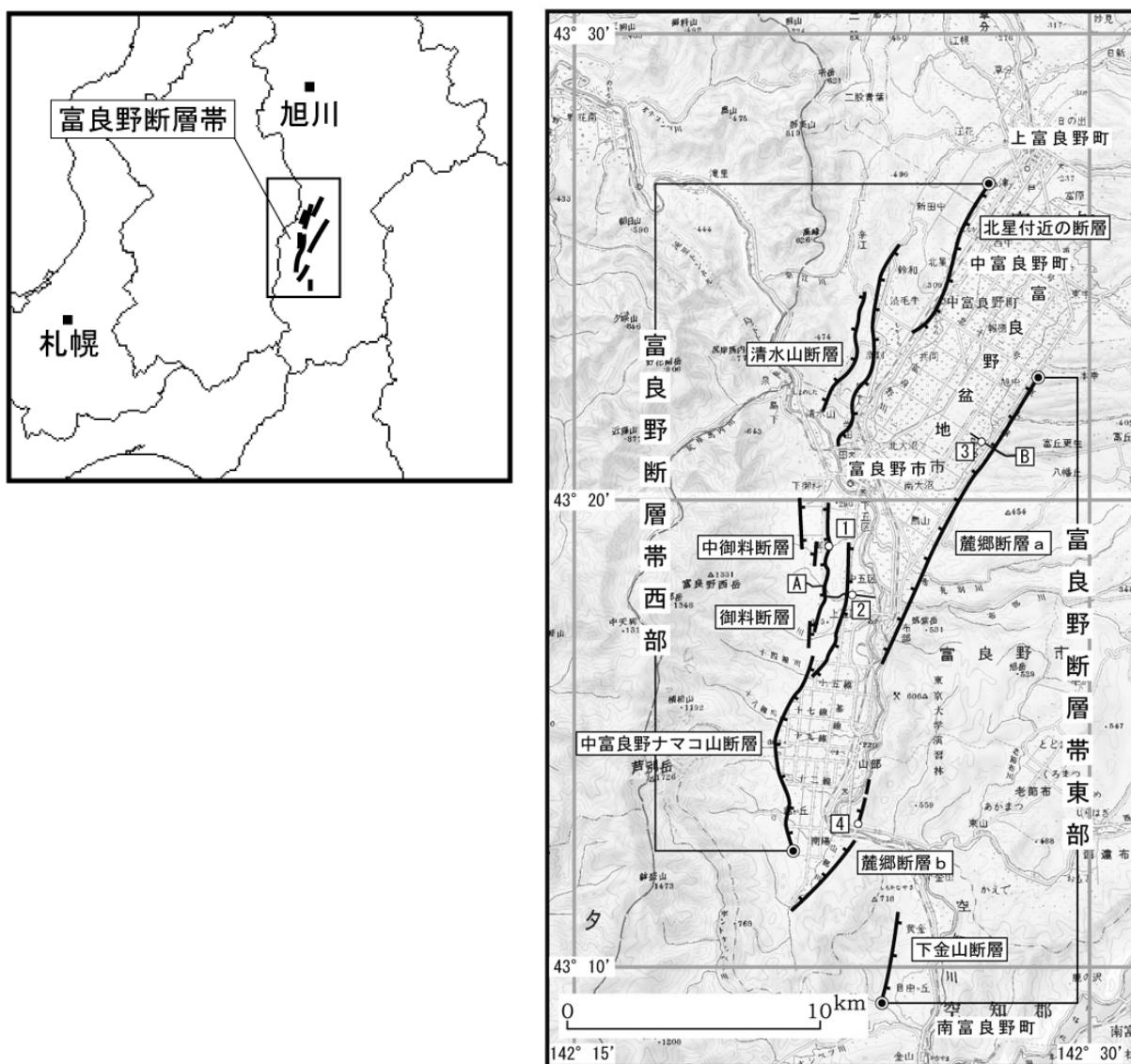
4 断層

富良野盆地の西縁及び東縁に富良野断層帯が存在する。

富良野断層帯は、富良野盆地の西縁と芦別山地の境界付近に位置する富良野断層帯西部と、富良野盆地の東縁とその東側の丘陵の境界付近に位置する富良野断層帯東部からなる。

富良野断層帯西部は、上富良野町から中富良野町を経て、富良野市に至る長さ約 27 km の断層帶であり、北北東—南南西方向に延びており、断層の西側が相対的に隆起する逆断層と推定される。

一方、富良野断層帯東部は、中富良野町から富良野市を経て、南富良野町に至る長さ約 25 km の断層帶であり、北北東—南南西方向に延びており、断層の東側が相対的に隆起する逆断層と推定される。(地震調査研究推進本部より)

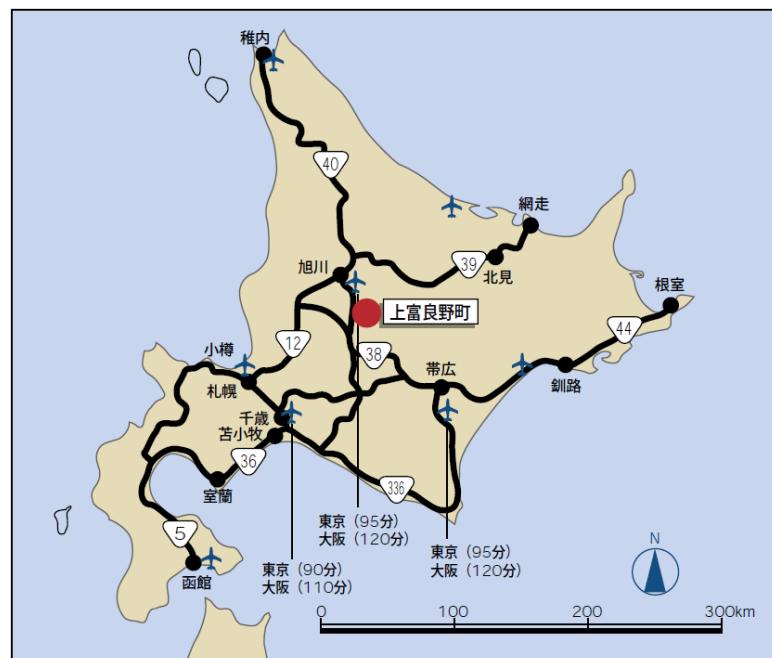


富良野断層帯の概要

第3節 社会環境

上富良野町の人口は、昭和30年代をピークに減少傾向にあり、現在1万1千人である。年齢構成別人口では、65歳以上の高齢者が占める割合が年々高くなり、この傾向は今後も続くものと予想される。

周辺都市への交通は、国道 237 号が町域を南北に走り、旭川市・富良野市へと通じている。また、国道 38 号が富良野盆地の南端を東西に走り、帯広市・滝川市へ通じている。鉄道は、JR 北海道富良野線が旭川市と富良野市とを結び、函館・宗谷・石北・根室の各本線と接続している。



上富良野町のライフラインは、上下水道が上富良野町、電力が（株）北海道電力、通信がNTT、ガスがプロパンガスによって供給されている。

第4節 災害危険箇所

上富良野町には、災害危険箇所として、重要水防区域 13 箇所、地すべり危険区域 2 箇所、急傾斜地崩壊危険区域 20 箇所、土石流危険渓流 24 箇所がある。また、上富良野町では、土砂災害危険箇所が 13 箇所あり、そのうち 4 箇所が土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されている。

※資料編 3-5：重要水防区域一覽

※資料編3-8：地すべり・がけ崩れ・土石流等危険区域一覧及び箇所図

※資料編3-9：十砂災害危険箇所一覧及び箇所図

※資料編 3-10：十砂災害警戒区域及び特別警戒区域一覧及び箇所図

第3章 災害に強いまちづくり・ひとづくり

■自助・共助・公助の役割

自 助 共 助	<ul style="list-style-type: none">・自宅から避難所までの避難経路を事前に調べ、避難路の安全対策を行う。・地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、日頃から家具の固定や耐震化など、自宅及びその周辺を対象に災害への備えを行う。・住民会や町内会（農事組合等）、自主防災組織等の地域活動に積極的に参加し、地域内の人と人のネットワークをつくるとともに、災害時には助け合って避難する。
公 助	<ul style="list-style-type: none">・公共施設等の災害対策を推進する。・防災関係機関は連携して、災害発生を未然に防ぐ環境整備に努める。

第1節 東日本大震災の教訓

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、我が国の防災対策は抜本的な見直しを迫られている。その理由は、東北地方太平洋沿岸地域が、過去の経験により津波に対する意識が高く、行政も住民も対策の努力をしてきた地域にもかかわらず、約1万9千人の尊い命が津波に奪われたからである。

この東日本大震災では、自らの命は自ら守るのが基本であり、一人ひとりの迅速な避難や適切な対応が重要であることが確認された。その一方で、災害時における迅速な避難の重要性については、これまでも指摘されてきたことであり、再び多くの犠牲者を出さないための対策が必要であり、防災意識の向上を唱えるだけでなく、具体的な体制の構築が重要である。

また、災害時における確実な情報伝達といった対策は、住民一人ひとりの素早い避難を後押しするために果たすべき行政の責務であり、着実な対策の実施が求められている。

このように、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を教訓として、上富良野町においても、今後の災害に対して、町、町民及び地域等が迅速かつ適切に対応できるよう、防災対策の充実・強化が必要不可欠である。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

町は、あらゆる災害の発生及び被害の拡大の防止を図るため、次の災害予防対策を積極的に推進する。

1 災害に強い都市構造の形成

災害発生時に、まち全体が有効に機能するために、災害時に配慮した公共施設、道路、公園、ライフライン施設等を整備するとともに、地域の特性に配慮し、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 市街地及びライフラインの整備

①幹線道路網の整備

災害時の緊急輸送路として国道237号等が指定されている。それを補完するとともに災害時の避難活動に重要な道路として、幹線道路網の整備を図る。

②狭小道路の解消

災害発生時の迅速な避難や消火活動、災害後の物資輸送や復旧活動を行うため、融雪型泥流危険区域にあたる狭小道路の解消を進める。

③上下水道施設の整備

老朽化した配管施設等の布設替え等を行い、災害に強い施設の整備を図る。また、上水道施設は、十勝岳噴火等により水源が使用できない事態に備え、新たな水源の確保と給水体制の確立を推進する。

④雨水管渠施設の整備

雨水排水ができるよう公共下水道事業の整備を行う。

⑤各ライフライン施設の整備

各ライフライン機関は、地震発生に備え主要施設の耐震化、災害後の応急復旧体制の確立、資機材の確保体制の整備を図る。

(2) 公共施設の整備

庁舎、学校等の公共施設を新設する場合は、耐震化、不燃化するなど災害に強い施設とする。また、各種設備は、停電に備えた非常電源等のバックアップ機能や落下防止措置をとる。

(3) 避難所の整備

①避難所の指定・管理

災害時の住民等の安全を確保するため、一時的に安全を確保する高台、公園等の避難場所及び避難者を収容する避難所を指定する。指定避難所及び指定緊急避難場所は、災害の想定範囲や地区の人口変化や収容人数の変化等に伴い必要に応じて見直す。

また、避難所を開設する場合には、開設責任者を定め、夜間・休日等の開設に支障のないように施設管理者と連携をとる。

※資料編6-3：指定避難所一覧及び位置図

②標識の設置

住民等に避難所を周知するために指定避難所には、案内標識を設置する。

③避難所施設の整備

長期にわたって避難所にて避難生活を行うことを考慮して、避難生活を支援するような設備等の整備を行う。

■避難施設の整備例

- | | |
|------------------------|------------|
| ○暖房設備 | ○飲料水兼用防火水槽 |
| ○食料・必需品の備蓄 | ○無線等の通信機器 |
| ○避難所開設のための資機材（文具、掲示板等） | ○除雪資機材 など |

④避難所の周知

ハザードマップ、町のホームページ等に避難所の位置を記載し、町民等への周知を図る。

また、非常持ち出し品等の避難方法等も合わせて記載し、知識の普及を図る。

(4) 災害の防止対策

①水害対策

河川の増水や氾濫による浸水被害を防止するために、河川整備を北海道開発局、北海道等に要請する。

また、大雨時に水防上警戒を要する箇所の警戒監視を行うための水防活動や資機材の確保等、水防体制の確立を図る。

②土砂災害対策

土砂災害の危険区域として指定されている急傾斜崩壊危険区域及び土石流危険渓流については、災害の未然防止のため北海道開発局及び北海道に防止工事等を要請する。

また、町民に対しハザードマップ等で危険箇所の周知を行うとともに、降雨時の警戒避難体制として、異常現象の報告や避難活動に関する周知・啓発を図る。

③火山災害対策

融雪型泥流の発生による被害の軽減を図るため、北海道開発局、北海道等に砂防ダム、流路工などの砂防施設の整備を要請する。

また、役場において火山噴火現象を監視し、緊急避難の対策に活用するために、監視カメラ、センサー等の機器及び情報の配信を北海道開発局、北海道に要請する。

さらに、監視カメラの映像やセンサー等の情報を監視する責任者を定め、緊急時の情報伝達体制等を確立する。

④地震災害対策

地震の揺れによる建物倒壊等を防止するための既存建築物の耐震診断、耐震補強等の促進、延焼を防ぐための不燃化の促進をするよう広報を行う。

⑤雪害対策

道路の除雪計画を策定するとともに、除雪資機材の確保や作業体制等の確立を図る。

また、市街地周辺には排雪場所の設置等を行い、道路交通を確保できるようにする。

2 情報伝達手段の確保

災害発生時や災害発生のおそれがあるとき、町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む）、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等の多様な伝達手段を活用し、町民や地域、事業所等へ情報を提供できるよう整備を推進する。

※資料編6-2：防災行政無線設置状況

3 消防力の強化

(1) 消防資機材等の整備

町及び上富良野消防署は、延焼火災に対応するために、市街地などに防火水槽や消火栓等、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防資機材・装備の高度化、近代化を進めます。資料編6-1：消防施設

(2) 消防体制の整備

町及び上富良野消防署は、消防職員の充実と資質の向上を図るとともに、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）に基づき、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

なお、消防団員は、自主防災組織の構成員であっても、その豊富な知識と高い技術力を災害時において活用するため、消防団活動を優先するものとする。

(3) 救急・救助体制の整備

高度救命処置用資機材、救助用機材の整備促進を行うとともに、救急隊員の資質向上や救急救命士の養成を行う。

また、医療機関や警察との連携の強化や住民の応急手当による救命効果の向上のため、救命講習会を実施するなど応急手当に関する知識の普及と啓発を行う。

4 火災の予防

(1) 住民への啓発活動

火災予防運動等にあわせて、ポスターや広報車等の広報活動によって住民の防火意識の高揚を図る。

また、住民会及び町内会（農事組合等）、事業所における初期消火訓練を通じて消火器の取り扱いの習熟や火災予防知識の習得を図るようにする。

(2) 予防査察

消防法等の規定に基づき、防火対象物の立ち入り検査及び所有者・管理者に対し安全指導等を行う。

また、防火管理者の選任と消防計画の作成を指導する。

(3) 林野火災への予防

一般入林者に対し、テレビ、ラジオ、ポスター等による火災予防の啓発、入林のための許可手続き、観光関係者による防火思想の啓発等を図る。

また、火災警報発令時の火入れの制限等の対策や林内事業者の予防措置等の活動を行い、林野火災の予防を図る。

5 地元企業の活用

町で災害が発生した場合、地元企業の機械力が復旧・復興への近道となる。このことから、平常時においては、地元企業が保有する機械力を維持する施策を推進する。

6 地域防災力の向上

町は、災害時において、地域で相互に協力し助け合うことができるよう、自主防災組織の設立を支援するとともに、訓練等を実施し、さらなる防災力の向上が図られるよう推進する。

また、町職員や消防職員の派遣や防災資機材を貸与するなど、各自主防災組織がより実践的な訓練を行えるよう環境整備に努める。

第3節 災害に強いひとづくりの推進

災害に強い人づくりを推進するためには、町民の防災力の向上を図り、町民一人ひとりが防災・減災に強い関心と高い意識を持つことが重要である。

■自助・共助・公助の役割

自 助 共 助	・日頃から、講演会や避難訓練等に参加するなど、防災に対する知識や意識を習得する。
公 助	・日頃から、職員及び町民、児童・生徒や教職員等の防災に対する知識や意識向上のため講習会等の実施、ハザードマップ等の配布などに努める。

1 職員及び町民の防災知識・意識の普及・啓発

(1) 職員に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、職員に対して防災に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

(2) 町民に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、災害時に、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、町民に対し、災害についての正しい知識、日頃の備え、防災対策等について、防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

なお、災害予測において、新たな知見が得られた場合には、ハザードマップ等を更新し住民、防災上重要な施設、事業所、観光施設等に配布する。

①普及・啓発内容

1. 災害に対する心得
2. 災害に関する一般知識
3. 非常用食糧、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
4. 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
5. 災害情報の正確な入手方法
6. 出火の防止及び初期消火の心得
7. 外出時における災害発生時の対処方法
8. 自動車運転時の心得
9. 救助・救護に関する事項
10. 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
11. 水道、電力、ガス、電話などの災害時の心得
12. 避難行動要支援者への配慮
13. 各防災関係機関が行う災害対策

②普及・啓発方法

1. テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットを利用した普及・啓発
2. 広報誌（紙）、広報車両を利用した普及・啓発
3. 映画、スライド、ビデオ等による普及・啓発
4. ハザードマップ、パンフレットの配布による普及・啓発
5. 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
6. 学校等における防災教育の実施
7. 地元消防団を活用した普及・啓発

■ハザードマップ及び防災パンフレット等の記載事項例

- 災害危険箇所
 - ・洪水水害：浸水想定区域
 - ・土砂災害：土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所
 - ・火山災害：降灰範囲、火碎流・火碎サージ・融雪型火山泥流予想到達範囲など
- 避難所、避難経路
- 災害履歴
- 災害時の非常持ち出し品、避難方法
- 家族の集合場所、連絡方法
- 避難生活時の心得
- 家庭内備蓄 など

2 学校等教育機関における防災知識・意識の普及・啓発

(1)児童・生徒等に対する防災知識の向上・防災の実践活動の習得

学校等においては、児童・生徒等に対し、災害の現象、予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進し、災害の伝承と自主的に適切な災害時の行動ができるようにする。

(2)教職員等に対する研修機会等の充実

児童・生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

(3)実態に応じた内容の実施

防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童・生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のもとのとして実施する。

(4)各種機会を活用した防災知識の普及

社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

なお、防災知識・意識の普及・啓発の時期については、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 防災体制の強化

■自助・共助・公助の役割

自 助 共 助	・災害時に迅速に行動できるように、「自分たちの地域は自分たちで守る」との精神に基づき、日頃から自主防災組織を結成するとともに、備蓄を行うなど日頃から備える。
公 助	・防災計画の見直し、災害時の行動マニュアル等を作成するとともに、関係機関との連携強化を図る。 ・災害発生時に地域で自主的に行動できるように、自主防災組織の結成及び活動に向けた支援を行う。

1 行政の防災体制強化

(1) 防災計画・マニュアルの整備

災害時に迅速かつ適切な災害対策ができるように、行政機構の改編に伴い、事務分掌等の体制の見直しを行う。また、災害時の行動マニュアル等を作成し、各担当で習熟を図る。

(2) 職員研修等の実施

災害の知識や行動力を向上させるため、職員研修等の機会に防災研修を実施する。

2 関係機関との連携強化

災害時に関係機関との連携を円滑にするため、定期的に防災会議を開催するとともに、連絡先、連絡責任者を明確にする。

また、応急復旧作業や食料・物資の調達等のため、公的機関や民間業者との協定を締結するなど連携を強化する。

さらに、融雪型泥流の発生等により、町内で被災者を収容することができない広域避難に備えて、近隣市町村への事前要請等の連携を強化する。

3 自主防災組織等の住民組織の育成・強化

(1) 自主防災組織の結成及び育成

町は、住民会及び町内会（農事組合等）、事業所等に対し自主防災組織の結成を働きかけるとともに、地域住民相互の緊密な連携のもと地域防災活動が行えるよう、その活動の活性化に努める。

また、町民は、自主防災組織に積極的に参加し、日頃からの防災活動並びに災害時の応急活動に可能な範囲で参加・協力するとともに、災害発生時の被害の軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」との精神に基づき、自主防災体制の確立を図る。

自主防災組織は、住民会及び町内会（農事組合等）を単位として結成し、自主防災活動のための啓発パンフレットの配布、自主防災組織の防災計画作成等の支援を行う。

また、自主防災組織のリーダー研修会等の人材育成を行う。

①自主防災組織の編成内容

自主防災組織の活動を効果的に行うため、組織内の役割分担を明確にするとともに、規模の大小、地域の実情に応じて編成する。

②自主防災組織の結成及び育成の支援

町は、住民会や町内会（農事組合等）を単位とする自主防災組織の結成及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

③自主防災組織活動に関する支援

町は、自主防災組織が訓練等で使用する防災資機材及び防災資機材保管庫を貸与する。

また、これらの防災資機材については災害時において使用するため、使用方法等の指導を行う。

自主防災組織の編成例と役割例（例 住民会・町内会等）

		災害時の役割	平常時の役割
本部	会長（本部長）	○災害活動等の指揮・調整等	●防災関係機関との連絡調整 ●任務分担、連絡網の作成 ●防災訓練の実施（各部共通） ●その他防災に関すること
	副会長（副本部長）	○本部長の補佐	
	防災部長	○活動班との調整、防災機関への連絡等	
活動班	情報連絡班	○災害・被害状況の把握、安否確認など	●危険箇所の把握、避難先の把握
	初期消火班	○出火防止の呼びかけ、初期消火	●安全点検の指導、水利の点検
	救出・救護班	○救出・救助、負傷者の応急手当など	●防災資機材の点検、救急講習の受講
	避難誘導班	○避難経路の安全確認、避難誘導など	●避難所の周知、要援護者の把握
	給食給水班	○救援物資の配布、飲料水の確保、炊き出しなど	●備蓄品の点検、給水拠点の把握

(2) 防災上重要な施設、事業所の自主防災活動の推進

学校、医療機関、社会福祉施設等の防災上重要な施設、事業所、観光施設等は、消防法等に基づいて従業員、観光客や入所者等の安全を図るために、自主防災組織を結成し、消防計画等を作成するとともに防災訓練や消防施設等の維持管理を行う。

(3) 自主防災組織の平常時の活動

自主防災組織の平常時の活動内容は以下の事項を基本とし、各自主防災組織の状況に応じて実施するものとする。

1. 防災知識の普及
2. 地域の安全点検
3. 地域住民並びに避難行動要支援者の把握
4. 防災資機材の整備・点検
5. 防災訓練の実施

①防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためにには、町民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切である。そのため、集会等を利用して防災講習会等を開催し、防災に対する正しい知識の普及を図る。

②地域の安全点検

災害時における被害拡大防止のため、地震や洪水等の災害時に避難の障害となることが予想される事項や火災等の危険箇所について、日頃から地域の安全点検を行って把握し、改善に努める。

③地域住民並びに避難行動要支援者の把握

災害時における避難支援等を円滑にするため、日頃から地域内におけるコミュニケーションの促進を図り、地域の避難行動要支援者の把握や支援者となり得る人材の確保に努めるとともに、訓練等を通して安全な避難支援等が行えるようにする。

④防災資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置を講ずることができるようになるため、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくとともに、これら資機材について日頃から点検し、また、使用方法の習得に努め、災害時に直ちに使用できるようにする。

⑤防災訓練の実施

災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようになるため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

(4) 自主防災組織の災害時の活動

自主防災組織は、災害発生時において組織員の安全が確保できる範囲において、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、以下の活動を実施し、被害拡大の防止に努めるものとする。

1. 被災情報の収集伝達、防災関係機関との連絡
2. 避難所運営本部への協力
3. 地区住民の安否確認、避難誘導
4. 出火防止の呼びかけ、初期消火
5. 負傷者の救出・救護・応急手当
6. 非常食等の救援物資の配布協力など

①災害時の身の安全の確保（自助）

災害発生時において、自主防災活動の第一の目標は、自助として自分の身を守ることである。

町民は、日頃から家庭内の安全確保に努め、災害発生時の身の安全と被害防止に努めなくてはならない。

②自主防災活動（共助）への参加

町民は、災害発生時には家族や地域と協力しあって、被害の拡大防止や軽減を図るために、可能な範囲で自主的な防災活動に努めるものとする。

また、災害時の活動を円滑に行うため、日頃から災害への備えを行い、地域活動への参画に努めなくてはならない。

③情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内で発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して上富良野災害対策本部へ報告する。

また、防災関係機関の提供する情報を地域内の町民に伝達して、不安の解消を図るとともに、的確な応急活動を実施する。

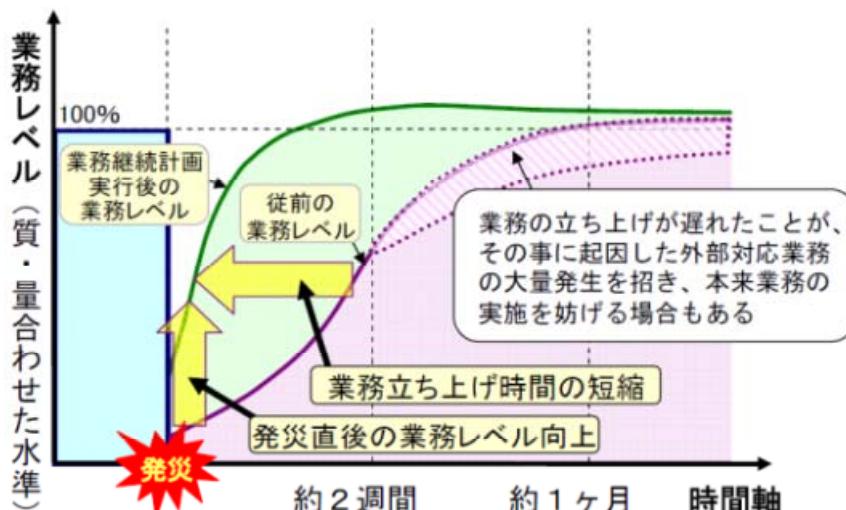
連絡手段	電話を基本とし、電話が使用出来ない場合、収容避難所等の防災行政無線等、使用可能な伝達手段を使用する
報告内容	地域における被害状況、負傷者の有無、安否情報、火災の発生状況等

4 行政及び事業所の事業継続

町及び事業者は災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努める。

(1) 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



業務継続計画の作成による業務改善のイメージ（北海道地域防災計画より）

(2) 業務継続計画（BCP）の策定

①町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努める。

②事業者

事業者は、事業の継続など災害時における企業の果たす役割を十分に認識し、優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

③庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食糧、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

5 避難体制の整備

(1) 町民等の避難体制の整備

町は、下記の避難計画の検討項目を明確にし、自主防災組織と連携して、災害を想定した避難計画を作成する。

■避難計画の検討項目

- 避難勧告・指示の基準の明確化（基準雨量等）
- 避難勧告・指示の伝達方法
- 避難所への誘導方法、消防等との連携方法
- 避難行動要支援者等の避難支援方法
- 避難所への職員の配置、避難所の開設方法
- 避難所開設に伴う運営方法 など

(2) 防災上重要な施設の避難体制の整備

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、避難所、避難誘導方法、避難行動要支援者の移動方法等を検討し、避難計画を作成する。

(3) 事業所、観光施設の避難体制の整備

各事業所、観光施設は、観光客、来客者及び従業員の安全を確保するため、町の指導及び連携のもとに避難誘導方法、避難経路及び避難所等を記載した避難計画を作成する。

6 応急活動のための体制強化

(1) 食糧・物資等の備蓄・調達・確保

①町の備蓄・調達体制の整備

町は、災害時において町民の生活を確保するため、災害発生当初に避難者等に食料・物資を供給するため非常食料、緊急的に必要な生活必需品、資機材等の備蓄を行うとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具等の整備に努める。

また、あらかじめ食料・物資等の供給業者と協定を結び、災害時の緊急的な物資の確保体制を確立する。

※資料編6-9：備蓄状況

■備蓄項目

- | | | |
|--------|---------|----------|
| ○非常食料 | ○水防資機材 | ○救助資機材 |
| ○除雪資機材 | ○給水搬送容器 | ○暖房設備 など |

②応急給水資機材の整備

町は、災害により水道施設が損壊し、供給が困難となった場合に速やかに応急給水活動を行えるよう給水タンクや給水袋の備蓄・更新等、応急給水資機材の整備に努める。

③災害時応援協定

町は、災害発生後早急に食糧その他の生活物資等の調達ができるよう、民間事業者等との支援協定の締結を推進する。

※資料編5-1：災害時応援協定締結事業者等一覧

④町民の家庭内備蓄と事業所単位での備蓄

町民は、災害時に食糧等の供給が滞った場合に備え、3日分程度の食糧及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等を備蓄するとともに、避難時の非常持ち出し等として、1日分程度の食糧品等を準備するよう努める。

【参考】非常時持出品及び備蓄品の目安（家庭用）

非常時持出品（一次持出品） 1日分程度	非常時備蓄品（二次持出品） 3日分程度
<ul style="list-style-type: none"> ・必需品（メガネ、コンタクトレンズ、入れ歯等） ・貴重品（現金、印鑑、保険証、免許証、通帳等） ・非常食、飲料水（1日分程度） ・ラジオ ・懐中電灯 ・毛布または寝袋 ・衣類（下着、ジャンパー、雨具、手袋等） ・常備薬（処方薬など7日分）、お薬手帳、救急セット ・スプーン、はし、カップ ・ヘルメット、安全帽等 ・ライター、マッチ ・ビニール袋 ・ナイフ、缶切り等 ・ホイッスル ・筆記用具、ノート ・ティッシュペーパー、トイレットペーパー ・個人として必要な物（ストーマ装具など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食（賞味期限の長いものを3日分程度） ・飲料水（1人1日30×3日分程度） ・洗面具（歯ブラシ、タオル、石けん等） ・使い捨て食器類 ・ガスコンロ、スペアガス ・予備乾電池 ・紙おむつ、ミルク等、（乳幼児がいる家庭の場合） ・大人用おむつ（必要な方が居る場合） ・消火器

事業所においては、従業員等の帰宅困難等に対応するため、3日分程度の食糧及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等を備蓄するよう努める。

【参考】非常時備蓄品の目安（事業所用）

事業所内備蓄品	
・非常食（賞味期限の長いものを3日分程度） ・飲料水（1人1日30×3日分程度） ・炊事用具、吸水タンク ・使い捨て食器類 ・医薬品、救急用品 ・毛布または寝袋 ・簡易トイレ ・ティッシュペーパー、トイレットペーパー	・石けん ・ラジオ、トランシーバー ・発電機、投光機 ・ストーブ ・救助、復旧資材（担架、工具セット、スコップ、ロープ等） ・防護資材（ビニールシート、ヘルメット、軍手等）

⑤備蓄等の啓発

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、3日分の食糧及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄や生活用水確保の啓発を広報誌等により行う。

(2) 応急医療活動体制

多数の負傷者が発生した場合に備え、町立病院及びその他の医療機関との間で、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の確保、後方医療機関への搬送等、応急医療活動体制の確立を図る。

(3) 避難行動要支援者対策

町は、居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又はその恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要な者を、避難行動要支援者とし、その把握に努め、災害対策基本法第49条の10及びその他の指針に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿の作成については、個人情報の保護に留意しながら、町の防災担当所管と福祉担当所管と連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に関わる関係者（以下避難支援等関係者）と協力し、支援体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の共有及び避難支援計画の策定に努めるとともに、避難行動要支援者の生命を災害から守るために必要な措置を実施するものとする。

避難行動要支援者名簿の作成に関して、災害対策基本法第49条の10から13の規定による名簿作成・名簿情報の利用及び提供、名簿情報の漏洩防止措置並びに避難支援等関係者の範囲等は次のとおりとするが、具体的な避難行動要支援者避難支援プランは別に要綱で定めるものとする。

①避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲

在宅で生活し、かつ次に掲げる者

ア) 高齢者

75歳以上の独居者及び75歳以上ののみの世帯の者

イ) 要介護認定者

介護保険の認定を受けているもの

ウ) 障害者

身体障害者手帳の1・2級、精神障害者保健福祉手帳の1級、療育手帳のAを保有する者

エ) 難病患者

- 特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者であり重症認定を受けている者
オ) 上記以外で町長が必要と認めた者

②避難行動者要支援者名簿情報

町は、避難行動要援護者に関する次の事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア) 氏名
- イ) 生年月日
- ウ) 性別
- エ) 住所又は居所
- オ) 電話番号その他連絡先
- カ) 避難支援等を必要とする事由
- キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

上記の事項を確認するため、内部で保有する個人情報を災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき利用するものは次のとおりとする。

また、内部で保有していない情報に関して必要なものは、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき名簿の作成に必要があるときは、北海道知事及びその他の者に対して、要配慮者に関する情報を求めるものとする。

- ケ) 住民基本台帳
- コ) 介護保険認定者データ
- サ) 障害者手帳交付台帳
- シ) 高齢者台帳データ

③避難支援等関係者

町は、平常時において関係者に対し、避難行動要援護者名簿情報を提供することができる。ただし、名簿情報を提供することについて、災害対策基本法第49条の11第2項に基づくものとする。

関係者になる者は、次に掲げる団体及び個人とする。

- ア) 富良野広域連合消防及び上富良野消防署
- イ) 富良野警察署
- ウ) 上富良野町民生児童委員協議会委員
- エ) 上富良野町社会福祉協議会
- オ) 上富良野町の住民で組織する自主防災組織及び住民会
- カ) その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

④名簿の更新

町は、避難行動要支援者名簿を年1回更新する。住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の交付があった場合は隨時行い、最新の状態に保つものとする。

⑤名簿提供における情報漏洩の防止

町は、避難行動要支援者名簿の取り扱いについて、関係職員に及び関係者への指導・啓発を行い、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう次の措置を講じるものとする。

- ア) 避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務罰則が課せられていることを説明する。
- ウ) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること。
- エ) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

⑥従前の災害時要援護者名簿の取り扱いについて

この避難行動要支援者名簿作成以前に作成された災害時要援護者名簿について、その用途及び名簿情報が同様の場合はその事項を引き継ぐものとし、名簿の作成方法等についてはこの対策と同様に位置づける。

(4) ボランティアへの対応

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害時にみられるように、多くのボランティアが避難所での炊き出し、物資の仕分け、配布など救援活動に駆けつけ、その活動は被災者の心身及び生活の安定、再建などに大きな力を發揮する。

本町では、災害時にボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティアと行政との間の信頼関係を確立し、連携協力の体制づくりを推進する。

①ボランティアの活動分野

ボランティアの活動は、被災者の安否確認、避難者の生活支援、医療・看護活動、高齢者等の介護など広い範囲に及び、専門的な知識や技術、経験などが必要となる分野もあることから、その受け入れにあたってはボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮する。

なお、災害時のボランティアは「専門的ボランティア」と「一般的ボランティア」に区分する。

項目	専門的ボランティア	一般的ボランティア
ボランティアの活動分野	1. 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師等の医療関係従事者 2. 建築物の応急危険度判定士 3. 通訳（外国語、手話）、翻訳 4. 被災者への心理治療 5. 高齢者、障がい者等の看護 6. アマチュア無線技師等 7. その他専門的知識・技能を要する活動等	1. 避難所の運営への協力 2. 炊き出し、食糧等の配布 3. 救援物資や支援物資等の仕分け・配給 4. 高齢者、障がい者等要支援者の介護 5. 清掃及び防疫 6. 安否確認、生活情報の収集・伝達 7. その他災害応急対策事務の補助並びに被災地における軽作業

②防災ボランティアの受け入れ

町は、上富良野町社会福祉協議会及び関係機関と連携し、発災後ボランティア活動を行う団体等

との連絡調整に対応するため、ボランティアの対応窓口を設置する。

ボランティアの受付は、上富良野町社会福祉協議会内で行うこととし、上富良野町社会福祉協議会が定める受付カードにより行うこととする。

③ボランティアが活動しやすい環境の確保

町は、ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、的確な情報及び活動場所を提供する。

a) ボランティア需要の把握及びボランティアへの情報提供

町は、町が行う応急活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者からのニーズ等を把握し、被災地の状況等とあわせて的確な情報を提供する。

b) 活動拠点の提供

町は、ボランティアから活動拠点に関する要望があったときは、速やかに町の公共施設等をボランティア活動拠点として提供するとともに、町及びボランティア双方の活動が円滑に実施されるよう調整する。

c) ボランティア活動保険

災害発生後、町民がボランティアとして災害拠点等で安心して、炊き出し、物資の仕分け、災害援護活動を行うためには、事故が発生した場合の保障制度が必要である。

このため、上富良野町社会福祉協議会は、ボランティアに対しボランティア活動保険の加入を勧めるとともにその受付を行うこととする。

ボランティアの活動拠点

項目	内容・条件等	対象施設
ボランティア活動拠点	1. ボランティアがミーティングや作業等に自由に活用できる場所 2. ボランティア希望者の受付、被災者からのニーズ等とのコーディネート 3. 活動への支援として、電話、ファックス等の通信機器、コピー機、事務用品の貸し出し	

(5) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する必要がある。

そのため、災害関係業務従事者の防災に関する知識及び技能の向上と町民に対する防災知識の普及を図り、災害応急対策を円滑に実施することを目的として、定期的に防災訓練を行う。

防災訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練並びに避難所運営訓練がある。訓練としては、通常次のようなものが考えられるが、地域の特性を考慮した訓練とする。

①個別訓練

地域の特性を考慮し、概ね次のような訓練を実施する。

I. 共通編 第3章 災害に強いまちづくり・ひとづくり

情報収集伝達訓練	防災関係機関から情報を正確かつ迅速に町民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。
消火訓練	火災の拡大・延焼を防ぐため、消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。
救出・救護訓練	町が貸与している防災資機材を使用して、家屋の倒壊等により下敷きとなった者の救出や搬送方法を習得する。
救急応急処置訓練	災害時に負傷した場合を想定し、身の回りの用具を使用した止血や骨折の手当並びにAEDを使用した心肺蘇生法の方法を習得する。
防災運動会	住民会及び町内会（農事組合等）が行っている運動会等に、担架搬送リレーやバケツリレーなどの競技を取り入れた訓練を体験する

②発災対応型訓練（総合訓練）

災害の発生により、町内に大きな被害が生じたことを想定し、住民会・町内会（農事組合等）や事業所等、地域が主体となり、総合的な災害対応の訓練を実施する。その訓練項目は、概ね次のとおりとする。

1. 避難誘導訓練
2. 情報収集伝達訓練
3. 初期消火訓練
4. 救出・救護訓練
5. 給食給水訓練
6. 避難行動要支援者支援訓練

③避難所運営訓練

大規模災害が発生した場合は、避難所には多くの避難者が押し寄せ、混乱が予想される。

災害時の避難所等の円滑な運営を図るため、各自主防災組織は、町民、町職員及び施設管理者等が一体となって実施する避難所運営訓練に、積極的に参画するものとする。

また、各地区における避難所運営訓練については、想定されている災害や地域特性を参考にし、創意工夫して実施しなければならない。

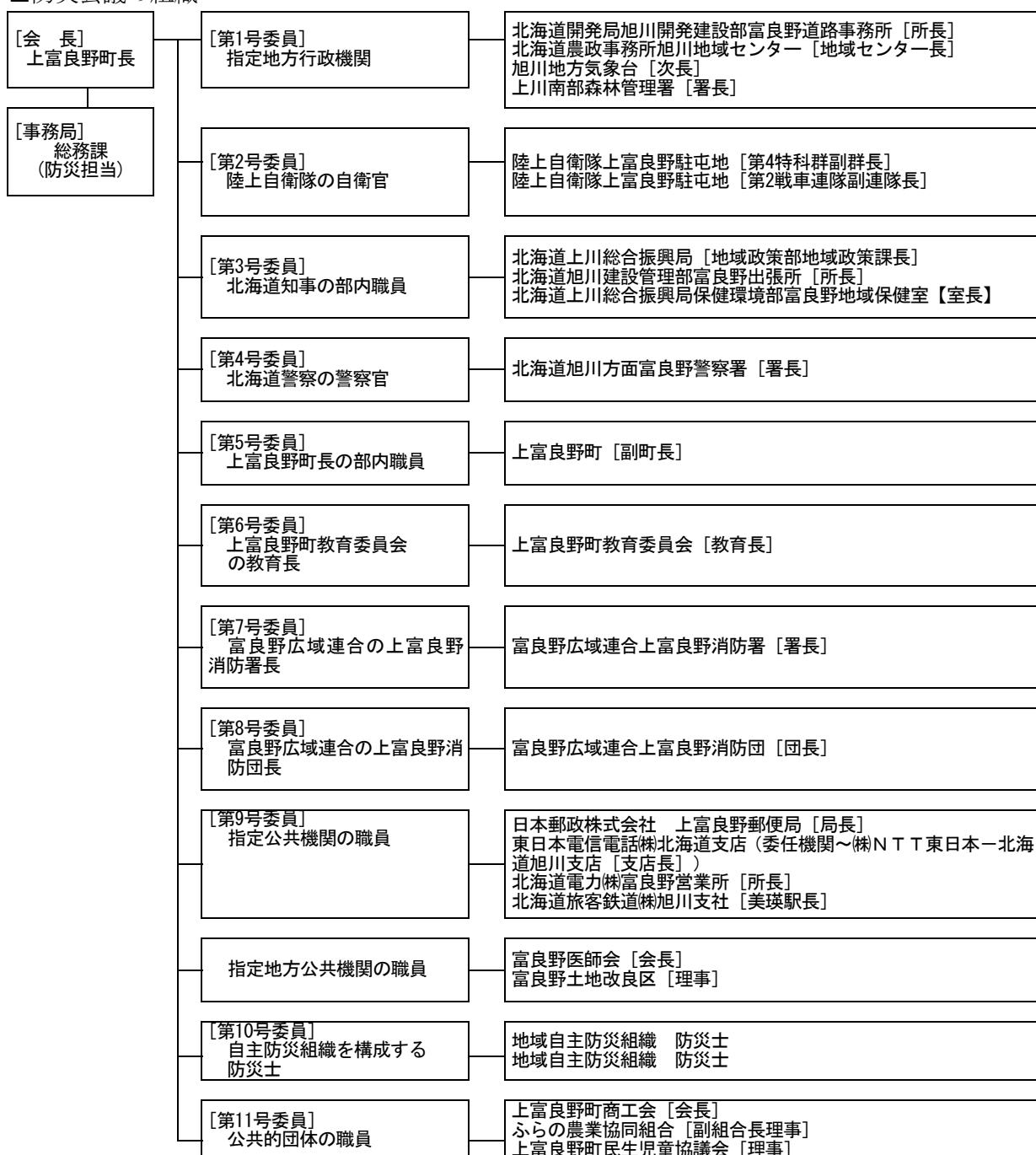
第4章 防災組織

第1節 防災会議

1 組織

上富良野町防災会議は、上富良野町防災会議条例に基づいて、町長を会長とし、同条例に規定する者を委員として組織するものである。その所掌事務は、防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互間の連携を図る。

■防災会議の組織



2 運営

防災会議の運営は、上富良野町防災会議条例及び上富良野町防災会議運営規程の定めるところによる。

※資料編1-1：上富良野町防災会議条例

※資料編1-2：上富良野町防災会議運営規程

第2節 災害対策本部

1 組織

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置するものである。

上富良野町災害対策本部の組織は、町長を本部長として、各部から構成される。

※資料編4-2：上富良野町災害対策本部の組織

2 災害対策本部の設置

災害対策本部は、上富良野町災害対策本部条例（昭和37年上富良野町条例第29号）の規定により町長が設置する。

設置基準は、次の各号の一に該当し、町長が必要と認めたときに設置する。

- 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき
- 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき
- 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく気象、地象若しくは水象に関する情報又は警報を受け、非常配備体制の必要が認められたとき

※資料編1-3：上富良野町災害対策本部条例

3 運営

(1) 本部の指揮

本部の指揮は、本部長（町長）がとる。副本部長（副町長）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(2) 本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長及び本部付及び各対策部長、部付で組織し、災害対策の基本的な事項について協議する。

1. 本部会議は、本部長が必要と認めたとき開催する。
2. 各対策部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出する。
3. 本部長は、会議の構成員のほか必要と認める者を会議に出席させ、又はこれらの一部をもって会議を開くことができる。
4. 各対策部長は、必要により班長又は班員を伴って会議に出席することができる。
5. 各対策部長において本部会議の召集を必要とするときは、総括対策部にその旨を申し出る。

(3) 本部会議の協議事項

1. 本部の配備体制の決定並びにその切替及び廃止に関すること。
2. 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
3. 関係機関に対する応援の要請に関すること。
4. その他災害対策に関する重要事項に関すること。

(4) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち本部長又は各本部員が職員に周知する必要があると認めた事項については、速やかにその徹底を図る。

4 本部の所掌事務

本部の所掌事務は、上富良野町災害対策本部の事務分掌のとおりとする。

※資料編4-3：上富良野町災害対策本部事務分掌

5 本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を廃止する。

6 本部設置・廃止の通知公表

災害対策本部を設置又は廃止したときは、知事（総合振興局長）並びに富良野広域連合上富良野消防署、関係機関、報道機関等に通知するとともに、町民に公表する。

7 本部及び本部職員の標識

災害対策本部を設置したときは、表示板を役場庁舎正面玄関に掲示する。

また、災害対策に従事する本部職員は、腕章を着用する。

第3節 情報連絡本部

1 情報連絡本部の設置

副町長は、災害・事故等の第1報を入手し、災害対策本部を設置する必要がない場合は、情報連絡本部を設置する。

■情報連絡本部の役割

- 災害情報の収集
- 関係機関との連絡・調整
- 災害危険箇所の警戒巡視
- 所管施設の警戒巡視及び予防措置
- 軽微な被害への応急対策
- 町民への災害広報

2 運営

情報連絡本部は、災害対策本部の組織を準用する。

総務課長は、災害等の情報を収集するとともに、災害状況にあわせて必要な対策部を動員し応急対策にあたる。

3 災害対策本部への移行

総務課長は、災害が拡大したとき、又はそのおそれがあるときは、町長に災害対策本部の設置を諮る。

第4節 防災関係機関

災害時における応急対策活動には本部長指揮下の町の職員が当たるものであるが、人員、資材等の不足その他の理由により必要があるときは、本部長は、本計画の定めるところにより、自衛隊、道、道内市町村、警察、消防、その他の防災会議構成機関、上富良野町建設業協会、住民組織等に協力を要請して、応急対策活動に万全を期するものとする。

1 自衛隊に対する協力要請

災害に際し、人命または財産保護のため必要がある場合に、知事（総合振興局長）に対し、災害対策基本法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）及び自衛隊法第83条（災害派遣）の規定により自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。

(1) 派遣要請基準

自衛隊への災害派遣要請は、天災地変その他の災害に際して、応急対策の実施が町の組織等を動員しても不可能または困難であり、人命または財産を保護するためには自衛隊の出動が必要であると認められる場合に行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

■自衛隊派遣要請基準

1. 人命救助・財産の保護のため応援を必要とするとき。
2. 災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
3. 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
4. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
5. 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
6. 応急措置のため医療、防疫、給水、炊き出し、入浴、通信等に応援を必要とするとき。

(2) 派遣要請要領

災害に際し、人命または財産保護のため必要がある場合に、本部長が知事（総合振興局長）に対し、自衛隊法第83条の規定により自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

①要請手続

本部長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした派遣要請書をもって知事（総合振興局長）に依頼する。

また、緊急を要する場合は、口答または電話等により依頼し、その後速やかに派遣要請書をもつて提出するものとする。

※資料編7-1：自衛隊派遣要請書

※資料編7-3：配置人員報告書

■災害派遣要請手続き

提出（連絡）先	上川総合振興局地域政策部地域政策課 TEL 0166(46)5918 FAX 0166(46)5204 防災無線 6-550-2191
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	1. 災害の状況及び自衛隊の派遣を要請する事由 2. 派遣を希望する期間 3. 派遣を希望する区域及び活動内容 4. 派遣部隊が展開できる場所 5. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

■自衛隊連絡先

部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
上富良野駐屯地司令 (第4特科群長)	群第3科	上富良野町南町4丁目	0167-45-3101 内線 230（当直 301）

②上川総合振興局長に依頼するいとまがない場合の措置

本部長は、人命の緊急救助に関し、知事（総合振興局長）に依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により知事（総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接部隊の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに知事（総合振興局長）に連絡し上記の手続きを行うものとする。

(3)受入体制

①受け入れ時の留意点

自衛隊派遣が決定した場合、町は次の点に留意して部隊の任務が十分に達成できるよう努める。

- 1. 自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、応急復旧に必要な機材等を町で準備する。
- 2. 自衛隊の活動に対して付近住民の積極的な協力を得るよう配慮する。

②派遣部隊の野営、車両の駐車場及び資機材置場等の拠点地及び宿泊施設の準備

派遣部隊の野営、車両の駐車場及び資機材置場、ヘリポート等の拠点地を町が提供する。

また、町は宿泊施設等を上富良野駐屯地に要請する。なお、災害派遣部隊の宿泊は原則として自衛隊駐屯地または天幕露営とし、給食についても自ら実施する。

③作業計画の立案

町は応援を求める作業の内容、所要人員、資機材の確保等について作業計画を立案する。

(4)派遣部隊との連携

①作業計画等の協議

派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、適切な役割分担の調整等を行い、円滑な活動が行われるように調整する。

②連絡体制の確立

派遣部隊と連絡体制を確保するため、災害対策本部に連絡員の派遣を求める。

(5) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

- | | |
|--------------|--------------|
| ○被害状況の把握 | ○避難の援助 |
| ○遭難者の捜索活動 | ○水防活動 |
| ○消防活動 | ○道路又は水路の啓開 |
| ○応急医療、救護及び防疫 | ○人員及び物資の緊急輸送 |
| ○炊飯及び給水 | ○物資の無償貸与又は貸与 |
| ○危険物の保安及び除去 | ○その他 |

(6) 自衛隊の自主派遣

自衛隊において、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事（総合振興局長）の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- | |
|--|
| ○関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること |
| ○知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること |
| ○航空機事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること |
| ○その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまないと認められること |

(7) 経費

次の費用は、上富良野町が負担する。その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

■上富良野町の負担経費

1. 資材費及び機器借上料
2. 電話料及びその施設費
3. 電気料
4. 水道料
5. 済取料

(8) 撤収要請

本部長は、災害の救助活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合または作業が復旧の段階にはいった場合は、撤収要請書により速やかに知事（総合振興局長）に自衛隊撤収要請の連絡を行う。

※資料編7-2：自衛隊撤収要請書

2 警察に対する協力要請

(1) 要請事項

警察に対して、主に次の事項につき協力を要請する。

- 1. 災害情報の収集
- 2. 被害者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護及び死体の捜索、収容等

(2) 協力要請の方法

警察に対する協力要請は、旭川方面富良野警察署長を経て、北海道警察本部長に対して行うものとする。

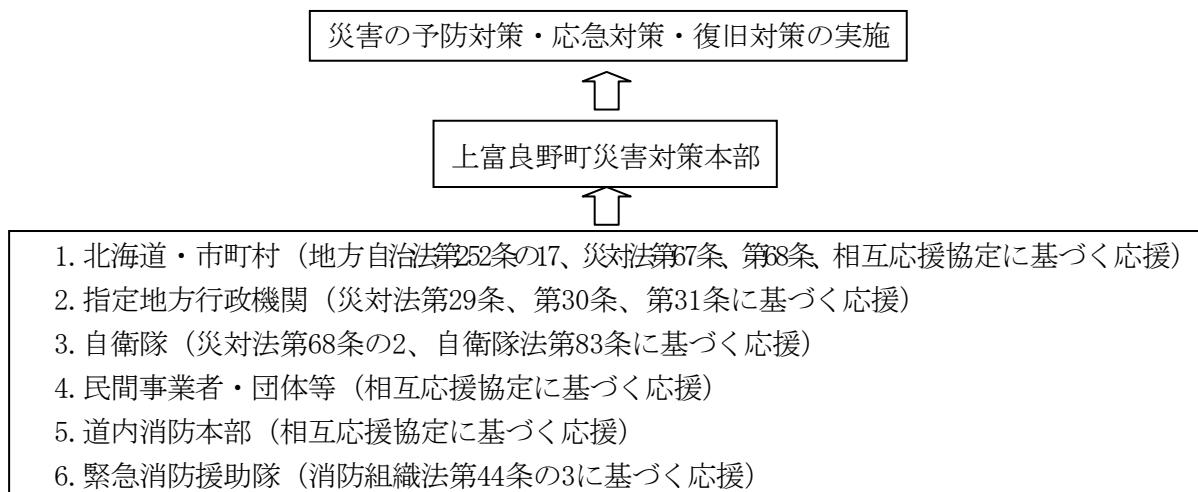
(3) 水防法に基づく協力要請

警察への協力要請は、上記に定めるところによるもののほか、水防管理者または消防機関の長が協力要請を求めるときの水防法に規定されている事項は、次のとおりである。

警戒区域の監視	水防法 第21条第2項
警察官の出動	水防法 第22条
警察通信施設の利用	水防法 第27条第2項

3 広域応援要請

町は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、防災関係機関、民間団体等に対し、相互応援協定に基づく応援要請をするものとする。(広域応援体制図)



広域応援体制図

(1) 道に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第68条の規定に基づき道に対し応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

①応援、職員の派遣・斡旋要請

知事（総合振興局長）に対し、応援の要請又は職員派遣・斡旋の要請を行う。

■道への応援要請手続き

要請先	上川総合振興局地域政策部地域政策課 TEL 0166(46)5918 FAX 0166(46)5204 防災無線6-550-2191	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要請	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名、数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所・活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	災害対策基本法第68条
職員派遣 ・ 斡旋要請	<input type="checkbox"/> 派遣を要請・斡旋を求める理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 斡旋：災害対策基本法第30条 地方自治法252条

②消防防災ヘリコプターの要請

ヘリコプターによる傷病者の搬送、行方不明者の捜索、物資の輸送等が必要なときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

■消防防災ヘリコプターの要請手続き

提出（連絡）先	本庁総務部危機対策局危機対策課防災航空室 TEL011(782)3233 FAX011(782)3234 防災無線
連絡方法	電話、無線（速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票をファクシミリで提出）
要請事項	<input type="checkbox"/> 災害の種類 <input type="checkbox"/> 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 <input type="checkbox"/> 災害現場の気象状況 <input type="checkbox"/> 災害現場の最高指揮者の職・指名及び災害現場との連絡方法 <input type="checkbox"/> 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 <input type="checkbox"/> 応援に要する資機材の品目及び数量 <input type="checkbox"/> その他必要な事項

※資料編5-2：北海道消防防災ヘリコプター応援協定

※資料編7-4：消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(2)他市町村に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に基づき、他市町村に対し応援を求める。

また、町が締結している「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき速やかに応援要請する。

I. 共通編 第4章 防災組織

さらに、自治体間で締結している「災害時における相互応援に関する協定」に基づき速やかに応援要請する。

①要請方法

道内の市町村への要請が必要な場合、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（平成9年11月5日締結）」に基づき、知事（総合振興局長）又は市町村の長に対して応援の要請を行う。

■市町村への要請手続き

連絡先	上川総合振興局（地域政策部地域政策課）又は要請先市町村
連絡方法	電話、無線（事後文書送付）
要請事項	<ul style="list-style-type: none">○被害の種類及び状況○品名、数量等○車両の種類、規格及び台数○職員の職種別人員○応援の場所及び応援場所への経路○応援の期間○応援の実施に関し、必要な事項

※資料編5-2：災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

②応援の種類

応援の種類は、次のとおりである。

■市町村の応援の種類

- 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋
- 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- 災害応急活動に必要な職員の派遣
- 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- 特に要請のあった事項

※資料編5-2：災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

(3) 指定地方行政機関に対する応援要請

災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、災対法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、災対法第30条の規定に基づき、道に対し職員の派遣について斡旋を求める。

(4) 上富良野消防署

大規模災害が発生し、富良野広域連合内の消防機関では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他市町等の長に対し、消防の広域応援を要請する。

また、知事は、災害の状況に応じて緊急消防援助隊の応援を要請する。

※資料編5-2：北海道広域消防相互応援協定

(5) 民間事業者・団体等との災害時における相互応援協定に基づく応援要請

災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、相互応援協定に基づき、民間事業者や団体に対し応援を求める。

※資料編5-1：災害時応援協定締結事業者等一覧

4 その他の防災会議構成機関に対する協力要請

主に消防、水防、防疫、その他の応急活動に必要な資料、技術、労力または資材の提供につき防災会議構成機関に協力を要請するものとする。

5 自主防災組織等への協力要請

災害対策本部の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合は、自主防災組織並びに住民会及び町内会（農事組合等）の組織、赤十字奉仕団、民生委員・児童委員等に協力を要請する。

①協力の要請

災害の程度により各対策部が住民組織等の協力を必要とするときは次の事項を示し、対策本部を通じ要請するものとする。

1. 応援を必要とする理由
2. 作業の内容
3. 所要人員
4. 応援を要請する期間
5. 集合並びに従事場所

②活動内容

活動内容は次のとおりとし、作業の種別により団体の性格及び目的を考慮して、適宜協力を求めること。ただし、作業は原則として各団体の地区内とする。

1. 地区内の被害状況調査
2. 避難行動要支援者の安否確認
3. 避難所での奉仕（避難所に収容された被災者の世話などにあたる。）
4. 被災者のための炊き出し
5. 救援物資の整理及び輸送並びに配分
6. 被災者への飲料水の供給
7. 被災者への医療、助産への協力
8. 防疫、清掃奉仕
9. その他災害応急措置の応援

第5節 配備体制

配備体制は、警戒配備から第3非常配備までの4段階とする。本部長は状況に応じて必要な配備体制をしく。なお、配備対象者は、各課別に定める。

■配備基準

体制		配備の基準			配備の内容
		火山災害	風水害等	地震災害	
情報連絡本部	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○十勝岳に関する噴火予報が発表されたとき ○火山活動が活発化するなどの情報を入手したとき ○異常な火山現象発生があった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○上富良野町に注意報(風雪、強風、大雨、洪水、大雪、なだれ)が発表され災害が発生する可能性がある場合 ○大規模事故災害が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○町域に震度4~5弱の地震が発生したとき(自動参集) 	災害情報の収集連絡のため、少数人員をもって当たるもので、状況により次体制に円滑に移行できる体制
災害対策本部	第1非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○異常な火山現象により災害の発生が予想されその対策の必要があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○上富良野町に警報(暴風雪、暴風、大雨、洪水、大雪)が発表されたとき ○局地的な災害発生が予想される場合又は災害が発生したとき ○大規模事故により住民対策が必要なとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○町域に震度5強の地震が発生したとき(自動参集) 	関係対策部の所要人員をもって災害警戒及び災害の発生とともに応急対策が開始できる体制
	第2非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○避難が長期化し避難者への継続的な支援が必要なとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○町域の広範囲にわたって災害が発生したとき又は発生が予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○町域に震度6弱の地震が発生したとき(自動参集) ○地震による被害が発生したとき 	災害対策本部の多数の人員をもって対応にあたる体制
	第3非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○十勝岳に関する噴火警報が発表されたとき ○融雪型泥流危険区域等の住民避難が必要とされるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○上富良野町を含む地域に特別警報が発表された場合(自動参集) ○町全域にわたる災害が発生したとき又は発生が予想されるとき ○重大な被害が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○町域に震度6強以上の地震が発生したとき(自動参集) ○地震による重大な被害が発生したとき 	災害対策本部の全職員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができるよう待機又は出動して災害応急出動に従事する体制

※災害の規模及び特性に応じ、上記基準によらず、臨機応変の配備体制を整えるものとし、本部長が必要と認めたときは各配備体制を取ることができる。

第6節 火山防災会議協議会

1 十勝岳火山防災会議協議会

(1) 組織

十勝岳火山防災会議協議会は、十勝岳災害における情報連絡及び総合調整を目的に平成2年に設置されたものである。十勝岳火山防災会議協議会を構成する機関は次のとおりである。

■十勝岳防災連絡協議会の構成機関

会長	上川総合振興局長
構成機関	上川総合振興局、上富良野町、美瑛町、札幌管区気象台、旭川地方気象台、旭川開発建設部、上川総合振興局旭川建設管理部、上川中部森林管理署、上川南部森林管理署、上川総合振興局保健環境部（保健行政室・富良野地域保健室）、旭川東警察署、富良野警察署、大雪消防組合、富良野広域連合富良野消防署、北海道電力富良野営業所、NTT 東日本北海道旭川支店、

※資料編1-5：十勝岳火山防災会議協議会規約

(2) 所掌事務

十勝岳火山防災会議協議会の所掌事務は、次のとおりである。

1. 十勝岳の火山現象に関する情報の収集と相互の連絡
2. 十勝岳火山災害に係る応急対応策等の連絡調整
3. 十勝岳の噴火を想定した訓練及び町民に対する防災知識の普及に関すること
4. その他協議会が必要と認める事項

第7節 住民組織

1 住民への応援要請

本部長は、災害対策について災害対策基本法第7条の趣旨により、町内の住民組織の協力を要請する。

要請する業務は、概ね次のとおりである。

1. 災害情報の収集及び伝達の応援に関すること。
2. 被害状況の調査及び報告の応援に関すること。
3. 飲料水・生活必需品の供給及び救援物資の配分応援に関すること。
4. 危険箇所の監視・警戒応援に関すること。
5. 警報の周知及び避難誘導の応援に関すること。
6. 人命・家畜・財産の救助搬出応援に関すること。
7. 築堤の補強・あふれた水の排除など応急作業の応援に関すること。
8. 避難所内における介護及び炊き出し応援に関すること。

2 住民組織への連絡

災害情報等を町民に連絡する場合は、広報車及び防災情報無線の他、住民会長を通じて行う。

第5章 災害情報

■自助・共助・公助の役割

自 助 共 助	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報や災害情報の種類や情報取得の方法を知り、日頃から気象などに关心を持って災害に備える。 ・異常現象等の災害の予兆について知り、異常現象を発見したときは、自分の身を守る行動をとるとともに、防災関係機関に迅速に通報する。
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関は、日頃から通信機器を整備する。 ・関係機関との情報連絡を密にして、注意報や警報、災害情報等を迅速に共有し、連携して情報提供を行う。 ・災害のおそれがあるときは、迅速かつ的確に避難勧告・指示を発令し、町民の安全確保を図る。

第1節 気象情報等の伝達

気象等に関する注意報、警報等の発表、伝達等は以下の規定により行う。

■規定

1. 気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）
2. 水防法（昭和24年6月4日法律第193号）
3. 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

1 気象情報等の伝達方法

(1) 気象注意報及び洪水予報、水防警報等の伝達

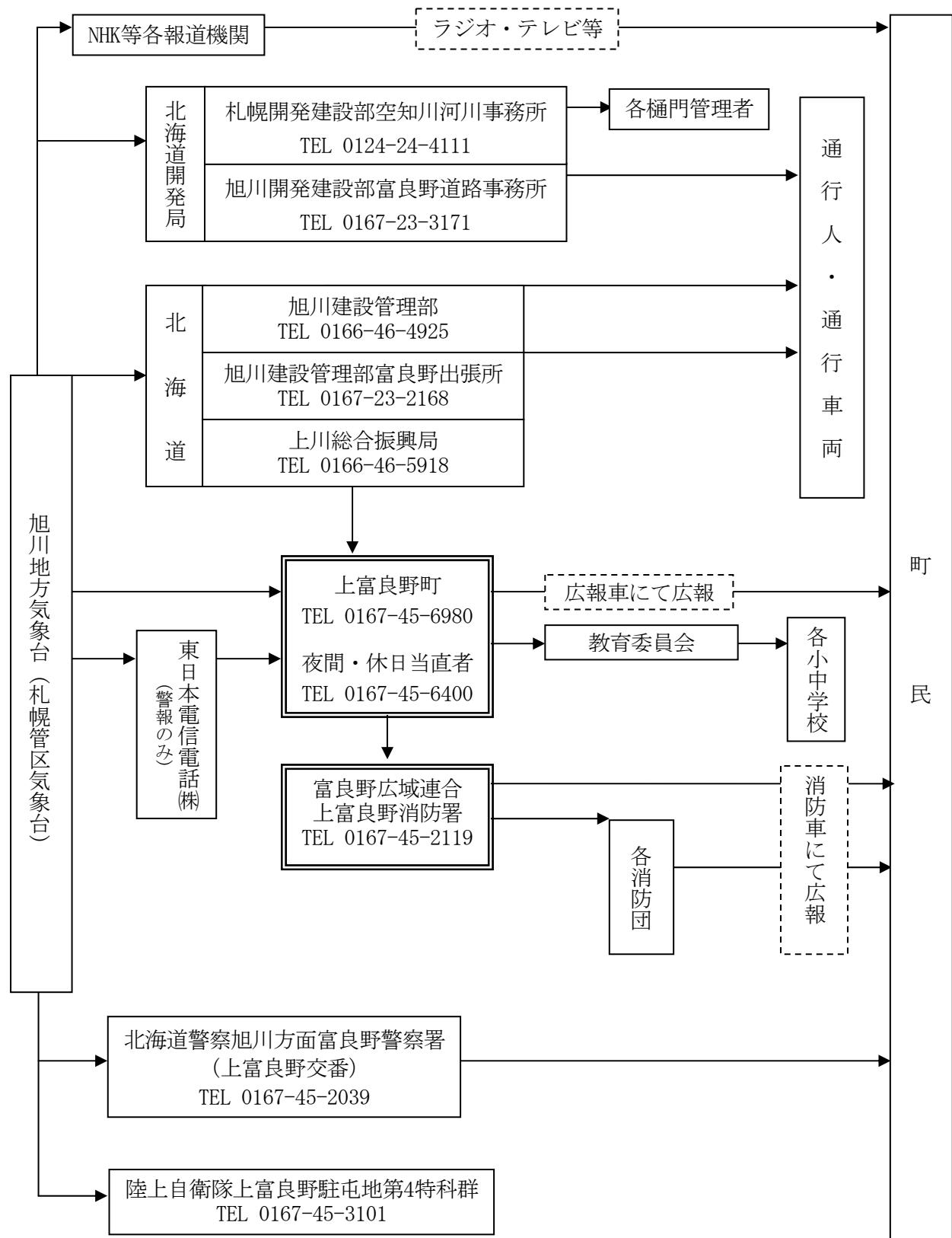
町は、気象警報、注意報及び気象情報の通報を受けたときは、次に示す気象予警報等伝達系統図により関係機関等に連絡しなければならない。

また、水防活動用気象警報等を除く水防警報等については、II. 水害・土砂災害対策編 第2章 第3節に示す伝達系統により関係機関等に連絡するものとする。

ただし、状況により連絡の必要がないと判断されたときは、情報の全部または一部について連絡を省略できるものとする。

(2) 火災に関する警報の伝達

火災に関する警報については、本計画のほか、富良野広域連合消防計画に定めるところにより処理する。



気象予警報等伝達系統図

第2節 警報、注意報等の種類及び発表基準

1 気象に関する警報及び注意報

(1) 上富良野町の気象予報区

予報区	上川・留萌地方
一次細分区域	上川地方
市町村等をまとめた地域	上川南部

(2) 気象警報及び注意報の種類と発表基準

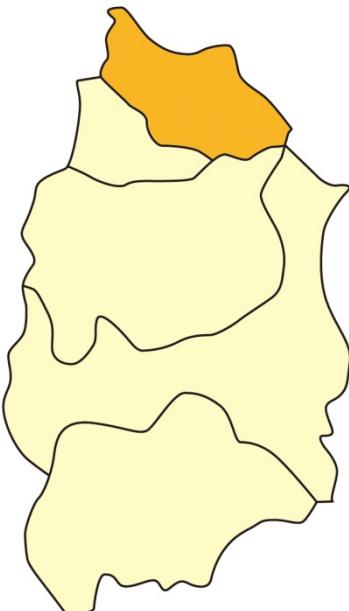
発表の種類		発表基準	
特別警報		48時間降水量 206mm、3時間降水量 98mm	
警報	大雨	浸水害 雨量基準	1時間雨量 50mm
	大雨	土砂災害 土壤雨量指数基準	土壤雨量指数基準に到達 ※122
	洪水	流域雨量指数基準	流域雨量指数基準に到達 ※富良野川流域=16 ※ヌッカクシ富良野川流域=11 ※ベベルイ川流域=8
	暴風	平均風速	16m/s
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量 30mm
		土壤雨量指数基準	土壤雨量指数基準に到達 ※96
	洪水	流域雨量指数基準	流域雨量指数基準に到達 ※富良野川流域=13 ※ヌッカクシ富良野川流域=6 ※ベベルイ川流域=6
		平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	融雪		60mm 以上: 24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計
	濃霧	視程	200m
	乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%
	なだれ		①24時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5°C 以上
	低温	4月～6月 8月中旬～10月	(平均気温) 平年より 6°C 以上低い
		7月～8月上旬	(気温) 14°C 以下が 12 時間以上継続
		11月～3月	(最低気温) 平年より 12°C 以上低い
	霜		最低気温 3°C 以下
	着雪		気温 0°C くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm

■記録的短時間大雨情報

数年に一度しか起こらないような猛烈な雨を観測したときに、災害の発生につながる稀な激しい降雨の状態であることを周知するための情報であり、上川地方は1時間に90ミリ以上のときに旭川地方気象台が発表する。

■土砂災害警戒情報

大雨警報を発表中で、土石流やがけ崩れの危険性が高まった時に、上富良野町が防災活動避難勧告等を検討する際の判断の参考や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、旭川地方気象台と旭川建設管理部が共同で発表する。

上川総合振興局土砂災害警戒情報	
[警戒対象地域] 上富良野町	平成25年〇月〇日 〇〇時〇〇分 旭川建設管理部 旭川地方気象台 共同発表
<p>[警戒分]</p> <p>上富良野町では、今後2時間以内に、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒して下さい。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は多くところで50ミリです。</p> 	
■ 警戒対象地域	
問い合せ先 0000-00-0000 () 000-000-000 ()	

(3) 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

(4) 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

2 火災に関する情報

旭川地方気象台は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき、次のような気象状況のとき、火災気象通報の発表及び終了の通報を上川総合振興局長に通報する。

町長は、上川総合振興局長から、この通報を受けたとき、消防法第22条第2項による通報を受けたときまたは消防法第22条第3項による気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

○実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下の場合 若しくは平均風速10m/s以上が予想される場合
ただし、平均風速が内陸で10m/s以上であっても降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

■火災通報の基準

○実効湿度67%以下にして、最小湿度35%以下となり最大風速8m/s以上のとき

なお、火災警報を発令したときは、消防署長は消防法施行規則第34条の規定による火災警報信号により、町民に周知徹底しなければならない。

種別	火災警報信号	
	火災警報発令信号	火災警報解除信号
打鐘	1点と4点との班打 	1点2個と2点との班打
余韻防止サイレン信号	約30秒 	約10秒 約3秒 約1分
備考	発令信号は2回継続吹鳴し、解除信号は1回とする。 火災警報発令信号は、署、各分団のサイレンを吹鳴する。	

第3節 災害情報等の共有

1 災害情報等の通信手段

(1) 町と各防災関係機関との通信手段

機 関 名	連 絡 方 法
町 ⇄ 北海道（上川総合振興局）	一般加入電話 衛星携帯電話 北海道総合行政情報ネットワーク
町 ⇄ 上富良野消防署	一般加入電話 北海道総合行政情報ネットワーク 衛星携帯電話 町防災行政無線
町 ⇄ 富良野警察署	一般加入電話 衛星携帯電話
町 ⇄ 各自主防災組織	一般加入電話 町防災行政無線（避難所）
上富良野消防署 ⇄ 富良野警察署	一般加入電話 衛星携帯電話

※現に保有しない通信手段については、今後多様な通信手段の確保に努める。

(2) 通信設備の利用方法

①電話による通信

災害時における主な通信系統は、NTT等の公衆通信設備を利用するが、一般公衆回線が輻輳などでつながりにくい場合は、非常・緊急電話並びに災害優先電話を使用する。

通 信 方 法	使 用 方 法
一般公衆回線・衛星携帯電話	NTT等の事業者の公衆通信網を利用する。
非常・緊急通話	NTTによる非常・緊急通信の確保により、災害情報通信を行う。
災害時優先電話	災害時において電話回線が異常に輻輳し、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し通信の確保を図る。

②防災行政無線

電話による通信が困難な場合、町（災害対策本部）と上富良野消防署及び自主防災組織（避難所）との連絡に防災行政無線を使用する。

無 線 局	主 な 設 置 箇 所
基 地 局	町役場
陸 上 移 動 局	車載無線（公用車）、携帯無線（避難所）
屋 外 拡 声 子 局	25

I. 共通編 第5章 災害情報

③北海道総合行政情報ネットワーク

道（上川総合振興局）との連絡には、上記の電話の他、北海道総合行政情報ネットワークを利用する。

また、状況によっては、自衛隊等他の関係機関の無線施設の利用を依頼するものとする。

端末局設置場所	町役場
通信方法	専用回線と衛星系無線の2ルート

第4節 災害情報等の通報

1 異常現象発見時における措置

(1) 通報

災害の発生及び発生するおそれのある異常な現象（例えば、激しい降雨、降雪、異常水位、地すべり、火災、爆発等）を発見した者は、以下のいずれかの機関に速やかに通報する。

①警察

手段	電話通報	110番
	直接通報	上富良野交番（上富良野町宮町1丁目1番34号） 近隣警察官
通報が必要な場面	<ul style="list-style-type: none">・異常な自然現象を発見した場合・事故の発生を発見した場合・その他町民の人命に関わるおそれのある場合・その他、事件、事故、犯罪等を発見し通報の必要がある場合	

②消防

手段	電話通報	119番
	直接通報	上富良野消防署（上富良野町大町2丁目2番46号） 近隣消防職員・消防団員
通報が必要な場面	<ul style="list-style-type: none">・災害等により火災が発生した場合・災害等により人命に関わるおそれのある場合・その他、救助救出の必要がある場合	

③安全の確保

災害の発生及び発生するおそれのある異常現象を発見し、身の危険を感じた場合は、安全な場所まで退避する（自主避難）などにより、自らの安全を確保しなければならない。

また、その場合において、周辺にいる町民に対して声を掛けることによって、危険な状況を周知し、助け合って避難するものとする。

④警察、消防等の通報

警察署（警察官）、消防機関等（消防職員、消防団員）は、異常現象を発見した場合または町民等から通報を受けた場合は、直ちに町役場（災害時にあっては、町災害対策本部）に通報する。

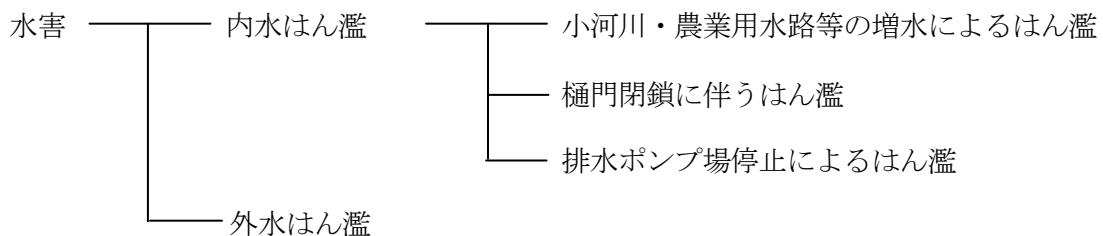
⑤各関係機関への通報

通報を受けた場合、町長（災害時にあっては本部長）は災害の規模内容等により、必要と認める関係各機関及び町民等に対して周知するものとする。

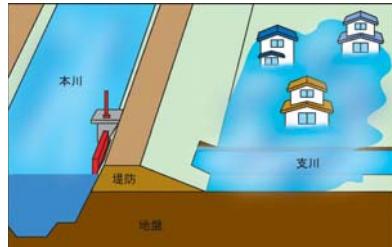
2 異常現象の種類

通報の必要がある自然災害の例を、以下に示す。

(1) 洪水（はん濫）

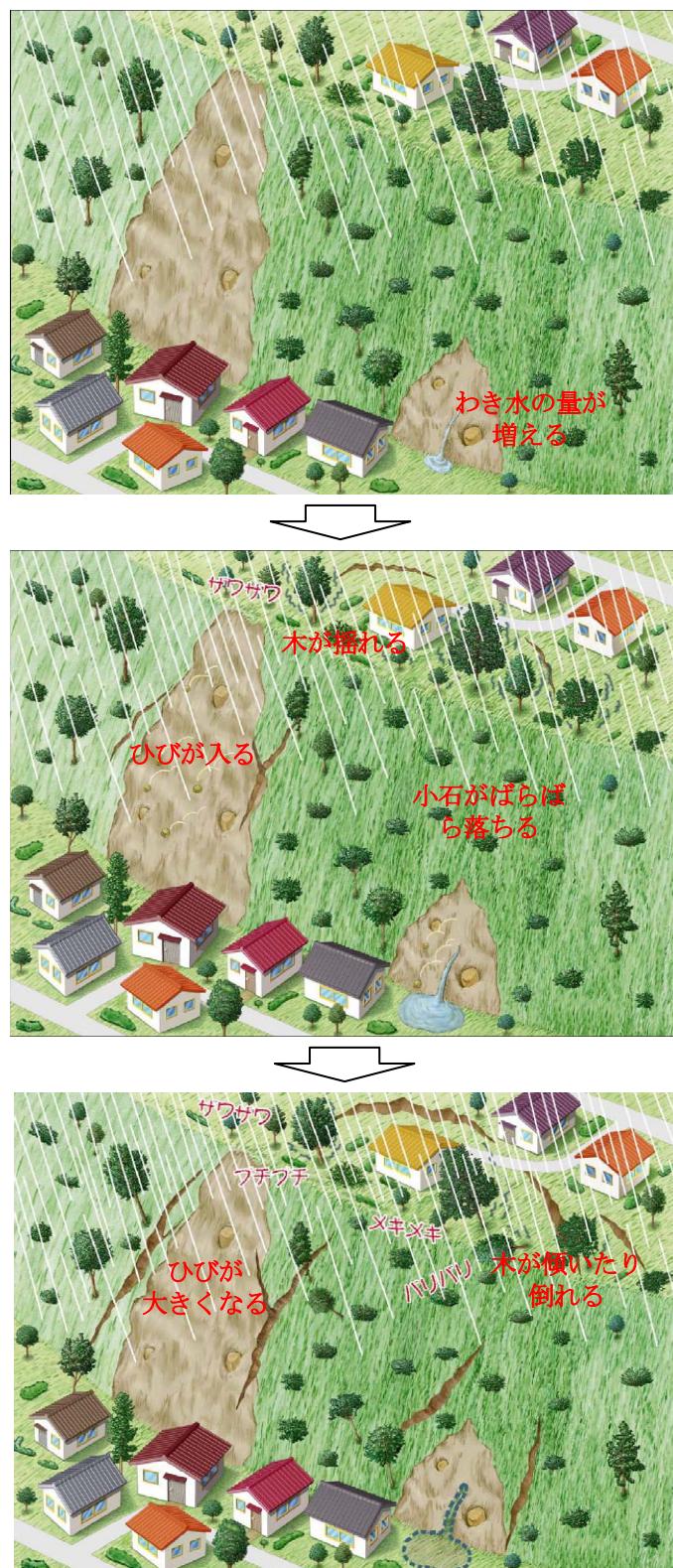


形態	イメージ図	特徴		
外水はん濫 (堤防決壊・越水)		<p>外水はん濫とは、河川の堤防の決壊や、河川の増水により堤防から水が溢れる等により、家屋や田畠が浸水すること。</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 堤防の決壊 <ul style="list-style-type: none"> 【前兆現象】 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の亀裂 ・堤防からの水漏れ </td><td> 越水 <ul style="list-style-type: none"> 大雨により河川水位が堤防を越えて、居住地側へ溢れる。 築堤河川の場合、彫り込み河川に比べて長時間浸水が続く。 </td></tr> </table>	堤防の決壊 <ul style="list-style-type: none"> 【前兆現象】 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の亀裂 ・堤防からの水漏れ 	越水 <ul style="list-style-type: none"> 大雨により河川水位が堤防を越えて、居住地側へ溢れる。 築堤河川の場合、彫り込み河川に比べて長時間浸水が続く。
堤防の決壊 <ul style="list-style-type: none"> 【前兆現象】 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の亀裂 ・堤防からの水漏れ 	越水 <ul style="list-style-type: none"> 大雨により河川水位が堤防を越えて、居住地側へ溢れる。 築堤河川の場合、彫り込み河川に比べて長時間浸水が続く。 			
	<p>【前兆現象】 <ul style="list-style-type: none"> ・川の水位が河川敷以上にあがる </p>			
外水はん濫 (掘込河川)		<p>掘り込み構造の河川では、水位上昇に伴い河川が溢れ、徐々に浸水域、浸水深が拡大する。居住地側の地盤が崩れることはないが、川側の斜面は川の流れにより崩れることがある。</p> <p>【前兆現象】 <ul style="list-style-type: none"> ・河川水位の上昇 </p>		

内水はん濫	 A cross-sectional diagram showing a riverbank (堤防) made of brown earthworks. Behind the bank, there's a green area with three houses. The river is blue and labeled '本川' (Main River) on the left and '支川' (Branch River) on the right. A red arrow points from the text '堤防' to the bank. Below the bank is a brown area labeled '地盤' (Ground).	<p>内水はん濫は、降雨量が小河川や下水道等の流下能力を超える場合に発生する。</p> <p>また、中小河川からの浸水は、流れ込む先の本川の水位が高くなると徐々に始まり、本川の水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位は一気に上昇する。</p> <p>【前兆現象】</p> <ul style="list-style-type: none">・マンホールから水が噴き出す。・道路側溝があふれている・支流河川から本川に流れない
-------	--	---

(2) 土砂災害

①がけ崩れの前兆現象のイメージ



【土砂災害警戒避難に関する前兆現象情報検討会資料から抜粋】

②地すべりの前兆現象のイメージ

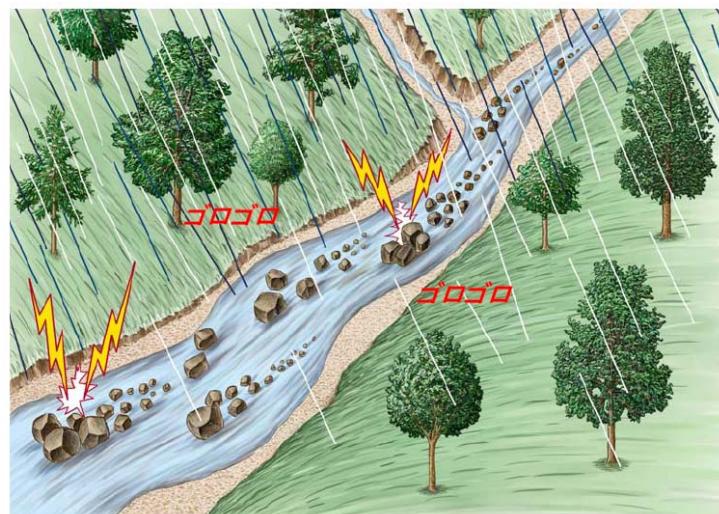


立木のさけ



【土砂災害警戒避難に関する前兆現象情報検討会資料から抜粋】

③土石流の前兆現象のイメージ



転石がぶつかり合い火花



川が異常に濁り、流木が混じる



雨が降り続いているのに川の流水量が減る

【土砂災害警戒避難に関する前兆現象情報検討会資料から抜粋】

3 被害状況等の調査、把握

被害状況の把握、及び応急対策等に関する情報の調査収集は、以下により迅速に行う。

(1) 報告責任者

被害等の情報収集責任者は、総括対策部長とする。

(2) 災害対策本部長への報告

各対策部長は、所管に係る災害及び被害状況を収集し、総括対策部を経て副本部長及び本部長に報告する。

ただし、重要事項については各対策部長等が直接副本部長及び本部長に報告する。この場合必ず総括対策部長が同行しなければならない。

(3) 防災関係機関との情報交換

総括対策部長は、防災関係機関と相互に情報交換を行い、情報の把握に努める。

4 被害状況の国、道等への報告

(1) 北海道知事（上川総合振興局長）への報告

町は、災害が発生した場合、その実態の把握に努め応急措置を講ずる。

把握した情報は別に定める「災害情報等報告取扱要領」並びに次の要領により速やかに上川総合振興局を通じ北海道知事に報告する。

但し、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

情報の種類	報告の時期
災害状況及び応急対策の概要	速やかに
本部設置の有無	本部を設置した時直ちに
被害概要及び応急復旧の見通し	被害の全貌が判明するまで、または応急復旧が完了するまで隨時
被害確定報告	被害状況が確定したとき

※資料編1-10：災害情報等報告取扱要領

(2) 大規模災害時の措置

町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国への報告に努める。

第5節 避難勧告・指示

1 避難の勧告または指示することができる者

災害が発生した場合またはそのおそれがある場合で、町民に避難の勧告または指示、及び立ち退きの指示をできるのは、以下の場合である。

避難勧告・指示の発令者	根拠法令	勧告・指示の方法
(1) 本部長	災対法第60条	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の危険がある場合必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立ち退きを勧告し、または急を要するときはその指示をする。 ・また、この勧告または指示をした場合であって、必要と認めるときはあわせて立ち退き先を指示する。
	水防法第29条	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。
(2) 警察官	災対法第61条	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長が(1)に規定する避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときはまたは本部長から要求があったときは避難のため立ち退きを指示する。
	警察官職務執行法第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官にあっては天災事変等の危険な事態が生じた場合で、特に急を要するときは、危害を受けるおそれのある者を避難させる。
(3) 知事(その命を受けた職員等)	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水のはん濫、地すべり等により著しい危険が切迫していると認めるとときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立退くべきことを指示する。
(4) 災害派遣を命ぜられた自衛官	自衛隊法第94条	<ul style="list-style-type: none"> ・(3)の場合であって、警察官がその場にいないときは、危険を受けるおそれのある者を避難させる。
(5) 消防吏員及び消防団員	消防法第28条	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

2 避難勧告・避難指示等

避難勧告や指示等が発令される場合の想定される状況は以下のとおりである。

避難情報の区分	発令時の状況
避難準備情報 (要援護者避難情報)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害の発生する可能性が高まった状況 2. 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階
避 難 勧 告	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 2. 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階
避 難 指 示	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 2. 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 3. 人的被害の発生した状況

なお、各災害等における避難勧告・指示等の発令基準については、各災害対策編に示す。

3 避難勧告及び指示の伝達方法等

(1) 勧告、指示事項

避難勧告、指示等を発令する場合、次の内容を伝達するものとする。

- 1. 避難先名
- 2. 避難経路
- 3. 避難勧告・指示の理由
- 4. その他注意事項

(2) 避難勧告・指示の伝達方法

避難の勧告または指示の伝達方法は、次節に示す。

(3) 知事に対する報告

避難の勧告・指示を本部長が発令したときは、町は、速やかに上川総合振興局を経由し、知事に報告する。解除の場合も同様とする。報告事項は次のとおりである。

- 1. 発令者
- 2. 発令の理由
- 3. 発令日時
- 4. 避難の対象区域
- 5. 避難先

(4) 関係機関への通報

町は、以下により速やかに協力を求め、避難勧告・指示が町民に伝達されるよう努める。

- 1. 各関係機関等
- 2. 指定避難所の施設管理者等

4 自主避難

(1) 事象発見時の措置

町民は、避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）に相当する現象を発見した場合、本章 第4節 第1項「異常現象発見時における措置」に従って、警察または消防等に通報しなくてはならない。

なお、近隣住民、住民会・町内会（農事組合等）または自主防災組織と事前に情報を共有した上で、避難の必要性があると判断した場合は、住民会・町内会（農事組合等）または自主防災組織から、町に自主避難をすることについて通報を行い、適切な避難所に避難しなければならない。

第6節 災害情報の収集と広報

■自助・共助・公助の役割

自 助 共 助	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報や災害情報の種類、情報取得の方法を知り、日頃から気象などに关心を持って災害に備える。 ・異常現象等の災害の予兆について知り、異常現象を発見したときは、自分の身を守る行動をとるとともに、防災関係機関に迅速に通報する。
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報連絡を密にして、注意報や警報、災害情報等を迅速に共有するとともに、連携して情報提供を行う。 ・災害のおそれがあるときは、迅速かつ的確に避難勧告・指示を発令し、町民の安全を確保する。

1 災害情報等の収集

災害情報等の収集には、本章 第4節「災害情報等の通報」によるほか、次の方法によって最新情報の収集に努める。

1. テレビ、ラジオ等の報道からの情報収集
2. 各対策部による災害現場等の取材
3. 各避難所等からの情報収集
4. その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料等の収集
5. 防災関係機関の災害情報発信用ホームページ

2 災害情報等の発表及び広報の方法

災害情報等の発表及び広報の方法については、次の要領による。

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長の承認を得て行う。

(2) 報道機関に対する情報発表等の方法

収集した被害情報、災害情報等は、報道機関に対して、次の事項を発表する。

1. 災害の種別（名称）及び発生日時
2. 災害発生地域（場所）及び被害激甚地域（場所）
3. 被害調査及び発表の时限
4. 被害状況
5. 応急対策状況
6. 災害対策本部の設置及び廃止
7. その他必要な事項

(3) 広聴活動

災害時における広聴活動は、必要に応じ現地に被災者相談所を開設し、町民からの災害に関する要望事項を、直ちに各所属または関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がされるよう努める。

(4) その他

災害の状況によって必要がある場合は、災害記録動画及び記録画像等により保存する。

3 町民による災害情報の収集

(1) 町から町民に対する広報

町は、日頃から災害情報や避難勧告・指示の伝達手段を整備点検し、災害時及び災害発生のおそれがある場合は、速やかに町民に伝達できるよう準備する。

町民に提供する情報内容は以下を基本とし、状況により必要な情報を提供するものとする。

1. 災害情報及び被害状況
2. 避難誘導その他災害に関する注意事項
3. 被災者に対する救護活動状況
4. 災害応急対策及び復旧・復興事業の実施情報
5. 火災状況（発生箇所、避難指示等）
6. 交通通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
7. 医療救護所の開設状況
8. 給食・給水、生活物資等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
9. 被災者に対する生活支援の実施情報
10. 避難勧告・指示等の発令・解除に関する情報

(2) 町民の情報収集

町民は、日頃から気象予警報やその他の災害情報に注意し、町の発表する情報提供手段を把握し、災害情報や避難勧告・指示の情報を取得できるよう準備しておかなければならない。

町民が防災情報等を取得する手段として以下のものがある。

① 広く周知される災害情報

a) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力

NHK、民間放送局に対し、勧告、指示を行った旨を連絡して、町民に伝達すべき事項を提示し、放送するよう協力を依頼するとともに、また、電話等を通じ、伝達する。

b) 消防車、広報車及び放送設備を有する車両の利用

町の広報車及び消防車等により関係地域を巡回し伝達する。なお、必要がある場合は、警察の広報車等の出動を要請し伝達する。

c) 同報系防災行政無線及び消防サイレン・警鐘の利用

町が設置する同報系防災行政無線（広報スピーカー、戸別受信機等）や、消防署に設置する消防サイレン・警鐘等を利用し伝達する。

d) 避難場所に設置する移動系防災行政無線の利用

町が収容避難所への設置や町の公用車に搭載する移動系防災行政無線を利用し伝達する。

I. 共通編 第5章 災害情報

e) 住民会・町内会（農事組合等）、自主防災組織等の協力

町から住民会・町内会（農事組合等）、自主防災組織等へ連絡し、これら団体等の連絡網等を利
用し伝達する。

f) 広報紙、チラシ類の印刷物の利用

広報「かみふらの」の定刊号、または臨時号あるいは必要によりチラシ等を利用し伝達する。

② パソコン・携帯電話等を利用した災害情報

a) 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール

緊急速報メールは、気象庁が発信する緊急地震速報や津波警報を自動的に携帯電話事業者各社（NTTdocomo、KDDI、Softbank）が、当該エリアの携帯電話端末に配信するサービスであり、町は上記3社のサービスを運用し、災害・避難情報等を提供する。

ただし、利用には、あらかじめ携帯電話端末での受信設定が必要な機種があり、このサービスに対応していない機種では、受信することができない。

b) 防災関係機関が提供するホームページ等

ホームページタイトル	情報の概要（URL）	提供元
上富良野町ホームページ	町公式ホームページ 各種防災情報等を提供 http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp	上富良野町
気象庁ホームページ	気象や津波などの注意報、警報、雨量等 http://www.jma.go.jp/	気象庁
川の防災情報	国、道が管理する雨量水位並びに洪水予報 http://www.river.go.jp/	北海道開発局
北海道土砂災害警戒情報システム	道内の土砂災害警戒情報 http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/	北海道
北海道防災情報	防災情報、避難勧告・指示の発令状況等 http://www.bousai-hokkaido.jp/	北海道
北海道地区道路情報	道内の国道、道道の交通情報等 http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/index.htm	北海道開発局

第6章 避難準備

■自助・共助・公助の役割

自 助	・身のまわりで災害が発生したとき、または避難情報が発令されたときに、迅速に行動できるように日頃から準備する
公 助	・日頃から避難所の整備につとめ、避難情報を発令したときや、自主避難があったときは、安全な避難所を町民に提供できるように準備する。

第1節 避難所等の環境整備

1 避難所等の情報収集・伝達体制の確立

町は、災害対策本部と収容避難所との情報伝達体制の確立を図るため、町内の指定避難所に防災無線設備を計画的に設置し、維持管理に努める。

2 防災備蓄品の指定避難所への配置

町は、各指定避難所に、非常食や応急生活物資の備蓄を、各災害の被害想定に基づき計画的に進める。

3 避難所運営訓練の推進

災害時の避難所等の円滑な運営を図るため、町民、住民会・町内会（農事組合等）、自主防災組織、町職員及び施設管理者等が一体となった避難所運営訓練の実施を推進する。

第2節 避難の準備及び携帯品

1 平常時からの準備

町民は、災害の発生並びに避難に備え、日頃から、以下の準備をしておくものとする。

1. 災害の発生を想定し、町が指定する避難場所の他、避難可能な場所を確認しておく。
2. 日頃から安全な避難路を確認し、徒歩での避難所要時間を把握しておく。
3. テレビ、ラジオ等の報道の他、町の発表する防災情報、避難勧告・指示を取得する手段を確保しておく。
(共通編 第5章 第6節 第3項「町民による災害情報の収集」参照)
4. 毎日の天気予報や気象予警報等を取得し、台風や大雨、竜巻等の悪天候に事前に注意を払う。
5. 避難後に家族が連絡を取り合う手段や、集合する場所を決めておく。
6. 一人での避難が困難な場合(避難行動要支援者)や、家族に避難行動要支援者が居る場合は、地域などと相談して避難時に援助を受けられるか相談しておく。
(共通編 第3章 第4節 第6項(3)「避難行動要支援者対策」参照)
7. 災害時において家族が3日分程度生活できる食糧・飲料水等を備蓄しておく。
(共通編 第3章 第4節 第6項(1)「食糧・物資等の備蓄・調達・確保」参照)
8. 避難時にすぐに持ち出し可能な『非常持ち出し品』を準備しておく。
(共通編 第3章 第4節 第6項(1)「食糧・物資等の備蓄・調達・確保」参照)

2 避難前の準備(被害拡大の防止)

避難をしようとするときには、以下の事項に留意して、被害の拡大防止に努めること。

1. 災害情報や避難情報に注意を払い、早めの避難の準備、避難開始を心がけること。
(共通編 第5章 第2節「警報、注意法等の種類及び発表基準」参照)
(共通編 第5章 第5節「避難勧告・指示」参照)
2. 近くの避難所を確認し、できるだけ安全に避難できる経路を選択すること。
3. テレビ、ラジオ、インターネット等で最新の情報を確認し、危険を感じたら町の避難勧告等の発令をまたず、自動的に避難すること。
(共通編 第5章 第5節 第4項「自主避難」参照)
(共通編 第5章 第6節 第3項「町民による災害情報の収集」参照)
4. 避難に際しては、ガスの元栓を閉め、電気製品のスイッチ、電気のブレーカーを切り、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
5. 会社、工場では、浸水その他の被害による油脂類の流出防止措置及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
6. 非常時持出品袋の内容を確認し、必要な常備薬等を準備すること。
(共通編 第3章 第4節 第6項(1)「食糧・物資等の備蓄・調達・確保」参照)

3 避難時の心構え

避難時には、以下の事項に留意して、できるだけ安全に避難すること。

1. 出来るだけ車での避難を避け、徒歩で避難すること。
2. 途中で、高齢者や子供などの避難行動要支援者、けが人が避難しているのを見かけたら、協力して避難すること。
(共通編 第3章 第4節 第6項 (3) 「避難行動要支援者対策」 参照)
3. 町や消防からの避難の呼びかけ（避難勧告・指示の発令）があった場合は、速やかに避難を開始すること。
4. 避難するときは動きやすく、気温等の気象状況に応じた服装を心がけること。
5. 避難する場合は、近隣にも声をかけ出来るだけ複数人での行動を心がけること。
6. 道路上に車両等を放置しない。やむを得ず道路上に車両を置く場合は、鍵をつけておくこと。
7. 非常時持出品以外の荷物は持ち出さないこと。
(共通編 第3章 第4節 第6項 (1) 「食糧・物資等の備蓄・調達・確保」 参照)

4 避難時の注意点

災害種別ごとの避難時の注意点を以下に示す。

(1) 水害時・土砂災害時

1. 避難する場合は、浸水前に迅速に避難すること。
2. 河川沿いの道路、堤防上を歩くことは避けて、できるだけ高い道路を選び、側溝や水路等に転落しないよう注意すること。
3. 崖や急傾斜地沿いの道路は通らないように避難すること。
4. 万が一、避難が遅れて危険が迫った場合は、近くの丈夫な高い建物へ避難すること。

(2) 火山災害時

1. 避難する場合は、灰を吸わないように、マスクやゴーグルを着用すること。
2. 小石が降ってくることがあるので、ヘルメットをかぶること。
3. 車で走ると、灰を巻き上げて視界が悪くなったり、走行が困難となる場合があるので注意すること。

(3) 地震時

1. 落下物に注意し、高いビル沿いから離れて道の中央付近を歩いて避難すること。
2. 倒壊した建物・電柱等、ガラスの散乱物等を避け、安全な経路を選択して避難すること。
3. 火災等に留意し、火災の延焼の危険がある場所を避けて避難すること。
4. 地震による道路のひびや段差、液状化による道路の歪みに注意し避難すること。

5 避難所の開設

町は、以下の場合に避難者を収容するため、あらかじめ屋内の公共施設等を避難所として指定し、開設するものとする。

ただし、災害の程度によっては、他の公共施設を指定のうえ利用することができる。

※資料編6-3：指定避難所一覧及び位置図

1. 避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）を発令した場合。
2. 災害が発生するおそれがあり、町民が自主避難を行うなど、避難所を開設する必要があると認められる場合。
3. その他、本部長が避難所の開設を必要と認める場合。

Ⅱ.水害・土砂災害対策編

« 目 次 »

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任	3
第4節 水防計画の作成及び変更	5
第5節 水防協議会の設置	5
第6節 安全配慮	6
第7節 水害・土砂災害の記録	6
第8節 災害の想定	6
第2章 基本方針	8
第1節 基本シナリオ	8
第2節 災害対策シナリオ	9
第3章 水防組織	10
第1節 水防管理団体の組織と機構	10
第2節 隣接水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援	11
第4章 重要水防区域及び水防施設	12
第1節 重要水防区域の指定	12
第2節 水防施設	12
第5章 通信連絡	14
第1節 予報、警報並びに情報等の通信連絡	14
第2節 町の通信連絡	21
第3節 水防信号	22
第6章 水防活動	23
第1節 水防非常配備体制	23
第2節 監視及び警戒	25
第3節 警戒区域の設定	26
第4節 水防標識及び身分証票	26
第5節 水防作業及び工法	27
第6節 避難及び立退き	28
第7節 水防解除	28
第7章 災害応急対策	29
第1節 動員配備対策	29
第2節 災害情報	31
第3節 広報対策	35
第4節 応援派遣対策	37
第5節 捜索・救出対策	42
第6節 応急医療救護対策	43
第7節 避難対策	44
第8節 飲料水・食料・物資の供給対策	52
第9節 防疫・廃棄物等処理対策	56

II. 水害・土砂災害対策編（水防計画）

第 10 節 農畜産・動物対策	59
第 11 節 障害物の除去対策	61
第 12 節 遺体の収容・火葬対策	62
第 13 節 交通・輸送対策	63
第 14 節 住宅対策	67
第 15 節 ライフライン対策	69
第 16 節 ボランティア対策	72
第 17 節 教育・保育対策	74
第 18 節 災害救助法	76
第 8 章 公用負担等	80
第 9 章 水防報告	82
第 10 章 水防訓練	84

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、上富良野町の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水その他のによる水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

1 上富良野町水防本部

上富良野町域における水防を統括するため、上富良野町に設置する水防本部をいう。ただし、警戒体制、警戒対策本部体制、災害対策本部体制を執った場合は、町地域防災計画で定める。

2 水防管理団体（法第2条第1項）

水防の責任を有する町をいう。

3 指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。指定水防管理団体は、水防協議会を設置し、水防計画を作成し、水防訓練を行わなければならない等の義務を負う。上富良野町は、昭和55年8月28日に水防管理団体に指定されている。

4 水防管理者（法第2条第2項）

水防管理団体である町長をいう。

5 消防機関（法第2条第3項）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。

6 消防機関の長（法第2条第4項）

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

7 水防団（法第5条、法第6条）

町長は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。指定管理団体は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならぬ。上富良野町では消防団が水防活動を行う。

8 量水標管理者（法第2条第6項、法第10条第3項）

量水標、その他の水位観測施設の管理者（旭川建設管理部富良野出張所長）をいう。水害・土砂災害対策は、上富良野町で発生する気象災害に伴う水害・土砂災害に適用する。

9 水防指令

知事が、道の機関に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。

10 水防警報（法第2条第7項、法第16条）

知事が指定した河川等について、洪水等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

11 水防警報河川（法第16条）

知事が河川で道民の経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定し、公示した河川をいう。

12 洪水予報（法第10条、法第11条）

気象庁長官が、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。

13 水位周知河川（法第13条）

洪水予報指定河川以外の河川で、知事が、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。道は、水位周知河川の基準観測点に量水標等を設置し、水位を観測して、町に通知する。上富良野町では富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川が水位周知河川に指定されている。

14 浸水想定区域（法第14条、法第15条）

水位周知河川について、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして知事が指定した区域をいう。町はこれに基づいてハザードマップを作成し住民に配布する。

15 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

16 水防団待機水位〔通報水位（法第12条第1項）〕

洪水等のおそれがある場合に、量水標管理者（旭川建設管理部富良野出張所長）が、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、水防管理者（町長）に報告を開始する水位をいう。

17 はん濫注意水位〔警戒水位（法第12条第2項、法第17条）〕

増水時に水防管理者（町長）が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならぬ水位として知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者（旭川建設管理部富良野出張所長）は、水防管理者（町長）に報告する。

18 避難判断水位〔特別警戒水位（法第13条第1項及び第2項）〕

はん濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

19 はん濫危険水位〔危険水位〕

気象庁長官（あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は知事と共同して）が、気象等の状況により洪水予報を発表するときの基準となる、「洪水のおそれがあると認められる（法第10条第1項、法第11条第1項）水位」をいう。

20 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域とは、土砂災害危険箇所のうち住民の生命身体に危害が生ずるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域のことである。

上富良野町では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊3箇所、土石流1箇所）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊2箇所）が指定されている。※平成25年9月現在。

また、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流6箇所、急傾斜地崩壊危険箇所7箇所）13箇所が公表されている。

第3節 水防の責任

水防に関する各主体について、水防法又は河川法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 北海道の責任（法第3条の6）

道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

2 上富良野町の責任（法第3条）

町は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

- (1) 水防団の設置（法第5条）（消防団が水防団を兼ねる。）
- (2) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (3) 水位の通報（法第12条第1項）
- (4) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (5) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (6) 警戒区域の設定（法第21条）
- (7) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (8) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (9) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (10) 公費負担（法第28条）
- (11) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）

■指定管理団体

- (12) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (13) 水防協議会の設置（法第34条）

※防災会議が水防協議会を兼ねる。（法第33条第2項）

(14) 水防訓練の実施（法第32条の二）

(15) 水防協力団体の指定（法第36条）

3 気象庁長官（旭川地方気象台）の責任（法第10条第1項）

気象庁長官は、気象等の状況により洪水等のおそれのあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

4 知事の責任（法第10条第3項、法第11条第1項、法第13条、法第14条第1項・第3項、法第16条第1項・第3項）

(1) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれのあると認められるときは、札幌管区気象台長（旭川地方気象台長）と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(2) 知事は、あらかじめ指定した河川について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、町長に通知しなければならない。

(3) 知事は、あらかじめ指定した河川について、水防警報をしなければならない。

(4) 知事は、あらかじめ指定した河川について、避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者（町長）及び量水標管理者（旭川建設管理部富良野出張所長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、これを一般に周知させなければならない。

5 町防災会議の責任（法第15条第1項・第2項）

(1) 町防災会議は、町地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

① 洪水予報及びはん濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）の伝達方法

② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項

③ 浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地等

※資料編6-7：浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(2) 町防災会議は、浸水想定区域内の前項③の施設について、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及びはん濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）の伝達方法を定める。

6 町長の責任（法第15条第4項）

(1) 町長は、町地域防災計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を住民に周知させるよう努める。

(2) 浸水想定区域について、町地域防災計画に定められた事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

7 水防管理者の責任（法第17条）

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。

8 警察署の任務（法第22条）

警察署は水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力する。

9 通信機関の責任（法第27条）

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

10 量水標管理者の責任（法第12条）

量水標管理者（旭川建設管理部富良野出張所長）は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。また、量水標管理者（旭川建設管理部富良野出張所長）は、量水標等の示す水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

11 町民の義務（法第24条、法第29条）

町民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者（町長）等から要請があったときは、水防に従事するとともに水防管理者（町長）等から立ち退きの指示があったときは、周囲の状況を踏まえた上で、その指示に従う。

第4節 水防計画の作成及び変更

町は、北海道水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、町防災会議に諮るとともに、知事と協議する。（法第33条）

また、町は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表する。

第5節 水防協議会の設置

法第33条で水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、水防協議会を置き、水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定めることとなっている。

上富良野町の水防計画は、町地域防災計画の水防に関する活動をより具体的に示したものであることから、水防法第33条第2項の規定により、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する町防災会議に諮るものとする。

第6節 安全配慮

消防団員を含めたすべての人が「自分の命、家族の命を守る」ため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員が自らの命を守ることがその後の活動において多くの命を救うことになる。そのため、洪水時等には、消防団員自身の安全確保に留意して活動を実施する。

また、避難誘導や水防活動の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

■消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

1. 河川等危険箇所での水防活動時には必ずライフジャケットを着用する。
2. 消防各分団は、水防活動時の安否確認を可能にするため、携帯電話等通常の通信機器が不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
3. 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
4. 単独行動を避け、複数人での活動を原則とする。
5. 監視員等は、身の安全を確保し重要水防箇所や危険箇所を監視する。
6. 消防団員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、消防団員が自身の危険が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。
7. 指揮命令系統を確立する。

第7節 水害・土砂災害の記録

上富良野では、昭和 50 年、昭和 56 年、平成 23 年の台風に伴う大雨により、大きな被害が発生している。

昭和 50 年の水害では、8月 23 日～24 日に台風 6 号の影響により、ヌッカクシ富良野川が決壊、川水がベベルイ川に流入し、倍本地区を中心に浸水被害、農業関係に大きな被害が発生した。

昭和 56 年の水害では、8月 4 日～5 日に台風 12 号に伴う大雨で、ヌッカクシ富良野川が市街地東部の屈曲部で氾濫し、全壊 1 棟、一部破損 18 棟の他、市街地の広範囲で浸水被害が発生した。

平成 23 年 9 月 2 日～3 日では、台風 12 号の影響による大雨により、河川の氾濫、道路の損壊、土砂の流出、家屋の床下浸水など、被害箇所二百数十箇所に及ぶ大被害となった。雨量は、昭和 56 年以来の 200mm 超を記録した。

※資料編 3-2：災害履歴

第8節 災害の想定

上富良野町では、河川、地形、気象等の自然条件から、広い範囲で浸水被害や多くの土砂災害が発生する可能性は低いが、最も頻発する災害として、中小河川の氾濫による局所的な浸水と土砂災害が想定される。水害・土砂災害対策編を適用する災害として、次の災害が想定される。

※資料編 3-6：富良野川・ベベルイ川・ヌッカクシ富良野川浸水想定区域図

※資料編 3-9：土砂災害危険箇所一覧及び箇所図

※資料編 3-10：土砂災害警戒区及び特別警戒区域一覧及び箇所図

■対象とする災害

災害の種類	内 容
水害	<ul style="list-style-type: none">○富良野川、ヌッカクシ富良野川、ベベルイ川の氾濫による局地的な浸水被害○小河川、水路の氾濫による局地的な浸水被害○風雨による少数の建物の損壊○道路の路肩等の崩壊
土砂災害	<ul style="list-style-type: none">○土石流危険渓流における土石流○急傾斜地危険箇所等における崩壊○その他の土砂災害発生の恐れがある箇所

第2章 基本方針

第1節 基本シナリオ

水害・土砂災害対策は、降雨開始から終息までの推移に対応した対策をとることが必要とされる。そのため、災害履歴やベベルイ川、ヌッカクシ富良野川及び富良野川の浸水想定、土砂災害警戒区域・特別警戒区域や土砂災害危険箇所等から、発生することが予想される事態とその推移を災害対策シナリオとして想定し、この想定にしたがって対策を行うことを基本方針とする。

■基本シナリオ

- ・雨の降り始め（3日～1日程度前）から災害発生前のシナリオ想定。
- ・大雨に伴う、洪水災害・土砂災害を想定して、想定される現象、気象庁から発表される情報、町及び市民の対応を整理。

第2節 災害対策シナリオ

■災害対策シナリオ

時間 目安	想定される現象					気象庁が発表する情報			基本的な対応			
	大雨	洪水	土砂災害			大雨	洪水	土砂災害	町の対応	町民の対応		
			かけ崩れ	地すべり	土石流							
3日から 1日程度前	雨の降り始め	徐々に河川の水位が上 がり始める				大雨に関する気象 情報（警報・注意 報に先立ち発表）			※前兆現象も情 報として注意			
半日から 数時間前	大雨が降り始め 雨の強さが増す	はん濫注意水位まで水 位が上がる（レベル2： 注意）	水防団待機水位まで水 位が上がる	・かけにひ び割れができる	・地面がひ び割れ・陥 没	・山鳴り がする	大雨注意報（警報 になる可能性が ある場合はその旨を公表）	洪水注意報	大雨注意報	・気象情報に気をつ ける ・テレビ、ラジオ、 気象庁HPなどから 最新の気象情報を 入手 ・窓や雨戸など家の 外の点検		
数時間 から2時間 程度前	さらに雨の強さが増す	はん濫危険水位到達が 想定 ※一部で内水はん濫が 発生	はん濫危険水位到達が 想定 ※一部で内水はん濫が 発生	・小石がハ ラバラと面から 落ちてく る	・かけから 水が湧き出 る	・井戸や沢 の水が湧く	・廣った 土の匂 がする	大雨警報（土砂災 害・浸水害）（大 雨の機関、予想雨 量、警戒を要する 事項など）	洪水警報	大雨警報 (土砂災害)	・警報の住民への周 知 ・避難場所の準備・ 開設	・避難の準備をす る ・危険な場所に近づ かない ・日頃と異なったこ とがあれば、役場へ 通報
記録的な 大雨発生	数年に一度の猛烈な雨 が発生	さらに水位が上昇しは ん濫危険水位に到達 ※町内各地で内水はん 濫が発生		・地鳴りが する	・樹木が傾 く	・立木が 裂ける音 や石がぶ つかり合 う音が聞 こえる	記録的短時間大 雨情報				・暴風警報が発表さ れた場合、安全な場 所へ避難	・早めの自主避難 ・役場の避難勧告・ 指示による避難 ・周囲の状況に注意 した上で行動
被害拡大 が懸念	台風や集中豪雨によ り数十年に一度の降雨 量となる大雨	はん濫危険水位を超過					大雨特別警報（土 砂災害・浸水害）	大雨特別警報 (土砂災害) 土砂災害警戒情 報	大雨特別警報 (土砂災害) 土砂災害警戒情 報	・特別警報が発表さ れ非常に危険な状 況であるとの住 民への周知	・直ちに命を守る行 動をとる ・避難所へ避難する か、外へ避難するこ とが危険な場合ほ うど家の中へ安全な場 所にとどまる	
災害発生	堤防の決壊・越水 洪水発生	かけ崩れ 発生	地すべり 発生	土石流 発生						・直ちに最善を尽く して身を守るよう に住民へ呼びかけ		

※特別警報：重大な災害の起こるおそれがあるとき

※警報：重大な災害の起こるおそれ

※注意報：災害の起こるおそれ

第3章 水防組織

第1節 水防管理団体の組織と機構

1 組織

町は、洪水その他による水災の発生又は発生するおそれがあるときは、上富良野町災害対策本部条例（昭和37年上富良野町条例第29号）に定めるところに準じ、水防本部にて水防に関する事務を処理するものとする。なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理するものとする。

2 水防本部各部の業務分担

水防本部各部の組織及び業務分担は、「I. 共通編 第4章 防災組織」のとおりとする。

3 消防機関の組織

消防機関の組織は、「I. 共通編 第4章 防災組織」のとおりとする。

4 消防機関の水防活動区域

消防機関の水防活動区域等は、次のとおりとする。ただし、消防長が必要と認めたときは分団ごとに分担区域を定め、水防活動にあたらせるものとする。なお、この場合の現場責任者は各分団の分団長とする。

出動区分	管轄区域	準備体制	警戒体制	非常体制
上富良野消防団 本部	町内全域	団長・副団長、3名	団長・副団長、3名	団長・副団長、3名
上富良野消防団 第1分団	同上	副分団長以上2名	班長以上7名	全員18名
上富良野消防団 第2分団	同上	副分団長以上2名	班長以上7名	全員17名
上富良野消防団 第3分団	同上	副分団長以上3名	班長以上8名	全員17名

第2節 隣接水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援

1 隣接市町水防管理団体との協力応援

法第23条の規定に基づく隣接市町水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりである。

市町村名	電話番号	消防機関
美瑛町	0166-92-4316	0167-92-2029
中富良野町	0167-44-2122	0167-44-2119
富良野市	0167-39-2300	0167-23-5119
南富良野町	0167-52-2112	0167-52-2119
占冠村	0167-56-2121	0167-56-2119

2 消防機関への出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めたときは、富良野広域連合上富良野消防署（以下「消防機関」という。）に対し、応急処置の実施に必要な準備又は、出動を要請するものとする。

- (1) 要請を受けた消防機関は、水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- (2) 消防機関に要請する活動等については、町地域防災計画に定めるところに準ずるものほか、法に規定されている事項は次のとおりである。
 - ① 増水、はん濫等の応急処置
 - ② 警戒区域の設定
 - ③ 危険区域の巡視
 - ④ 情報伝達等
 - ⑤ サイレン、無線、通信施設の使用
 - ⑥ 消防職員の出動、その他機械・機具等の使用
 - ⑦ その他

3 警察官との協力応援

警察官との協力応援は、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- (1) 警察通信施設の使用 法第27条第2項
- (2) 警戒区域の監視 法第21条第2項
- (3) 警察官の出動 法第22条
- (4) 避難、立退きの場合における通知 法第29条

4 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、「I. 共通編 第4章 防災組織 第4節 1 自衛隊に対する協力要請」に基づき、知事（総合振興局長）に対して派遣要請を要求するものとする。

第4章 重要水防区域及び水防施設

第1節 重要水防区域の指定

上富良野町内の河川等で、水防上特に重要な警戒防ぎよ区域及び低地帯浸水警戒区域は別表5のとおりとする。

※資料編3-5：重要水防区域一覧

第2節 水防施設

1 水防施設

上富良野町に關係する河川の水位及び雨量觀測所は、次のとおりである。

(1) 水位觀測所

河川名	觀測所名	位置	所管	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位
富良野川	上富良野	上富良野町 西町1丁目 208番地先河 川敷	北海道 旭川建設 管理部	204.73m	205.53m	205.54m	207.13m
ヌッカクシ 富良野川	ヌッカクシ 富良野川	中富良野町 5631番1地先 河川敷	北海道 旭川建設 管理部	167.79m	168.90m	169.60m	170.48m
ベベルイ川	東4線橋	富良野市 新光町1077 番29地先河 川敷	北海道 旭川建設 管理部	166.25m	166.88m	167.13m	168.63m

(2) 雨量觀測所

所管 区分	觀測所名	河川名	位置	通報先 (照会先)	電話番号
北海道 開発局	上富良野	富良野川	上富良野町丘町1丁目 417-1	札幌 開発建設部	011-611-0340
	十勝岳温泉	ヌッカクシ 富良野川	上富良野町国有林421 林班う小班		
北海道	カミホロ	富良野川	上富良野町十勝岳南部 森林管理所富良野事業 区421～林小班	旭川 建設管理部	0166-46-4925
	ベベルイ	ベベルイ川	上富良野町1238番10 地先道路敷		
気象庁	上富良野（気象）	—	上富良野町大町	旭川 地方気象台	0166-32-6368

なお、次のホームページから水位・雨量の観測情報を参照可能。

ホームページタイトル	情報の概要（URL）	提供元
気象庁ホームページ	気象や津波などの注意報、警報、雨量等 http://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象庁
川の防災情報	国、道が管理する雨量水位並びに洪水予報 http://www.river.go.jp/	国土交通省
川の防災情報－市町村向け	国、道が管理する雨量水位並びに洪水予報 http://city.river.go.jp/title_city.html	国土交通省
防災情報提供センター	道内の土砂災害警戒情報 http://www.jma.go.jp/jp/contents/index.html	国土交通省
北海道土砂災害警戒情報システム	道内の土砂災害警戒情報 http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/	北海道
北海道防災情報	防災情報、避難勧告・指示の発令状況等 http://www.bousai-hokkaido.jp/	北海道
北海道地区道路情報	道内の国道、道道の交通情報等 http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/index.htm	北海道開発局

2 水防資機材の備蓄

町は、水防活動に必要な水防資機材を備蓄するとともに、必要に応じ町内業者から調達するものとする。

3 水防用土砂採取場

水防管理者は、有事に備え土砂を現地に堆積しておくものとする。

4 排・取水門等の操作

排・取水門等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

(1) 施設管理者は、気象等の状況の通達があった後は、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行うものとする。

(2) 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにするものとする。

(3) 操作要領には次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。

- ① 目的
- ② 操作員名
- ③ 操作の時期及び通報
- ④ 操作に関する記録及び報告

第5章 通信連絡

第1節 予報、警報並びに情報等の通信連絡

1 水防活動用の警報及び予報等

水防管理者又は水防に關係のある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、旭川地方気象台、旭川開発建設部及び旭川建設管理部から発表される次の水防活動用の各種警報及び予報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

(1) 水防活動用警報及び予報の種類

区分	種類	発表機関	摘要
気象警報・注意報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項	大雨注意報 大雨警報 大雨特別警報 洪水注意報 洪水警報	旭川地方気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
指定河川 洪水予報 法第10条第2項 法第11条 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	はん濫注意報 はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報	北海道開発局 北海道 旭川地方気象台 共同	指定河川について、水位、流量等を示して行う予報
水防警報 法第16条	待機 準備 出動 指示 解除	北海道開発局 北海道	所定の河川流域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

※水防活動用注意報、警報及び情報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報、警報及び情報に含めて発表されるものである。従って、はん濫注意情報が発表されたときは、直ちに水防活動用の情報が発表されたことになる。

※指定河川洪水予報（上富良野町関係）…石狩川水系富良野川

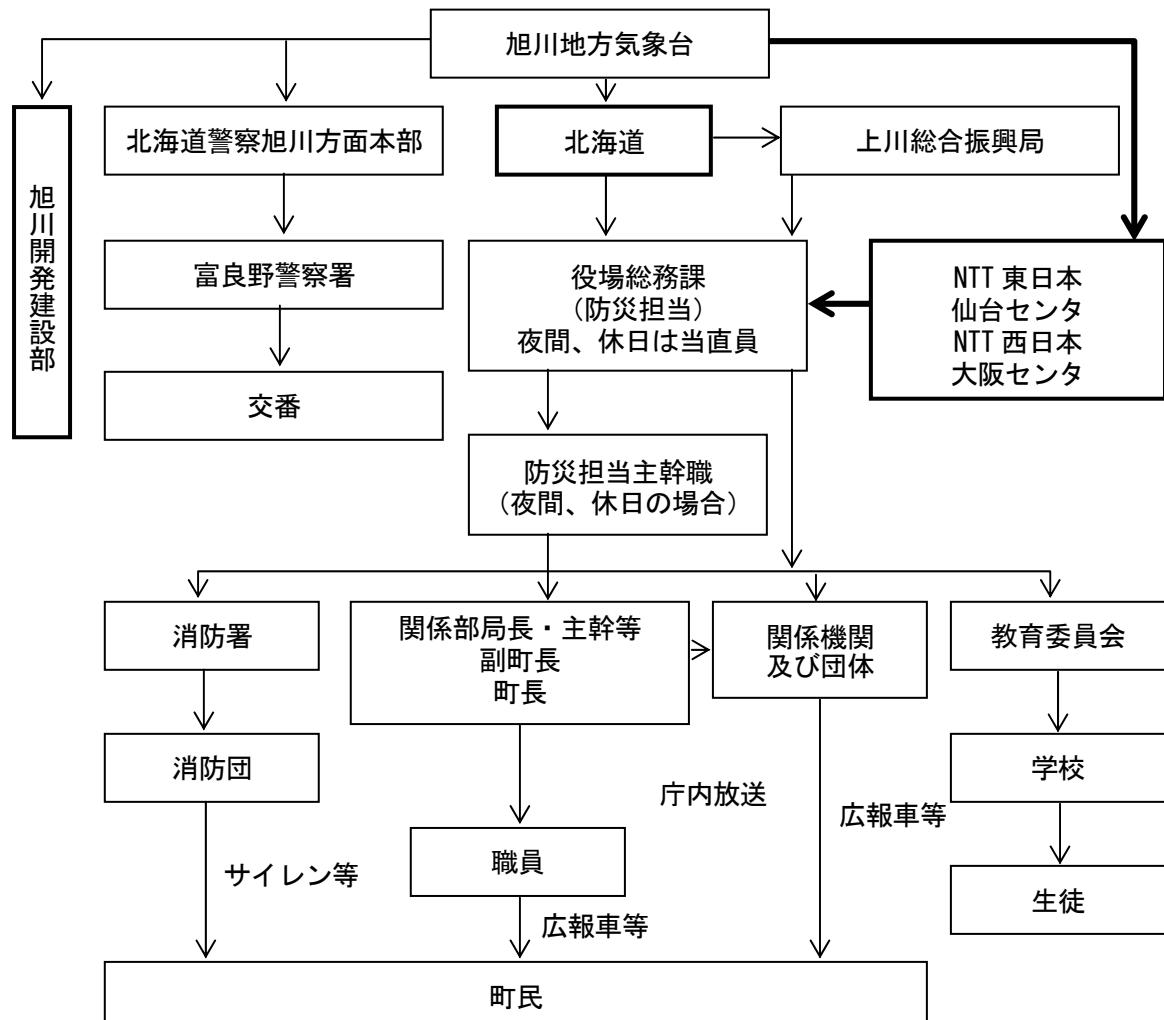
※水防警報…旭川開発建設部又は旭川建設管理部が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警戒して発表する。

※水防警報河川（上富良野町関係）…富良野川、ヌッカクシ富良野川、ベベルイ川

2 水防活動用の警報及び予報の伝達

水防管理者は、水防活動用警報・注意報、指定河川洪水予報、水防警報の通知を受けたときは、次表により伝達を行うものとする。

(1)気象警報・注意報（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

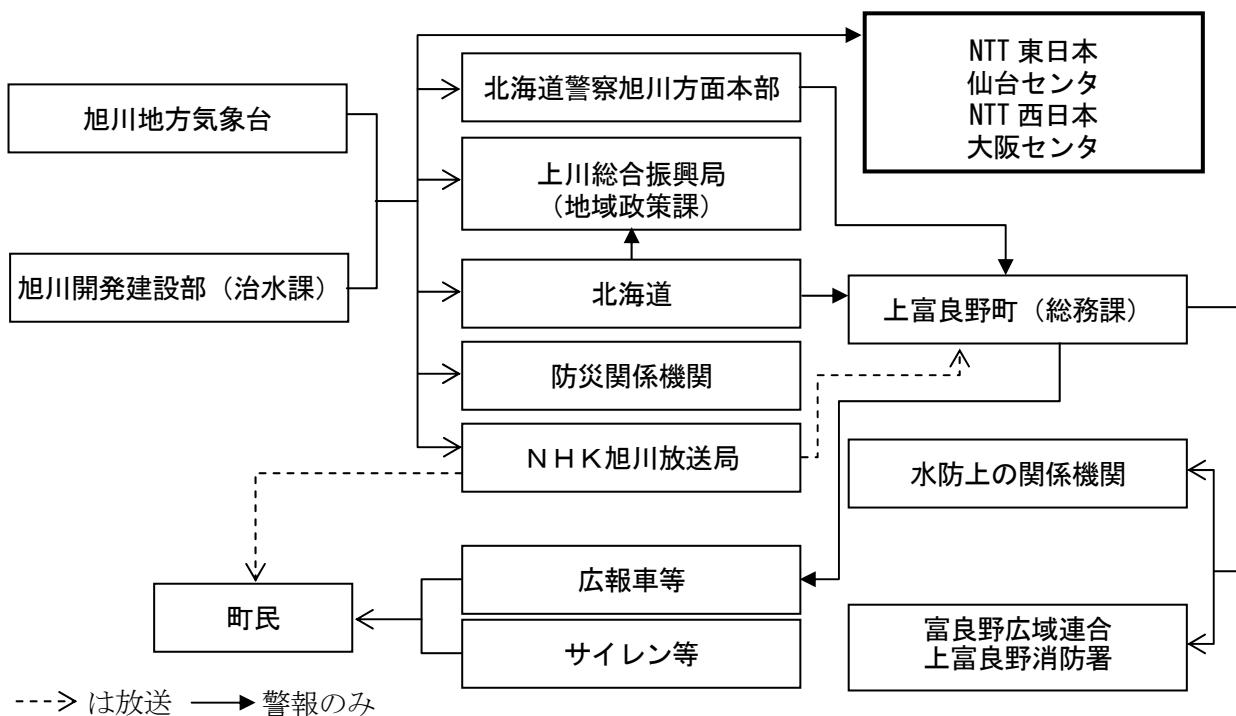


→ 警報のみ伝達

※水防本部設置後の水防活動用気象警報・注意報、指定河川洪水予報、水防警報、ダム情報の通報及び決壊通報の受理及び伝達は、総務課が行う。

※太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第3号の規定に基づく法定伝達先。

(2) 指定河川洪水予報（法第10条第2項、気象業務法第14条の2 第2項）



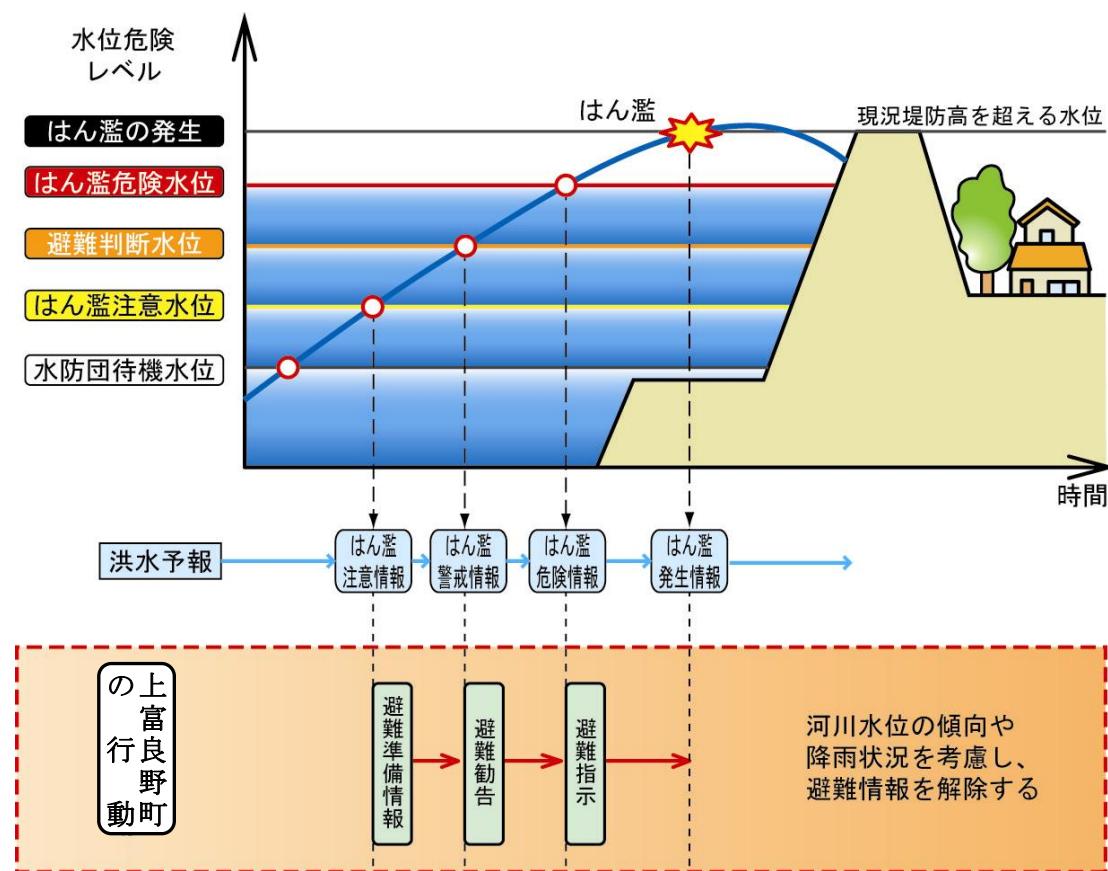
※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第4号の規定に基づく法定伝達先。

※ NTT 東日本・西日本については、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって指定河川洪水予報の通知に代えている。

洪水予報の種類、危険レベル及び水位名称等について、下記に示す。

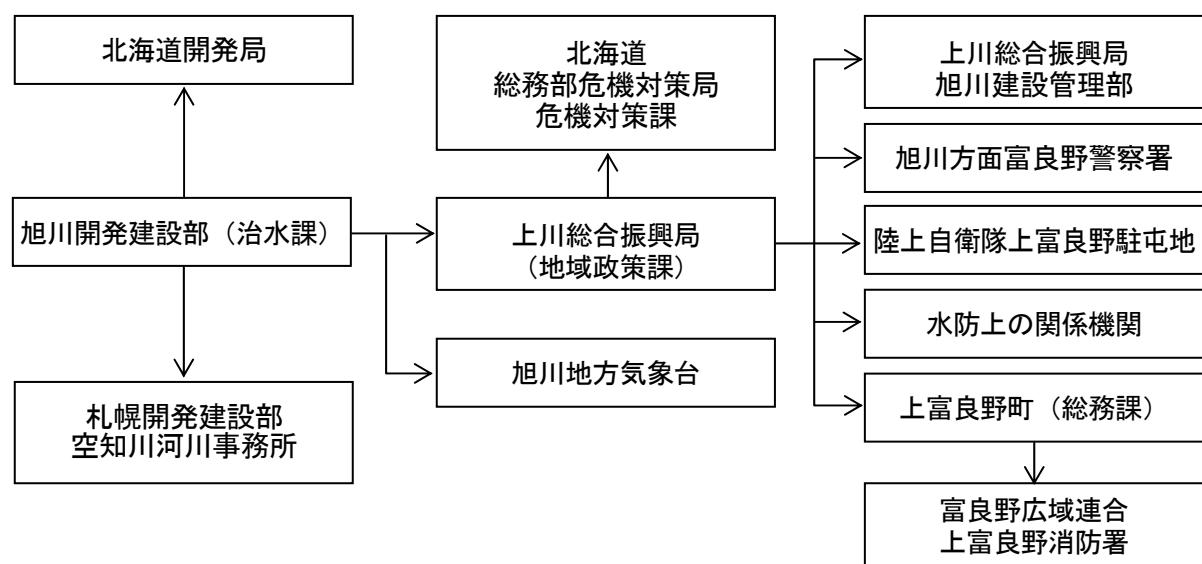
なお、町に影響のある河川の水位観測所の所在地及び各水位の値は、本章 第2節 水防施設に示す。

	洪水の危険度	水位の名称	発表する情報 (予報文標題)	発表基準	住民に求める行動
洪水警報	LEVEL 5	はん濫発生	〇〇川はん濫発生情報	はん濫が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
	LEVEL 4 (危険)	はん濫危険水位	〇〇川はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の完了
	LEVEL 3 (警戒)	避難判断水位 (特別警戒水位)	〇〇川はん濫警戒情報	避難判断水位に到達したとき、あるいは水位予測に基づきはん濫危険水位に到達すると見込まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・避難開始の判断 ・周辺、近隣への声かけ・周知 ・助け合っての避難
洪水注意報	LEVEL 2 (注意)	はん濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者は避難開始の判断 ・要援護者避難の支援 ・水防団出動
	LEVEL 1	水防団待機水位	(発表無し)		・水防団待機

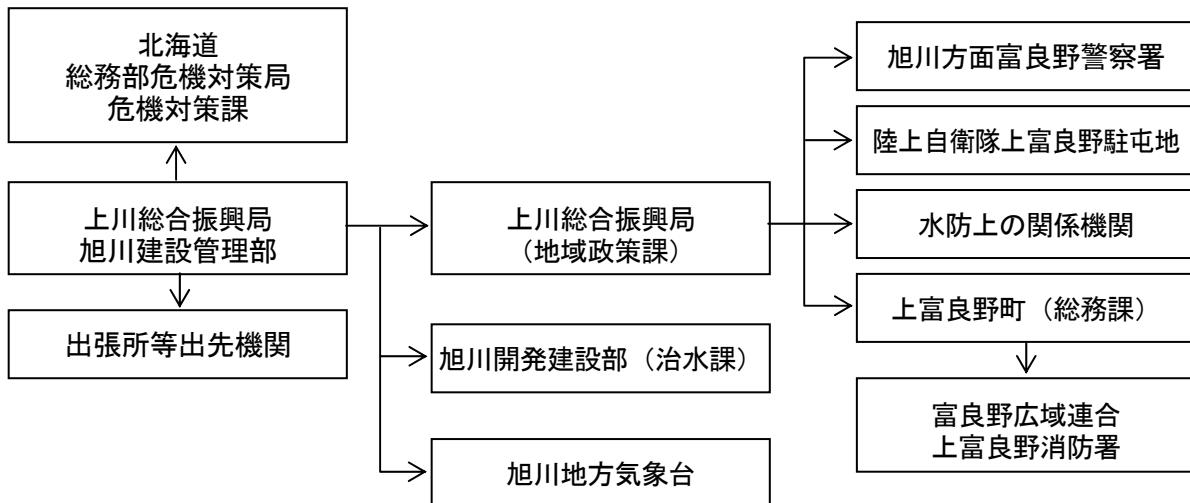


(3) 水防警報（法第16条第1項、第3項）

① 北海道開発局が発表した場合



(2) 北海道が発表した場合



《水防警報の種類、内容及び発表基準》

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川はん濫注意情報等により、又は水位、流量その他河川状況により、はん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水(堤防から水があふれる)・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川はん濫注意情報等により、又は既にはん濫注意水位を超えて、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

3 雨量及び水位の観測通報系統図

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣または知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

避難判断水位は、はん濫危険水位から住民への情報伝達、避難準備及び避難所への避難に要する時間の水位上昇を差し引いた水位であり、避難判断水位設定に当たっては、過去の水位観測データ、流域の特性、避難に関する情報などを総合的に判断して決定するものとする。

また、河川管理者は、常に正確な雨量の把握に努め、次に定める通報要領により水防管理者及び関係水防機関に通報するものとする。

(1) 警戒雨量

1. 降り始めからの雨量が30mm以上
2. 積雪期における降り始めからの雨量が10mm以上

(2) 通報要領

① 通報の開始

雨量が警戒雨量に達したとき、または水防管理者から通報開始の指示を受けたときから開始する。

② 通報の終了または中止

降雨がなくなったとき、または水防管理者から通報中止の指示を受けたとき終了し、または中止する。

③ 定時通報

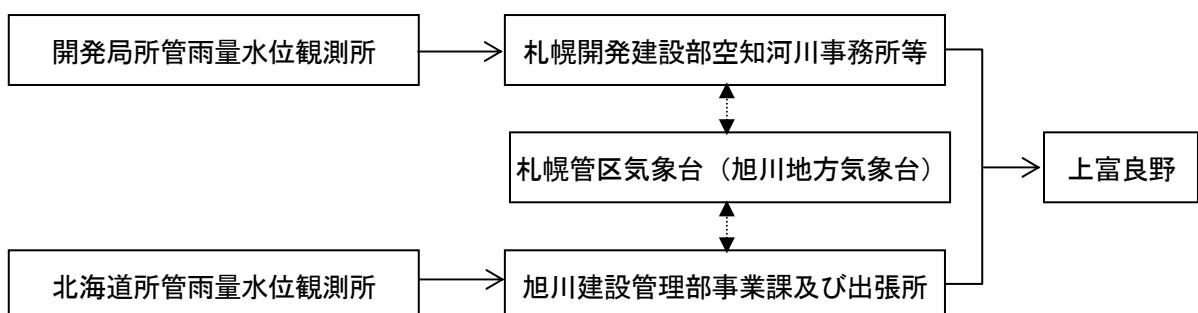
通報開始から終了までの間、連続雨量が60mmに達したとき、1時間ごとにその時刻の雨量及び変動状況、天候その他を通報すること。

④ 隨時通報

定時通報発信後20mm以上の降雨があったとき、その都度その時刻の雨量及び降雨状況を通報すること。

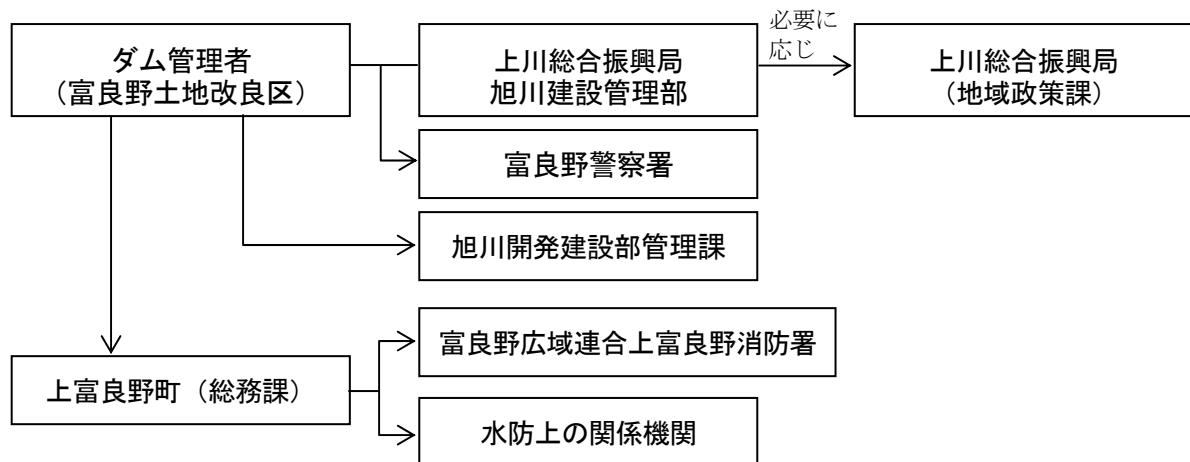
⑤ 通報方式

雨量及び水位の観測値の通報は、電話または無線により行うものとし、下図による。



4 堤防等の決壊通報系統図

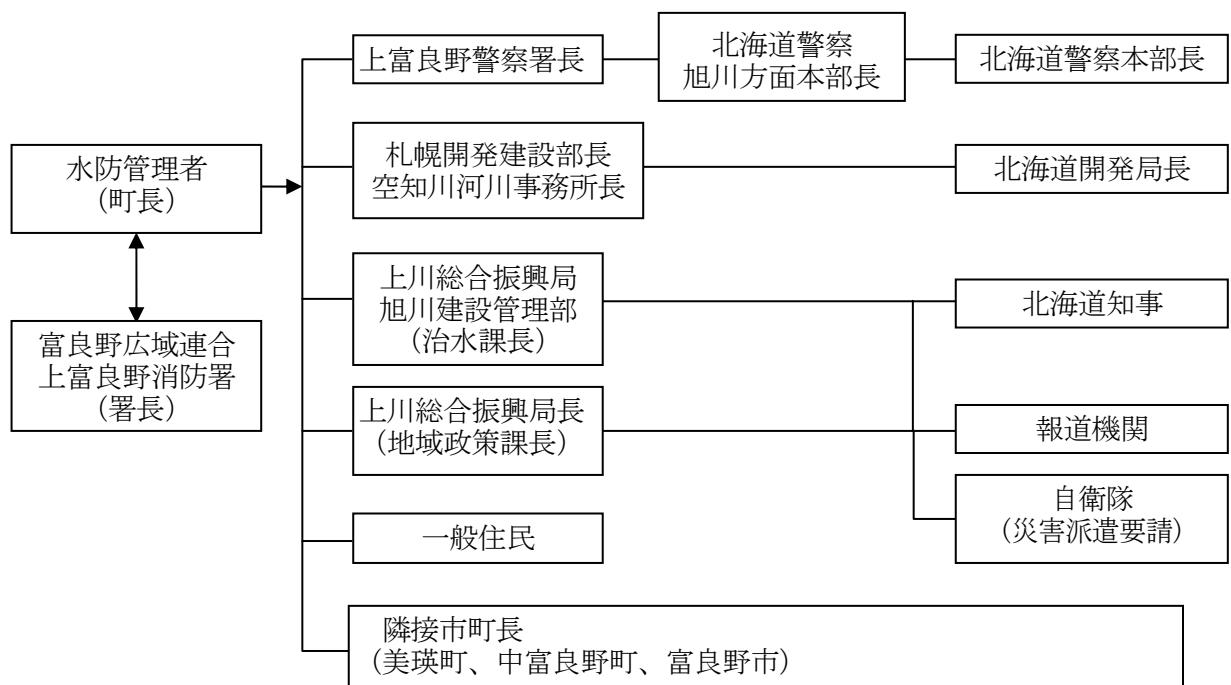
堤防等が決壊した場合の通報系統図は、次のとおりとする。



(注) 消防機関の長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ通報を行うものとする。

5 ダムの情報の通報系統図

ダムの通報系統図は、次のとおりとする。



第2節 町の通信連絡

1 町の通信連絡

町の通信連絡は、東日本電信電話㈱北海道支店によるが、同施設が使用不能の場合は別記第1の副通信施設を用いて行うものとする。

また、町と水防関係機関と相互に行う通信連絡系統は、別記第2とする。

《副通信施設》

専用通信施設	設置場所	施設種別	担当者	使用手続
町防災行政無線 (移動携帯局を含む)	上富良野町役場	無線	建設担当主幹 水道担当主幹 農業担当主幹	口頭
消防無線 (移動携帯局を含む)	富良野広域連合 上富良野消防署	無線	警防主幹	口頭
道防災行政無線施設	上富良野町役場	無線	防災担当主幹	口頭

《町と水防関係機関と相互に行う通信連絡系統》

連絡先	連絡責任者	第1系統	第2系統	第3系統
富良野広域連合 上富良野消防署	署長	TEL 0167-45-2119 FAX 0167-45-9983	総合行政情報ネットワーク 6-572-413	自動車
上川総合振興局 (地域政策課)	地域政策課長	TEL 0166-46-5918 FAX 0166-46-5204	総合行政情報ネットワーク 6-550-2191	自動車
旭川開発建設部	治水課長	TEL 0166-32-4245 FAX 0166-32-2934	旭川合同庁舎警備 0166-32-1111	自動車
上川総合振興局 旭川建設管理部	治水課長	TEL 0166-46-4935 FAX 0166-46-5373	総合行政情報ネットワーク 6-550-4344	自動車
富良野警察署	署長	TEL 0167-22-0110	自動車	徒歩
(株)NTT 東日本- 北海道 旭川支店	総括課長	TEL 0166-20-5410 FAX 0166-29-0417	北見設備部門 TEL 0157-22-5551	自動車
北海道電力㈱ 富良野営業所	お客さま センター課長	TEL 0167-23-4131 FAX 0167-22-1025	お客さまセンター TEL 0167-23-4120	自動車

2 連絡責任者

水防責任者及び水防に関係ある機関は、水防警報及び情報連絡等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係ある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

また、交替した場合も同様とする。連絡責任者の職は、別表に定めるとおりである。

第3節 水防信号

法第20条の規定により、消防団員及び住民に対して行う警戒・危険及び出動信号は次のとおりとする。※北海道水防標識及び信号等に関する規則（昭和26年北海道規則第118号）による。

方法	区分	警鐘信号	サイレン信号	
警戒信号	はん濫注意水位に達したとき、気象台からの通報をうけたときに発する信号	○一休止○一休止○一休止	5秒-15秒 5抄-15秒 5秒-15秒 ○一休止 ○一休止 ○一休止	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
第1出動信号	水防管理団体及び消防機関に属する者全員出動信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○一休止 ○一休止 ○一休止	
第2出動信号	本町の区域内に居住する者の出動信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒 ○一休止 ○一休止 ○一休止	
危険信号 (避難立ち退き)	必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号	乱打	1分-5抄 1分-5抄 1分-5抄 ○一休止 ○一休止 ○一休止	3 危険が去ったときは、口頭伝達及び防災行政無線等により周知する。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合、上記に準じて水防信号を発することとする。

第6章 水防活動

第1節 水防非常配備体制

町は法第10条による洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、または洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により水防事務を処理するものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、上富良野町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

■町の非常配備基準

体 制		配備の目安	配備要員
情報連絡本部	警 戒	○上富良野町に 注意報 （風雪、強風、大雨、洪水、大雪、なだれ）が発表され、災害が発生する可能性がある場合	総務課（防災担当職員） 建設水道課 産業振興課
災害対策本部	第1 非常配備	○上富良野町に 警報 （暴風雪、暴風、大雨、洪水、大雪）が発表されたとき ○局地的な災害発生が予想される場合又は災害が発生したとき ○大規模事故により住民対策が必要なとき	各課長等
	第2 非常配備	○町域の広範囲にわたって災害が発生したとき又は発生が予想されるとき	各主幹等・主査以上
	第3 非常配備	○上富良野町を含む地域に特別警報が発表された場合（自動収集） ○町全域にわたる災害が発生したとき又は発生が予想されるとき ○重大な被害が発生したとき	全職員

※災害の規模及び状況に応じ、上記基準よらず、臨機応変の配備体制を整えるものとし、本部長が必要と認めたときは各配備体制を取ることができる。

■町の非常配備基準

種別	配備の時期	配備内容
第1非常配備	1. 上富良野町の水防非常配備基準に基づく第1非常配備体制が決定したとき。	1. 消防本部及び上富良野消防署管理職を召集する。 2. 災害対策本部からの情報又は連絡により、災害発生に備え職員に必要な指示を行う。
第2非常配備	1. 上富良野町の水防非常配備基準に基づく第2非常配備体制が決定したとき。	1. 消防本部職員及び上富良野消防署（非番・公休）職員並びに上富良野消防団本部を召集する。 2. 召集した職員の部隊及び任務分担を編成し、必要な装備及び資機材の点検を行い出動に備える。
第3非常配備	1. 上富良野町の水防非常配備基準に基づく第3非常配備体制が決定したとき。	1. 上富良野消防団の全部を召集する。 2. 消防職員の部隊編成に加え、消防団の部隊及び任務分担を編成し、必要な装備及び資機材を配備し出動するものとする。

第2節 監視及び警戒

1 常時監視

- (1) 水防管理者（町長）は巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に報告するものとする。
- (2) 水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。
- (3) 上記の通知をうけた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知する。
- (4) 水防管理者等は、増水期前や洪水終了後などに、重要水防箇所や洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求める。
- (5) 巡視責任者は次のとおりである。

区域	河川の名称	巡視担当部署	巡視責任者	人数
町内全域	富良野川 ヌッカクシ	建設水道課	建設水道課長	4人
	富良野川 ベベルイ川	消防本部 上富良野消防署	消防長 署長	2人 2人

2 非常監視及び警戒

水防管理者（町長）は非常配備を指令したとき、又は水防上必要があると認めるときは、監視員及び消防機関の担当者に、その担当水防区域内の監視警戒を厳重にさせるとともに、水防に關係する機関に通知する。また、監視員は異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は、直ちに河川管理者等に連絡するものとする。

なお、堤防等の警戒巡視にあたり、特に監視を厳重にすべき事項は次のとおりとする。

- (1) 居住側堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- (3) 上端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 排水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付け部分の異常
- (7) 溜池等については①から⑥までのほか、次の事項について注意するものとする。
 - ① 取水口の閉塞状況
 - ② 流域の山崩れの状態
 - ③ 流入水並びに浮遊物の状況
 - ④ 余水吐及び放水路付近の状況
 - ⑤ 重ね池の場合の上部溜池の状況
 - ⑥ 取水門の漏水による亀裂及びがけ崩れ

第3節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

法第21条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求のあつたときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

2 警戒区域設定の報告

消防機関に属する者又は警察官は、警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

第4節 水防標識及び身分証票

1 水防標識

法第18条の規定により水防のために出動する舟・車等の標識は別表とおりとする。

※資料編7-13：水防標識及び立入検査証

2 身分証明

法第49条第1項に定める業務を行うための町の職員及び消防機関に属する者の身分証票は次のとおりとする。

表

裏

水防立入検査証

所属

職

氏名

年 月 日

水防管理者

印

注 意

- 1 本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。
- 2 本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。
- 3 本書は、水防法第49第2項による立入票である。

第5節 水防作業及び工法

水防作業を行うにあたっては、堤防の構造・流速・堤防斜面・護岸の状態等を考慮し最も有効適切な工法で実施するものとする。工法については国土交通省河川局防災課で発刊している「水防のしおり」を参考とする。

第6節 避難及び立退き

1 避難及び立退きの指示

水防管理者は、堤防が決壊した場合、又は破堤の恐れのある場合は、「本編 第8章 災害応急対策 第7節 避難対策」の定めるところに準じ、直ちに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、立退きを指示したときは、速やかに北海道知事（上川総合振興局長）及び富良野警察署長に報告しなければならない。解除公示した場合も同様とする。

2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又は準備を指示することができるものとする。

この場合において、直ちにその旨を水防管理者に通知するものとする。

3 避難者の輸送、避難場所の指定

避難者の輸送、避難場所の指定は、「本編 第8章 災害応急対策 第7節 避難対策」に定めるところに準じるものとする。

4 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保については、「本編 第8章 災害応急対策 第7節 避難対策」の定めるところによるものとする。

5 特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への洪水予報等の伝達

高齢者、障がい者、乳幼児等その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（災害時要配慮者利用施設）で当該施設利用者の洪水の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地及び洪水予報等の伝達手段は別表のとおりとする。

※資料編6-7：浸水想定区域内の要配慮者利用施設

第7節 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを一般に周知するものとする。

第7章 災害応急対策

第1節 動員配備対策

1 配備の決定

(1) 情報の収集

総務課は、災害情報を収集し状況を把握する。各課及び関係機関は、災害に関する情報を把握した場合は、総務課長に報告する。

勤務時間外の場合は、情報の伝達を受けた役場庁舎警備員が総務課長（又は防災担当職員）に連絡する。

(2) 配備の決定

総務課長は、災害情報及び必要な対策を町長に報告する。町長は、報告に基づいて配備体制及び災害対策本部の設置を決定し、総務課長に動員を指示する。

2 職員の動員

(1) 勤務時間内の動員

総務課長は、各課長等に動員を連絡する。各課長等は、あらかじめ決められている要員に配備を連絡する。

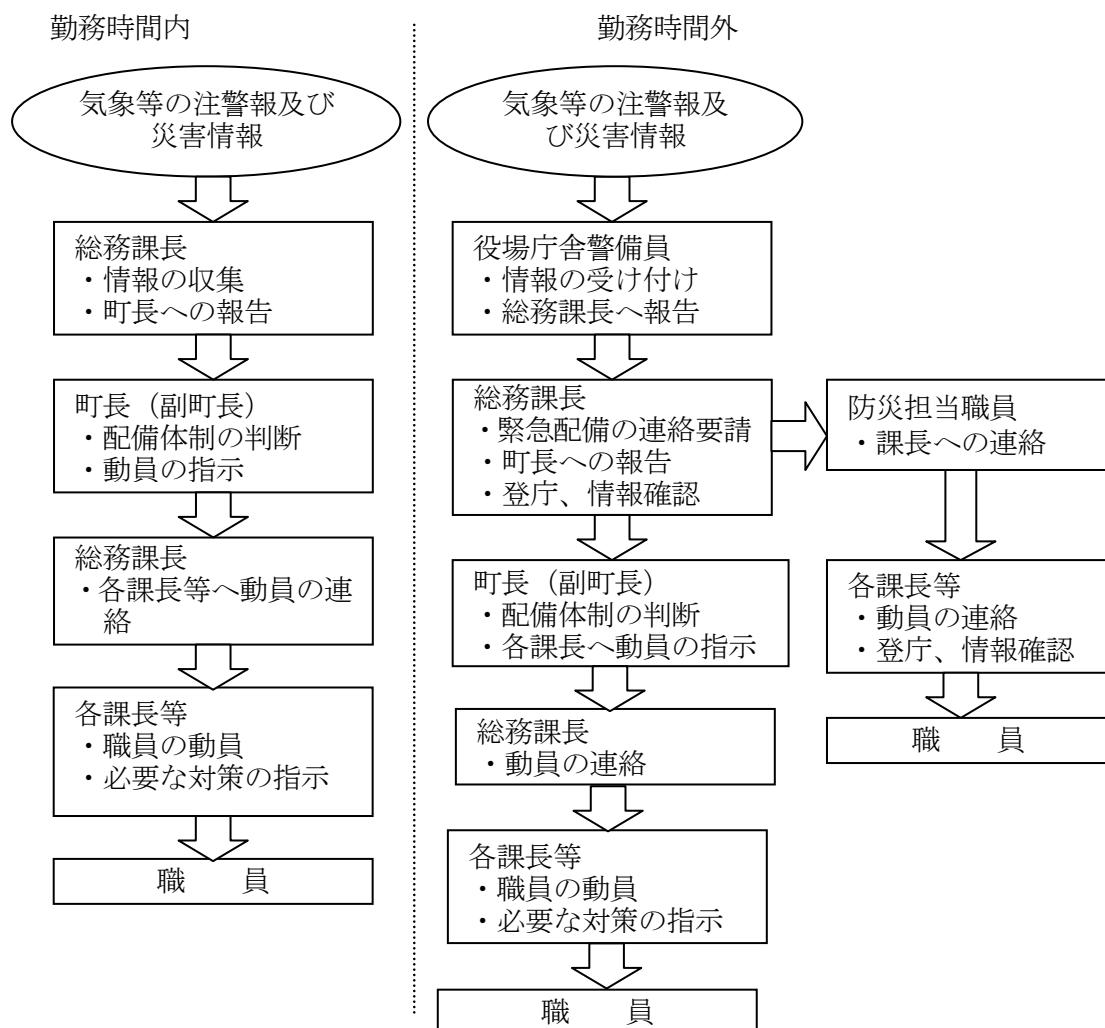
(2) 勤務時間外の動員

役場庁舎警備員は受理した気象等の注警報及び災害情報を総務課長（又は防災担当職員）に連絡する。

役場庁舎警備員から気象等の注警報及び災害情報の報告を受けた総務課長は、事態の緊急性を判断して配備が必要な課長への連絡を防災担当職員に指示する。

その後、必要な情報を収集して町長に報告し動員配備の指示を受ける。

■ 配備までの流れ

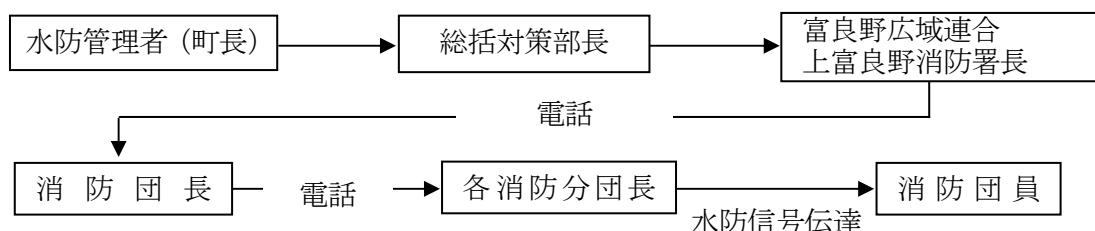


(3) 動員報告

各課長等は、所属職員の動員状況を総務課長に報告する。総務課長は町長に動員状況を報告する。

3 勤員配備

水防管理者（町長）は、水防活動が必要な場合は、富良野広域連合上富良野消防署長に対し、消防団の出動を要請する。



第2節 災害情報

■担当

対策部	総括対策部、民生対策部、建設給水対策部、産業対策部、その他各対策部
関係機関	旭川地方気象台、北海道開発局旭川開発建設部、上川総合振興局、旭川建設管理部、富良野広域連合消防本部・上富良野消防署、富良野警察署・上富良野交番、陸上自衛隊上富良野駐屯地

1 気象情報の収集伝達

(1) 気象情報の種類

旭川地方気象台は、次の特別警報・警報・注意報及び情報等を発表する。本町が属する予報区は、上川地方（一次細分区域）、上川南部（市町村等をまとめた地域）である。

■注意報・警報の種類

注意報	気象注意報	強風注意報・大雨注意報・濃霧注意報・雷注意報
	はん濫注意情報	
	浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）	
警報	地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）	
	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	特別警報	大雨特別警報（土砂災害・浸水害）・暴風特別警報
	はん濫警戒情報	
	浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）	
	地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量で90mmを超す降水が観測された場合

※資料編2-1：気象注意報・警報発表基準

(2) 水防活動用気象注意報・警報

旭川地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。
なお、発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

■水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	はん濫注意情報
水防活動用洪水警報	はん濫警戒情報

(3) 気象情報の伝達

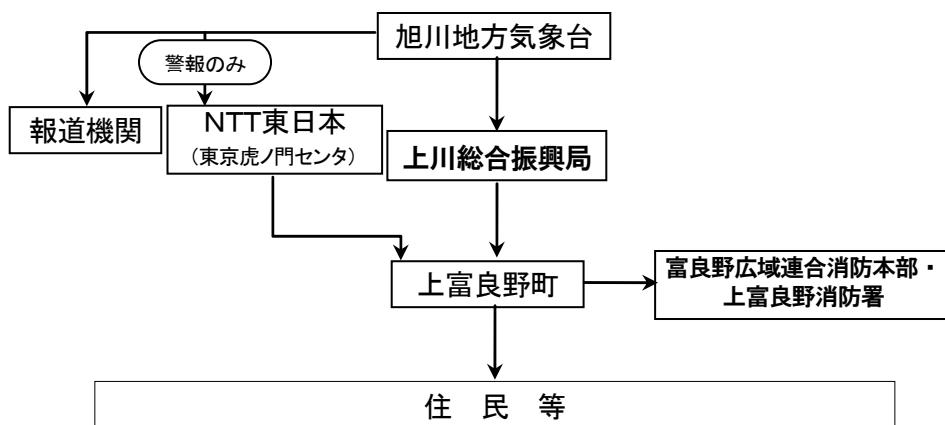
気象情報は、次の経路で上富良野町に伝達される。

町長は、必要があると認めた情報を関係課長及び関係機関に通知する。また、休日・夜間等においては、役場庁舎警備員は次の気象情報を総務課長（不在時は防災担当職員）に連絡する。

■役場庁舎警備員から総務課長への連絡事項

- 特別警報 暴風、大雨（土砂災害・浸水害）
- 気象警報 暴風、大雨（土砂災害・浸水害）
- 各種警報 洪水
- その他特に重要と認められる各種注意報
- 記録的短時間大雨情報
- 強風、大雨、洪水

■気象情報の伝達経路



(4) 農業情報システム

町内5箇所に設置されている農業情報システムの雨量データをファクシミリにて入手し局的な降雨状況を把握する。

2 異常現象発見時の措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある異常な現象（異常水位、がけ崩れ、地すべり等）を発見した者は、町役場、上富良野交番、上富良野消防署、消防団員に通報する。

※関係法令：災害対策基本法第54条（発見者の通報義務）

(2) 町への通報

発見者から通報を受けた警察官、上富良野消防署員、消防団員は、その旨を町に通報する。通報は総括対策部（総務課）が受け付ける。夜間・休日は役場庁舎警備員が受け付け、総務課長又は防災担当職員に連絡する。

(3) 関係機関への通報

総括対策部（総務課）は、異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、旭川地方気象台等その事象に関係のある機関に通報する。

※資料編4-1：防災関係機関連絡先一覧

3 被害調査

(1) 警戒・巡回活動

異常現象発見の通報を受けたとき、又は災害の発生が予想されるときは、建設給水対策部（建設水道課）、産業対策部（産業振興課）、消防団等は現場を巡回し警戒にあたる。各対策部は所管施設の警戒監視にあたる。

(2) 被害情報収集

民生対策部（町民生活課）は、住民会長を通じて、災害の状況、地域の実情、応急対策の実施状況等について情報を収集する。

(3) 被害状況調査

各対策部は、災害の危険が解消した段階で、「被害状況判定基準」による被害調査を行う。調査結果は、総括対策部（総務課）が整理し上川総合振興局に報告する。

※資料編2-2：被害状況判定基準

4 災害報告

(1) 北海道への報告

総括対策部（総務課）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、「災害情報等報告取扱要領」（北海道地域防災計画）に基づき災害情報を北海道（上川総合振興局）に報告する。

※関係法令：災害対策基本法第53条（被害状況等の報告）

■北海道への報告事項

報告の種類	内 容		報告の方法
災害情報	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。		電話又は無線
被 告 状 況 報 告	速報	被害発生後、直ちに報告する。	
	中間報告	被害状況が判明次第、報告する。 報告内容に変更を生じたときは、その都度報告する。	
最終報告	応急措置が完了した後、15日以内に報告する。		文書
報告先	上川総合振興局地域政策部地域政策課 TEL 0166(46)5918 FAX 0166(46)5204 防災無線6-550-2191		

(2) 国への報告

次の場合、直接国（消防庁）に報告する。

- ①消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
- ②通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- ③119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■国への報告先

	平日（9:00～17:45）	休日・夜間（左記以外）
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)
消防防災無線	7527 7537(FAX)	7782 7789(FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537(FAX)	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789(FAX)

■消防庁への直接即報基準

火災等即報	交通機関の火災	<input type="checkbox"/> 船舶、航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの • 航空機灾害 • 列車事故
	危険物等に係る事故	<input type="checkbox"/> 死者又は行方不明者が発生したもの <input type="checkbox"/> 負傷者が5名以上発生したもの <input type="checkbox"/> 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500m ² 程度以上の区域に影響を与えたもの <input type="checkbox"/> 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの • 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの • 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 <input type="checkbox"/> 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの <input type="checkbox"/> 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	救急・救助事故即報	<input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故 <input type="checkbox"/> バスの転落等による救急・救助事故 <input type="checkbox"/> ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 <input type="checkbox"/> 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 <input type="checkbox"/> その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
災害即報		<input type="checkbox"/> 被害の有無を問わず、町内で震度5強以上を記録したもの

第3節 広報対策

■担当

対策部	総括対策部、民生対策部
関係機関	富良野広域連合消防本部・上富良野消防署、上富良野消防団、報道機関

1 住民への広報

総括対策部、民生対策部は、災害の推移や緊急性により、次の手段によって住民への広報を行う。必要に応じて、富良野広域連合消防本部・上富良野消防署、上富良野消防団の協力を得る。

■広報の手段と内容

広報の手段	内容等
防災行政無線（同報系）	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急避難 ○災害発生の状況 ○災害への注意喚起
広報車による巡回	<ul style="list-style-type: none"> ○避難 ○災害発生の状況 ○応急活動の状況、応急活動のお知らせ
災害広報紙の配布	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生の状況 ○避難生活の注意事項 ○上富良野町、北海道等の対策 ○住民サービス等の情報
テレビ・ラジオ・新聞	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生の状況 ○避難生活の注意事項 ○上富良野町、北海道等の対策 ○住民サービス等の情報
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生の状況 ○住民サービス等の情報

2 避難所での広報

総括対策部、民生対策部は、掲示板への掲示や避難所自治組織を通じて災害広報紙を配布する。また、避難行動要支援者に配慮し、口頭伝達や住民会を通じた伝達など、避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所での広報項目例

○災害の状況	○施設使用方法等の注意事項
○生活ルール	○生活支援対策のお知らせ
○その他各種対策のお知らせ	○避難所運営等への協力要請

3 報道機関への対応

(1) 報道機関への広報要請

総括対策部は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民への広報を要請する。

(2) 報道発表

総括対策部は、議事堂等に記者発表場所を設置し、災害発生状況及び対策の状況を発表する。

発表事項は、事前に本部長の承認を得る。

■記者発表の項目例

- | | |
|------------------|----------------|
| ○災害の種別 | ○発生年月日、時刻 |
| ○災害の発生場所及び被害激甚地域 | ○被害状況 |
| ○二次災害等その他の情報 | ○救助法適用の有無 |
| ○上富良野町の応急・復旧対策 | ○災害対策本部の設置又は廃止 |
| ○住民への情報 | |

4 問い合わせへの対応

民生対策部は、問い合わせ窓口を設置し、住民や町外からの問い合わせ事項に対応する。

第4節 応援派遣対策

■担当

対策部	総括対策部
関係機関	上川総合振興局、陸上自衛隊上富良野駐屯地、富良野広域連合消防本部・上富良野消防署

1 自衛隊の応援派遣要請

(1) 災害派遣要請基準

町長は、人命又は財産の保護に必要がみとめられるときに、自衛隊の災害派遣要請を行う。その基準は概ね次のとおりである。

※関係法令：災害対策基本法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）

自衛隊法第83条（災害派遣）

■自衛隊派遣要請基準

- 人命救助のための応援を必要とするとき
- 水害等の災害発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき
- 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき
- 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき
- 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき

(2) 派遣要請の手続き

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事（総合振興局長）に対して次の事項を明らかにした文書もって要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で要求し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事（総合振興局長）に依頼するいとまがないと認められるとき、又は通信の途絶等により知事（総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等は、直接陸上自衛隊上富良野駐屯地に通知し、事後、所定の手続きを行う。

なお、本部長はこの通知をしたときは、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に通知する。

■災害派遣要請手続き

提出（連絡）先	上川総合振興局地域政策部地域政策課 TEL 0166(46)5918 FAX 0166(46)5204 防災無線 6-550-2191
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の情況及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○派遣部隊が展開できる場所 ○派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

※資料編7-1：自衛隊派遣要請書

※資料編7-3：配置人員報告書

■自衛隊連絡先

部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
上富良野駐屯地司令 (第4特科群長)	群第3科	上富良野町南町4丁目	0167-45-3101 内線230(当直301)

(3) 受入体制

①宿泊施設の準備

派遣部隊の集結地、ヘリポート等を用意する。宿泊施設等は上富良野駐屯地に要請する。

②作業計画の立案

応援を求める作業の内容、所要人員、資機材の確保等について作業計画を立案する。

(4) 派遣部隊との連携

①作業計画等の協議

派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、適切な役割分担の調整等を行い、円滑な活動が行われるように調整する。

②連絡体制の確立

派遣部隊と連絡体制を確保するため、災害対策本部に連絡員の派遣を求める。

(5) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

- | | |
|--------------|--------------|
| ○被害状況の把握 | ○避難の援助 |
| ○遭難者の捜索活動 | ○水防活動 |
| ○消防活動 | ○道路又は水路の啓開 |
| ○応急医療、救護及び防疫 | ○人員及び物資の緊急輸送 |
| ○炊飯及び給水 | ○物資の無償貸与又は貸与 |
| ○危険物の保安及び除去 | ○その他 |

(6) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事（総合振興局長）の要請を待つことまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- | |
|--|
| ○関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること |
| ○知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること |
| ○航空機事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること |
| ○その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待つことまないと認められること |

(7) 経費の負担区分

次の費用は、上富良野町が負担する。

その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定める。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

■上富良野町の負担経費

○資材費及び機器借上料	○電話料及びその施設費
○電気料	○水道料

(8) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事（総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

※資料編7-2：自衛隊撤収要請書

2 道への要請

(1) 応援、職員の派遣・斡旋要請

知事（総合振興局長）に対し、応援の要請又は職員派遣・斡旋の要請を行う。

■道への応援要請手続き

要請先	上川総合振興局地域政策部地域政策課 TEL 0166(46)5918 FAX 0166(46)5204 防災無線6-550-2191	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要請	○災害の状況 ○応援を必要とする理由 ○応援を希望する物資等の品名、数量 ○応援を必要とする場所・活動内容 ○その他必要な事項	災害対策基本法第68条
職員派遣・斡旋要請	○派遣を要請・斡旋を求める理由 ○職員の職種別人員数 ○派遣を必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他勤務条件 ○その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 斡旋：災害対策基本法第30条 地方自治法252条

(2) 消防防災ヘリコプターの要請

ヘリコプターによる傷病者の搬送、行方不明者の捜索、物資の輸送等が必要なときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

※資料編5-2：北海道消防防災ヘリコプター応援協定

■消防防災ヘリコプターの要請手続き

提出（連絡）先	本庁総務部危機対策局危機対策課防災航空室 TEL011(782)3233 FAX011(782)3234 防災無線
連絡方法	電話、無線（速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票をファクシミリで提出）
要請事項	<input type="checkbox"/> 災害の種類 <input type="checkbox"/> 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 <input type="checkbox"/> 災害現場の気象状況 <input type="checkbox"/> 災害現場の最高指揮者の職・指名及び災害現場との連絡方法 <input type="checkbox"/> 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 <input type="checkbox"/> 応援に要する資機材の品目及び数量 <input type="checkbox"/> その他必要な事項

※資料編5-2：北海道消防防災ヘリコプター応援協定

※資料編7-4：消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

3 道内市町村への要請**(1) 要請方法**

道内の市町村への要請が必要な場合、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（平成9年11月5日締結）」に基づき、知事（総合振興局長）又は市町村の長に対して応援の要請を行う。

■市町村への要請手続き

連絡先	上川総合振興局（地域政策部地域政策課）又は要請先市町村
連絡方法	電話、無線（事後文書送付）
要請事項	<input type="checkbox"/> 被害の種類及び状況 <input type="checkbox"/> 品名、数量等 <input type="checkbox"/> 車両の種類、規格及び台数 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員 <input type="checkbox"/> 応援の場所及び応援場所への経路 <input type="checkbox"/> 応援の期間 <input type="checkbox"/> 応援の実施に関し、必要な事項

(2) 応援の種類

応援の種類は、次のとおりである。

■市町村の応援の種類

<input type="checkbox"/> 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋 <input type="checkbox"/> 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋 <input type="checkbox"/> 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋 <input type="checkbox"/> 災害応急活動に必要な職員の派遣 <input type="checkbox"/> 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋 <input type="checkbox"/> 特に要請のあった事項
--

※資料編5-2：災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

4 消防の広域応援要請

町長又は富良野広域連合長は、「北海道広域消防相互応援協定（平成3年2月13日締結）」に基づき、他市町等の長に対し、消防の広域応援要請を求める。

また、知事は、災害の状況に応じて緊急消防援助隊の応援を要請する。

※資料編5-2：北海道広域消防相互応援協定

5 民間事業者・団体等との協定に基づく応援要請

災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、相互応援協定に基づき、民間事業者や団体に対し応援を求める。

※資料編5-1：災害時応援協定締結事業者等一覧

第5節 捜索・救出対策

■担当

対策部	保健福祉対策部、民生対策部、建設給水対策部
関係機関	富良野広域連合消防本部・上富良野消防署、上富良野消防団、富良野警察署・上富良野交番、陸上自衛隊上富良野駐屯地

1 行方不明者情報の収集

(1) 情報の収集

保健福祉対策部、民生対策部は、災害により要救出者、行方不明者が発生した場合は、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 情報の共有

保健福祉対策部は、遭難者等の要救出者情報を受け付けた場合は、富良野広域連合消防本部・上富良野消防署、富良野警察署に通報し、相互に情報の共有を図る。

2 捜索・救出

(1) 捜索班の編成

搜索救出は、富良野広域連合消防本部・上富良野消防署、上富良野消防団、富良野警察署が行う。

搜索が広範囲にわたる場合、保健福祉対策部は搜索班を編成し、それぞれの機関と協力して搜索を行う。

(2) 応援要請

建設給水対策部は、救出救助活動に建設用資機材が必要な場合は、建設業協会に応援を要請する。

また、上富良野町のみでは救出困難な場合は、自衛隊の応援を要請する。

第6節 応急医療救護対策

■担当

対策部	救急医療対策部、保健福祉対策部
関係機関	上川総合振興局、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室、富良野医師会、旭川歯科医師会、富良野薬剤師会、富良野広域連合消防本部・上富良野消防署

1 応急医療

(1) 救護所の設置

傷病者が発生した場合は、町立病院を救護所として傷病者を受け入れる。

救急医療対策部は、トリアージや応急手当に必要な医師の要請、医薬品等の準備、後方医療機関への受け入れ要請などを行う。

(2) 後方医療機関への収容

救急医療対策部は、町立病院では収容できない場合は、北海道社会事業協会富良野病院等に収容を要請する。

(3) 傷病者の搬送

災害現場から町立病院までは、救急車又は救出にあたった機関の車両で搬送する。

町立病院から後方医療機関への搬送は、救急車とする。

ただし、道路等が途絶した場合又は緊急を要する場合は、道北ドクターヘリ又はヘリコプターでの搬送を北海道に要請する。

2 避難所医療

保健福祉対策部、救急医療対策部は、避難生活が長期にわたる場合は、避難所に救護センターを併設し、医師会、歯科医師会、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室に巡回救護班の派遣を要請する。救護センターでは、避難者の治療及び健康相談、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

※資料編5-3：災害時の医療救護活動に関する協定

※資料編5-2：災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

3 医薬品等の確保

救急医療対策部は、医薬品・医療用資機材は、町立病院の所有するもの又は、町内薬局及び医薬品業者から確保する。不足する場合は、北海道（医務薬務課）に供給を要請する。

第7節 避難対策

■担当

対策部	総括対策部、民生対策部、産業対策部、保健福祉対策部
関係機関	富良野広域連合消防本部・上富良野消防署、上富良野消防団、富良野警察署・上富良野交番、上富良野町生活安全推進協議会、上富良野町社会福祉協議会

1 避難の勧告・指示

(1) 避難の勧告・指示の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

なお、「避難準備情報」は、災害が発生する可能性が高まった場合に、避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階に発するものであり、避難行動に時間を要する避難行動要支援者及びその支援者が、その情報を尊重して対応することを期待して発するものである。また、

「避難勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

※関係法令：災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

■避難の種類及び発令基準

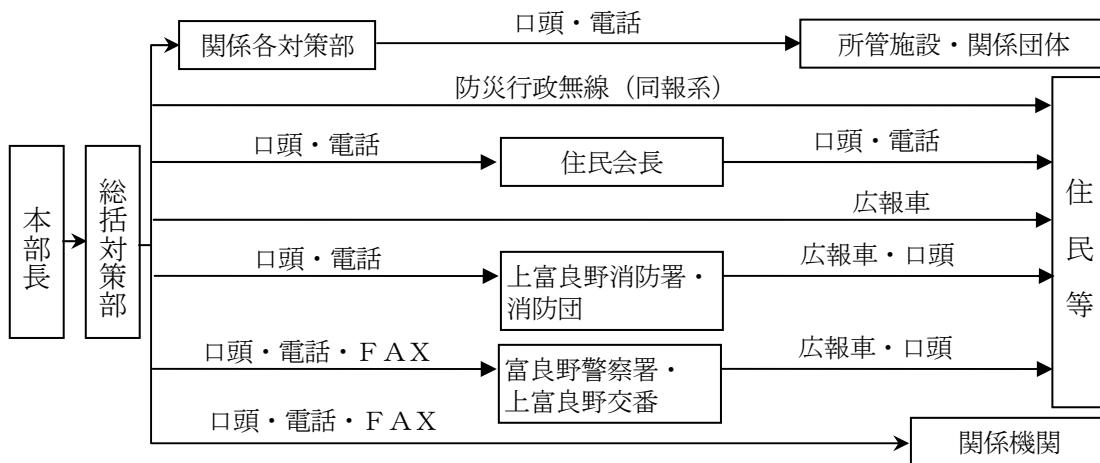
種類	内容	基準
避難準備※	避難の勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制を整えること	○気象注意報、警報が発令されて、今後災害の発生が予想されるとき ○その他本部長が必要と認めるとき
自主避難※	避難勧告・指示の発令にかかわらず、個人の判断により自主的に安全な場所に避難すること	同上
避難準備情報	災害発生の可能性が高まった場合に、避難行動要支援者及びその支援者が災害発生前に避難行動をとること	同上
避難勧告 避難指示	あらかじめ危険が予想されるときに、災害が発生する前に避難すること	○河川が増水してはん濫注意水位を突破し、なお増水するおそれがあるとき ○気象注意報、警報が発令され、災害が発生するおそれのあるとき ○その他本部長が必要と認めるとき
緊急避難	危険が切迫しているときに、緊急的に避難すること（避難勧告・指示による）	○河川の氾濫、浸水等による被害の危険が切迫しているとき ○がけ崩れ、土石流等の発生による危険が切迫しているとき ○その他本部長が必要と認めるとき
収容避難	生活が可能な施設で、一時的に避難生活すること	○住家の破損等により居住する場所を失ったとき ○その他本部長が必要と認めるとき

※法令によって規定されたものではない。

(2) 避難の勧告・指示の伝達

避難の勧告・指示の伝達は、次の経路のとおりとする。総括対策部は、関係各対策部及び関係機関に避難の勧告・指示の広報を要請する。

また、知事（総合振興局長）に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。



■避難時の伝達事項例

- | | | |
|---------------|---------------|------|
| ○避難の理由 | ○避難勧告・指示の対象区域 | ○避難先 |
| ○避難経路 | ○避難時の服装、携行品等 | |
| ○避難行動における注意事項 | | |

(3) 解除

本部長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告する。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
町長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
警察官	○町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○町長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がないとき	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた道職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第22条

2 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。 ○町長若しくは町長の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき ○消防吏員又は消防団長が現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき ○消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	災害対策基本法第63条 消防法第23条の2 消防法第28条 水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

3 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は、消防職員、消防団員、警察官、交通指導員が行う。

民生対策部は、避難の誘導を富良野広域連合消防本部・上富良野消防署、上富良野消防団、富良野警察署・上富良野交番、上富良野町生活安全推進協議会に要請する。

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。

避難にあたっては、高齢者、幼児、傷病者等の避難行動要支援者を優先させる。

(3) 避難の方法

原則として、避難者による自力避難とする。

自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総括対策部が準備した車両で避難させる。

4 避難所開設

(1) 開設避難所

総括対策部は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

※資料編6-3：指定避難所一覧及び箇所図

(2) 避難所の開設

民生対策部は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所職員）を派遣する。派遣された職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。

(3) 避難者の受け入れ

避難所職員は施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、避難者の概数を把握し災害対策本部（民生対策部）に報告する。

5 避難所の統合・廃止

本部長が避難の勧告・指示を解除したときや避難者が減少したときは、地域単位に避難所を統合、廃止する。

6 避難所の運営

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所運営体制の確立

住民会を中心とした避難所自治組織（以下「自治組織」という。）を立ち上げ、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。

避難所職員は、住民会長が中心となって自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

■避難所の運営

避難所職員	○災害対策本部との連絡 ○避難所記録の作成 ○運営に関する相談	○避難者への広報 ○施設管理者との調整
自治組織	○運営方針の決定 ○避難世帯調査票の記入 ○清掃 ○要望のとりまとめ	○生活ルールの決定 ○食料・物資の配布 ○避難者への情報伝達
ボランティア	○生活支援	

(2) 避難所事務室の開設

民生対策部は、避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難者の管理

民生対策部は、自治組織の協力を得て、避難世帯調査票、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。また、避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

(4) 避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。避難行動要支援者に考慮し自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

(5) 報道機関への対応

報道機関の取材活動等への対応は、自治組織の判断にまかせる。

(6) 避難所運営記録の作成

避難所職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、災害対策本部（民生対策部）へ報告する。

また、病人の発生等、特別な事情のある時は、その都度必要に応じて報告する。

(7) 防犯対策

避難所では外来者は受け付け記録をとり、防犯に注意する。必要に応じて警察官の派遣を要請する

7 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所職員は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース例

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| ○生活スペース | ○休憩スペース | ○更衣スペース |
| ○洗面・洗濯スペース | ○救護センタースペース | ○物資保管スペース |
| ○配膳・配給スペース | ○駐車スペース | |

(2) 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を整備する。特に、季節の特性や避難行動要支援者に配慮する。
民生対策部は、必要な設備を確保し設置する。

■避難所の設備例

- | | | |
|----------|--------|-------|
| ○暖房器具 | ○仮設トイレ | ○公衆電話 |
| ○給湯設備 | ○掲示板 | ○間仕切り |
| ○食器、調理器具 | ○清掃用具 | |

8 食料、物資の供給

(1) 必要数の把握

民生対策部は、避難者名簿から必要数を把握し、産業対策部に連絡する。特にアレルギー等に配慮する。

以下、食料の調達、運搬、炊き出しは第9節を参照する。

(2) 避難者への配布

避難者への配布は、自治組織が実施する。

9 生活支援対策

(1) 衛生対策

避難所職員は、自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持に努める。

自治組織は、ゴミ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。

■衛生対策例

- | | |
|---------------|----------------|
| ○ゴミ箱、清掃用具の設置 | ○トイレ、洗面所の清掃・消毒 |
| ○ゴミ置き場等の清掃・消毒 | |

(2) 食中毒等の予防

避難所職員は、食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

(3) 入浴対策

民生対策部はホテル、旅館等の入浴施設を確保し、入浴計画を立案し送迎バスの手配等を行う。

(4) 健康管理対策

避難所職員は、インフルエンザ等の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。また、避難所内に救護センターを設置し、健康診断や巡回医療などを実施する。心のケア等にも配慮する。

(5) 相談所の開設

避難所職員は、避難所に相談所を設置し、被災者対策の各種申し込み、関係機関の支援策等の受け付け窓口とする。

(6) 生活バスの運行

民生対策部は、避難者の通学や買い物等の利便を図るため、バスを運行する。

10 避難行動要支援者の避難対策

(1) 重度在宅療養者の対策

保健福祉対策部は、避難時に重度在宅療養者をラベンダーハイツに一時的に受け入れ、ケアマネージャー等の助言のもと、当施設での受け入れ又は他施設への転送などの措置をとる。

(2) 避難生活での配慮

避難所職員は、避難行動要支援者専用スペースや間仕切りの設置など、避難行動要支援者の避難所生活に配慮する。

(3) 福祉避難所の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者の状況に応じて福祉避難所を開設する。保健福祉対策部は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、避難行動要支援者を収容する。

※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

※避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものをいう。

(災害対策基本法より)

第8節 飲料水・食料・物資の供給対策

■担当

対策部	建設給水対策部、産業対策部、民生対策部、総括対策部、教育物資対策部、保健福祉対策部
関係機関	富良野広域連合消防本部・上富良野消防署、陸上自衛隊上富良野駐屯地、北海道農政事務所旭川地域センター、上川総合振興局、ふらの農業協同組合、日本赤十字社北海道支部、上富良野郵便局、上富良野町社会福祉協議会、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室

1 飲料水の供給

水害や土砂災害の場合、飲料水供給する事態となる可能性は低いが、水道施設が破損し、飲料水の供給が停止した場合、次のように行う。

(1) 給水需要の把握

建設給水対策部は、次のような情報を把握し、給水需要を把握する。

■把握する情報

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ○断水の範囲 | ○断水範囲の人口・世帯数 |
| ○断水範囲の避難所の箇所・避難者数 | ○断水範囲の福祉施設・防災関係施設 |

(2) 給水資機材の確保

建設給水対策部は、飲料水を入れる給水タンク等を確保する。十分確保できない場合は、富良野広域連合上富良野消防署、自衛隊等の水槽車等の応援を要請する。

(3) 水源の確保

水源は、上富良野町上水道とする。建設給水対策部は、被災のため使用できない場合は、近隣市町村の水源からの供給を要請する。

(4) 給水計画の作成

建設給水対策部は、給水拠点やルートを設定した給水計画を作成し、避難者に給水の広報を行う。

(5) 給水活動

災害発生当初は、福祉施設、病院等に優先的に給水を行う。

水源から給水拠点あるいは避難所までは、車両にて搬送する。給水拠点では、住民の持参したバケツ、ポリタンク等に給水する。

給水量は、原則として1人1日3リットルとする。災害状況に応じて給水量を拡大する。

(6) 净水装置による給水

輸送による給水が困難な場合で、付近に利用可能な水源がある場合は、自衛隊に浄水装置の借

り上げを要請し、浄水して供給する。

(7) 家庭用井戸等による給水

家庭用井戸、事業所の井戸について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として提供する。

2 食料の供給

(1) 対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- 避難指示等に基づき避難所に収容された人
 - 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
 - 旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない人
 - 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
 - 災害応急活動従事者※
 - 流通が麻痺し、食料の調達が不可能となった人※
- ※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である

(2) 供給数の把握

産業対策部は、避難者や災害従事者等に食料を供給するため、次のように必要数を把握する。

■供給数把握の方法

対象者	方 法
避難者	避難所自治組織からの申告にもとづいて、民生対策部が把握する。
災害対策本部要員	各対策部からの報告を総括対策部が把握する。
応援者、作業従事者	作業を所管する各対策部からの報告を総括対策部が把握する。

(3) 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とし、副食等は炊き出しで補う。できる限り避難行動要支援者に適した供給ができるように配慮する。

産業対策部は、必要量をもとに食料供給業者から調達する。上富良野町では確保が困難なときは、道又は道内市町村に対して食料の供給を要請する。

また、応急用米穀の確保ができないときは、上川総合振興局長を通じて知事に要請し、知事の指示に基づいて農林水産省生産局から受領する。

なお、災害発生当初に食料供給業者から確保できない場合は、備蓄食料を供給する。

(4) 食料の搬送・配布

食料の搬送は、供給先まで食料供給業者に要請する。できない場合は、役場に搬送ののち、教育物資対策部が供給先まで搬送する。

避難所等での配布は、避難所自治組織に一任する。

3 炊き出し

(1) 炊き出しの実施

産業対策部は、弁当等が調達できない場合や避難者等から申し出があった場合は、炊き出しを実施する。

炊き出しは、学校給食センター、自衛隊への要請、避難所内で実施する。避難所内での炊き出しは、避難所自治組織、ボランティアに要請して行う。

(2) 食材の確保

産業対策部は、学校給食センター、避難所内での炊き出しに使用する食材を、ふらの農協、食料品販売業者から調達する。米穀は、上富良野町内米穀取扱業者から調達する。不可能な場合は、上川総合振興局長を通じて知事に要請し、知事の指示に基づいて農林水産省生産局から受領する。

(3) 炊き出し施設の確保

炊き出しは、学校給食センター及び学校等の既存施設を活用する。教育物資対策部は、これらの調理施設を確認する。

4 物資の供給

(1) 対象者

物資供給の対象者は、次のとおりとする。

■物資供給の対象者

- 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- 災害により住家に被害を受けた人
- 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人

(2) 供給数の把握

教育物資対策部は、避難所職員、住民会組織から必要数を把握する。

(3) 物資の確保

供給する物資は、原則として災害救助法の規定する物品とし、その他は必要に応じて供給する。

教育物資対策部は、物資供給業者に物資の確保を要請する。

また、保健福祉対策部は、日本赤十字社北海道支部に必要な物資を要請する。

■供給する物資例

- | | | | | |
|------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 寝具 | <input type="checkbox"/> 外衣 | <input type="checkbox"/> 身の回り品 | <input type="checkbox"/> 炊事道具 | <input type="checkbox"/> 食器 |
| <input type="checkbox"/> 日用品 | <input type="checkbox"/> 光熱材料 | | | |

(4) 物資の搬送・配布

物資の搬送は、供給先まで物資供給業者に要請する。できない場合は、役場又は物資管理センターに搬送ののち、教育物資対策部が供給先まで搬送する。

避難者への配布は、自治組織に一任する。被災者宅への配布は、地区の施設まで搬送し、地区取扱責任者（住民会長）に配布を一任する。

5 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の取り扱い

原則として、個人からの救援物資は受け入れない。企業からの救援物資は、登録制とし必要なときに供給を要請する。

(2) 受け入れ・管理

教育物資対策部は、社会教育総合センターアリーナに物資管理センターを設置する。必要に応じて上富良野郵便局に物資の保管を依頼する。また、民間協定施設に保管の協力を依頼し、物資管理センターでの受け入れ、管理は、上富良野町社会福祉協議会を通じてボランティア団体等に要請する。

第9節 防疫・廃棄物等処理対策

■担当

対策部	民生対策部、保健福祉対策部、建設給水対策部
関係機関	上川総合振興局、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室

1 防疫体制の確立

感染症の予防及び蔓延を防止するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」とよぶ。）に基づき必要な措置を実施する。

(1) 検病調査班の編成

北海道は、検病調査等のための検病調査班を編成する。

(2) 防疫班の編成

民生対策部は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため、職員及び臨時雇用の作業員から防疫班を編成する。また、必要に応じて住民会の協力を要請する。

※関係法令：感染症法第28条第2項（ねずみ族、昆虫等の駆除）

2 感染症の予防

(1) 検病調査

保健福祉対策部は、検病調査班に協力して被災地で検病調査及び保健指導を実施する。

(2) 予防接種

上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室は、感染症予防上必要があると認めるときは、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示する。保健福祉対策部は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室と予防接種の実施方法等を協議する。

(3) 被災地の消毒

防疫班は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室の指導により被災地の消毒を実施する。消毒に用いる資機材、薬品は備蓄品を使用する。不足する場合は、町内薬局から調達する。

※関係法令：感染症法第27条第2項（感染症の病原体に汚染された場所の消毒）

　　感染症法第29条第2項（物件に係る措置）

　　感染症法施行規則第14条（消毒の方法）

　　一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて

(4) 飲料水の供給

建設給水対策部は、感染症法により知事から水の利用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、ろ水装置や薬剤等を確保し、衛生的に処理して飲料水を供給する。

※関係法令：感染症法第31条第2項（生活の用に供される水の使用制限等）

(5) 一般飲料用井戸への措置

建設給水対策部は、飲料用に井戸を使用している設置者に対し、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室と連携して、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明したときの措置を指導する。

3 感染症患者等への措置

上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、次の措置を実施する。

■感染症患者等への措置

- 発生状況、動向及び原因の調査（感染症法第15条）
- 健康診断（〃第17条）
- 就業制限（〃第18条）
- 感染症指定医療機関への入院勧告（〃第20条）
- 消毒等（〃第27条、第29条）

※感染症指定医療機関：富良野協会病院

4 避難所の防疫措置

(1) 健康調査等

保健福祉対策部は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室と協力して、避難者の健康状態を把握し、必要に応じて避難所にて健康診断を行う。

(2) 衛生管理

保健福祉対策部は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室の指導のもと、避難者の衣服等の日光消毒、トイレ・炊事場・洗濯場の消毒、手洗い・うがいの励行等の衛生指導を実施する。

(3) 集団給食

保健福祉対策部は、避難所における炊き出し等の給食従事者には、健康診断が終了した者をあて、衛生に気を付けるよう配慮する。

また、配膳時の衛生保持やゴミの衛生的処理を徹底させる。

5 廃棄物等処理

(1) 清掃班の編成

災害により大量の廃棄物等が発生した場合、民生対策部は、町有車両をあて清掃班を編成する。一定期間に収集が困難な場合は、清掃業者・廃棄物処理業者に委託する。

(2) 廃棄物の収集・処理

清掃班は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、収集した廃棄物を指定処理場で処理など、環境衛生上支障のない方法で行う。臨機に投棄場所を指定した場合には、消毒・覆土など必要な衛生処理を施す。

なお、上富良野町で実施困難な場合は、近隣市町村、北海道に応援を要請する。

※関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項（市町村の処理等）

(3) 避難所のゴミ処理

避難所のゴミ処理は、平時のゴミ処理と同様に行う。

6 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

民生対策部は、避難所等においてトイレが不足する場合、民間協定に基づき、仮設トイレを依頼し設置する。

(2) し尿収集班の編成

民生対策部は、浸水等により緊急にし尿収集の必要がある場合、許可業者に委託して収集班を編成する。

(3) し尿の収集処理

浸水区域等緊急を要する地区から優先的に収集を行い、富良野広域連合環境衛生センターで処理する。

なお、許可業者で収集が困難な場合、若しくは環境衛生センターで処理することができない場合、近隣市町村、北海道に応援を要請する。

第10節 農畜産・動物対策

■担当

対策部	産業対策部、民生対策部
関係機関	上川総合振興局、上川家畜保健衛生所、北海道獣医師会、ふらの農業協同組合、富良野地区農業共済組合、北海道農政事務所旭川地域センター

1 畜産対策

(1) 飼料の確保

産業対策部は、被災農家の家畜飼料等の確保ができない場合は、次の事項を明らかにして、北海道（総合振興局長）及び北海道農政事務所旭川地域センターに応急飼料の斡旋を要請する。

■要請事項

- 飼料（再播用飼料作物種子を含む）
 - ・家畜の種類
 - ・飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
 - ・購入予算額
 - ・農家戸数等の参考となる事項
- 転飼
 - ・家畜の種類及び頭数
 - ・転飼希望期間
 - ・管理方法
 - ・転飼予算額
 - ・農家戸数等参考になる事項

(2) 家畜の防疫

家畜の防疫は、北海道（家畜保健衛生所）が次のように実施する。

■家畜の防疫方法

- 自主的予防接種の指導
- 家畜所有者及び関係団体への畜舎等の消毒の励行
- 畜舎の消毒及び有害昆虫の防除（家畜伝染病予防法適用時）
- 家畜衛生車の派遣

(3) 家畜の救護

北海道（家畜保健衛生所）は、上富良野町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力して、家畜の救護にあたる。

(4) 死亡家畜の処理

死亡家畜の処理は原則として所有者が行うものとする。所有者が不明なとき又は所有者が処理することが困難な場合は、産業対策部が行う。

死亡獣畜の処理は、移動し得るものについては、集中焼却又は埋却処理する。移動し難いものについては、家畜衛生保健所の指導により、その場で他に影響を及ぼさないよう焼却又は埋却するものとする。

■死亡獣畜の処理方法

- 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却する。
- 移動できないものは、家畜衛生保健所長の指導を受け臨機の措置をとる。
- 埋却する場合は、1m以上覆土する。

2 飼養動物

(1) ペットの避難

避難時のペットの保護及び飼養は、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）」に基づき、原則として動物の管理者が行う。避難所ではペットの保護は行わない。

民生対策部は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。

(2) ペット救護所の設置

民生対策部は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、北海道及び北海道獣医師会等と取り扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。

(3) 放浪動物の収容

民生対策部は、北海道、関係団体等と協力して放浪犬や放浪家畜の捕獲、収容を行う。

また、住民等に放浪犬等への注意や収容について広報する。

(4) 死亡動物の処理

死亡した動物はクリーンセンターで処理する。

3 農業対策

(1) 警戒監視

産業対策部は、風雨により災害が発生するおそれのある場合、浸水危険のある箇所、傾斜地にある農地等を巡回し、状況を確認する。

(2) 被害調査

産業対策部は、災害が発生した場合、農地、農作物、農業用施設等の被害調査を行う。

(3) 被災後の農業対策

産業対策部は、ふらの農業協同組合、富良野地区農業共済組合等と協力して、浸水した農作物の応急措置、病害虫の予防措置等の指導、薬剤、資機材の供給等の支援策を行う。

第11節 障害物の除去対策

■担当

対策部	建設給水対策部、民生対策部
関係機関	富良野広域連合消防本部・上富良野消防署、陸上自衛隊上富良野町駐屯地

1 住宅等の障害物の処理

(1) 障害物の除去

建設給水対策部は、町有機材を用い住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。上富良野町だけでは除去できない場合、富良野広域連合消防本部・上富良野消防署、自衛隊、建設業協会の協力を要請する。

なお、住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

■障害物除去の対象者

- 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- 自らの資力では障害物の除去ができない者

(2) 障害物の処理

除去した障害物は、民生対策部と協議し、指定処理場で処理する。一度に処理できない場合は、遊休地等に集積し、北海道等の処理の方針に基づき適正な処理を行う。

2 道路の障害物の除去

(1) 障害物の除去

道路の障害物の除去は、それぞれの道路管理者が実施する。特に、災害対策の優先度の高い道路から除去する。

建設給水対策部は、町有機材を用いて除去を行う。上富良野町だけでは除去できない場合、富良野広域連合消防本部、自衛隊、建設業協会の協力を要請する。

(2) 障害物の処理

住宅の障害物と同様に行う。

第12節 遺体の収容・火葬対策

■担当

対策部	保健福祉対策部、民生対策部
関係機関	富良野警察署・上富良野交番、日本赤十字社北海道支部

1 遺体の搜索

搜索の対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者（災害発生から3日を経過）とする。搜索方法は、第5節と同様とする

2 遺体の収容

(1) 遺体の検視

保健福祉対策部は、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に届け出、警察官の見分を受ける。遺体の身元が判明している場合は、遺族等に引き渡す。

(2) 遺体の処理

遺体の処理は災害による社会混乱により遺族等が処理できない場合行う。遺体の処理のうち、遺体の洗浄等及び検査は日本赤十字社北海道支部が行う。

保健福祉対策部は、多数の遺体が発生した場合は、一時保存のための場所を公共施設に設ける。

■遺体の処理の範囲

- | | |
|---------------|----------|
| ○洗浄、縫合、消毒等の処理 | ○遺体の一時保存 |
| ○検査 | |

(3) 遺体の安置

保健福祉対策部は、公共施設、寺院等に遺体安置所を開設し、処理した遺体を搬送、安置する。また、葬祭業者等から納棺用品を調達する。身元が判明した遺体は、安置所で遺族に引き渡す。

3 遺体の火葬

(1) 遺体の火葬

保健福祉対策部は、遺体を町葬斎場で火葬する。町葬斎場が被災した場合は、民生対策部と協力し、近隣市町村に要請する。遺体の搬送等は葬祭業者に要請する。

身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、火葬とする。被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しないものの埋葬は行旅死亡人扱いとする。

(2) 遺骨等の保存

引き取り手のない遺骨、遺留品は保管する。

※資料編5-2：災害時における葬祭用品の供給に関する協定

第13節 交通・輸送対策

■担当

対策部	総括対策部、建設給水対策部、民生対策部
関係機関	上川総合振興局、富良野警察署・上富良野交番、陸上自衛隊上富良野駐屯地、旭川開発建設部富良野道路事務所、旭川建設管理部富良野出張所、富良野広域連合消防本部・上富良野消防署

1 緊急輸送

(1) 緊急輸送の範囲

上富良野町が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりである。

■輸送の範囲

- 被災者の避難
- 医療救護を必要とする傷病者等
- 救出救助、医療救護のための人員、資機材
- 飲料水、食料、物資
- 応急復旧用資機材・災害対策要員 等

(2) 車両の確保、配車

総括対策部は、町有車両を管理し、各対策部の請求に基づき車両を配車する。町有車両で不足する場合は、建設業者、輸送業者等から借り上げる。

燃料は町内給油取扱所から調達する。

2 ヘリコプターによる輸送

(1) ヘリコプターの要請

孤立者の救出、重傷者の搬送、道路寸断時の輸送等必要がある場合は、ヘリコプターによる輸送を実施する。総括対策部は、北海道、警察、自衛隊のヘリコプターを要請する。

■ヘリコプター要請先

- 北海道防災消防ヘリコプター（上川総合振興局）
- 道警ヘリコプター（富良野警察署）
- 自衛隊ヘリコプター（上川総合振興局・陸上自衛隊上富良野駐屯地）

※資料編7-4：消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

※資料編7-5：救急患者の緊急搬送情報伝達票

※資料編7-6：北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

(2) ヘリコプター離着陸場の設置

総括対策部は、ヘリコプター離着陸場を設置する。設置にあたっては、自衛隊等の協力を要請する。

※資料編6-5：ヘリポート適地

3 交通規制

(1) 交通規制

建設給水対策部は、警察署、道路管理者等と協議して、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線を、通行禁止又は制限等の措置をとる。

交通規制を行う箇所には、検問所を設置し規制、警戒にあたる。

(2)迂回路の設定

建設給水対策部は、交通規制又は道路が被災した場合は、警察署、道路管理者と協議し、迂回路を設定する。

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。 ○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。 	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条
警察署長	<ul style="list-style-type: none"> ○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをすることができる。 	道路交通法第5条
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。 ○道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 	災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項 道路交通法第6条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ○警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。 	災害対策基本法第76条の3第3項
消防吏員	<ul style="list-style-type: none"> ○警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。 	災害対策基本法第76条の3第4項
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の破損、一部流出(崩壊)、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。 	道路法第46条

4 緊急通行車両等の確認

(1) 緊急通行車両の確認手続き

知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（富良野警察署長）は、車両の使用者等の申し出により当該車両が応急対策に必要な緊急通行車両であるとの確認を行う。確認は上川総合振興局又は富良野警察署及び交通検問所で行う。

総括対策部は、上富良野町で使用する車両は、富良野警察署で車両ごと「緊急通行車両確認証明書」「標章」の交付を受ける。「標章」は車両の前面に掲示する。

※資料編7-8：緊急通行車両の標章及び確認証明書

(2) 規制対象除外車両の確認

北海道公安委員会（富良野警察署長）は、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行の支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。確認は上川総合振興局又は富良野警察署及び交通検問所で行う。

民生対策部は、上富良野町で使用する車両及び町が要請した機関の車両について、各車両ごと富良野警察署で「規制対象除外車両通行証明書」「標章」の交付を受ける。

避難者が一時帰宅等に使用する車両についても、避難者の申し出により交付を受ける。

5 緊急輸送路の確保

建設給水対策部は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の点検、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

北海道では、道路管理者及び北海道警察等からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により緊急輸送道路のネットワーク化を図るため「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定している。

■北海道緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路 ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路 ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路 ネットワーク	その他の道路

また、上富良野町耐震改修促進計画（平成21年1月策定）においては、平成27年（2015）年までに優先的に沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路として、次のとおり指定している。

■上富良野町耐震化促進計画における北海道耐震改修促進計画「第4-1-(6)地震時に通行を確保すべき道路の指定

道路区分	道路特性	町内総延長
優先的に沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路	町内の地区及び防災拠点（行政・公共機関の支所等、社会福祉施設、主要な避難場所、医療施設等）を連絡する道路	44.9 km

■指定路線一覧

路線番号	路線名	指定区間	関係施設等	備考
国237	国道237号	美瑛町界～中富良野町界		13.6
道291	道道吹上上富良野線	町道翁道路～国道237号線	草分防災センター・ふらの農業協同組合上富良野支所・JR上富良野駅・小玉医院	4.2
道298	道道上富良野旭中富良野線	道道上富良野停車場線～中富良野町界	上富良野中学校・陸上自衛隊上富良野駐屯地・富原会館・東中学校・東中小学校・東中多世代交流センター・消防団東中文団	7.2
道299	道道上富良野停車場線	道道吹上上富良野線～国道237号	上富良野郵便局・富良野警察上富良野派出所・陸上自衛隊上富良野駐屯地	2.1
道353	道道美沢上富良野線	道道吹上上富良野線～清富	日新会館・清富会館・清富多世代交流センター	8.5
道581	道道留辺蘂上富良野線	道道上富良野停車場線～国道237号		0.8
町002	北3丁目通り	全線	道道吹上上富良野線、道道留辺蘂上富良野線及び道道上富良野停車場線の接続	0.1
町004	東2丁目通り	全線	上富良野町役場・町立病院・保健福祉総合センター・子どもセンター・富良野警察上富良野派出所	1.1
町056	東1丁目通り	全線	上富良野町役場車両センター・富良野広域連合消防本部・上富良野消防署	1.0
町055	東5丁目通り	全線	上富良野中学校・東児童館	0.6
町064	北24号道路	国道237号～道道上富良野停車場線	陸上自衛隊上富良野駐屯地、道道上富良野停車場線及び道道上富良野旭中富良野線の接続	2.3
町008	翁道路	全線	陸上自衛隊上富良野演習場	3.4

各延長：国道 13.6km 道道 22.8km 町道 8.5km

第14節 住宅対策

■担当

対策部	建設給水対策部、保健福祉対策部、民生対策部
関係機関	上川総合振興局

1 住宅の応急修理

(1) 修理の対象者

災害救助法が適用された場合は、知事が応急修理を行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が応急処理を行う。

住宅の応急修理の対象者は、り災証明の発行を受けているなど、次の条件に該当する者である。

■住宅の応急修理の対象者

次のすべての条件に該当する者

- ①災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- ②自らの資力をもってしては応急修理ができない者

(2) 申し込み受け付け

建設給水対策部は、応急修理の実施について広報紙等に概要を掲載し、災害相談窓口にて申し込みを受け付ける。

(3) 応急修理の実施

建設給水対策部は、住宅の応急修理は建築業者等に委託する。応急修理の内容は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

2 応急仮設住宅の設置

(1) 対象者

応急仮設住宅の対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、北海道との協議により決定する。

■応急仮設住宅の対象者

次のすべての条件に該当する者

- ①住宅が全焼、全壊又は流失した者
- ②居住する住家がない者
- ③自らの資力をもってしては住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者
 - 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

(2) 申し込み受け付け

保健福祉対策部は、応急仮設住宅の設置について広報紙等に概要を掲載し、災害相談窓口にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

(3) 入居者の選定

入居者は、被災者の資力、その他生活条件等を十分調査のうえ、公正な方法により入居者を選定する。

(4) 用地の確保

建設給水対策部は、仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、仮設住宅建設が可能な土地を選定する。

(5) 仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、町長が実施する。災害救助法が適用された場合は知事が建設し、町長はこれを補助する。ただし、救助法30条第1項の規定により、委任された場合は町長が建設する。

仮設住宅の仕様は、原則として「応急仮設住宅仕様基準」による。応急仮設住宅を近接する区域内に50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

なお、気象条件や避難行動要支援者に配慮して、福祉仮設住宅、ストーブ等の暖房施設、段差の排除等に配慮する。

(6) 設置期間

仮設住宅の設置期間は、建設工事の完了後、3箇月以内であるが特定行政庁の許可を受けて2年以内とすることができる。ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

※関係法令：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

(7) 維持管理

民生対策部は、入居者の要望等に応じて、建設給水対策部と協力して、仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

また、保健福祉対策部は、避難行動要支援者等の入居者の状況により家財搬入等の支援を行う。

3 公営住宅の確保

(1) 町営住宅の修理

民生対策部及び建設給水対策部は、被災した町営住宅の状況を調査し、修理する。修理は、避難行動要支援者等を優先し、居住に必要不可欠な部分から実施する。

(2) 公営住宅の確保

民生対策部は、住宅を失った被災者に対して、町営住宅等の公営住宅を確保して供給する。入居者の選考は、応急仮設住宅の対象者と同様に行う。町営住宅だけでは不足する場合は、北海道と協力を要請して近隣市町村等の公営住宅の空き住宅を把握し斡旋する。

第15節 ライフライン対策

■担当

対策部	建設給水対策部
関係機関	北海道電力（株）、東日本電信電話（株）、北海道旅客鉄道（株）

ライフラインの応急対策は、各ライフライン機関があらかじめ定めた防災業務計画等に基づいて実施する。

上富良野町は、各ライフライン機関から施設の被害、供給状況等の情報を収集する。また、各ライフライン機関に対して、重要施設等の復旧の要請を行う。

1 上水道施設

(1) 応急活動体制の確立

建設給水対策部は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

建設給水対策部は、浸水した区域等の被害状況を調査する。浸水等により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。

(3) 上水道の復旧対策

建設給水対策部は、被害状況を調査し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を実施する。

■上水道施設の復旧作業

- 管類等の資機材の確保
- 復旧に必要な人員の確保
- 被害状況、復旧の見込み等の広報
- 他水道事業体への応援要請

2 下水道施設

(1) 応急活動体制の確立

建設給水対策部は、浸水等の被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

(2) 応急活動

建設給水対策部は、浸水等により被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等に対しては、次のような応急活動を行う。

■下水道の応急対策

- 排水機能の回復
 - ・可搬式ポンプによる緊急送水
 - ・仮管渠の設置
 - ・土砂の浚渫
- 処理場の二次災害の防止

(3) 下水道の復旧対策

建設給水対策部は、施設の重要度、危険度を考慮し、詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を行う。

■下水道施設の復旧作業

- | | |
|------------------|----------------|
| ○資機材の確保 | ○復旧に必要な人員の確保 |
| ○被害状況、復旧の見込み等の広報 | ○他下水道事業体への応援要請 |

3 電力施設

北海道電力（株）は、電力の円滑な供給を確保するために必要な災害応急復旧対策を講じる。

(1) 非常体制の確立

非常災害が発生すると予想される場合又は非常災害が発生した場合は、必要な人員を動員し、非常体制を確立する。

(2) 応急復旧対策

非常災害が発生した場合は、関係機関から情報収集を行うとともに電力設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策をたてる。

(3) 応急復旧作業

電力施設の被害状況及び重要度、被害復旧の難易度を勘案し関係機関と協議を図るとともに、連携をとり安全を確認しながら応急復旧を行い、極力送電の確保に努める。

(4) 情報連絡

非常災害時における電力設備の被害状況等の情報連絡を関係機関に行うとともに、復旧状況の通報及び報告を行う。

4 通信施設

東日本電信電話（株）は、災害が発生した場合は、電気通信設備の予防措置、災害応急対策、災害復旧等に対する適切な措置をとる。

(1) 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、非常態勢を発令し対処する。この場合、北海道、市町村及び各防災機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

(2) 設備、資機材の点検及び出動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

(3) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて、電気通信事業法に定められた復旧順位に従って実施する。

(4) 広報

災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び広報車により地域の住民に周知する。

5 公共施設

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るために、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

6 鉄道施設

鉄道施設の応急復旧対策は、北海道旅客鉄道（株）が定めた「防災実施計画」に基づいて行われる。

(1) 駅舎及び駅構内等

駅区長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等隨時的確な措置をとる。

(2) 客車運行中

旅客走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

(3) 貨車運行

危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒、又はそのおそれのあるときは、関係業務機関及び協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察機関に速やかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。

また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険性のおそれがあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立ち入りを禁止する。

第16節 ボランティア対策

■担当

対策部	保健福祉対策部
関係機関	上富良野町社会福祉協議会、北海道社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部

1 ボランティア団体への要請

災害対策にあたり、ボランティアの協力が必要な場合は、住民組織等に要請する。住民組織との連絡要請は、各災害対策を担当する部が行う。

ボランティア団体等に要請する活動は、次のとおりである。

■ボランティア団体等に依頼する活動

- 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 炊き出し、その他の災害救助活動
- 高齢者、障害者等の介助、介護活動
- 清掃及び防疫
- 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 被災建築物の応急危険度判定
- 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 災害応急対策事務の補助

2 全国からのボランティアへの対応

災害状況によって全国からのボランティアが集まる場合は、社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。

(1) 災害救援ボランティア現地対策本部の設置

北海道社会福祉協議会は、災害救援ボランティア対策本部を設置し、北海道内全体の災害救援ボランティア活動のとりまとめを行う。

また、上富良野町社会福祉協議会及び日本赤十字社北海道支部と連携して、災害現地に災害救援ボランティア現地対策本部を設置し、ボランティアを受け入れ、コーディネート等を行う。

(2) 町の支援

保健福祉対策部は、ボランティア団体、社会福祉協議会等からボランティアの申し出があった場合は、災害救援ボランティア現地対策本部の設置場所や本部で使用する資機材を提供するなど、必要な支援を行う。

(3) ボランティアとの調整

保健福祉対策部は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、上富良野町からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。

(4) 他地域からのボランティアの宿泊場所の検討

保健福祉対策部は、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの宿泊場所の確保等の検討を行う。

第17節 教育・保育対策

■担当

対策部	教育物資対策部、保健福祉対策部
関係機関	上川総合振興局、北海道教育委員会、上川教育局

1 児童・生徒等の避難

教育物資対策部、保健福祉対策部は、気象警報等の気象情報を各学校、幼稚園、保育所、子どもセンター、児童館（以下「学校等」という。）に連絡する。

就業時間内に大雨警報等が発令される等、災害の危険がある場合は、授業をうち切り帰宅の措置をとる。風雨が激しい場合は、学校等にて保護し保護者等に引き渡す。

2 安否の確認

災害が発生した場合は、各学校等で、児童・生徒等の安否を確認する。教育物資対策部、保健福祉対策部は、それを把握する。

3 避難所開設への協力

各学校では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。

また、避難所運営にあたっては、避難所自治組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

4 応急教育活動

(1) 教育場所の確保

教育物資対策部は、各学校の被害状況を把握するとともに、校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

(2) 応急教育の準備

教育物資対策部及び校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、北海道教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の要領

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	○児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(4) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。教育物資対策部は、校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。文房具、学用品は、業者から一括購入し、学校ごとに分配する。教科書の確保は、北海道教育委員会に要請する。

5 応急保育

保健福祉対策部は、保育所、子どもセンター、児童館の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

6 施設の被害調査

教育物資対策部は、学校施設、社会体育及び社会教育施設の点検、被害調査及び応急措置を実施する。

第18節 災害救助法

■担当

対策部	保健福祉対策部
関係機関	上川総合振興局

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。上富良野町における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
町内の住家が滅失（り災）した世帯の数	町 40 以上	第1項の1
道内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち町内の住家が滅失（り災）した世帯の数	道 2,500 以上	第1項の2
	町 20 以上	
道内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち町内の住家が滅失（り災）した世帯の数	道 12,000 以上	第1項の3※
	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合	知事が厚生労働大臣と協議	第1項の4※

※第1項の3に係る事例

- ア) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのための特殊の技術を必要とするものであること
- イ) 被災者世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること

※第1項の4に係る事例

住家の被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

- ア) 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合
- イ) 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ウ) 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- エ) 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合
- オ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

2 滅失世帯の算定

(1) 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家 1 世帯	全壊（全焼・流失）住家	1 世帯
	半壊（半焼）住家	2 世帯
	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できな状態になった住家	3 世帯

(2) 住家被害の認定

民生対策部は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。被害滅失、半壊等の認定は、「被害状況判定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。

■住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家の半壊 (半焼)	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの
(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	

3 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

保健福祉対策部は、上富良野町域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を総合振興局長に報告し、災害救助法適用を知事に要請する。その場合には、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

■報告事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

保健福祉対策部は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置に関して総合振興局長の指導を受けなければならない。

また、災害救助の対象数量及び期間については、特別な基準の適用を申請できる。申請は、知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う。

4 救助の実施

(1) 救助の実施者

災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき上富良野町長が応急措置を実施する。

(2) 救助の内容等

災害救助法による内容等は、以下の表のとおりとする。

※資料編7-9：災害救助法による救助の概要

■災害救助法の適用となる救助の項目

救 功 の 種 類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅	着工から 20日以内	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（委任されたときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（委任されたときは市町村）
助産	分娩の日から 7日以内	医療班～道・日赤道支部（委任されたときは市町村）
災害にかかった者の救助	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	市町村
埋葬	10日以内	市町村
死体の搜索	10日以内	市町村
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

第8章 公用負担等

1 公用負担権限委任証

水防管理者又は消防機関の長が、水防のため緊急の必要があるときに法第28条の規定により行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりとする。

- (1) 土地の一時使用
- (2) 土石、竹土、その他資材の使用又は収用
- (3) 車その他の運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

公用負担の権限を行使する者はその身分証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、次に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求が合った場合は、これを提示するものとする。

第 号	公用負担権限委任証
住所	
職名	
氏名	
上記の者に 区 域における水防法第 28 条 1 項の 権限行使について委任したこと を証明する。	
年 月 日	
委任者氏名	印
縦 9 cm、横 6 cm	

2 公用負担命令証

公用負担の権限を行使する者は、次に定める証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずるものに交付するものとする。

第 号

公 用 負 担 命 票

住 所

氏 名

水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ぜる。

1 目的物

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 種類
- (4) 数量

2 負担内容

(使用、収容、処分等について証記すること)

年 月 日

命令者 職 氏名

印

※資料編7-11：公用負担命令書等

3 損失補償

水防管理者は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条第2項の規定により、損失を補償しなければならない。

4 公務災害補償

法第24条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、法第45条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和32年条例第1号）の定めるところにより補償しなければならない。

第9章 水防報告

1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長及び河川管理者に報告するものとする。

- (1) 消防機関に出動を要請したとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を要求したとき
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき

2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに次に定める様式による水防活動実施報告を定められた日までに上川総合振興局長に2部提出するものとする。

水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

(上富良野町)

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材 35万円以上使用団体分			備考	
	団体数	活動数延べ	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
振興局分 前回迄		人	円	円	円	—				
月分	—	—				—				
月分	—	—				—				
小計	—	—				—				
累計	—	—				—				
水防管理団体分 前回迄	()					—				
月分	()					—				
月分	()					—				
小計	()					—				
累計						—	円	円	円	

※作成要領

- (1) 「前回迄」欄は、前回報告にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- (2) 「団対数」欄の（ ）書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団対数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- (3) 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- (4) 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- (5) 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- (6) 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

※資料編 7-12：水防活動実施報告書

第10章 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、隨時水防工法についての技能を習得させるため、法第35条に定めるところにより毎年1回以上水防訓練を実施するものとする。

III.火山災害対策編

« 目 次 »

第1章 総 則	1
第1節 計画の適用.....	1
第2節 十勝岳の概要.....	1
第3節 噴火の記録.....	4
第4節 噴火の想定.....	7
第5節 用語の定義・解説.....	11
第2章 基本方針	13
第1節 基本シナリオ.....	13
第2節 異常現象発生～拡大期.....	17
第3節 小噴火期	20
第4節 中噴火期	24
第5節 大噴火期	27
第6節 融雪型泥流発生期.....	30
第7節 噴火縮小期.....	33
第3章 災害応急対策	34
第1節 動員配備対策.....	34
第2節 災害情報	37
第3節 広報対策	40
第4節 応援派遣対策.....	42
第5節 捜索・救出対策.....	47
第6節 立ち入り規制対策.....	49
第7節 応急医療救護対策.....	50
第8節 避難対策	52
第9節 避難所運営対策.....	58
第10節 飲料水・食料・物資の供給対策.....	62
第11節 家畜等の避難対策.....	65
第12節 遺体の収容・火葬対策.....	66
第13節 住宅対策	67
第14節 ライフライン対策.....	69
第15節 ボランティア対策.....	70
第16節 教育・保育対策.....	72
第17節 避難解除対策.....	74
第18節 災害救助法.....	76

第1章 総 則

第1節 計画の適用

火山災害対策編は、十勝岳の噴火による災害及び噴火するおそれがある異常現象が発生したときに適用する。

なお、上富良野町及び防災関係機関等の処理すべき事務及び業務大綱、災害対策本部の組織及び設置等の体制については、共通編を適用する。

第2節 十勝岳の概要

1 十勝岳の地形

十勝岳（標高 2077m）は、北海道中央高地の大雪－十勝火山列の南西端に位置し、大雪－十勝火山列南西部で最も高い。十勝火山列南西部は、北東から美瑛富士（標高 1888m）、美瑛岳（標高 2052m）、十勝岳（標高 2077m）、富良野岳（標高 1912m）、前富良野岳（標高 1625m）と並ぶ新旧の火山からなる。十勝岳の新しい火口群は十勝岳の主稜線より北西側 1km付近に形成され、火口、火碎丘、溶岩流などの新しい火山地形は十勝岳の北西斜面によく見られる。十勝火山列の裾野は上富良野町、美瑛町、新得町、南富良野町、中富良野町、富良野市へ広がっている。

■十勝岳の地理的情報

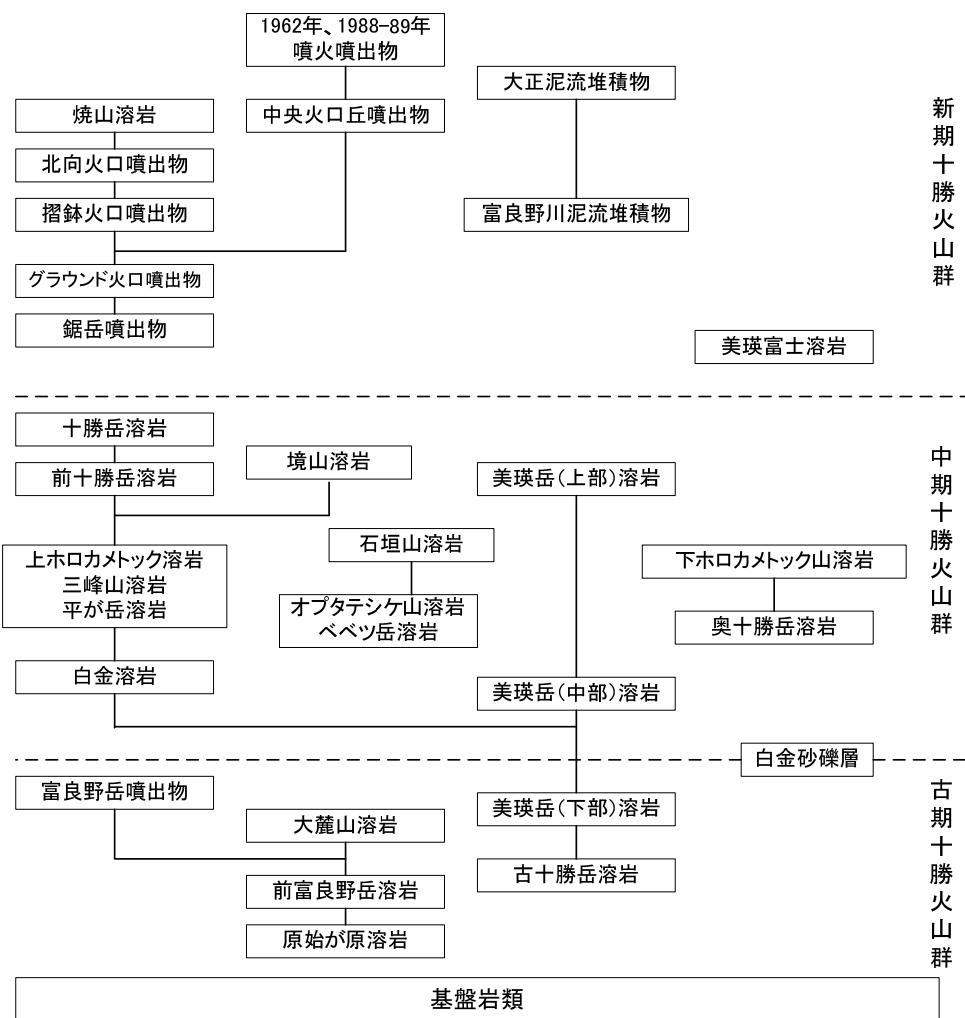
標 高	最高点：2077m（十勝岳）、昭和火口：約 1600m、62-2 火口：約 1800m、グラウンド火口 1700m～1800m			
位 置	北緯 43°25'、東経 142°41'（十勝岳）			
市町村	西	上富良野町、中富良野町	北	美瑛町
	南	富良野市、南富良野町	東	新得町
主要河川	西	石狩川水系空知川水系富良野川、旭野川、ヌッカクシ富良野川		
	北	石狩川水系美瑛川		
	南	石狩川水系空知川水系シーソラプチ川		
	東	十勝川水系十勝川		
グラウンド 火口付近か らの直線距 離	上富良 野町	上富良野町役場・JR上富良野駅 17.5km、清富 10.5～13km、日新 16～17.5km、旭野 9～12km、東中 11～16km、望岳台 3.5km、十勝岳温泉 3.2km、吹上温泉 3km、		
	町外	美瑛町役場 25km、白金温泉 6.3km、中富良野町役場 20.5km、旭川空港 33km、旭川市役所 46km、新得町役場 40km		

2 十勝岳の地質

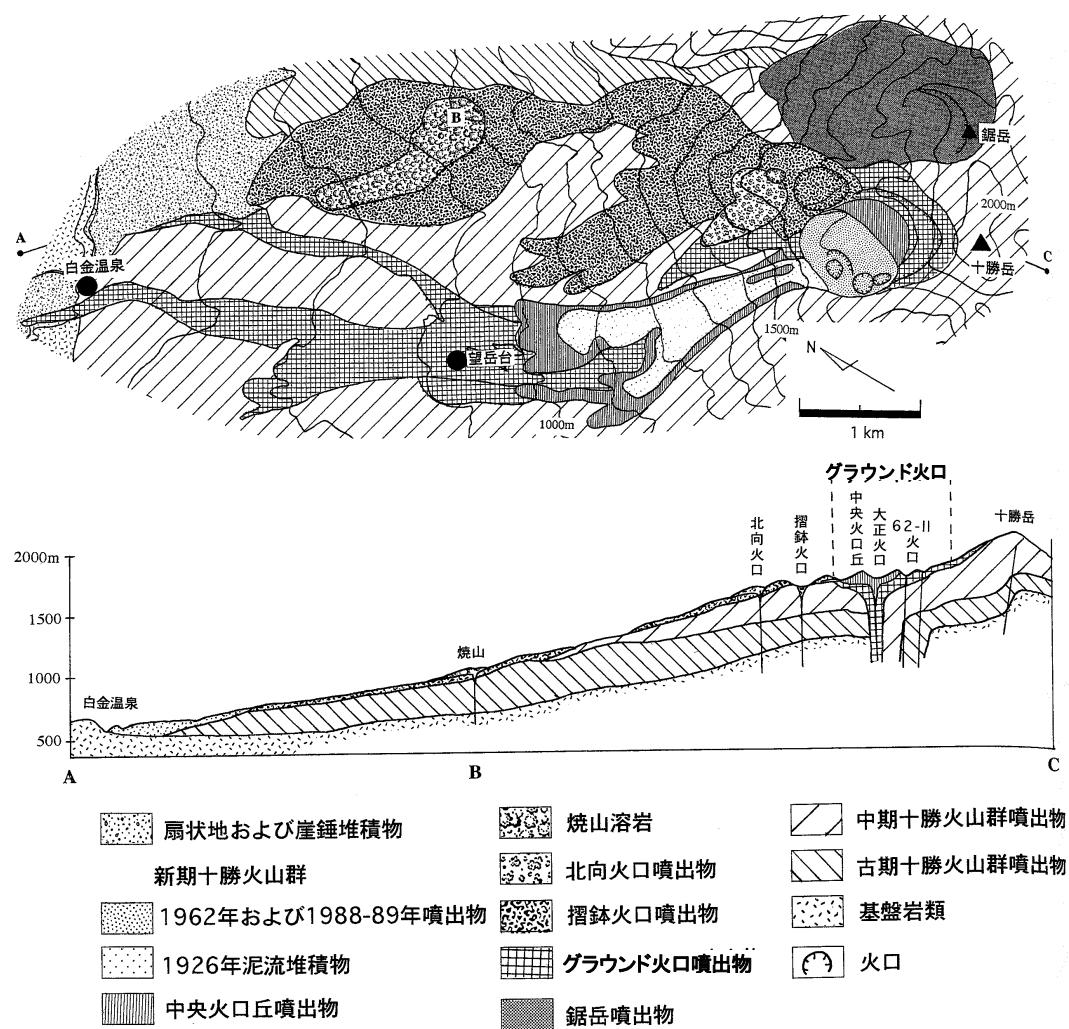
十勝岳火山群は、主に安山岩（一部玄武岩）の溶岩と火山碎屑物からなる新旧多数の成層火山体から構成されている。

上富良野町の広い範囲を占める丘陵地は、第三紀の終わりから第四紀のはじめに噴出した十勝溶結凝灰岩からなる。その上に更新世末期から完新世にかけて十勝岳火山群が形成された。この時代の十勝岳の火山噴出物は古期・中期・新期に分けることができる。古期・中期の火山活動では、16の成層火山及び寄生火山が形成された。この活動は大量の玄武岩の噴出に始まり、次第に酸性溶岩に移行し、最後に酸性安山岩の小規模活動で終息した。この時代の噴出物は前富良野岳溶岩、富良野岳噴出物、美瑛岳溶岩、白金温泉付近の溶岩、前十勝岳溶岩、十勝岳溶岩などで、十勝火山群の広い範囲を占めている。

その後、火山活動の休止期をはさんで、小規模な塩基性溶岩で特徴づけられる新期十勝岳火山群の活動により、7の成層火山及び寄生火山が形成された。十勝岳の山頂の北西斜面に新規十勝岳火山群の噴出物（溶岩、火山岩塊、火山礫、火山灰、泥流堆積物など）が北西方向に広がっている。十勝岳火山群では過去数千年間に、山頂部の北西側でグラウンド火口溶岩、摺鉢火口溶岩、北向火口溶岩、焼山溶岩、中央火口丘溶岩などが流出している。これらのいずれも苦鉄質安山岩のアラ溶岩で表面にコーケス状のクリンカーがみられ新鮮な様相をとどめている。この間に、火山弾、スコリア・火山灰の噴出や高温のスコリア流の流下、泥流の発生も頻繁に起きている。火山噴出物の調査によると、十勝岳は先史時代から何度も活動したことが知られており、現在も新期十勝岳火山群の活動が続いている。



■十勝岳周辺の火山噴出物の層序 (勝井ほか、1963 を一部修正)



第3節 噴火の記録

十勝岳山頂北西側のグラウンド火口内では、過去150年の間に、1857年（安政4年）、1887～1888年（明治20年～21年）、1926～1928年（大正15年～昭和3年）、1962年（昭和37年）及び1988年～1989年（昭和63年～平成元年）の5回の噴火記録がある。1926年（大正15年）には主に融雪型泥流により144名の犠牲者を出し、1962年（昭和37年）には火山岩塊の落下で5名死亡しており、十勝岳は道央、道東を通じて最も活動的な火山である。



■近年の噴火（十勝岳火山防災会議協議会パンフレット）

火山噴出物とその放射性炭素年代、古文書、各種研究報告・資料からまとめた十勝岳の噴火年表を以下に示す。なお、主要な噴火の詳細は資料編に示す。

※資料編3-3：十勝岳噴火の記録

■十勝岳の噴火年表（○印は顕著な噴火を示す）

○ [紀元前240年頃]	グラウンド火口噴火、スコリア流が白金温泉付近まで流下（放射性炭素による年代）
○ [1670年頃]	中央火口噴火、溶岩が望岳台付近まで流下（放射性炭素による年代）
○1857年（安政4年）	4月27日（旧暦）「焼山」周辺硫気活動（松田市太郎） 5月23日（旧暦）山半腹にして火脈燃立て黒煙刺上るを見る（松浦武四郎）
○1887年（明治20年） ～1888年（明治21年）？	常に黒煙を噴出、近傍に降灰（大日方伝三）
1888年（明治21年）～ 1897年（明治30年）	湯沼火口出現（児玉）
1917年（大正6年）	平山硫黄鉱業所事業に着手（大正15年噴火にて中止）
1923年（大正12年）	6月湯沼に溶融硫黄の沼出現、このごろ丸谷温泉温度上昇、湧出量増加 8月・融硫黄7～8m噴き上がる。
1925年（大正14年）	12月23日中央火口丘の中央の火口内に大噴（おおぶき）火口出現
○1926年（大正15年）	2月砂礫飛ばす。（中旬） 4月降灰・火柱（5日、6日） 5月13～14日山麓で地震感ず。24日大爆発・大泥流発生。死者及び行方不明144名 9月8日爆発、行方不明2名。その後小爆発続く。
1927年（昭和2年）	小爆発続く。
1928年（昭和3年）	12月4日鳴動とともに噴火、その後おさまる。
1947年（昭和22年）	旧噴火口の硫気孔増加
1952年（昭和27年）	昭和火口（新々噴火口）内に8月主噴気孔（直径50cm）出現
1953年（昭和28年）	磯部硫黄鉱業所大正火口（新噴火口）にて硫黄採取開発着手（1962年噴火で中止） 昭和火口、5月主噴気孔直径1m。上方噴気孔出現。10月主噴気孔直径4m 大正火口、5月火口壁東側と南側崖くずれあり、6月丸山側き裂あり。 旧噴火口、6月噴気孔最高温度318°C

III. 火山災害対策編 第1章 総則

1954年（昭和29年）	昭和火口、6月主噴気孔直径8.2m×6.8m、9月に発生、主噴気孔直径8.7m×8.0m 大正火口、6月き裂顯著、6~9月一部崩落
1955年（昭和30年）	昭和火口、6月主噴気孔直径7.0m×8.2m
1956年（昭和31年）	昭和火口、2月主噴気孔直径6m×4m、6月小爆発、主噴気孔5.1m×4.7m、10月5.1m×5.6m 大正火口、6月き裂顯著、10月一部火口壁崩落、12東壁落石
1957年（昭和32年）	昭和火口、2月主噴気孔直径4.9m×4.6m、上方噴気孔の下方3mに新噴気孔出現 大正火口、1月南壁崩落、3月温泉噴出、土砂流出 旧噴火口、地形変化顯著
1958年（昭和33年）	昭和火口、6月主噴気孔直径3m×6m、9月6m×6m、10月58-1噴気孔出現、直径3.2m×3.7m 大正火口、6月丸山付近火口壁崩落
1959年（昭和34年）	昭和火口、3月主噴気孔直径7m×7.5m、上方噴気孔停止、8月58-1噴気孔小爆発、直径5.8m×7.3m、上方噴気孔再開、11月58-1噴気孔小爆発、直径12m×15m、泥流100m 旧噴火口、硫黄の析出増加
1960年（昭和35年）	昭和火口、3月58-1噴気孔直径15m×16m、10月主噴気孔直径4m×5m
1961年（昭和36年）	昭和火口、8月58-1噴気孔直径16m×16m、主噴気孔直径7m×7m 大正火口、6~7月、東壁一部の噴気孔自然発火 旧噴火口、8月弱い水蒸気爆発があり。ヌッカクシ富良野川の河水が灰色に濁った。
○1962年（昭和37年）	昭和火口、3月58-1噴気孔直径16m×16m、主噴気孔直径9m×7m、6月主噴気孔直径9m×7m、6月主噴気孔直径10m×7m 大正火口、3月噴気活発化、6月東壁の温度上昇、硫氣孔出現、落石、噴煙増加、き裂出現、5月から有感地震始まる、6月しだいに多くなる。6月29日中央火口丘南側湯沼付近で噴火、噴煙12km上昇、東方に降灰、グラウンド火口南壁に沿い62年第0~3火口出現、第2火口に碎屑丘形成、死者及び行方不明5名
1964年（昭和39年）	白金温泉に気象庁火山観測所設立される。
1968年（昭和43年）	1968年10月1969年十勝沖地震直後火山性地震増加した。
1968年（昭和43年）	1968~1969年火山性地震増加
1969年（昭和44年）	62-第2火口、噴気活動活発
1970年（昭和45年）	昭和火口、噴気活動衰微
1985年（昭和60年）	62-第1火口、噴気活動活発、6月20日火山灰噴出、20~22日硫黄自然発火
1988年（昭和63年）	12月16日噴火、南東約80kmまで降灰。12月18日噴火。 12月19日噴火、火柱、火碎サージ、泥流が確認される。東北東約150kmまで降灰する。 12月24日噴火、火柱、火碎サージが確認される。12月25日噴火、火柱、火山雷、噴石、火碎サージ、火碎流、泥流が確認される。12月30日噴火。
1989年（平成元年）	1月1日から3月5日にかけて、15回の噴火。火柱、噴石、火碎サージ、火碎流、泥流、火映が確認される。降灰は約140km遠方まで達した。
1998年（平成10年）	4月17日空振を伴う火山性地震発生。9月火山性ガスで山麓で広葉樹葉枯れ 9月29日、10月5日熱泥水噴出。10月12日有色噴煙2回。
2000年（平成12年）	1月1日微動。6月21日有感地震（山麓では無感）、25日白金温泉で有感地震 7月23日熱泥水噴出
2003年（平成15年）	2月8日やや規模の大きな火山性微動発生、その後6月まで時々小さな火山性微動発生
○2004年（平成16年）	2月25~26日ごく小規模な噴火。 4月19日62-2火口から火山灰混じりの有色噴煙、振幅の小さな火山性微動も発生。4月9、12日にも振幅小さな火山性微動が発生。 11月火山性微動発生。
2005年（平成17年）	6、7、9月火山性微動発生。
2006年（平成18年）	2月火山性微動発生
2007年（平成19年）	6月の現地観測で62-2火口浅部の局所的な膨張観測、以降継続。 7月火山性微動発生。
2008年（平成20年）	6、7月火山性微動発生。

III. 火山災害対策編 第1章 総則

2009年（平成21年）	4、5、7、10月火山性微動発生。
2010年（平成22年）	5月以降大正火口の噴気量やや増加。 2、5、7月火山性微動発生。
2011年（平成23年）	1、2、8、11月火山性微動発生。
2012年（平成24年）	6月30日：夜間に大正火口が高感度カメラで明るく見える現象が発生し、7月4日の夜間まで継続。 原因は高温の火山ガス噴出や硫黄の燃焼等によると推定。 7月1日に実施した上空からの観測で噴出物の痕跡なし。 同日実施したガス観測でやや多量のSO ₂ （約600t/day）観測。 SO ₂ 放出量は次第に低下。 1、7月火山性微動発生。 12月2日：一時的に地震増加。 13:37の地震で白金温泉地区及び十勝岳温泉地区、13:49の地震では白金温泉地区で、それぞれ震度1に相当する揺れがあったと推定。

※気象庁ホームページ：十勝岳 有史以降の火山活動及び日本活火山総覧(第4版)を参照。

(http://www.seisvol.kishou.go.jp/sapporo/108_Tokachi/108_history.html)

第4節 噴火の想定

火山災害対策編の対象となる噴火及びそれにともなう災害（影響範囲）は、「十勝岳火山噴火警戒避難対策計画検討委員会」（北海道旭川建設管理部・財団法人砂防・地すべり技術センター：平成11～13年度）に基づき想定した。以下に、その成果に基づく噴火の想定を示す。

①小噴火（参考となる噴火：1988年の噴火、1962年の噴火の初期）【図1参照】

水蒸気爆発からマグマ水蒸気爆発段階を経て、本格的な爆発的噴火に至る際、山頂付近で火山灰や岩塊の噴出が起こり、火口噴出型熱泥流や小規模な火碎流・火碎サージの発生も考えられる。夜間には火柱がはっきりと認められる。噴煙の高さは1,000m程度以下、直径1m程度の噴石が火口から最大2kmの範囲に飛散する。火碎流や火碎サージが発生した場合の影響範囲は火口から2km程度と考えられる。

火山灰は風下側に堆積し、降灰域では降雨による土石流が発生することもある。水蒸気爆発は、水蒸気爆発のみで終息する場合と本格的なマグマ噴火に移行する準備段階として発生するケースがある。

②中噴火（参考となる噴火：1962年の噴火、1926年の噴火、1100年前と2200年前の噴火）

【図2参照】

マグマが地表まで達し、山頂付近で爆発的なマグマ噴火が起こり、多量の火山灰や岩塊を噴出する。噴煙の高さが数千～1万m以上に及び、火山灰は風下側に流れ、山麓でも数cm堆積する。東風の場合、上富良野町全体が火山灰に覆われる可能性もある。火口から3kmの範囲内には直径約1m程度の噴石が落下する。

十勝岳の過去の中噴火（1962年、1100年前、2200年前）では火碎流の発生した証拠はみつかっていない。しかしながら、小噴火で想定した程度の小規模な火碎流・火碎サージの発生する可能性は否定できない。

溶岩が噴出した場合は、火口から北西側の斜面を最大5～6km流下して停止すると考えられる。

なお、積雪期に火碎流・火碎サージが発生した場合、山腹で停止する程度のごく小規模な融雪型泥流が発生する可能性がある。火山灰は風下側に堆積し、数年にわたって降雨による土石流が発生すると考えられる。

③大噴火（参考となる噴火：3400年前の噴火）【図3参照】

マグマが地表まで達し、山頂付近で大規模なマグマ噴火が起こり、多量の火山灰や岩塊を噴出する。噴煙の高さが1万数千m以上に及び、多量の火山灰が風下側に流れ、山麓でも数十cm堆積する。東風の場合、上富良野町全体が火山灰に覆われる可能性もある。火口から4kmの範囲内には直径約1m程度の噴石が落下する。

3400年前に発生した火山活動規模を基に想定すると、火碎流・火碎サージが発生する可能性が高く、北西方向の斜面を流下し、火碎流・火碎サージの先端は富良野川の谷に沿って標高400m付近まで、白金温泉方向の流れは白金温泉より4km下流まで、それぞれ流下する可能性がある。溶岩が噴出した場合は、火口から北西側の斜面を5～6km流下する。

積雪期に火碎流・火碎サージが発生した場合は、融雪型泥流が発生する可能性が高く、山麓部から上富良野町市街地まで到達することも考えられる。火碎流・火碎サージが旭野川流域に流れ込んだ場合、融雪型泥流は旭野川を流れ下ってヌッカクシ富良野川に流入し、上富良野町市街地の南西部まで達する可能性がある。大量の火山灰は風下側に堆積し、降雨による土石流が数年にわたって発生する。

④まれな現象【融雪型泥流の範囲は、図2参照】

噴火規模とは対応しないが、水蒸気爆発や地震動などによって、火山体の一部が崩壊し、岩屑などが発生することがある。火山の一生で数回起る程度のまれな現象である。到達範囲は北西方向の斜面で、標高 700m付近までと予想される。積雪期に岩屑などが発生すると、積雪を溶かし大正泥流のような融雪型泥流を発生させる。

■噴火の想定

噴火規模	災 害 要 因	影 韵 範 囲
水蒸気爆発	火山灰	風下側数 km
	噴石	火口から 2km の範囲に直径約 1m程度の噴石が落下
小噴火	火山灰	風下側数 km
	噴石	火口から最大 2km の範囲に直径約 1m程度の噴石が落下
	火口噴出型熱泥流	火口から谷沿い
	火碎流・火碎サージ	北西側斜面を火口から 2km 程度
	融雪型泥流	山腹で停止する。
	降雨型泥流（土石流）	火山灰に覆われた渓流
中噴火	火山灰	風下側に流れ、山麓でも数cm堆積。東風の場合、上富良野町全体が火山灰に覆われる。
	噴石	火口から 3km の範囲内には直径約 1m程度の噴石が落下
	火碎流・火碎サージ	北西側斜面を火口から 2km 程度
	溶岩流	火口から北西側の斜面を 5~6km 流下
	融雪型泥流	山腹で停止する。
	降雨型泥流（土石流）	火山灰に覆われた渓流
大噴火	火山灰	風下側に流れ、山麓でも数十cm堆積。東風の場合、上富良野町全体が火山灰に覆われる。
	噴石	火口から最大 4km の範囲内に直径約 1.5m程度の噴石が落下
	火碎流・火碎サージ	富良野川の谷に沿って標高 400m付近まで。 白金温泉方向の流れは白金温泉より 4km 下流まで。
	溶岩流	火口から北西側の斜面を 4~5km 程度流下
	融雪型泥流	富良野川沿いの山麓部から上富良野市街地まで到達する。旭野川流域に流れ込んだ場合、融雪型泥流は旭野川を流れ下つて上富良野市街地の南西部まで。
	降雨型泥流（土石流）	火山灰に覆われた渓流
まれな現象	岩屑なだれ	北西斜面に発生し、標高 700m付近まで到達する。積雪期に発生した場合は上富良野市街地まで達する融雪型泥流を誘発する可能性がある。

図1 小噴火の想定

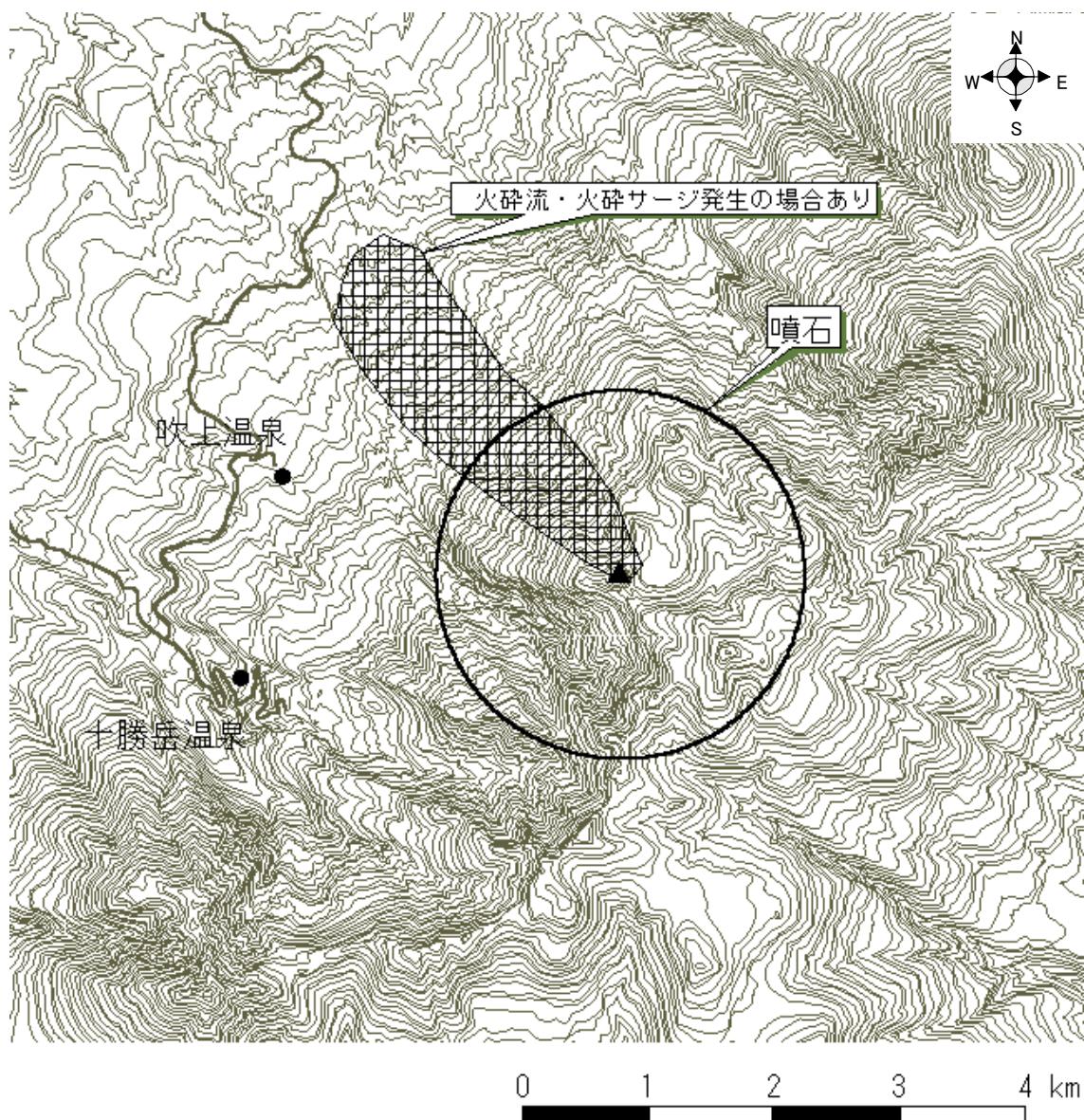


図2 中噴火の想定

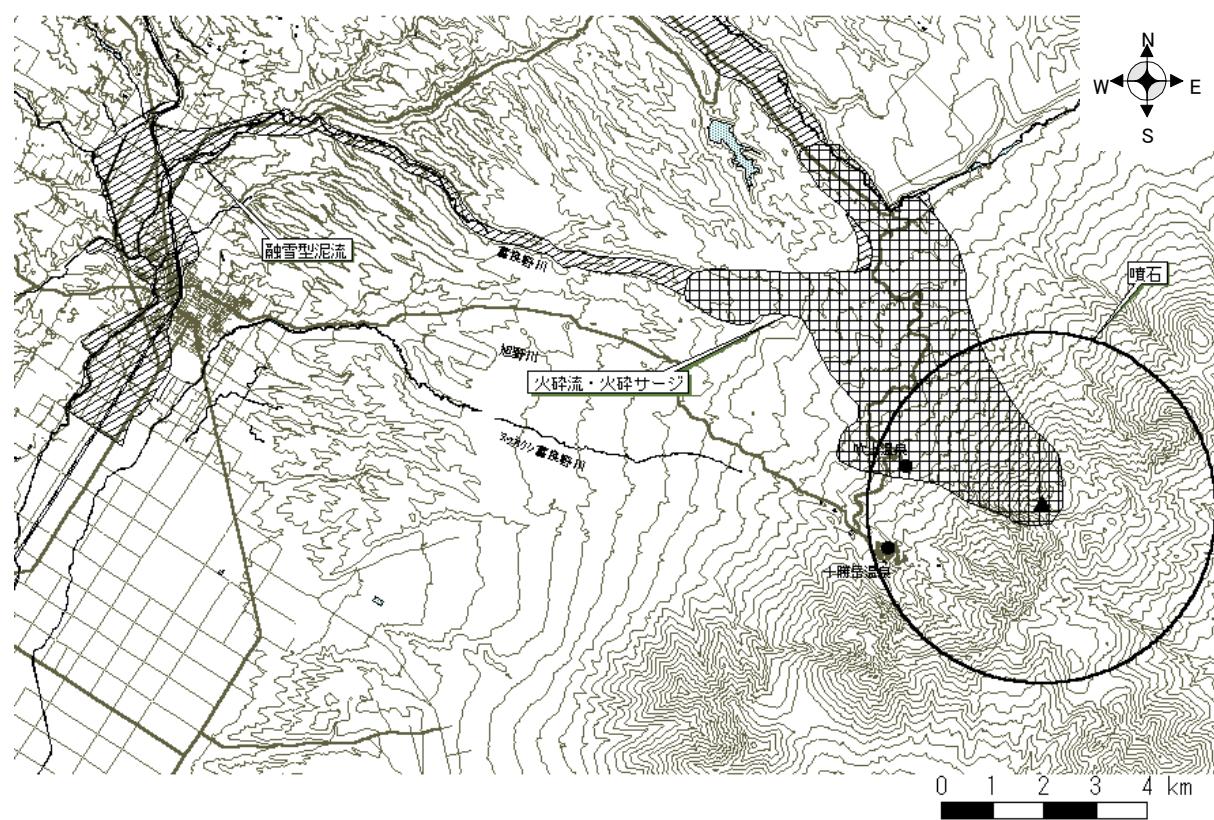
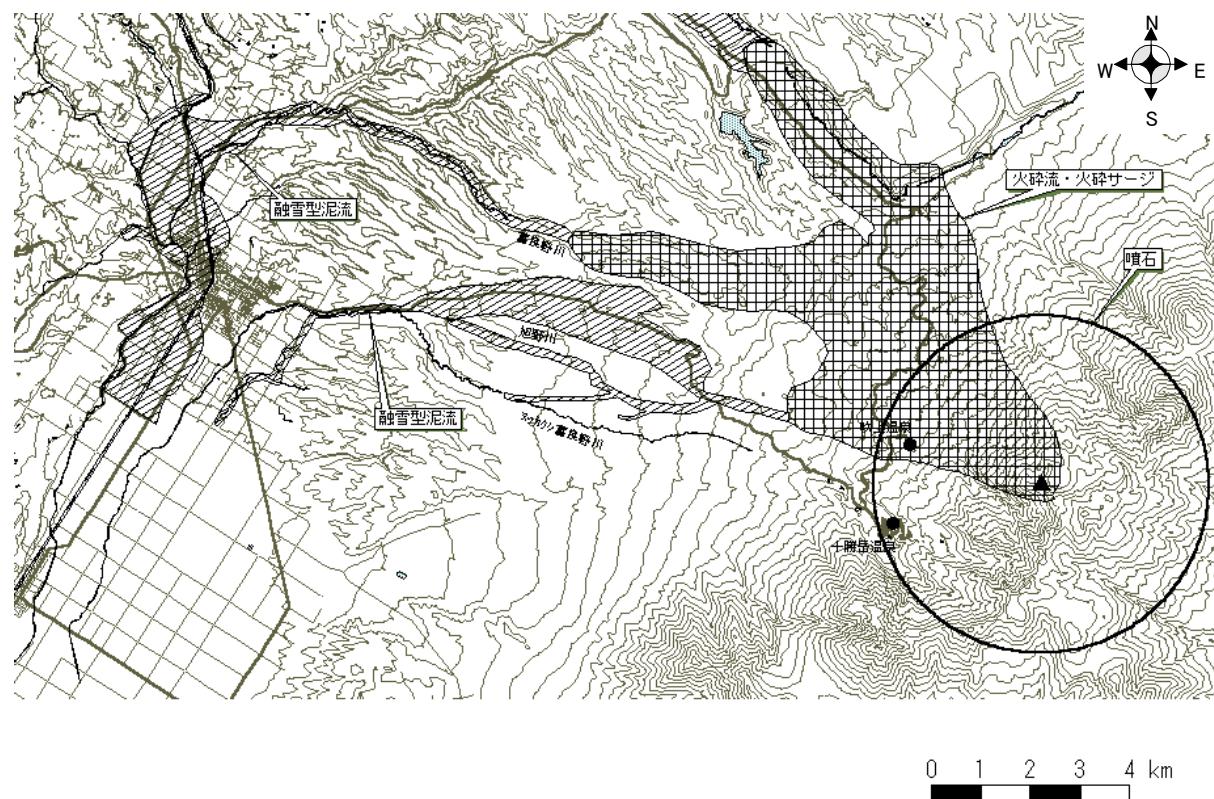


図3 大噴火の想定



第5節 用語の定義・解説

火山災害対策編で用いる用語の定義は次のとおりである。

※火山噴火災害危険区域予測図作成指針（平成4年 国土庁）等による。

火山活動	平常時から噴火時まで火山における活動をいう。
火山現象	平常時から噴火時まで火山で発生する全ての現象をいう。
噴火活動	異常現象の発生から終息に至るまでの火山対策にかかる火山活動をいう。
噴火現象	一般には噴火発生時の現象を示すが、本計画では、異常現象の発生から終息に至るまでの期間の火山における現象をいう。
終息	終息したかどうかの判断は難しいため、本計画では火山噴火予知連の見解を受けて気象庁が「噴火活動はほぼ終息した」との内容を発表した時を終息とする。
火口噴出型熱泥流	山体にある地下水が火口内に溜まり、噴火によって火口からあふれ出して流れた温度の高い泥流。
火碎流	広義には、種々の火碎物が一団となって高速で地表を流下する現象であり、狭義には、高温の火碎物と火山ガス・空気が一団となって急速に流下する現象のこと。堆積物は一般に細粒物質が多く、分級（淘汰）の悪いことが特徴である。
火碎サージ	火山斜面に沿う高速の流れで、火山礫や火山灰を主体とする。火碎流に比べて流れの見掛けの密度がはるかに小さく、砂嵐のような現象である。しかし、構造物を破壊するほどの威力があり、高温の場合は、火災を引き起こすこともある。
火山ガス	地表に噴出されるマグマ中の揮発成分のことで、噴火口・噴気孔・温泉湧出孔などから定的に噴出されている。成分は、大部分が水蒸気であり、二酸化イオウ、硫化水素、二酸化炭素等を含んでいる。
火山性地震	火山体又は火山付近の比較的浅いところを震源とし、マグマや火山ガスが移動又は体積が変化したために地殻が破壊されて発生する地震。
火山性微動	火山活動に関連して発生する地面の連続した震動。マグマやガス・熱水など地下での流体の移動等が原因として考えられており、噴火活動期に観測されることがあるため極めて重要視されている。なお、火山灰などの噴出活動に連動して発生することもある。
火山弾	マグマの破片が半固結のまま火口から放出されるので、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特の形となる。その形から紡錘形火山弾、パン皮火山弾、牛糞形火山弾などと呼ばれるものがある。
岩屑なだれ	火山噴火や地震動などが引き金となって、山体斜面が大規模に崩壊し、急速に滑り落ちる現象。
空振	爆発的噴火によって発生する空気の疎密を伝える波のことで、窓ガラスなどを破壊することがある。
降下火碎物	火口から高く噴き上げられ、降下した火碎物のこと。火碎物は上層風に流されて火口の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。
融雪型泥流	火山から噴出した高温の噴出物（火碎流）が周囲の積雪や氷河などを溶かし噴出物と山腹の堆積物を大量に取り込み流下する大規模な泥流のこと。
降雨型泥流 (土石流)	火山やその周辺で、火山帯を構成する火碎物や新しい火山灰が降雨等の気象現象によって流出し、発生する泥流のこと。土石流と比較して、泥流の方が含まれる岩塊の大きさは小さい。

III. 火山災害対策編 第1章 総則

水蒸気爆発	地下に蓄えられているマグマから伝わってきた熱が、火山体内部に滞留する地下水を加熱し、気化させることにより新たに火口を作つて水蒸気と火山灰を放出する爆発的な噴火活動。火山灰にはマグマ本体の物質は含まれない。
スコリア	火碎物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。
スコリア流	狭義の火碎流の一種で、スコリアが多く含まれるもの。中規模の火碎流であることが多い。
ストロンボリ式噴火	比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の形式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。
プリニー式噴火	大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に吹き上げる大規模な噴火で、高度10km以上に達する噴煙柱が特徴的である。
ブルカノ式噴火	固結した溶岩によって塞がれていた火口が、マグマから分離したガスの圧力によって開かれ、火山弾・火山岩塊・火山灰などを爆発的に放出する形式の噴火。安山岩質マグマのように、中程度の粘性をもつマグマの活動に特徴的である。
噴煙	細粒物質（エアロゾル）や火山ガス・火山灰、細粒火山岩片等が濃縮し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から立ち上る噴煙を噴煙柱という。
噴気	火口や山腹の岩石の割れ目等の隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、あるいはその噴出している状態。
噴石	噴火によって高速で噴出した岩塊のこと。
粉体流	地表面に沿う乾いた状態での土砂・石礫などの流れ。固体と気体の混じり合った流れで、火碎流、岩屑なだれ、乾雪表層雪崩などがこれにあたる。
マグマ溜り	火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられている所。大型火山の直下では地下数kmにあり、そこからマグマが地表に噴出すると考えられている。
マグマ水蒸気爆発	高温のマグマが地表近くで水と直接接触して起こす強い爆発。多量の水が一度に気化して大量の水蒸気を発生し、マグマが急速に冷却破碎されて高速で放出される。
マグマ噴火	マグマ物質が放出される本格的噴火をいう。
溶岩ドーム	粘性の大きな溶岩が広く拡がらず、噴出口の上にもり上がったドーム状の火山体をいう。
溶岩流	溶岩の流れのことで、溶岩の化学組成や温度、流下場所の地形によって流れの形態や速度が変わる。

第2章 基本方針

第1節 基本シナリオ

火山災害対策は、異常現象の発生から終息まで噴火活動の推移に対応した対策をとることが必要とされる。

そのため、十勝岳の火山活動の特徴、災害履歴、噴火の想定等から発生することが予想される事態とその推移を災害対策シナリオとして想定し、この想定にしたがって対策を行うことを基本方針とする。

■災害対策シナリオ

①防災のための噴火シナリオ 1

[防災対応の必要な範囲は主に山腹にとどまるが、積雪期には白金温泉での対応が必要な場合(1988～1989年の噴火を参考にした)]

(PⅢ-14 参照)

②防災のための噴火シナリオ 2

[防災対応の必要な範囲が白金温泉に及ぶ場合(1962年の準プリニ一式噴火、及び3400年前以降の数回の溶岩流出を伴う噴火を参考にした)]

(PⅢ-15 参照)

③防災のための噴火シナリオ 3

[山麓市街地までの広い範囲で防災対応が必要な場合(3400年前に発生した火碎流を伴う大噴火、及び1926年の山麓市街地まで達する泥流を伴う噴火を参考にした)]

(PⅢ-16 参照)

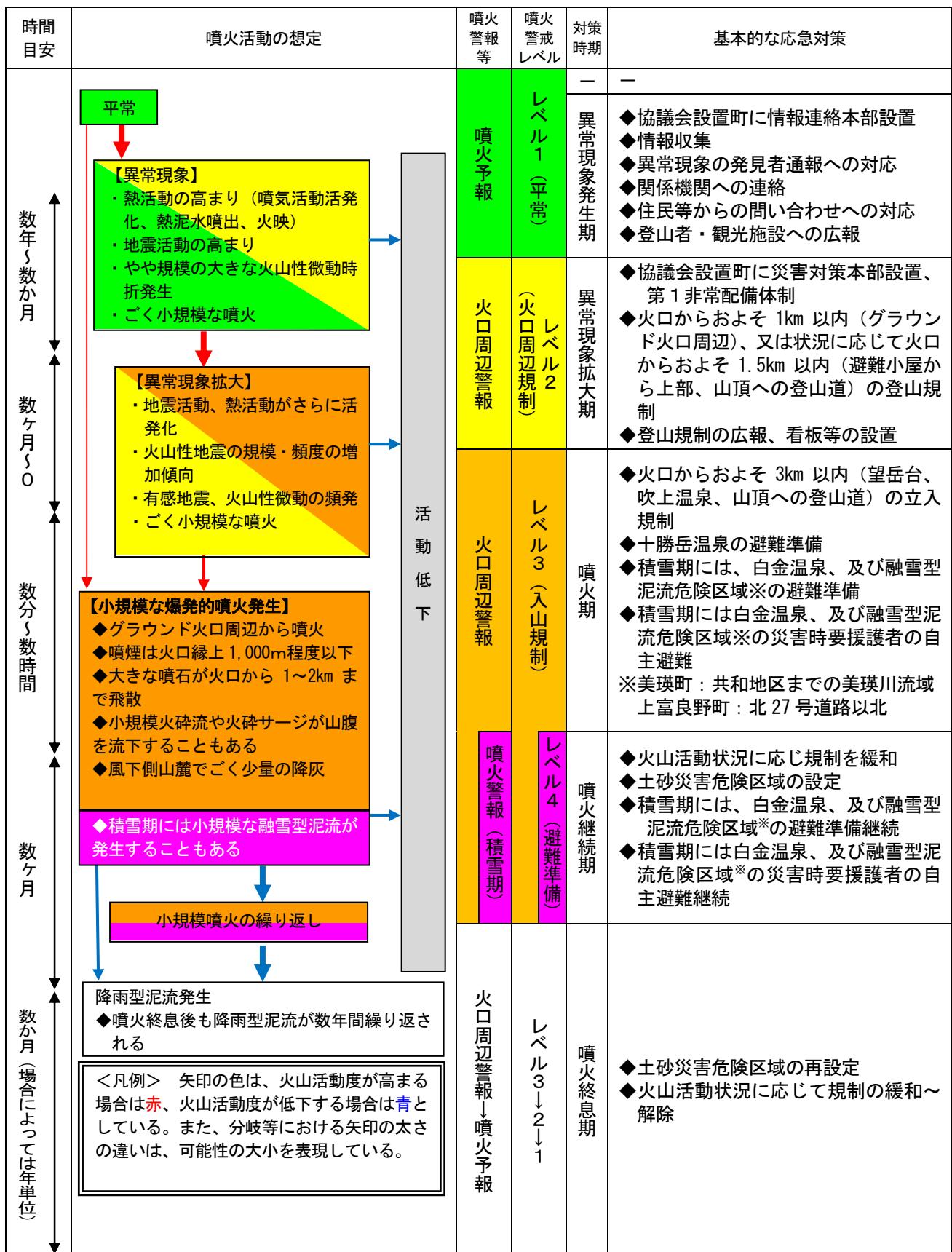
十勝岳の居住地域等の分布とレベルに応じた規制範囲

(PⅢ-19, 23, 26, 29, 32 参照)

■災害対策シナリオ

十勝岳 防災のための噴火シナリオ 1

[防災対応の必要な範囲は主に山腹にとどまるが、積雪期には白金温泉での対応が必要な場合（1988～1989年の噴火を参考にした）]



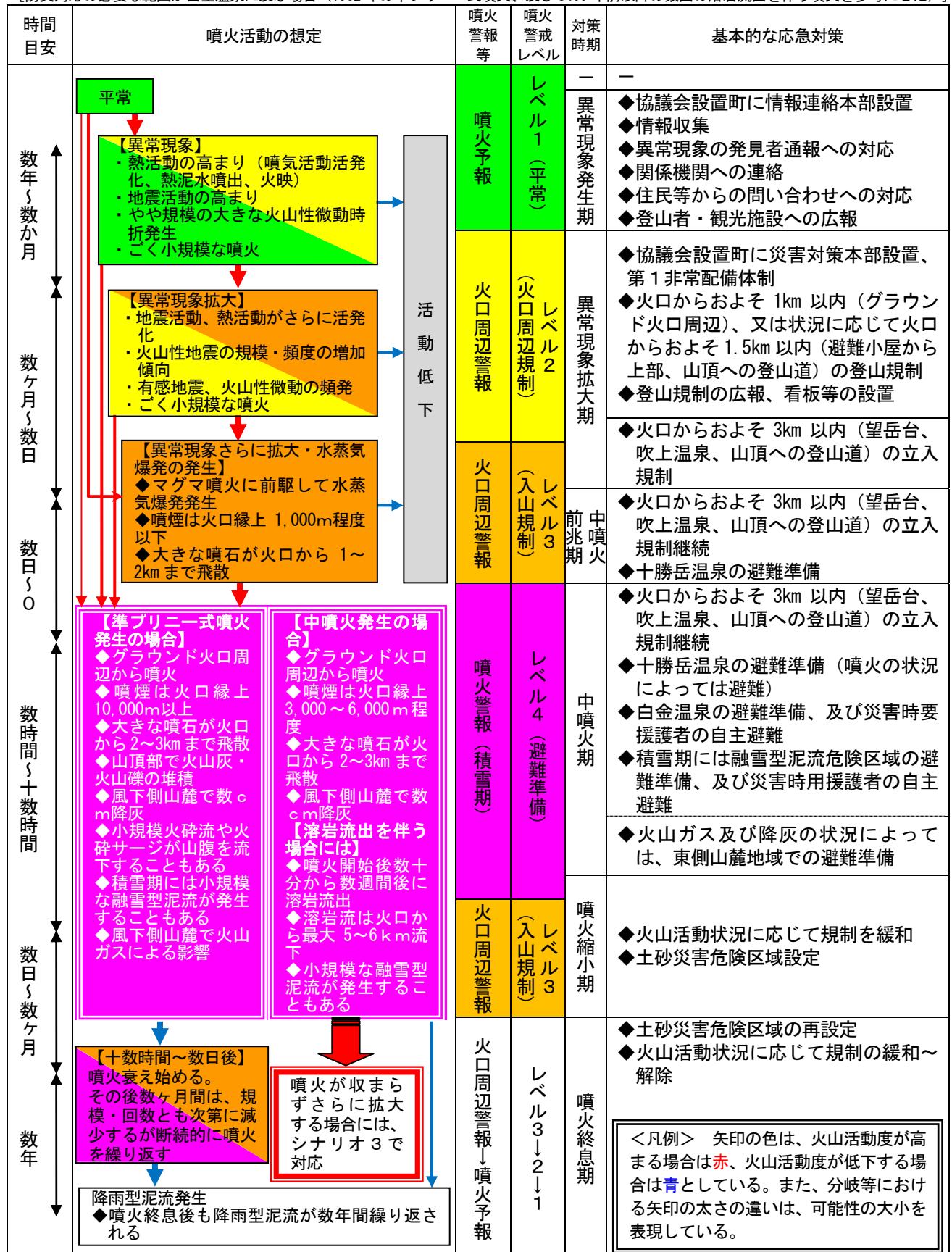
注1) 火山活動は一足飛びに急速に高まることもあり、噴火警戒レベルが順を追って一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。

注2) 本資料中の大きな噴石とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する程度の大きさのものとする。

III. 火山災害対策編 第2章 基本方針

十勝岳 防災のための噴火シナリオ 2

[防災対応の必要な範囲が白金温泉に及ぶ場合（1962年の準ブリニー式噴火、及び3400年前以降の数回の溶岩流出を伴う噴火を参考にした）]

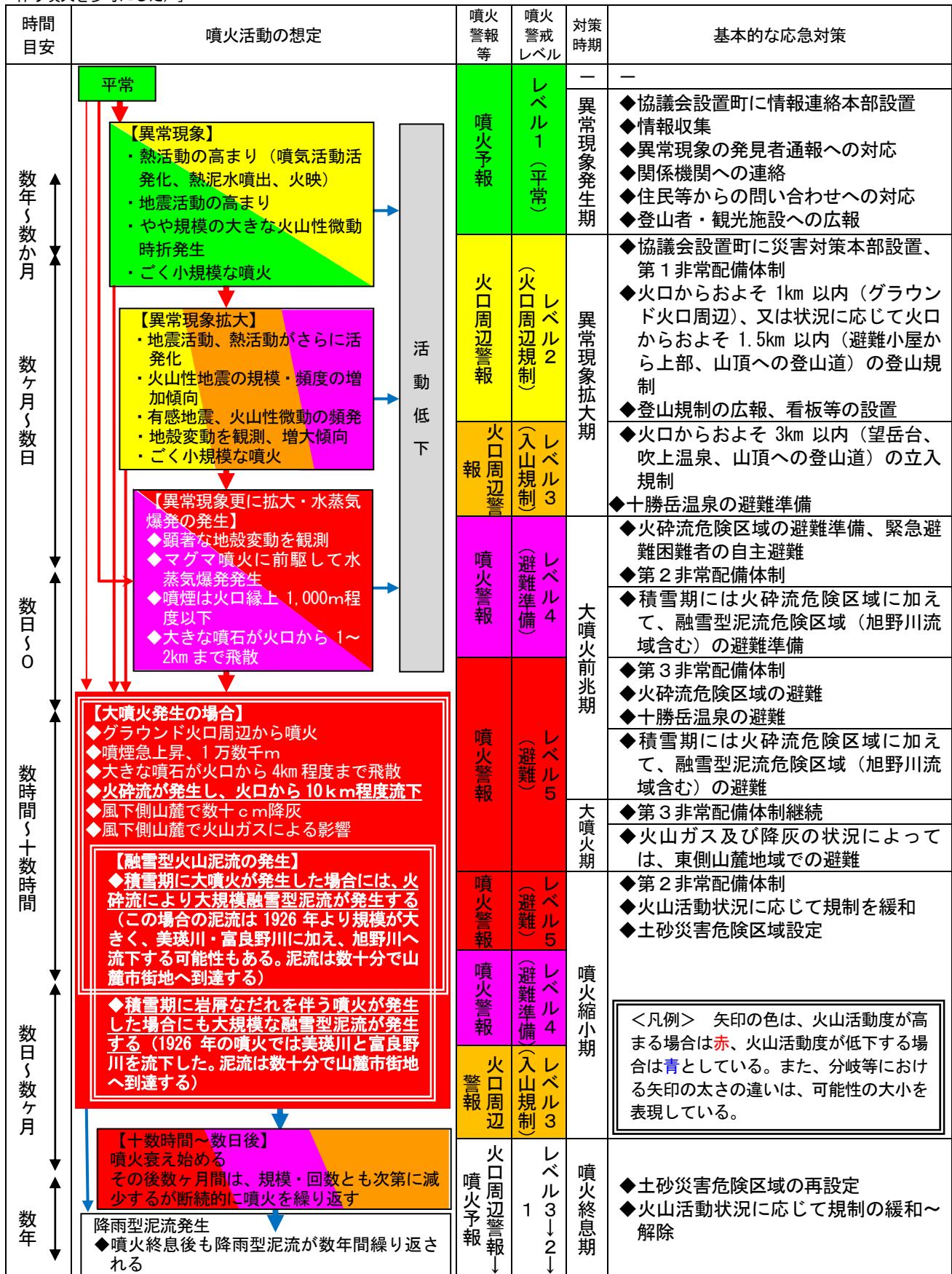


注1) 火山活動は一足飛びに急速に高まることもあり、噴火警戒レベルが順を追って一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。

注2) 本資料中の大きな噴石とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する程度の大きさのものとする。

十勝岳 防災のための噴火シナリオ 3

[山麓市街地までの広い範囲で防災対応が必要な場合（3400年前に発生した火碎流を伴う大噴火、及び1926年の山麓市街地まで達する泥流を伴う噴火を参考にした）]



注1) 火山活動は一足飛びに急速に高まることもあり、噴火警戒レベルが順を追って一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。

注2) 本資料中の大きな噴石とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する程度の大きさのものとする。

第2節 異常現象発生～拡大期

1 異常現象発生～拡大期の定義と期間

異常現象発生～拡大期の定義と期間は、次のとおりとする。

■ 異常現象発生～拡大期の定義と期間

● 異常現象

火山性地震、火山性微動の発生・増加、噴気の増大、噴気温度の上昇、地殻変動等、平常時とは異なる状況を示すことをいう。ただし、この時点では噴火にいたる兆候かどうかは判断することはできない。

● 異常現象発生～拡大期の期間

異常現象が観測されその情報を受理したときから、噴火が予想されるとの情報を受理した直前（又は噴火が発生したとき）までとする。

2 詳細シナリオ

異常現象発生～拡大期の対応は、次のとおりである。

1-1 異常現象発生期（噴火警戒レベル1）

予想される噴火現象・警報等	<ul style="list-style-type: none"> ○平常時と比べ火山性地震が増加する。 ○平常時と比べ噴気温度が上昇、噴気が増大するなどの変化がみられる。 ○異常現象について火山活動解説資料、週間火山概況等で周知される。また、札幌管区気象台火山監視・情報センター、他の観測機関からこれらの異常現象の情報が報告される。
対策の基本方針 実施すべき対策	<ul style="list-style-type: none"> ○火山活動の状況確認 ○旭川地方気象台又は札幌管区気象台技術部地震火山課火山監視・情報センター（以下「札幌火山監視・情報センター」と略す。）等への火山活動状況等の問い合わせ ○住民等からの問い合わせへの対応

【解説】

噴火の前には火山性地震の増大等の異常現象が観測される。札幌火山監視・情報センターからはこれらの観測データに関して火山活動解説資料、週間火山概況等で周知され、今後の情報に注意することが求められる。この段階においては、異常現象は観測機器に記録されるのみで、体感できるものではなく、今後噴火に至るかどうかはわからない。

この段階においては、特別な災害対策を実施する必要はない。旭川地方気象台又は札幌火山監視・情報センター等から、現在の状況と今後の推移等の解説を受けることが必要である。

また、この情報は札幌火山監視・情報センター等から報道機関を通じて知らされるので、住民等からの問い合わせに対応して、適切な情報を提供することが重要となる。

1-2 異常現象拡大期（噴火警戒レベル2）

予想される噴火現象・警報等	<ul style="list-style-type: none"> ○火山性地震の震幅が大きくなる。発生間隔も狭くなる。 ○火山性微動が増大する。 ○吹上温泉、十勝岳温泉では、震度1~2程度の有感地震が発生する。 ○その他噴気温度上昇、噴気増大など顕著な異常現象が観測される。 ○続けて火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表される。また、札幌火山監視・情報センター、その他の観測機関からも異常現象の情報が報告される。 ○登山者、温泉従業員等から異常現象の通報が寄せられる。
対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○グラウンド火口周辺の一般立ち入り規制（登山規制）
実施すべき対策	<ul style="list-style-type: none"> ○札幌火山監視・情報センター等への火山活動状況等の問い合わせ ○グラウンド火口周辺への一般立ち入り規制（登山規制）のための関係機関協議 ○登山規制の広報、関係機関への連絡、 ○看板等の設置 ○住民等からの問い合わせへの対応、住民広報

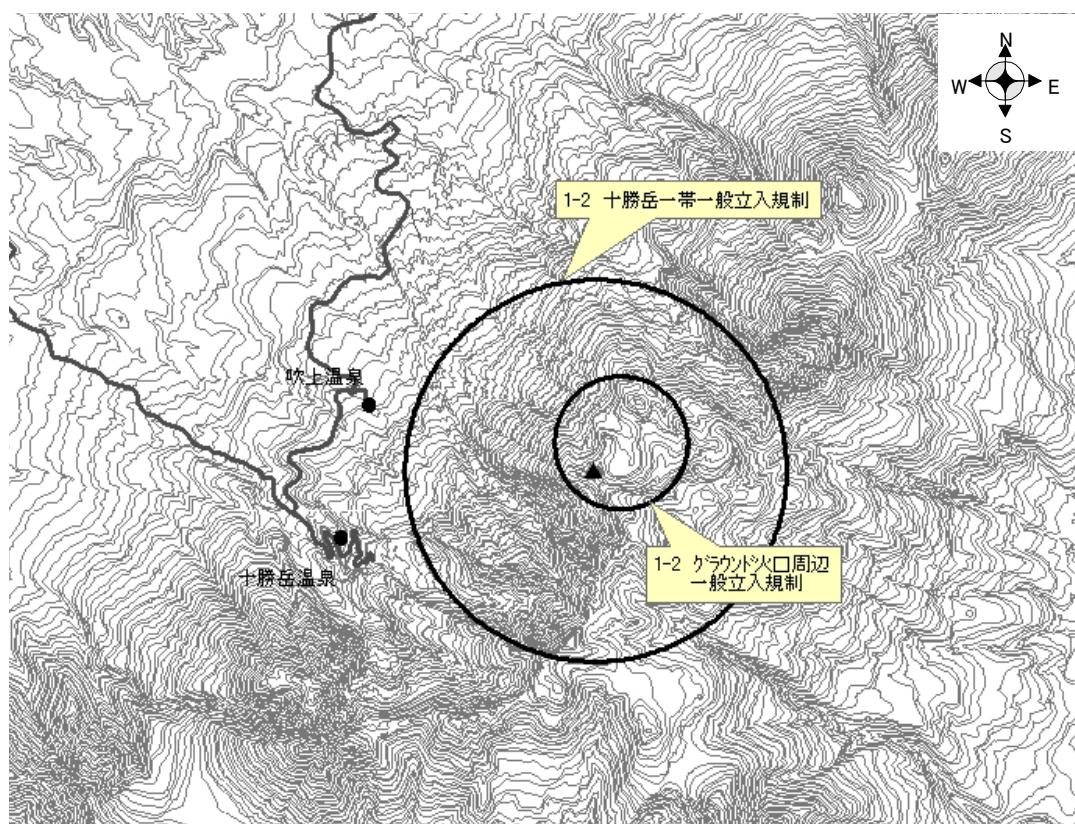
【解説】

異常現象がさらに顕著になる。火山性地震、火山性微動の増大、有感地震の発生等の異常現象が認められるようになる。噴火に至る過程においては、さらにこの状態が顕著になる。札幌火山監視・情報センターからは、これらの異常現象の増大に関して防災対策を執る必要があるとして、火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表される。また、登山者や観光施設の従業員等から有感地震等の発生の通報が役場にも寄せられる。

この段階では、火山ガスの発生やごく小規模な噴火による噴石等に備えて、グラウンド火口周辺の登山規制を実施する。この実施には、札幌火山監視・情報センター等の助言を受けて、関係機関の協議が必要となる。

この段階では、噴火への注意を喚起するとともに、過剰反応がないように住民等に対して適切な広報をする。

■異常現象発生期 対策図



第3節 小噴火期

1 小噴火期の定義と期間

小噴火期の定義と期間は、次のとおりとする。

■小噴火期の定義と期間

●小噴火

噴火現象が火口周辺のみに影響する小規模の噴火とする。基本的に水蒸気爆発を想定するが、噴火様式はマグマ水蒸気爆発、マグマ噴火となる場合がある。

噴火の規模は、①火口付近の小規模の噴火、②本格的な水蒸気爆発（1988年の噴火規模）の2段階に区分する。

●小噴火期の期間

開始：小規模な噴火が予想されたとき

小規模な噴火が発生したとき

終了：小規模な噴火が継続しさらに大きい規模の噴火が予想されたとき

噴火活動が縮小し終息したとき

2 詳細シナリオ

小噴火期の対応は次のとおりである。

2-1 火口付近の小規模な噴火が予想されたとき（噴火警戒レベル2）

予想される噴火現象・警報等	<ul style="list-style-type: none"> ○火山性微動が増加する。 ○有感地震が増加する。 ○活動がさらに高まった、又は噴火を予想した火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表される。また、ごく小規模な噴火が発生する恐れがあるとの情報が伝達される。
対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○グラウンド火口・十勝岳一帯の一般立ち入り規制（登山規制）
実施すべき対策	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○旭川地方気象台又は札幌管区気象台火山監視・情報センター等への火山活動状況等の問い合わせ ○立ち入り禁止区域（警戒区域）の設定 ○住民等からの問合せへの対応

【解説】

噴火直前になると火山性微動、火山性地震が増大し、有感地震も頻発するなど、火山活動がさらに高まる。この段階で火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）や気象庁等の見解により、火口付近に被害を与えるごく小規模な噴火が予想された場合は、十勝岳避難小屋から上部の十勝岳一帯の登山規制を実施する。

この段階の対策は1-2（異常現象拡大期）と基本的に同じであるが、火山活動がさらに高まっていることからそれを拡大し、十勝岳避難小屋から上部の十勝岳一帯の登山規制を実施する。

2-2 火口付近の小規模な噴火が発生したとき（噴火警戒レベル2）

予想される噴火現象・情報	<ul style="list-style-type: none"> ○規模の小さい水蒸気爆発が発生する。 ○噴石、火口噴出型熱泥流等が火口周辺で発生する。
対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○グラウンド火口・十勝岳一帯の一般立ち入り規制（登山規制）の継続
実施すべき対策	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○旭川地方気象台又は札幌管区気象台火山監視・情報センター等への火山活動状況等の問い合わせ ○立ち入り禁止区域（警戒区域）の設定 ○検問所等の設置、警戒活動 ○住民等からの問い合わせへの対応

【解説】

噴火後もグラウンド火口・十勝岳一帯の一般立ち入り規制（登山規制）を継続する。予想なしに小規模な噴火が発生したときは、この対策を速やかに実施する。

このタイプの噴火が継続し、影響範囲が火口部に限られるとの見解が示された場合は、吹上温泉に監視所を設けるなどの情報収集体制をとる。

2-3 本格的な水蒸気爆発が予想されたとき（噴火警報レベル3（積雪期はレベル4））

予想される噴火現象・警報等	<ul style="list-style-type: none"> ○本格的な水蒸気爆発（小規模な爆発的噴火）が発生するおそれがある旨の火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）、積雪期には噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）が発表される。 ○又、札幌火山監視・情報センター等からマグマ水蒸気爆発、マグマ噴火に移行する（した）との見解が示される。
対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○吹上温泉、望岳台の立ち入り規制 ○十勝岳温泉避難準備 ○吹上温泉監視所の撤去 ○融雪型泥流危険区域の避難準備【積雪期】 ○　　〃　　の緊急避難困難者の自主避難【積雪期】
実施すべき対策	<ul style="list-style-type: none"> ○吹上温泉、望岳台の立ち入り規制 ○吹上温泉の監視所の撤去、避難活動 ○十勝岳温泉施設への避難準備の広報 ○融雪型泥流危険区域への避難準備の広報 ○　　〃　　の自主避難のための避難所開設、管理、設備等の設置 ○　　〃　　の自主避難者の移動支援 ○融雪型泥流危険区域の避難計画の検討 ○　　〃　　避難訓練の実施

【解説】

本格的な水蒸気爆発（小規模な爆発的噴火）とは、大きな噴石を火口から1~2kmの範囲に飛ばすような噴火を想定する（1988年の中噴火規模）。山頂部の小規模な噴火から本格的な水蒸気爆発に移行するとの見解がだされた場合は、一旦、吹上温泉に設置した監視所を撤去し、十勝岳温泉まで引き上げる。本格的な水蒸気爆発では、被害は吹上温泉までは達しないものと予想されるが、マグマ水蒸気爆発や小規模なマグマ噴火に移行した場合には、火口噴出型熱泥流や小規模な火碎流・火碎サージにより融雪型泥流が発生することが懸念されるので、吹上温泉は立ち入り規制とする。

さらに、水蒸気爆発からすぐにマグマ噴火（中噴火段階）に移行し、水蒸気爆発による岩屑なだれが引き起こす融雪型泥流が発生する場合を考慮して、積雪期は融雪泥流危険区域（富良野川流域）住民の避難準備を呼びかける。緊急的避難が困難な者等が自主避難する場合に備え避難所を開設する。

また、融雪型泥流危険区域全体の避難計画をシミュレーションし、避難訓練を行う。

2-4 本格的な水蒸気爆発が発生したとき（噴火警報レベル3（積雪期はレベル4））

予想される噴火現象・警報等	<ul style="list-style-type: none"> ○規模の大きい水蒸気爆発（マグマ水蒸気爆発）が発生する。 ○大きな噴石（火口から半径1～2km）、噴煙、火口噴出型熱泥流等が発生する。 ○小規模なマグマ噴火となる場合は、山頂部で火碎流・火碎サージが発生し、積雪期は小規模な融雪型泥流が流下する。 ○まれなケースとして、岩屑なだれにより融雪型泥流が発生し市街地まで流下する。
対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○吹上温泉、望岳台の立ち入り規制の継続 ○十勝岳温泉避難準備 ○吹上温泉監視所の撤去 ○融雪型泥流危険区域の避難準備【積雪期】 ○　　〃　　の緊急避難困難者の自主避難【積雪期】
実施すべき対策	<ul style="list-style-type: none"> 2-3の対策継続 ○噴火の状況により規制解除

【解説】

本格的な水蒸気爆発では、大きな噴石が火口から1～2kmの範囲に到達する。この場合、被害は吹上温泉までは影響しない。しかし、1988年の噴火のように、水蒸気爆発に続けてマグマ水蒸気爆発や小規模なマグマ噴火に移行すると、火口噴出型熱泥流や小規模な火碎流・火碎サージ、融雪型泥流が発生し、1988年の噴火の流下範囲より下流まで達することもあるので、吹上温泉は立ち入り規制とする。

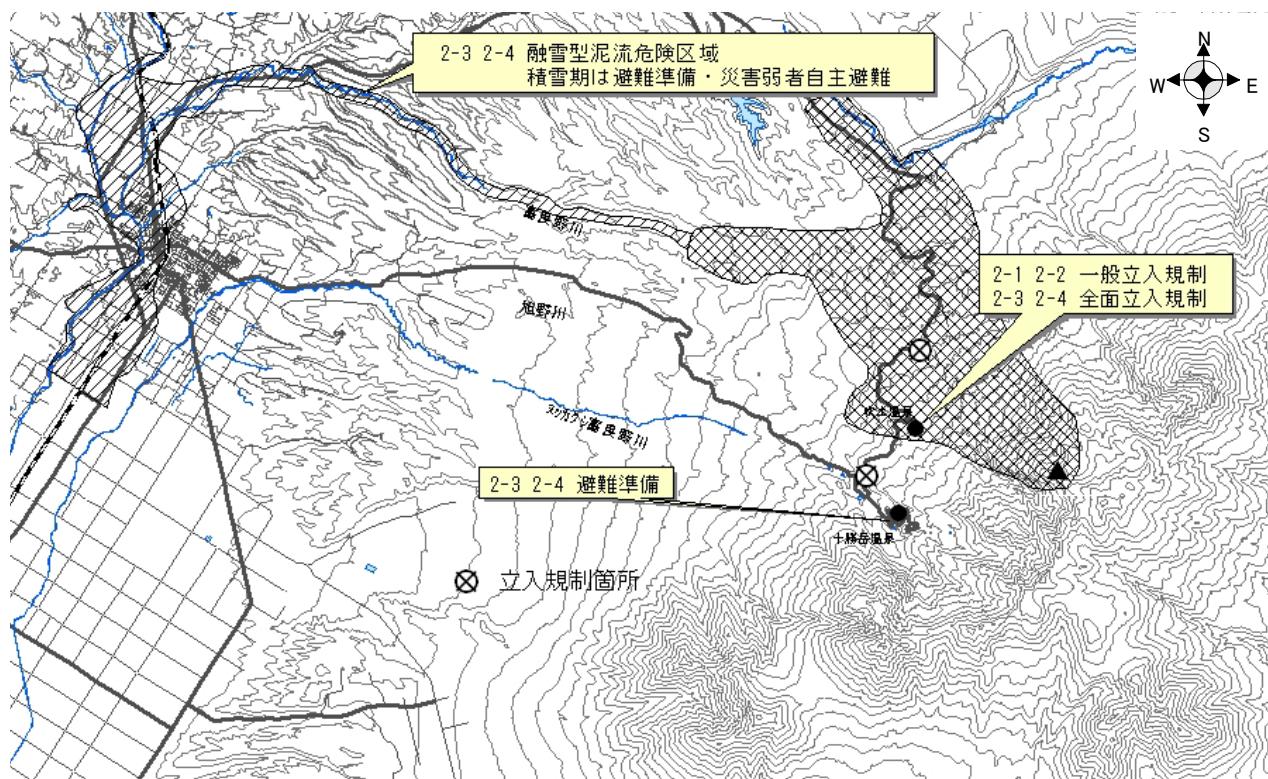
また、積雪期は本格的なマグマ噴火（中噴火段階）に移行する場合に備え、融雪型泥流危険区域も2-3と同様に避難準備、自主避難等の対策を実施する。

なお、異常現象の発生段階（1-2）から、噴火の予想なしにこの段階となることがあるので、そのような場合は、速やかにこの対策を実施する。

この段階で、1926年の大正泥流のように水蒸気爆発による岩屑なだれによって融雪型泥流が発生した場合は、緊急避難（5-1段階に記載）を行う。

なお、噴火の影響が想定より小さい場合や縮小する傾向がある場合は、気象庁等の助言を受けて、各種対策、規制を緩和（解除）する。

■小噴火期 対策図



第4節 中噴火期

1 中噴火期の定義と期間

中噴火期の定義と期間は、次のとおりとする。

■中噴火期の定義と期間

●中噴火

噴火様式はマグマ噴火（プリニ一式又はブルカノ式）とする。

噴火の規模：1962年、1100年前、2200年前の噴火規模

噴煙（1万m以上）、降灰（無風時火口から3～4kmの範囲で10cm以上）、大きな噴石（火口から半径3km）、山頂部で火碎流、火碎サージが発生し、積雪期は小規模な融雪型泥流が流下する。

●中噴火期の期間

開始：マグマ噴火が予想されたとき

終了：マグマ噴火が継続しさらに大規模なマグマ噴火が予想されたとき

噴火活動が縮小し終息するとき

2 詳細シナリオ

中噴火期の対応は、次のとおりである。

3-1 マグマ噴火が予想されたとき（噴火警戒レベル4）

予想される噴火現象・警報等	○中噴火が発生するおそれがある旨の噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）が発表される。また、気象庁等から火山活動推移について見解が出される。
対策の基本方針	○十勝岳温泉避難準備及び避難行動要支援者の自主避難 ○融雪型泥流危険区域（北27号道路以北）の避難準備【積雪期】 〃 の緊急避難困難者の自主避難【積雪期】 ○旭野川融雪型泥流危険区域の避難準備【積雪期】
実施すべき対策	2-3の対策継続 ○十勝岳温泉から望岳台への通行規制

【解説】

中噴火（1962年、1100年前、2200年前）ではこれまで火碎流の発生した証拠は見つかっていない。山腹に影響する程度の小規模な火碎流・火碎サージ、積雪期にはそれに伴う小規模な融雪型泥流の発生する可能性があるが、実施すべき対策は基本的に本格的な水蒸気爆発が予想されたとき（2-3）と変わらない。ただし、風の影響を受けないで飛散する大きな噴石が火口から約3kmの範囲に到達する可能性があるため、十勝岳温泉から望岳台までの通行を規制する。

3-2 中噴火が発生したとき（噴火警戒レベル4）

予想される噴火現象・情報	<ul style="list-style-type: none"> ○1万m以上の噴煙をあげて噴火が発生する（プリニ一式又はブルカノ式噴火）。 ○火山灰は、火口から半径3~4kmの範囲で10cm堆積する（無風時）。 ○大きな噴石が十勝岳温泉まで達する可能性がある（火口から3km） ○積雪期は、火碎流・火碎サージによって融雪型泥流が発生し、富良野川を流下し、富良野市まで到達する。
対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○十勝岳温泉避難準備及び避難行動要支援者の自主避難 ○融雪型泥流危険区域（北27号道路以北）の避難準備【積雪期】 　　〃　　の緊急避難困難者の自主避難【積雪期】 ○旭野川融雪型泥流危険区域の避難準備【積雪期】
実施すべき対策	<p>3-1 の対策継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○噴火の状況によっては十勝岳温泉の避難

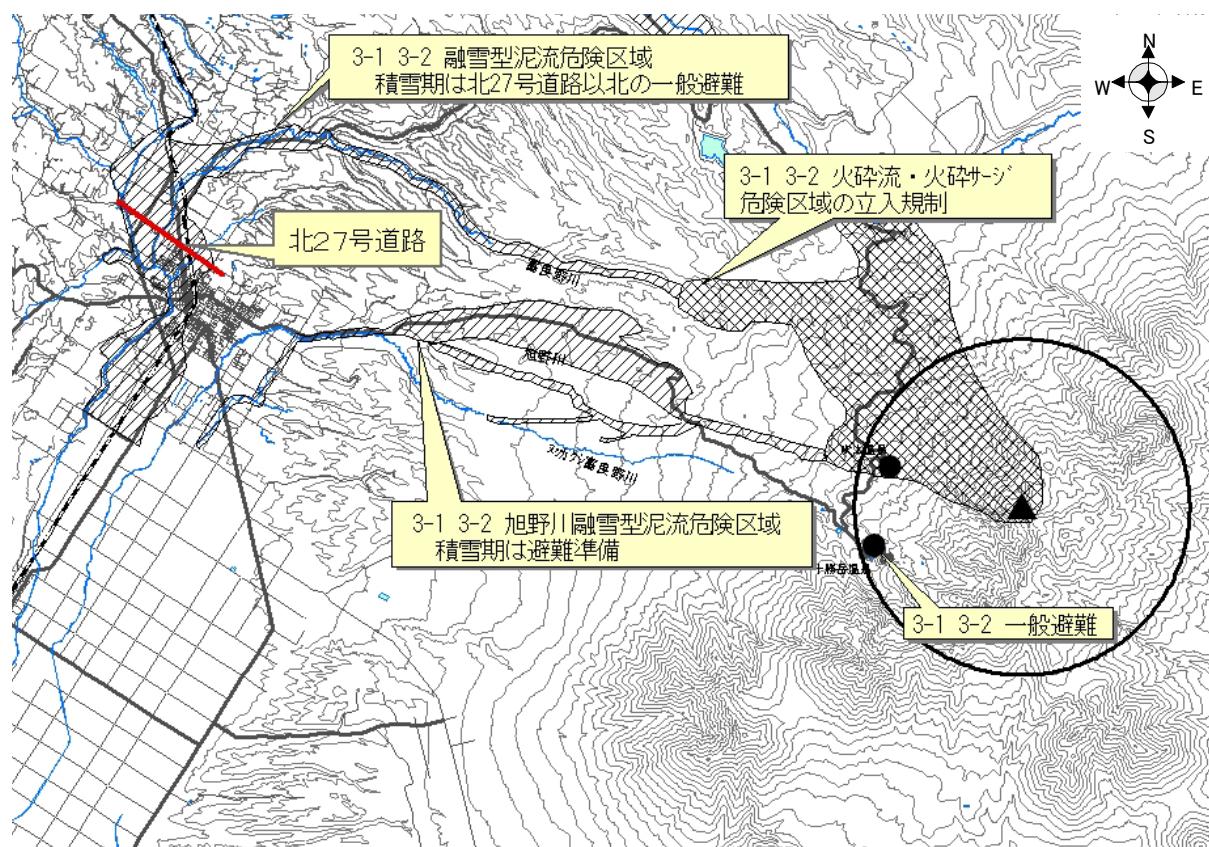
【解説】

マグマ噴火が開始すると1万m以上もの噴煙を上げて大量の火山灰を噴き上げ、風下側は昼間でも真っ暗な状況となる。噴火に伴う大きな噴石は火口から3km地点まで飛散する。火山灰は、山麓で数mm~数cm程度堆積するため、道々吹上上富良野線で十勝岳温泉に向かうルートは、砂塵あるいは降雨時の泥濘により通行が困難となる。したがって、予想なしにこのタイプの噴火が開始した場合は、中噴火が予想されたとき（3-1）の対応を速やかに実施する。ほとんどの火山灰は、西風（卓越風）により十勝岳の東側に堆積すると予想されるため、市街地には大きな影響はない。しかし、風向きによっては、上富良野町市街地にも火山灰が降り、交通障害や生活、健康への影響が出ることも予想される。

1962年の噴火、及び1100年前、2200年前の噴火では火碎流は発生していないが、小規模な火碎流・火碎サージの発生する可能性はあり、積雪期の場合は、それに伴って小規模な融雪型泥流が発生する可能性がある。この場合の影響範囲は山腹に限られるが、想定以上の火碎流・火碎サージが発生した場合に備えて、十勝岳温泉流域の融雪型泥流危険区域（旭野川流域を含む）は、いつでも避難できるように準備する。

一方、噴煙が1万m以上となるブルカノ式又はプリニ一式噴火ではなく、溶岩流や溶岩噴泉をだす穏やかな噴火（ストロンボリ式噴火）となった場合は、火碎流・火碎サージ、噴石等の危険性は低くなるので、噴火状況に応じて避難区域を解除する。

■中噴火期 対策図



第5節 大噴火期

1 大噴火期の定義と期間

大噴火期の定義と期間は、次のとおりとする。

■大噴火期の定義と期間

● 大噴火

噴火様式はマグマ噴火（プリニー式またはブルカノ式）とする。

噴火の規模：3400年前の噴火規模

噴煙（1万数千m）、降灰（無風時火口から3～4kmの範囲で10cm以上）、
大きな噴石（火口から半径4km）、火碎流・火碎サージ（吹上温泉、旭野川
上流部：火口から10km程度流下）、融雪型泥流（富良野川を流下し富良野市
まで到達、一部は旭野川を流下）

● 大噴火期の期間

開始：大規模なマグマ噴火が予想されたとき

終了：噴火活動が縮小し終息するとき

2 詳細シナリオ

大噴火期の対応は、次のとおりである。

4-1 大規模なマグマ噴火が予想されたとき（噴火警戒レベル5）

予想される噴火現象・警報等	○大規模なマグマ噴火が発生する恐れがある旨の噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）が発表される。また、気象庁等から大規模なマグマ噴火による火碎流・火碎サージの発生、融雪型泥流の発生等、火山活動の推移について見解が示される。
対策の基本方針	○火碎流・火碎サージ危険区域への立ち入り規制 ○融雪型泥流危険区域（全区域・旭野川流域も含む）の避難【積雪期】
実施すべき対策	○火碎流・火碎サージの危険区域の立ち入り規制 ○上記区域への検問所等の設置、警戒活動 ○融雪型泥流危険区域（全区域・旭野川流域も含む）への避難広報【積雪期】 ○北27号道路以南への検問所等の設置、警戒活動【積雪期】 ○融雪型泥流危険区域（全区域・旭野川流域も含む）の避難行動要支援者の避難支援【積雪期】 ○避難所開設、必要設備設置、避難者受け入れ ○融雪型泥流危険区域（全区域・旭野川流域も含む）の避難完了確認【積雪期】 ○融雪型泥流危険区域（全区域・旭野川流域も含む）の家畜避難、ペット対策【積雪期】 ○新たな避難者への生活支援（物資、食料等）【積雪期】

【解説】

この段階のマグマ噴火は、3400年前にグラウンド火口で発生した大規模な噴火規模を想定している。このタイプの噴火が発生する可能性は、中規模のマグマ噴火より極めて低いが、万が一を考慮してこの規模の噴火を想定する。

この噴火では、規模の大きな火碎流・火碎サージが発生し、火口から富良野川へは約11km下流まで達する恐れがある。積雪期には、この火碎流・火碎サージによって富良野川への融雪型泥流の流下に加え、旭野川への流下の可能性もある。したがって、上富良野市街地に加えて、旭野川沿いの融雪型泥流危険区域も避難区域とする。

4-2 大規模なマグマ噴火が発生したとき（噴火警戒レベル5）

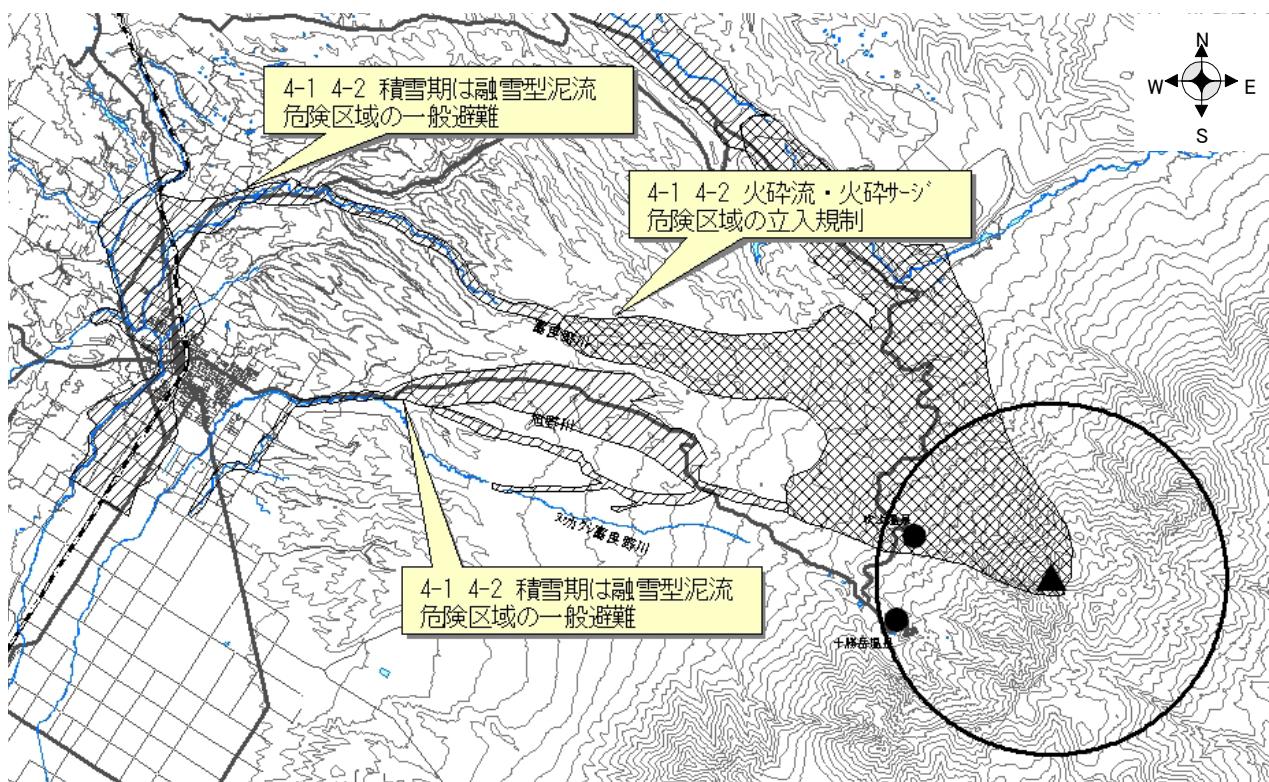
予想される噴火現象・警報等	<ul style="list-style-type: none"> ○1万数千m以上の噴煙をあげて噴火が発生する（プリニー式またはブルカノ式噴火）。 ○火山灰は、火口から半径3~4kmの範囲で10cm堆積する。 ○規模の大きな火碎流・火碎サージが発生し、白金温泉、富良野川上流、旭野川上流まで達する。 ○大きな噴石が十勝岳温泉まで達する（火口から4km地点に飛散する）。 ○積雪期は、火碎流・火碎サージによって融雪型泥流が発生し、富良野川を流下し、富良野市まで到達する。また、一部は、旭野川を流下する。
対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○火碎流・火碎サージ危険区域への立ち入り規制継続 ○融雪型泥流危険区域（全区域・旭野川流域も含む）の避難【積雪期】
実施すべき対策	4-1の継続

【解説】

中噴火で想定したマグマ噴火がさらに大規模となり、噴煙は1万数千m以上に及び、多量の火山灰が風下側に流れる。ただし、火山灰は、西風が卓越しているため、市街地への影響は、中噴火と同じ程度となる。

この噴火では、規模の大きな火碎流・火碎サージが発生する。したがって、予想なしに大規模なマグマ噴火となった場合は、火碎流・火碎サージ危険区域から速やかに避難し、積雪期には、融雪型泥流危険区域（全区域・旭野川流域も含む）から緊急避難を行う（5-1段階に記載）。

■大噴火期 対策図



第6節 融雪型泥流発生期

1 融雪型泥流発生期の定義と期間

融雪型泥流発生期の定義と期間は次のとおりとする。

■融雪型泥流発生期の定義と期間

●融雪型泥流

融雪型泥流は、積雪期に火碎流・火碎サージ、岩屑なだれに伴い発生する。

融雪型泥流の規模：1926年の大正泥流と同規模とする。（大規模なマグマ噴火の場合には、旭野川流域も含む。）

●融雪型泥流発生期の期間

開始：融雪型泥流が発生したとき

終了：噴火活動が縮小し融雪型泥流が再び発生しないとの見解がだされたとき

2 詳細シナリオ

大噴火期の対応は次のとおりである。

5-1 融雪型泥流が発生したとき（噴火警戒レベル5）

予想される噴火現象・警報等	<ul style="list-style-type: none"> ○岩屑なだれ、火碎流・火碎サージにより融雪型泥流が発生する。 ○融雪型泥流発生がセンサーに検知され、役場で確認される。 ○融雪型泥流は、富良野川沿いを流下し約30分後に国道237号、45分後に上富良野市街地に達する。 ○大規模なマグマ噴火の場合は、富良野川だけでなく旭野川も流下する。
対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急避難 ○捜索、救出、応急医療
実施すべき対策	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急避難の広報 ○ヘリコプターによる避難者の捜索、救出 ○行方不明者捜索 ○住民の安否確認 ○泥流流下区域内の避難所からの救出 ○救護所設置、応急医療活動

【解説】

融雪型泥流は、一般にマグマ噴火の火碎流・火碎サージにより発生するほか、水蒸気爆発のようないくつかの規模な噴火でも、岩屑なだれによって発生する（1926年大正泥流）。十勝岳ではこの2つのタイプが想定される。

融雪型泥流の危険性がある場合は、事前避難が原則である。しかし、長期の避難生活が住民に与える影響が大きいこと、センサー等で発生が検知できること、避難体制が確立していること等を考慮して、対策は事前避難（避難準備）と発生した場合の緊急避難の2本立てとする。

本格的な水蒸気爆発の段階で避難準備（2-3、2-4）、マグマ噴火の段階で上流部事前避難（3-1、3-2）、大規模なマグマ噴火で全危険区域避難（4-1、4-2）とし、突発的に融雪型泥流が発生

した場合は、緊急避難とする。

融雪型泥流が発生した場合、センサーの検知により役場で発生が確認されるので、直ちに防災行政無線（戸別無線機、屋外拡声子局）で緊急避難を伝達する。

融雪型泥流が流下した後は、ヘリコプター等により高台等へ避難した避難者の搜索・救出、応急医療活動、草分防災センター等の泥流流下区域で孤立している避難者の救出を行う。

5-2 融雪型泥流発生後（噴火警戒レベル5→3）

予想される噴火現象・警報等	○融雪型泥流発生後、噴火活動が継続する。 ○噴火活動がしだいに縮小し、融雪型泥流が再度発生する可能性はないとの見解がだされる。
対策の基本方針	○町内・町外での避難生活 ○応急仮設住宅の設置
実施すべき対策	○新たな町内避難所への収容、町外の避難所開設、収容 ○避難所への移動 ○応急仮設住宅の設置 ○被災者への各種生活支援

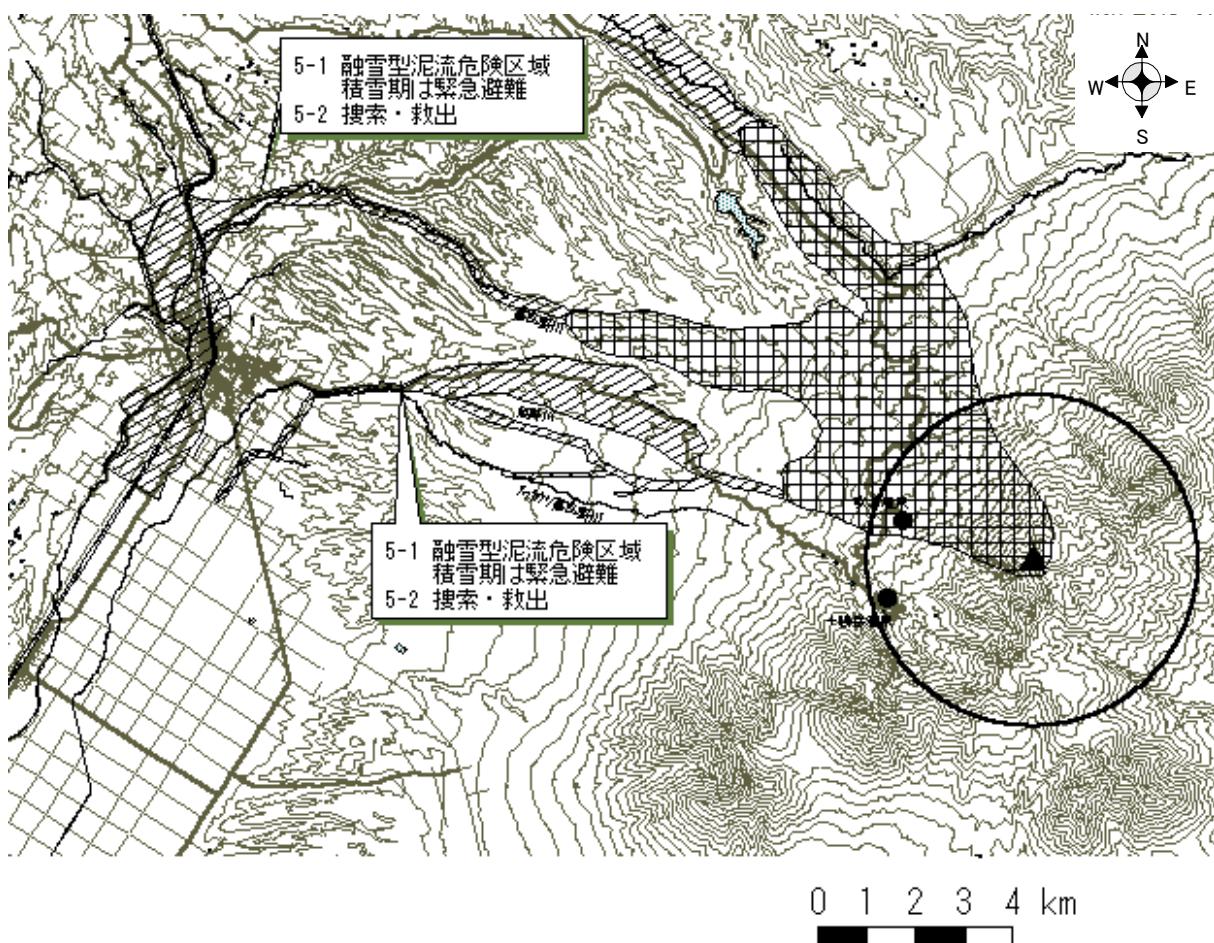
【解説】

融雪型泥流発生後は、救出した避難者等を新たな安全な避難所に収容する。上富良野町だけでは収容しきれない場合は、中富良野町、富良野市等の近隣市町村に避難者の受け入れを要請する。

また、できる限り早急に応急仮設住宅を設置する。

噴火活動が縮小し、再び融雪型泥流が発生しないとの見解がだされた場合は、復興対策を実施する。

■融雪型泥流発生期 対策図



第7節 噴火縮小期

1 噴火縮小期の定義と期間

噴火縮小期の定義と期間は、次のとおりとする。

■噴火縮小期の定義と期間

●噴火縮小期

火口周辺での噴石、わずかな降灰等の現象が発生する。

火山灰が堆積した地域では、降雨時に降雨型泥流（土石流）が何年にもわたって発生する。

●噴火縮小期の期間

開始：噴火の頻度が減少し、現象が火口周辺のみに限られる状況になったとき

終了：復旧・復興が完了するまで

2 詳細シナリオ

噴火縮小期の対応は次のとおりである。

噴火警戒レベル (3→1)

予想される噴火現象・警報等	<ul style="list-style-type: none"> ○噴火の頻度が減少し、噴煙量も低下する。 ○噴火現象の影響範囲も火口周辺に限られるようになる。 ○噴火が弱まる傾向にあるとの見解が発表される。 ○降灰が堆積した地域では、何年にもわたって降雨時に降雨型泥流（土石流）が発生する。
対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○段階的避難解除 ○降雨時の降雨型泥流（土石流）への警戒避難 ○復興対策
実施すべき対策	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の解除（一時帰宅、昼間帰宅） ○再避難のための情報伝達体制の整備 ○ライフライン等の復旧 ○降雨時の警戒活動 ○大雨時の降雨型泥流（土石流）危険区域の避難 ○復興方針・復興計画の策定 ○復興事業の実施

【解説】

噴火の回数が減少するとともに、規模も小さくなった場合は、気象庁等の見解をもとに段階的に避難を解除する。解除にあたっては、道路、ライフラインの復旧を住民の避難解除に先立って行う。融雪型泥流や降雨型泥流が堆積した区域は、今後の土地利用などを含めて復旧又は復興計画を策定する。

また、火山灰が堆積した区域の渓流では、何年にもわたって大雨時に降雨型泥流（土石流）が発生するので、降雨時には警戒活動や危険区域の住民避難が必要となる。

第3章 災害応急対策

第1節 動員配備対策

■担当

対策部	全対策部
関係機関	

1 配備体制

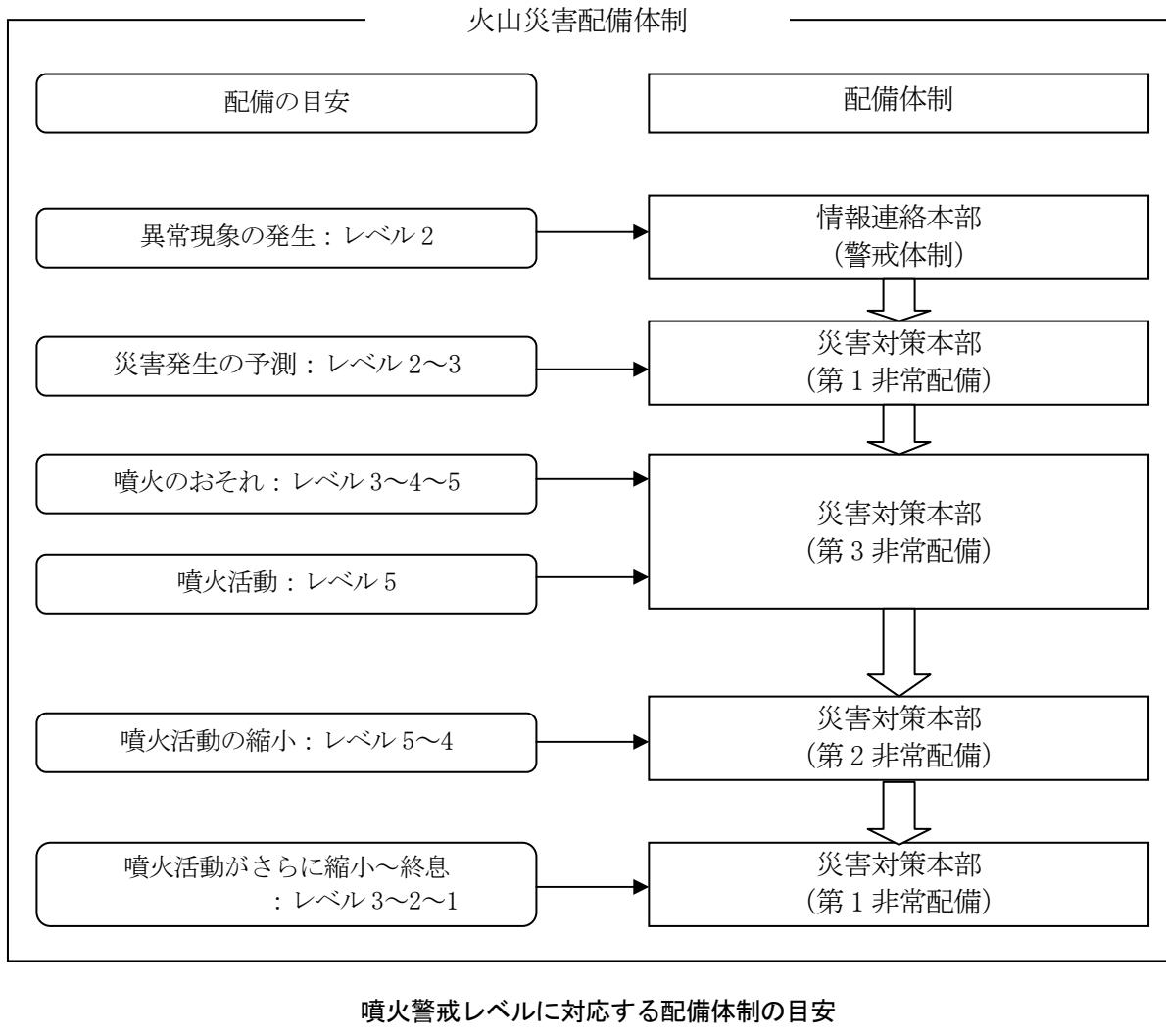
火山災害に対する配備体制は、警戒配備から第3非常配備までの4段階とする。本部長は状況に応じて必要な配備体制をしく。なお、配備対象者は、各課別に定める。

■配備基準

体制	配備の目安			配備要員
情報連絡本部	○十勝岳に関する噴火予報が発表されたとき ○火山活動が活発化するなどの情報を入手したとき ○異常な火山現象発生があった場合			総務課、その他必要な課・必要な人員
災害対策本部	第1 非常配備体制	○異常な火山現象により災害の発生が予想されその対策の必要があるとき		各課長等
	第2 非常配備体制	○避難が長期化し避難者への継続的な支援が必要なとき	各主幹等・主査以上	各課必要な人員
	第3 非常配備体制	○十勝岳に関する噴火警報が発表されたとき ○融雪型泥流危険区域等の住民避難が必要とされるとき		全職員

※災害の規模及び特性に応じ、上記基準よらず、臨機応変の配備体制を整えるものとし、本部長が必要と認めたときは各配備体制を取ることができる。

なお、火山災害に関する噴火警戒レベルに対応する目安は、次のとおりである。



2 配備の決定

(1) 情報の収集

総務課は、火山に関する情報を収集し状況を把握する。

勤務時間外の場合は、噴火警戒等の伝達を受けた役場庁舎警備員・富良野広域連合上富良野消防署が総務課長に連絡する。総務課長は、防災担当職員に連絡し、情報収集を指示する。

(2) 配備の決定

総務課長は、噴火警戒等及び必要な対策を町長に報告する。町長は、報告に基づいて配備体制及び災害対策本部の設置を決定し、総務課長に動員を指示する。

3 職員の動員

(1) 勤務時間内の動員

総務課長は、各課長等に動員を連絡する。各課長等は、あらかじめ決められている要員に配備を連絡する。

(2) 勤務時間外の動員

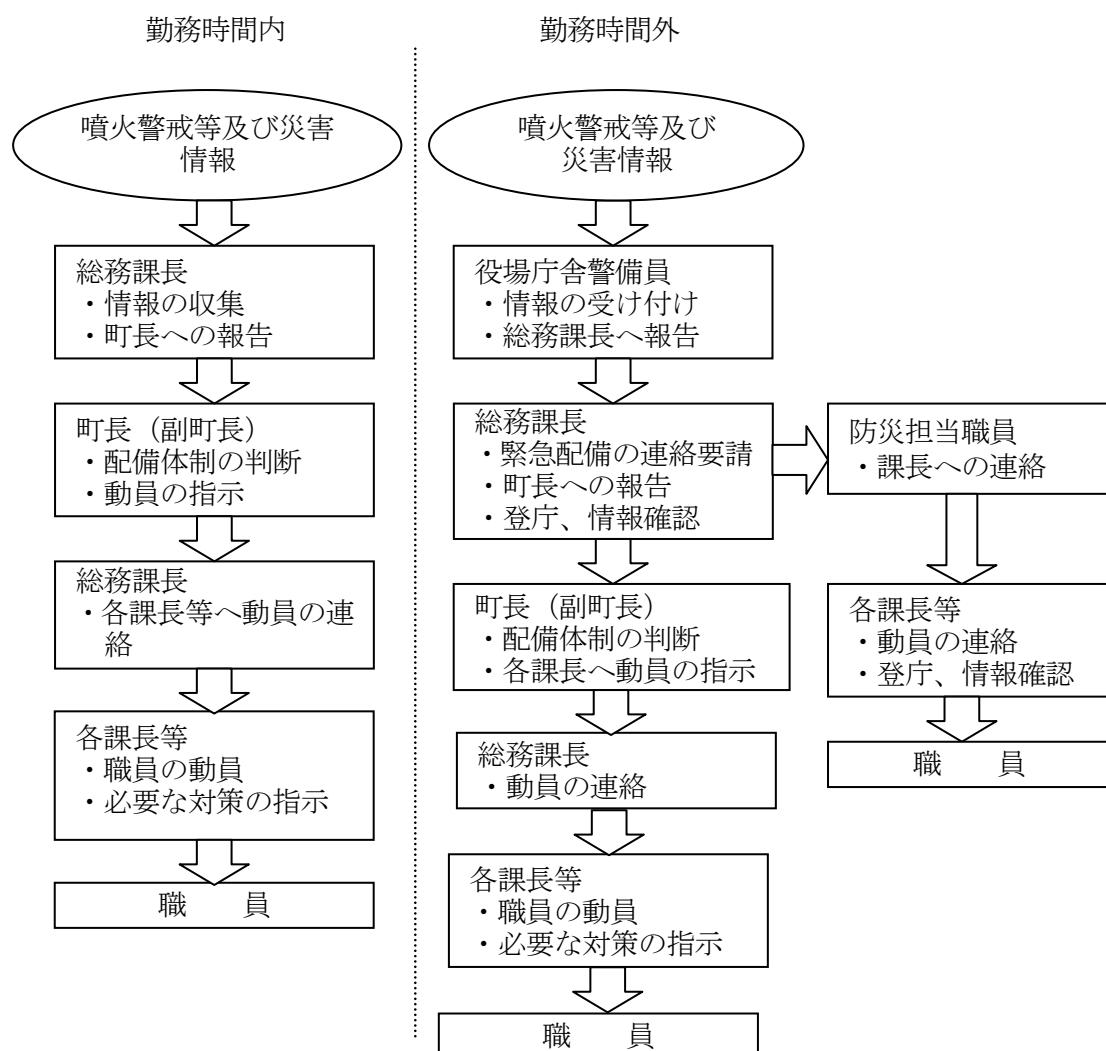
役場庁舎警備員・上富良野消防署は受理した噴火警戒等を総務課長（又は防災担当職員）に連絡する。

総務課長は、事態の緊急性を判断して配備が必要な課長等への連絡を防災担当職員に指示する。その後、必要な情報を収集して町長に報告し動員配備の指示を受ける。

(3) 動員報告

各課長等は、所属職員の動員状況を総務課に報告する。総務課長は町長に動員状況を報告する。

■配備までの流れ



第2節 災害情報

■担当

対策部	総括対策部
関係機関	旭川地方気象台、北海道開発局旭川開発建設部、上川総合振興局、旭川建設管理部、富良野広域連合上富良野消防署、富良野警察署・上富良野交番、陸上自衛隊上富良野駐屯地

1 噴火警報等の収集・伝達

(1) 噴火警報等の種類

札幌管区気象台火山監視・情報センターは、次の噴火警報等を発表する。

■ 噴火警報等の種類及び発表基準

火山現象に関する警報等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される「噴火警報」、「噴火予報」、「降灰予報」及び「火山ガス予報」がある。

①噴火警報・噴火予報、噴火警戒レベルの発表基準（発表官署 札幌管区気象台）

名 称	略称	対象範囲	発 表 基 準	レベ ル	警戒事項等	
特別警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合	5	避 難
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がたかまつていると予想される場合	4	避難準備
噴火警報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域まで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	3	入山規制
			火口周辺	火口雌雄変に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	2	火口周辺規制
噴火予	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	1	平 常

a) 火山の状況に関する解説情報の発表

噴火予報又は噴火警報に関する火山現象（火山性地震の発生回数等）について、札幌管区気象台は一般及び関係機関に対して詳細かつ速やかに発表する。

b) 火山活動解説資料の発表

防災活動の利用に適合するように火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、札幌管区気象台は必要に応じて発表する。

②降灰予報、火山ガス予報の発表基準

a) 降灰予報

噴煙の高さが3千メートル以上など、一定規模以上の噴火が発生した場合、噴火発生から概ね6時間後までの降灰分布を図示化した資料で、気象庁及び札幌管区気象台が発表する。降灰予報は防災情報提供システムで提供するとともに、気象庁ホームページに掲載する。

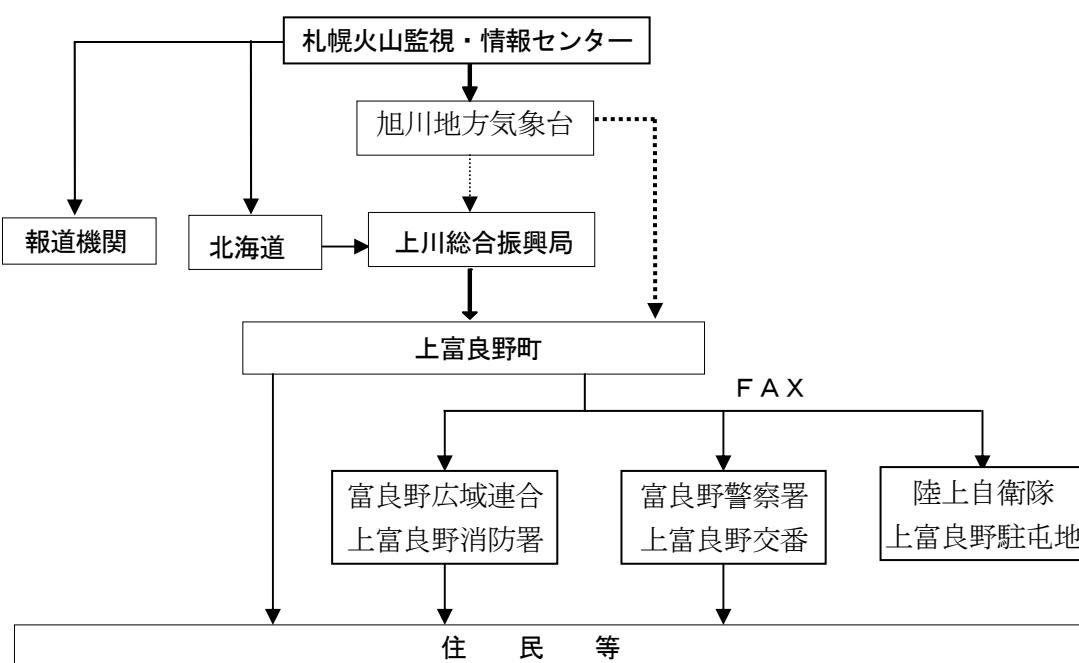
b) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出が継続している火山を対象に、火山ガスの分布等について予想した資料で、気象庁及び札幌管区気象台が発表する。火山ガス予報は防災情報提供システムで提供するとともに、気象庁ホームページに掲載する。

(2) 噴火警報等の伝達

噴火警報等は、次の経路で上富良野町に伝達される。

■ 噴火警報等の伝達経路



2 火山の調査・監視・情報収集

(1) 情報収集

総括対策部は、火山災害対策を実施する場合、次の方法により噴火活動に関する詳細な情報や助言を収集し、上富良野町の対策決定に活用する。

■ 詳細情報の収集

観測機関への問い合わせ	札幌火山監視・情報センター、旭川地方気象台へ観測データの状況と情報の見解を問い合わせる。
火山専門家の見解の問い合わせ	活動が活発化したとき、噴火したときは、今後の噴火現象や影響範囲の予想について、旭川地方気象台、札幌火山監視・情報センターを通じて気象庁火山噴火予知連絡会の委員等の助言を得る。
職員の派遣	現地災害対策本部が設置されたときは、情報収集のための職員を派遣する。

(2) 住民等からの通報

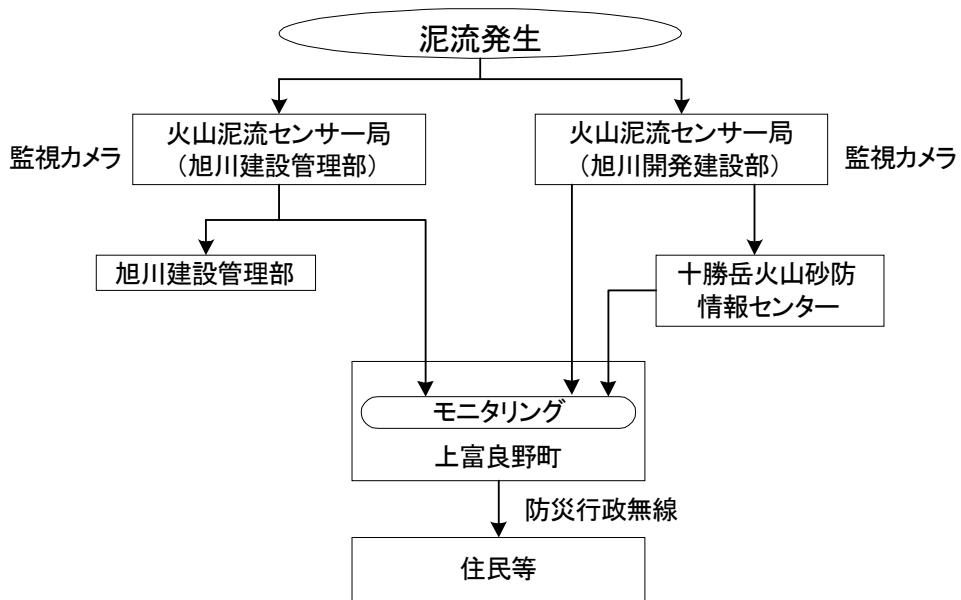
総括対策部は、住民等から異常現象による通報を受けた場合は、旭川地方気象台に通報する。また、必要に応じて現地で確認する。

(3) 監視所の設置

総括対策部は、火山の噴火状況の把握と関係機関や観測機関等からの情報収集のために、吹上温泉等に監視所を設置し、職員を常駐させる。設置にあたっては、安全の確保を第一とする。

(4) モニタリング

総括対策部は、役場に設置された監視カメラ、地震計、センサー等の機器をモニタリングして活動状況を把握する。



第3節 広報対策

■担当

対策部	総括対策部、民生対策部
関係機関	富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団、報道機関

1 住民への広報

総括対策部は、火山活動に関する情報、避難の指示等を、次の手段によって住民へ伝達する。広報にあたっては、必要に応じて、富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団の協力を得る。

■広報の手段と内容

広報の手段	内容等
防災行政無線	○緊急避難の指示 ○噴火の状況 ○避難勧告、避難指示等事前避難、避難準備等
広報車による巡回	○噴火の状況 ○避難勧告、避難指示等事前避難、避難準備等 ○応急活動の状況、応急活動のお知らせ
災害広報紙の配布	○噴火の状況 ○避難生活の注意事項 ○上富良野町、北海道等の対策 ○住民サービス等の情報
テレビ・ラジオ・新聞	○噴火の状況 ○上富良野町、北海道等の対策 ○住民サービス等の情報 ○指定避難所外の避難者の安否連絡の要請
ホームページ	○災害発生の状況 ○住民サービス等の情報 ○指定避難所外の避難者の安否連絡の要請

2 避難所での広報

(1) 避難所広報

民生対策部は、掲示板への掲示や避難所自治組織を通じて災害広報紙を配布する。

また、避難行動要支援者に配慮し、口頭伝達や住民会を通じた伝達など、避難者の状況に応じた広報を行う。

(2) 相談窓口の設置

民生対策部は、避難所に相談窓口を設置し、上富良野町、関係機関等からのお知らせ、各種申し込み等を説明する。

また、役場に各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置する。

3 一般住民への広報

総括対策部、民生対策部は、避難者以外の一般住民への広報として、災害広報紙、広報車、ホームページにより情報を提供する。

4 説明会の開催

総括対策部は、上富良野町及び北海道が行う各種対策の概要や手続き等について、避難所にて説明会を開催する。

また、噴火の状況や今後の推移等について、火山専門家による説明会を開催する。

5 報道機関への対応

(1) 広報要請

総括対策部は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民への広報を要請する。

(2) 報道発表

総括対策部は、議事室等に記者発表場所を設置し、災害発生状況及び対策の状況を発表する。

発表事項は、事前に本部長の承認を得る。

(3) 報道機関への要請

総括対策部は、報道機関の取材活動に関し、避難区域への立ち入り規制の徹底や避難者への配慮をするよう要請する。

6 問い合わせへの対応

民生対策部は、問い合わせ窓口を設置し、住民や町外からの問い合わせ事項に対応する。

第4節 応援派遣対策

■担当

対策部	総括対策部
関係機関	上川総合振興局、陸上自衛隊上富良野駐屯地、富良野広域連合上富良野消防署

1 自衛隊の応援派遣要請

(1) 災害派遣要請基準

町長は、人命又は財産の保護に必要がみとめられるときに、自衛隊の災害派遣要請を行う。その基準は概ね次のとおりである。

※関係法令：災害対策基本法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）
自衛隊法第83条（災害派遣）

■自衛隊派遣要請基準

- 人命救助のための応援を必要とするとき
- 水害等の災害発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき
- 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき
- 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき
- 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき

(2) 派遣要請の手続き

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事（総合振興局長）に対して次の事項を明らかにした文書もって要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で要求し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事（総合振興局長）に依頼するいとまがないと認められるとき、又は通信の途絶等により知事（総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等は、直接陸上自衛隊上富良野駐屯地に通知し、事後、所定の手続きを行う。

なお、本部長はこの通知をしたときは、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に通知する。

■災害派遣要請手続き

提出（連絡）先	上川総合振興局地域政策部地域政策課 TEL0166(46)5918 FAX0166(46)5204 防災無線 6-550-2191
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の情況及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○派遣部隊が展開できる場所 ○派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

※資料編7-1：自衛隊派遣要請書

※資料編7-3：配置人員報告書

■自衛隊連絡先

部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
上富良野駐屯地司令 (第4特科群長)	群第3科	上富良野町南町4丁目	0167-45-3101 内線230(当直301)

(3) 受入体制

①宿泊施設の準備

派遣部隊の集結地、ヘリポート等を用意する。宿泊施設等は上富良野駐屯地に要請する。

②作業計画の立案

応援を求める作業の内容、所要人員、資機材の確保等について作業計画を立案する。

(4) 派遣部隊との連携

①作業計画等の協議

派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、適切な役割分担の調整等を行い、円滑な活動が行われるように調整する。

②連絡体制の確立

派遣部隊と連絡体制を確保するため、災害対策本部に連絡員の派遣を求める。

(5) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

- | | |
|--------------|--------------|
| ○被害状況の把握 | ○避難の援助 |
| ○遭難者の捜索活動 | ○水防活動 |
| ○消防活動 | ○道路又は水路の啓開 |
| ○応急医療、救護及び防疫 | ○人員及び物資の緊急輸送 |
| ○炊飯及び給水 | ○物資の無償貸与又は貸与 |
| ○危険物の保安及び除去 | ○その他 |

(6) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事(総合振興局長)の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- | |
|--|
| ○関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること |
| ○知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること |
| ○航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること |
| ○その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまないと認められること |

(7) 経費の負担区分

次の費用は、上富良野町が負担する。

その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定める。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

■上富良野町の負担経費

○資材費及び機器借上料	○電話料及びその施設費
○電気料	○水道料

○くみ取料

(8) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事（総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

※資料編7-2：自衛隊撤収要請書

2 道への要請

(1) 応援、職員の派遣・斡旋要請

知事（総合振興局長）に対し、応援の要請又は職員派遣・斡旋の要請を行う。

■道への応援要請手続き

要請先	上川総合振興局地域政策部地域政策課 TEL0166(46)5918 FAX0166(46)5204 防災無線6-550-2191	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要請	○災害の状況 ○応援を必要とする理由 ○応援を希望する物資等の品名、数量 ○応援を必要とする場所・活動内容 ○その他必要な事項	災害対策基本法第68条
職員派遣・斡旋要請	○派遣を要請・斡旋を求める理由 ○職員の職種別人員数 ○派遣を必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他勤務条件 ○その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 斡旋：災害対策基本法第30条 地方自治法252条

(2) 消防防災ヘリコプターの要請

ヘリコプターによる傷病者の搬送、行方不明者の捜索、物資の輸送等が必要なときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

※資料編5-2：北海道消防防災ヘリコプター応援協定

■消防防災ヘリコプターの要請手続き

提出（連絡）先	本庁総務部危機対策局危機対策課防災航空室 TEL011(782)3233 FAX011(782)3234 防災無線
連絡方法	電話、無線（速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票をファクシミリで提出）
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の種類 ○災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ○災害現場の気象状況 ○災害現場の最高指揮者の職・指名及び災害現場との連絡方法 ○消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 ○応援に要する資機材の品目及び数量 ○その他必要な事項

※資料編5-2：北海道消防防災ヘリコプター応援協定

※資料編7-4：消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

3 道内市町村への要請

(1) 要請方法

道内の市町村への要請が必要な場合、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、知事（総合振興局長）又は市町村の長に対して応援の要請を行う。

■市町村への要請手続き

連絡先	上川総合振興局（地域政策部地域政策課）又は要請先市町村
連絡方法	電話、無線（事後文書送付）
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の種類及び状況 ○品名、数量等 ○車両の種類、規格及び台数 ○職員の職種別人員 ○応援の場所及び応援場所への経路 ○応援の期間 ○応援の実施に関し、必要な事項

(2) 応援の種類

応援の種類は、次のとおりである。

■市町村の応援の種類

- 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋
- 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- 災害応急活動に必要な職員の派遣
- 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- 特に要請のあった事項

※資料編5-2：災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

4 消防の広域応援要請

町長又は富良野広域連合長は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他市町村等の長に対し、消防の広域応援要請を求める。

また、知事は、災害の状況に応じて緊急消防援助隊の応援を要請する。

※資料編5-2：北海道広域消防相互応援協定

5 民間事業者・団体等との協定に基づく応援要請

災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、相互応援協定に基づき、民間事業者や団体に対し応援を求める。

※資料編5-1：災害時応援協定締結事業者等一覧

第5節 捜索・救出対策

■担当

町の機関	産業対策部、総括対策部、保健福祉対策部
関係機関	上川総合振興局、富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団、富良野警察署・上富良野交番、陸上自衛隊上富良野駐屯地

1 登山者の救出

(1) 行方不明者の把握

産業対策部は、入山届けや家族からの情報により登山者の行方不明者を把握する。
総括対策部は、報道機関を通じて情報提供を呼びかける。

(2) 捜索・救出

搜索・救出は、遭難者、行方不明者発生の通報を受けた警察署が、遭難対策協議会、山岳会、山岳救助警備隊に協力を要請して実施する。

2 住民等の救出

(1) 行方不明者の把握

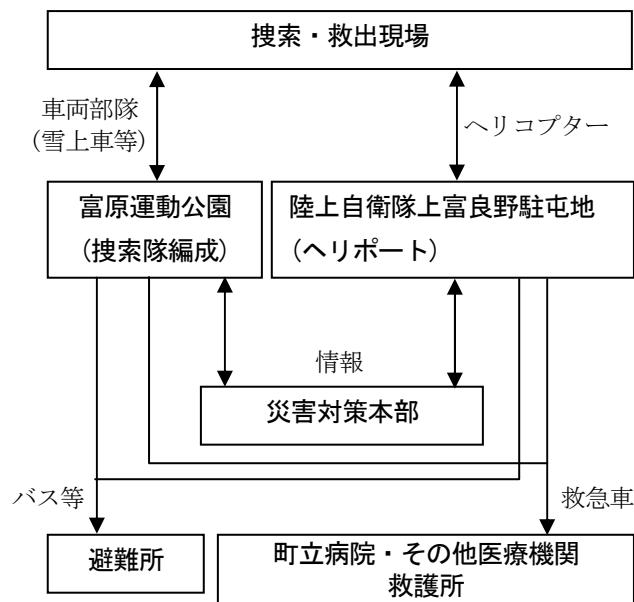
保健福祉対策部は、避難者名簿、家族等からの申し出、住民等からの情報により行方不明者を把握する。行方不明者は、氏名、性別、年齢、傷病の程度、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 情報の共有

総括対策部は、遭難者等の要救出者の情報を受け付けた場合は、富良野広域連合上富良野消防署、富良野警察署・上富良野交番、自衛隊に通報し、相互に情報の共有を図る。

(3) 緊急避難者の救出

融雪型泥流が発生した場合、高台等の孤立した避難所に緊急避難をした避難者及び行方不明者を搜索、救出する。総括対策部は、富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団、富良野警察署・上富良野交番、自衛隊に搜索班の編成を要請し、陸上及びヘリコプターによる搜索・救出を行う。



■ 捜索・救出のながれ

第6節 立ち入り規制対策

■担当

対策部	総括対策部、建設給水対策部
関係機関	上川総合振興局、富良野警察署・上富良野交番、北海道開発局旭川開発建設部、旭川建設管理部、富良野広域連合上富良野消防署

1 立ち入り規制の設定

(1) 登山規制

火山活動が活発化したときは、噴火警戒等や気象台等からの助言により、災害の危険がある区域を登山規制とする。登山規制にあたっては、総括対策部は、十勝岳火山防災会議協議会において設定を行い、関係機関に連絡する。

規制箇所の登山道には、登山規制の看板等を設置し、ホームページ、報道機関を通じて広報する。

(2) 警戒区域の設定

噴火が予想されるとき、又は噴火したときは、噴火警戒等や気象台等からの助言により、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型泥流等の危険がある区域に警戒区域を設定し、災害対策に従事する者以外の立ち入りを制限若しくは禁止する。

※関係法令：災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）

2 警戒監視

警戒区域等を設定した場合は、その区域に通じる道路に立ち入り禁止の表示や車止め等を設置し、警戒監視にあたる。建設給水対策部は、警戒監視について、富良野警察署・上富良野交番、旭川建設管理部、富良野広域連合上富良野消防署等と協議し、人員を配置する。

3 交通規制

道路管理者及び富良野警察署は、警戒区域等が設定されたときは、道路に必要な交通規制を実施し、区域内への車両の通行を規制する。また、検問所等を設け迂回路の指示を行う。

4 交通機関の規制

JR北海道及びバス会社等は、警戒区域等が設定された場合、その区域内の運行を停止する。

第7節 応急医療救護対策

■担当

対策部	保健福祉対策部、救急医療対策部
関係機関	上川総合振興局、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室、富良野医師会、旭川歯科医師会、富良野薬剤師会、富良野広域連合富良野消防署

1 応急医療

(1) 救護所（トリアージポスト）の設置

融雪型泥流又は火碎流・火碎サージが発生した場合、救急医療対策部は、町立病院を救護所として負傷者を受け入れる。

救急医療対策部は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室にトリアージ医、トリアージコーディネーター等の派遣、後方医療機関（火傷の治療が可能な医療機関）の受け入れ準備、医薬品等の要請を行う。

(2) 救護所（トリアージポスト）での医療

救護所（トリアージポスト＝町立病院）ではトリアージ又は軽傷者の応急手当を実施する。

(3) 後方医療機関への収容

救護所（トリアージポスト＝町立病院）におけるトリアージの結果、中等傷者（火傷等）以上の傷病者は、災害拠点病院に収容を要請する。

2 傷病者の搬送

災害現場から救護所（トリアージポスト＝町立病院）までは、救急車等の車輛で搬送する。

救護所から後方医療機関への搬送は、救急車とする。ただし、泥流等により道路等が途絶した場合又は緊急を要する場合は、ヘリコプターでの搬送を北海道に要請する。

3 避難所医療

保健福祉対策部、救急医療対策部は、避難生活が長期にわたる場合は、避難所に救護センターを併設し、医師会、歯科医師会、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室に巡回救護班の派遣を要請する。

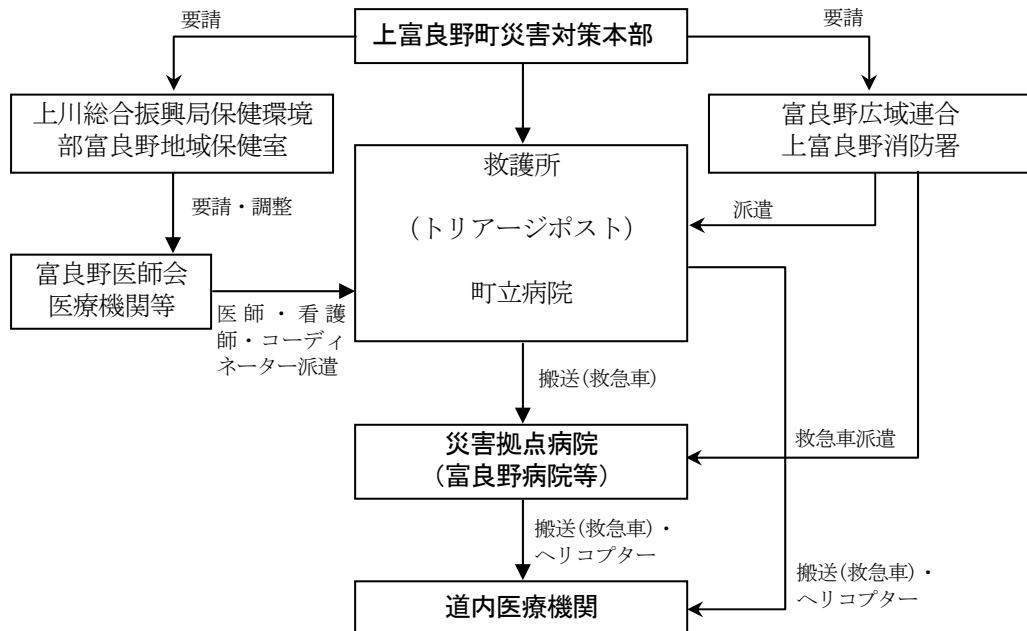
救護センターでは、避難者の治療及び健康相談、保健師による保健指導及び栄養指導を実施する。

4 精神保健医療活動

保健福祉対策部は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室、道立精神保健福祉センター等と連携して、避難所における巡回医療等により避難者等の精神保健活動を実施する。

5 医薬品等の確保

救急医療対策部は、医薬品・医療用資機材を、医療機関の所有するもの又は、町内薬局及び医薬品業者から確保する。不足する場合は、北海道に供給を要請する。



※トリアージ：医療機能が制約される中で、1人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度と重症度によって治療や後方搬送の優先順位をきめること

※トリアージポスト：災害現場から救出した傷病者のトリアージ、応急措置を行う場所のこと

※トリアージコーディネーター：トリアージを行う医師や救命士の全体リーダーのこと、トリアージポストの全体調整を行う。

第8節 避難対策

■担当

対策部	総括対策部、民生対策部、建設給水対策部、保健福祉対策部
関係機関	富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団、富良野警察署・上富良野交番、陸上自衛隊上富良野駐屯地

1 避難の決定

本部長は、噴火の各段階に応じて避難区域を設定する。総括対策部は、気象台が発表する噴火警報等や気象庁火山噴火予知連絡会委員等による被害の影響範囲等の情報を収集する。本部長は、この情報に基づき避難区域及び避難の種類を設定する。

「避難準備情報」は、避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階に発するものであり、避難行動に時間をする避難行動要支援者等が、その情報を尊重して対応することを期待して発するものである。また、「避難勧告」は、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め又は促し、「避難指示」は、危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。※関係法令：災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

但し、火山災害は、突発的な融雪型泥流や避難の長期化など、他災害と異なる特徴を有するため、町民は、町の避難勧告等の発令や現地の状況を踏まえた適切な対応が必要である。

住民避難（吹上温泉及び十勝岳温泉を除く）の種類及び内容等は、次のとおりとする。

■避難の種類及び発令基準

種類	内 容	基 準
避難準備※	役場からの避難の勧告・指示、あるいは予想なしに融雪型泥流が発生した場合の緊急避難に備え、いつでも避難できるような体制をとること	○積雪期に規模の大きい水蒸気爆発（マグマ水蒸気爆発）が予想されたとき又は発生したとき ○その他、今後噴火状況によっては、山麓まで影響する噴火現象が予想されるとき
自主避難	避難の勧告・指示の発令に係わらず、個人の判断により自主的に安全な場所に避難すること	同上
避難準備情報	災害発生の可能性が高まった場合に、避難行動要支援者及びその支援者が災害発生前に避難行動をとること	同上
避難勧告・避難指示	火山の噴火状況等によりあらかじめ危険が予想されるときに、役場等の避難勧告・指示等により災害発生前に避難すること	○積雪期に噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）が発表されたとき ○積雪期に中規模噴火（マグマ噴火：1万m以上の噴煙をあげるような噴火）が予想されたとき又は発生したとき ○積雪期に大規模噴火（マグマ噴火：1万数千m以上の噴煙をあげるような噴火）が予想されたとき又は発生したとき ○その他、山麓まで影響する噴火現象が予想されるとき又は発生したとき
緊急避難	予想なしに融雪型泥流が発生した場合に緊急的に避難すること	○積雪期に事前避難前に融雪型泥流が発生したとき
収容避難	生活が可能な施設で一時的に避難生活をすること	○事前避難をしたとき ○融雪型泥流等により住家を失ったとき

※法令によって規定されたものではない。

2 避難の勧告・指示

(1) 避難の勧告・指示の発令

本部長は、噴火により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

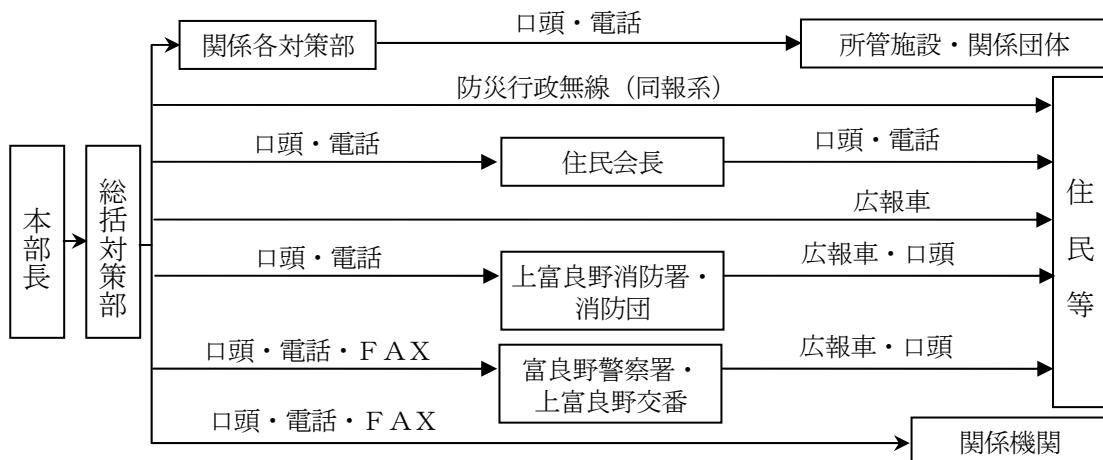
なお、「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

※関係法令：災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

(2) 避難の勧告・指示の伝達

避難の勧告・指示の伝達は、次の経路のとおりとする。総括対策部は、関係各部及び関係機関に避難の勧告・指示広報を要請する。

また、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告する。



■避難時の伝達事項例

- | | | |
|---------------|---------------|------------|
| ○避難の理由となる噴火予想 | ○避難勧告、指示の対象区域 | ○避難先 |
| ○避難経路 | ○避難時の服装、携行品等 | ○避難者カードの提出 |
| ○避難行動における注意事項 | | |

(3) 解除

本部長は、噴火による危険がなくなったと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告する。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
町長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
警察官	○町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○町長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がないとき	自衛隊法第94条

3 警戒区域の設定

本部長は、火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
警察官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

4 避難準備

各対策部は、避難準備をとった場合は、役場からの指示により避難勧告・指示による避難や緊急避難がとれるような体制づくりを行う。

■避難準備

担当部	対 策
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○避難カードの作成 ○避難カードの住民への配付 ○避難所施設の点検 ○避難世帯調査票の作成
民生対策部 総括対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害広報紙の作成 災害広報紙の内容：火山噴火の状況・予想される現象、ハザードマップ、避難所、避難者カードの記入・提出 ○災害広報紙の住民への配付 ○避難準備の住民広報（防災行政無線・広報車）
総括対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○防災無線機器及び通信機器の点検
建設給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路の確認 ○避難路の除雪 ○避難所の除雪

5 自主避難

自主避難をとった場合は、自主的に避難する避難者の受け入れ場所として避難所を開設する。原則として、避難者への食料や物資等の支援は行わない。

民生対策部は、開設避難所を決定し、避難所管理者とともに受け入れ準備を行う。

総括対策部、民生対策部は、住民に広報車や災害広報紙の配布等により周知する。特に、融雪型泥流発生時等に緊急避難が困難な者等に対し自主避難を呼びかける。

保健福祉対策部は、避難活動が困難な者がいる場合は、申し出により町有車両による移動や受け入れ可能な施設への入所等の支援を行う。

6 事前避難

(1) 避難広報

総括対策部、民生対策部は、避難準備段階に配布した広報紙の他、避難区域や避難所を掲載した広報紙を作成し配布する。

また、広報車や防災行政無線により住民に避難を呼びかけ、避難の勧告・指示を住民に周知する。

(2) 住民等の避難

避難活動は、原則として避難者の自力避難とする。

ただし、避難活動が困難な者に対しては、保健福祉対策部は、住民等による支援を要請する。

避難先は、指定避難所又は親戚・知人宅とする。

(3) 施設入所者

病院入院者の避難は、施設管理者が実施する。ただし、施設管理者では避難が困難な場合、保健福祉対策部は、町有車両、救急車、バス等を派遣し、輸送を行う。

(4) 重度在宅療養者

重度在宅療養者は、町有車両等でラベンダーハイツに一時的に受け入れ、ケアマネージャー等の助言のもと、当施設での受け入れ又は他施設への転送などの措置をとる。

(5) 児童・生徒等の避難

融雪型泥流の発生による緊急避難は、校長により校舎2階に避難する。平屋の場合は、泥流下予想区域外に速やかに避難させる。

事前避難の場合は、安全な避難所まで誘導し、そこで保護者に引き渡す。

(6) 観光客の避難

観光客の避難は、観光施設の管理者の指示により自家用車等による自力避難とする。自家用車による避難ができない者は、観光施設管理者が対応する。

7 避難車両の確保

総括対策部は、避難活動に使用する車両を確保する場合は、町有バスあるいは民間バス会社、自衛隊等に要請する。

8 避難所の開設

(1) 開設避難所

総括対策部は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

※資料編6-3：指定避難所一覧及び箇所図

(2) 避難所の開設

民生対策部は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所職員）を派遣する。派遣された職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。

(3) 避難所の除雪

建設給水対策部は、開設避難所入り口、避難所敷地内、周囲の道路等の除雪を行う。

(4) 避難者の受け入れ

避難所職員は施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

9 避難完了の確認

民生対策部は、富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団、富良野警察署・上富良野交番、自衛隊等の協力を得て、避難完了後に避難区域を巡回し、住民の避難完了を確認する。

10 避難者の把握

(1) 避難者カードの作成・配布

民生対策部は、避難準備の段階で避難者カードを作成し、住民会を通じて住民に配布する。

(2) 避難者カードの提出

避難者は、避難所で避難所職員に避難者カードを提出する。民生対策部は、避難者カードをまとめ、避難者名簿を作成する。

(3) 親戚・知人宅等の避難者の把握

親戚・知人宅等の指定避難所以外へ避難する住民は、一旦指定避難所で避難先を申告することを原則とする。

避難所で申告せずに避難した場合、又は指定避難所から移動した場合は、避難者自ら災害対策本部に連絡するように報道機関を通じて広報する。

11 緊急避難

避難前に融雪型泥流が発生した場合は、緊急避難を呼びかける。

総括対策部は、役場でセンサー等の検知機器を監視し、融雪型泥流や火砕流・火砕サージの発生を確認したときは、防災行政無線で緊急避難を広報する。

12 町外避難

融雪型泥流により避難所を失い、町内施設だけでは収容できない場合は、中富良野町、富良野市等の近隣市町村に受け入れを要請する。

民生対策部は、受け入れ先避難所を確保するとともに、職員を派遣し受け入れ先市町村の職員と協力して、受け入れ準備を行う。

また、バス等を準備し自力で避難できない避難者を輸送する。

第9節 避難所運営対策

■担当

対策部	民生対策部、保健福祉対策部、総括対策部
関係機関	上富良野町社会福祉協議会

1 避難所の運営

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所運営体制の確立

住民会を中心とした避難所自治組織（以下「自治組織」という。）を立ち上げ、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。

避難所職員は、住民会長が中心となって自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。

また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

■避難所の運営

避難所職員	○災害対策本部との連絡 ○避難所記録の作成 ○運営に関する相談	○避難者への広報 ○施設管理者との調整
自治組織	○運営方針の決定 ○避難世帯調査票の記入 ○清掃 ○要望のとりまとめ	○生活ルールの決定 ○食料・物資の配布 ○避難者への情報伝達
ボランティア	○生活支援	

(2) 避難所事務室の開設

民生対策部は、避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難者の管理

民生対策部は、自治組織の協力を得て、避難者世帯調査票、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

(4) 避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。避難行動要支援者に考慮し自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

(5) 報道機関への対応

報道機関の取材活動等への対応は、自治組織の判断にまかせる。

(6) 避難所運営記録の作成

避難所職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度本部の民生対策部長へ報告する。

また、病人の発生等、特別な事情のある時は、そのつど必要に応じて報告する。

(7) 防犯対策

避難所では外来者は受け付け記録をとり、防犯に注意する。必要に応じて警察官の派遣を要請する

2 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所職員は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース例

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ○生活スペース | ○休憩スペース | ○更衣スペース |
| ○洗面・洗濯スペース | ○救護所スペース | ○物資保管スペース |
| ○配膳・配給スペース | ○駐車スペース | |

(2) 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を整備する。特に、季節の特性や避難行動要支援者に配慮する。民生対策部は、必要な設備を確保し設置する。

■避難所の設備例

- | | | |
|----------|--------|-------|
| ○暖房器具 | ○仮設トイレ | ○公衆電話 |
| ○給湯設備 | ○掲示板 | ○間仕切り |
| ○食器、調理器具 | ○清掃用具 | |

3 食料、物資の供給

(1) 必要数の把握

民生対策部は、避難者名簿から必要数を把握し、産業対策部に連絡する。特にアレルギーや避難行動要支援者に適した供給ができるよう配慮する。

以下、食料の調達、運搬、炊き出しは第7節を参照する。

(2) 避難者への配布

避難者への配布は、自治組織が実施する。

4 生活支援対策

(1) 衛生対策

避難所職員は、自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持に努める。

自治組織は、ゴミ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。

■衛生対策

- | | |
|---------------|----------------|
| ○ゴミ箱、清掃用具の設置 | ○トイレ、洗面所の清掃・消毒 |
| ○ゴミ置き場等の清掃・消毒 | |

(2) 食中毒等の予防

避難所職員は、食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

(3) 入浴対策

民生対策部は、ホテル・旅館等の入浴施設を確保し、入浴計画を立案し送迎バスの手配等を行う。

(4) 健康管理対策

避難所職員は、インフルエンザ等の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。

また、避難所内に救護所を設置し、健康診断や巡回医療などを実施する。心のケア等にも配慮する。

(5) 相談所の開設

避難所職員は、避難所に相談所を設置し、被災者対策の各種申し込み、関係機関の支援策等の受け付け窓口とする。

(6) 生活バスの運行

総括対策部は、避難者の通学や買い物等の利便を図るため、バスを運行する。

5 避難行動要支援者の避難対策

(1) 避難生活での配慮

避難所職員は、避難行動要支援者専用スペースや間仕切りの設置など、避難行動要支援者の避難所生活に配慮する。

(2) 福祉避難所の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者の状況に応じて福祉避難所を開設する。保健福祉対策部は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、避難行動要支援者を収容する。

6 避難所の統合・廃止

本部長が避難の勧告・指示を解除したときや避難者が減少したときは、地域単位に避難所を統合、廃止する。

第10節 飲料水・食料・物資の供給対策

■担当

担当部	建設給水対策部、産業対策部、民生対策部、総括対策部、教育物資対策部、保健福祉対策部
関係機関	富良野広域連合上富良野消防署、陸上自衛隊上富良野駐屯地、北海道農政事務所旭川地域センター、上川総合振興局、ふらの農業協同組合、日本赤十字社北海道支部、上富良野郵便局、上富良野町社会福祉協議会、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室

1 飲料水の供給

融雪型泥流により水道施設が破損し、飲料水の供給が停止した場合、次のように行う。

(1) 給水需要の把握

建設給水対策部は、次のような情報を把握し、給水需要を把握する。

■把握する情報

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ○断水の範囲 | ○断水範囲の人口・世帯数 |
| ○断水範囲の避難所の箇所・避難者数 | ○断水範囲の福祉施設・防災関係施設 |

(2) 給水資機材の確保

建設給水対策部は、飲料水を入れる給水タンク等を確保する。十分確保できない場合は、富良野広域連合上富良野消防署、自衛隊等の水槽車等の応援を要請する。

(3) 水源の確保

建設給水対策部は、町水源が被災のため使用できない場合は、近隣市町村の水源からの供給を要請する。

(4) 給水計画の作成

建設給水対策部は、給水拠点やルートを設定した給水計画を作成し、避難者に給水の広報を行う。

(5) 給水活動

災害発生当初は、福祉施設、病院等に優先的に給水を行う。水源から給水拠点あるいは避難所までは、車両にて搬送する。給水拠点では、住民の持参したバケツ、ポリタンク等に給水する。給水量は、原則として1人1日3リットルとする。災害状況に応じて給水量を拡大する。

(6) 净水装置による給水

輸送による給水が困難な場合で、付近に利用可能な水源がある場合は、自衛隊に浄水装置の借り上げを要請し、浄水して供給する。

(7) 家庭用井戸等による給水

家庭用井戸、事業所の井戸について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として提供する。

2 食料の供給

(1) 供給数の把握

産業対策部は、避難者や災害従事者等に食料を供給するため、次のように必要数を把握する。

■供給数把握の方法

対象者	方 法
避難者	避難所自治組織からの申告にもとづいて、民生対策部が把握する。
災害対策本部要員	各対策部からの報告を総務対策部が把握する。
応援者、作業従事者	作業を所管する各対策部からの報告を総括対策部が把握する。

(2) 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とし、副食等は炊き出しで補う。

産業対策部は、必要量をもとに食料供給業者から調達する。上富良野町では確保が困難なときは、道又は道内市町村に対して食料の供給を要請する。

また、応急用米穀の確保ができないときは、上川総合振興局長を通じて知事に要請し、知事の指示に基づいて農林水産省生産局から受領する。

なお、災害発生当初に食料供給業者から確保できない場合は、備蓄食料を供給する。

(3) 食料の搬送・配布

食料の搬送は、供給先まで食料供給業者に要請する。できない場合は、役場に搬送ののち、教育物資対策部が供給先まで搬送する。

避難所等での配布は、避難所自治組織に一任する。

3 炊き出し

(1) 炊き出しの実施

教育物資対策部は、弁当等が調達できない場合や避難者等から申し出があった場合は、炊き出しを実施する。

炊き出しは、学校給食センター、自衛隊への要請、避難所内で実施する。避難所内の炊き出しは、避難所自治組織、ボランティアに要請して行う。

(2) 食材の確保

産業対策部は、学校給食センター、避難所内の炊き出しに使用する食材を、ふらの農協、食料品販売業者から調達する。米穀は、上富良野町内米穀取扱業者から調達する。不可能な場合は、上川総合振興局長を通じて知事に要請し、知事の指示に基づいて農林水産省生産局から

受領する。

(3) 炊き出し施設の確保

炊き出しへは、給食センター、学校等の既存施設を活用する。教育物資対策部は、これらの調理施設を確認する。

4 物資の供給

(1) 供給数の把握

教育物資対策部は、避難所職員、住民会長から必要数を把握する。

(2) 物資の確保

供給する物資は、原則として災害救助法の規定する物品とし、その他は必要に応じて供給する。教育物資対策部は、物資供給業者に物資の確保を要請する。

また、保健福祉対策部は、日本赤十字社北海道支部に必要な物資を要請する。

■供給する物資例

- | | | | | |
|------|-------|--------|-------|-----|
| ○寝具 | ○外衣 | ○身の回り品 | ○炊事道具 | ○食器 |
| ○日用品 | ○光熱材料 | | | |

(3) 物資の搬送・配布

物資の搬送は、供給先まで物資供給業者に要請する。できない場合は、役場又は物資管理センターに搬送ののち、教育物資対策部が供給先まで搬送する。

避難者への配布は、自治組織に一任する。被災者宅への配布は、地区の施設まで搬送し、地区取扱責任者（住民会長）に配布を一任する。

5 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の取り扱い

原則として、個人からの救援物資は受け入れない。企業からの救援物資は、登録制とし必要なときに供給を要請する。

(2) 受け入れ・管理

教育物資対策部は、社会教育総合センターアリーナに物資管理センターを設置する。必要に応じて上富良野郵便局に物資の保管を依頼する。また、民間協定施設に保管の協力を依頼し、物資管理センターでの受け入れ、管理は、上富良野町社会福祉協議会を通じてボランティア団体等に要請する。

第11節 家畜等の避難対策

■担当

対策部	産業対策部、民生対策部
関係機関	上川総合振興局、北海道獣医師会、北海道農政事務所旭川地域センター

1 家畜の避難対策

(1) 避難先・手段の確保

産業対策部は、避難区域の畜産事業者及び家畜の状況を把握し、事業所では避難ができない場合は、北海道に避難先及び家畜の輸送手段の確保を要請する。

(2) 飼料等の確保

産業対策部は、家畜の飼料等の確保を北海道及び北海道農政事務所旭川地域センターに要請する。北海道及び北海道農政事務所旭川地域センターは、道及び国の所有する飼料を提供する。

(3) 家畜の飼育

家畜の飼育は、原則として家畜の所有者があたる。

2 ペットの避難対策

(1) ペットの避難

ペットの避難は、原則として所有者が実施することを原則とする。民生対策部は、避難準備等の段階で広報により住民に周知する。所有者が自力では避難させることができない場合は、北海道、北海道獣医師会等と協議する。

(2) ペット避難所の設置

民生対策部は、動物救護センターが設置される場合は、北海道及び北海道獣医師会等と連携して富原地区・東中地区の公共用地を設置場所として確保する。

また、ペットの飼育援助等を社会福祉協議会等を通じてボランティアに要請する。

(3) 飼料等の確保

民生対策部は、北海道を通じてペットフード工業会にペットフードの斡旋を要請する。

第12節 遺体の収容・火葬対策

■担当

対策部	保健福祉対策部
関係機関	富良野警察署・上富良野交番、日本赤十字社北海道支部

1 遺体の搜索

搜索の対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者（災害発生から3日を経過）とする。搜索方法は、第9節と同様とする

2 遺体の収容

(1) 遺体の検視

保健福祉対策部は、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に届け出、警察官の見分を受ける。遺体の身元が判明している場合は、遺族等に引き渡す。

(2) 遺体の処理

遺体の処理は災害による社会混乱により遺族等が処理できない場合行う。遺体の処理のうち、遺体の洗浄等及び検査は日本赤十字社北海道支部が行う。

保健福祉対策部は、多数の遺体が発生した場合は、一時保存のための場所を公共施設に設ける。

■遺体の処理の範囲

- 洗浄、縫合、消毒等の処理
- 遺体の一時保存
- 検査

(3) 遺体の安置

保健福祉対策部は、公共施設、寺院等に遺体安置所を開設し、処理した遺体を搬送、安置する。

また、葬祭業者等から納棺用品を調達する。身元が判明した遺体は、安置所で遺族に引き渡す。

3 遺体の火葬

(1) 遺体の火葬

保健福祉対策部は、遺体の火葬を、民生対策部と協力し、近隣市町村に要請する。遺体の搬送等は葬祭業者に要請する。身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

(2) 遺骨等の保存

引き取り手のない遺骨、遺留品は保管する。

第13節 住宅対策

■担当

町の機関	建設給水対策部、民生対策部、保健福祉対策部
関係機関	上川総合振興局

1 被災者の調査

建設給水対策部は、避難者の住宅に関する要望・意見等を聴取し、住宅対策の参考資料とする。

2 公営住宅の供給

民生対策部は、住宅を失った被災者に対して、町営住宅等の公営住宅を確保して供給する。入居者の選考は、応急仮設住宅の対象者と同様に行う。

町営住宅だけでは不足する場合は、北海道と協力を要請して近隣市町村等の公営住宅の空き住宅を把握し斡旋する。

3 応急仮設住宅の設置

(1) 申し込み受け付け

保健福祉対策部は、応急仮設住宅の設置について広報紙等に概要を掲載し、災害相談窓口にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

(2) 入居者の選定

入居者は、被災者の資力、その他生活条件等を十分調査のうえ、公正な方法により入居者を選定する。

(3) 用地の確保

建設給水対策部は、仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、仮設住宅建設が可能な土地を選定する。

(4) 仮設住宅の建設

原則として、北海道が上富良野町からの要請に基づき建設戸数を決定し、設置する。

仮設住宅の仕様は、原則として「応急仮設住宅仕様基準」による。応急仮設住宅を近接する区域内に50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

なお、気象条件や避難行動要支援者に配慮して、福祉仮設住宅、ストーブ等の暖房施設、段差の排除等に配慮する。

(5) 設置期間

仮設住宅の設置期間は、建設工事の完了後、3箇月以内であるが特定行政庁の許可を受けて2年以内とすることができます。ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

※関係法令：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

(6) 維持管理

民生対策部は、入居者の要望等に応じて、建設給水対策部と協力し、仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

4 入居支援

保健福祉対策部は、公営住宅、応急仮設住宅等に入居する避難者のうち、自力で入居が困難な者に対して、引っ越し作業等の入居支援等をボランティアの協力を得て行う。

第14節 ライフライン対策

■担当

対策部	建設給水対策部
関係機関	北海道電力（株）、東日本電信電話（株）、北海道旅客鉄道（株）、北海道開発局旭川開発建設部、旭川建設管理部

1 ライフラインの応急措置対策

建設給水対策部、各ライフライン関係機関、道路管理者、鉄道事業者は、ライフライン施設(上水道、下水道、電気、通信、道路、鉄道施設等)について、安全な範囲において点検を行い、被害状況を把握する。

被害が判明した場合は、迅速に応急復旧対策を行う。

2 避難解除のためのライフライン対策

上富良野町は、一時帰宅及び避難解除実施のため、道路、その他ライフライン施設(電気、通信、ガス等)の点検・応急対策を関係機関に要請する。

建設給水対策部、道路管理者、その他ライフライン関係機関は、要請に基づき一時帰宅、避難解除予定区域のライフライン等の確保を行う。

第15節 ボランティア対策

■担当

対策部	保健福祉対策部
関係機関	上富良野町社会福祉協議会、北海道社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部

1 ボランティア団体への要請

災害対策にあたり、ボランティアの協力が必要な場合は、住民組織等に要請する。住民組織との連絡要請は、各災害対策を担当する部が行う。

ボランティア団体等に要請する活動は、次のとおりである。

■ボランティア団体等に依頼する活動

- 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 炊き出し、その他の災害救援活動
- 高齢者、障害者等の介助、介護活動
- 清掃及び防疫
- 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 災害応急対策事務の補助

2 全国からのボランティアへの対応

災害状況によって全国からのボランティアが集まる場合は、社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。

(1) 災害救援ボランティア現地対策本部の設置

北海道社会福祉協議会は、災害救援ボランティア対策本部を設置し、北海道内全体の災害救援ボランティア活動のとりまとめを行う。

また、上富良野町社会福祉協議会及び日本赤十字社北海道支部と連携して、災害現地に災害救援ボランティア現地対策本部を設置し、ボランティアを受け入れ、コーディネート等を行う。

(2) 町の支援

保健福祉対策部は、ボランティア団体、社会福祉協議会等からボランティアの申し出があった場合は、災害救援ボランティア現地対策本部の設置場所や本部で使用する資機材を提供するなど、必要な支援を行う。

(3) ボランティアとの調整

保健福祉対策部は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、上富良野町からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。

III. 火山災害対策編 第3章 災害応急対策

(4) 他地域からのボランティアの宿泊場所の検討

保健福祉対策部は、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの宿泊場所の確保等の検討を行う。

第16節 教育・保育対策

■担当

担当部	教育物資対策部、保健福祉対策部
関係機関	上川総合振興局、北海道教育委員会、上川教育局

1 児童・生徒等の避難

学校長等は、学校等が避難区域となった場合は、安全な避難所まで誘導し、保護者に引き渡す。事前避難前に融雪型泥流が発生した場合は、校舎2階等の安全な建物に避難する。平屋の場合は、泥流危険区域外に速やかに避難させる。

2 安否の確認

避難の勧告・指示が発令された場合、又は泥流等の被害が発生した場合、各学校等で、児童・生徒等の安否を確認する。教育物資対策部、保健福祉対策部は、それを把握する。

また、避難者名簿等で、児童・生徒等の所在を確認する。

3 避難所開設への協力

各学校では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。

また、避難所運営にあたっては、避難所自治組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

4 応急教育活動

(1) 教育場所の確保

教育物資対策部は、各学校の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

融雪型泥流発生により町外に避難した場合は、避難先の市町村の学校、公共施設等を教育の場として使用できるよう北海道教育委員会、避難先市町村に要請する。

(2) 応急教育の準備

教育物資対策部及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、北海道教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の要領

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を指導する。
生活指導	○児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(4) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。教育物資対策部は、校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成する。文房具、学用品は、業者から一括購入し、学校ごとに分配する。教科書の確保は、北海道教育委員会に要請する。

5 転出手続き

教育物資対策部は、他市町村に避難した児童・生徒がいる場合は、避難先の学校で授業が受けられるよう北海道教育委員会に要請し、転出手続きをする。

6 応急保育

保健福祉対策部は、保育所、子どもセンター、児童館の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

7 施設の被害調査

教育物資対策部は、学校施設、社会体育及び社会教育施設の点検、被害調査及び応急措置を実施する。

第17節 避難解除対策

■担当

対策部	総括対策部、民生対策部、建設給水対策部
関係機関	上川総合振興局、富良野警察署・上富良野交番、富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団

1 避難区域の解除の決定

本部長は、噴火が縮小に向かうときは状況に応じて避難を解除する。総括対策部は、気象台等から火山情報や気象庁火山噴火予知連絡会等による被害の影響範囲等の情報を収集する。本部長は、この情報に基づき避難区域のランク及び解除を設定する。

■避難区域のランク

区域I	全面避難・立ち入り規制	融雪型泥流、火碎流・火碎サージの危険性が高い区域
区域II	一時立ち入り	Iに次いで危険性が高いが、厳重な警戒により安全を確保することが可能な区域
区域III	一時帰宅 (昼間帰宅・短時間帰宅)	IIに次いで危険が高いが、厳重な警戒により安全を確保することが可能な区域
区域外	避難全面解除	危険性のない区域

2 一時立ち入り

(1) 一時立ち入りの検討

生計維持のための農作業・家畜の保護等が必要な避難者のために一時立ち入りを実施する。また、一時帰宅・避難解除のためのライフライン復旧の場合も一時立ち入りとして実施する。総括対策部は、一時立ち入り対象者、情報伝達体制、安全確保等の実施方法を検討する。民生対策部は、対象者を受け付け登録する。

(2) 一時立ち入りの実施

総括対策部は、バス、トラック等を確保し、一時立ち入りの対象者を搬送する。復旧作業者は各機関の車両によるものとする。

3 一時帰宅

(1) 一時帰宅の検討

避難が長期化し、噴火活動が安定している場合は、住民等の一時帰宅を実施する。一時帰宅は、2~3時間の短時間帰宅と昼間帰宅とする。

総括対策部は、一時帰宅にあたって、次の事項を検討する。

■一時帰宅の検討項目

- | | | |
|----------|------------|------------|
| ○適用範囲 | ○帰宅開始・終了時間 | ○対象者 |
| ○移動手段の確保 | ○経路、集合場所 | ○緊急情報の伝達方法 |
| ○緊急避難所 | ○許可書の発行 | ○検問方法 |

(2) 一時帰宅の対象者

一時帰宅の対象者は、次のとおりとする。民生対策部は、対象者を受け付け、登録する。

■一時帰宅の対象者

- | |
|--------------------|
| ○対象区域内の居住者 |
| ○対象区域内の事業所、農場等の従業員 |
| ○生活に必要な飲食店、販売店の関係者 |
| ○ライフライン等の復旧工事作業者 |
| ○その他対策本部が必要と認めた者 |

(3) 一時帰宅の実施

一時帰宅は対象者の車両によるものとする。民生対策部は、帰宅車両の登録、通行許可証を発行する。車両を有しない者がいる場合、総括対策部は、バス、トラック等を確保し、対象者を搬送する。消防、警察は、検問所で対象者の自動車ナンバー等により出入りを確認する。

4 警戒監視活動

総括対策部は、避難区域への一時立ち入り、一時帰宅を実施する場合は、噴火活動を監視機器で監視するとともに、区域の警戒を消防、警察の協力により実施する。また、緊急避難等の情報が住民等に確実に伝達される体制を確立する。

監視装置で融雪型泥流発生が確認された場合、又は監視ができない状況となった場合は、一時立ち入り・一時帰宅を中止する。

5 避難解除

本部長は噴火活動の縮小により安全が確保された区域の全面避難を解除する。総括対策部は、解除にあたって次の事項を検討する。

■避難解除時の検討方法

- | | |
|------------------|---------------|
| ○避難解除の範囲 | ○道路、ライフラインの確保 |
| ○警戒体制（降雨型泥流も含めて） | ○緊急時の情報連絡体制 |
| ○再避難体制の計画 | |

6 降雨型泥流への警戒・避難

総括対策部、建設給水対策部は、旭川開発建設部、旭川建設管理部と協力して、降灰や土砂の堆積状況を調査して降雨型泥流等の危険区域を設定する。この設定をもとに、降雨時の警戒巡回、避難の勧告・指示等を行う。

第18節 災害救助法

■担当

担当部	民生対策部、保健福祉対策部
関係機関	上川総合振興局

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1から4の規定による。上富良野町における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
町内の住家が滅失（り災）した世帯の数	町 40 以上	第1項の1
道内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち町内の住家が滅失（り災）した世帯の数	道 2,500 以上	第1項の2
	町 20 以上	
道内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち町内の住家が滅失（り災）した世帯の数	道 12,000 以上	第1項の3※
	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合	知事が厚生労働大臣と協議	第1項の4※

※第1項の3に係る事例

- ア) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのための特殊の技術を必要とするものであること
- イ) 被災者世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること

※第1項の4に係る事例

住家の被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

- ア) 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合
- イ) 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ウ) 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- エ) 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合
- オ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

2 滅失世帯の算定

(1) 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家 1 世帯	全壊（全焼・流失）住家	1 世帯
	半壊（半焼）住家	2 世帯
	床上浸水、土砂の堆積にり一時的に居住できな状態になった住家	3 世帯

(2) 住家被害の認定

民生対策部は、建設給水対策部及び建築士会等と協力し、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。被害滅失、半壊等の認定は、「被害状況判定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。

■住家被害程度の認定基準

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家の半壊 (半焼)	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの
(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	

3 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

保健福祉対策部は、上富良野町域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を総合振興局長に報告し、災害救助法適用を知事に要請する。その場合には、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

■報告事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

保健福祉対策部は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置に関して総合振興局長の指揮を受けなければならない。

また、災害救助の対象数量及び期間については、特別な基準の適用を申請できる。申請は、知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う。

4 救助の実施

(1) 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、知事に全面的に委任されている。

知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき上富良野町長が応急措置を実施する。

(2) 救助の内容等

災害救助法による内容等は、以下の表のとおりとする。

※資料編7-9：災害救助法による救助の概要

■災害救助法の適用となる救助の項目

救 効 の 種 類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅	着工から 20 日以内	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（委任されたときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（委任されたときは市町村）
助産	分娩の日から 7 日以内	医療班～道・日赤道支部（委任されたときは市町村）
災害にかかった者の救助	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	市町村
埋葬	10日以内	市町村
死体の搜索	10日以内	市町村
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

IV. 地震災害対策編

« 目 次 »

第1章 総 則	1
第1節 計画の適用	1
第2節 災害履歴	1
第3節 災害の想定	1
第2章 基本方針	6
第1節 基本シナリオ	6
第2節 災害対策シナリオ	7
第3章 災害応急対策	8
第1節 動員配備対策	8
第2節 災害情報	10
第3節 広報対策	14
第4節 応援派遣対策	16
第5節 捜索・救出対策	21
第6節 応急医療救護対策	22
第7節 避難対策	23
第8節 飲料水・食料・物資の供給対策	30
第9節 防疫・廃棄物等処理対策	34
第10節 農畜産・動物対策	37
第11節 障害物の除去対策	39
第12節 遺体の収容・埋葬対策	40
第13節 交通・輸送対策	41
第14節 住宅対策	45
第15節 ライフライン対策	49
第16節 ボランティア対策	52
第17節 教育・保育対策	54
第18節 災害救助法	56

第1章 総 則

第1節 計画の適用

地震災害対策編は、地震によって上富良野町で発生する災害に適用する。

なお、上富良野町及び防災関係機関等の処理すべき事務及び業務大綱、災害対策本部の組織及び設置等の体制については、共通編を適用する。

第2節 災害履歴

上富良野町では、これまでに地震による被害が発生した記録はない。1952年の十勝沖地震では震度4、1968年及び2003年の十勝沖地震では震度4を記録したが、被害は発生していない。

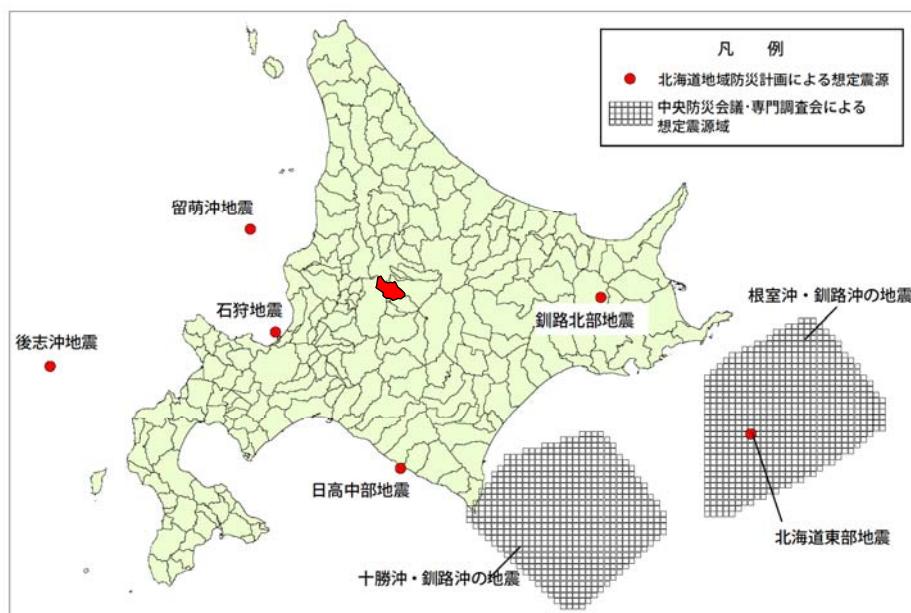
※資料編3-2：災害履歴

第3節 災害の想定

北海道耐震改修促進計画では、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の「8つの海溝型地震(※)」と地震調査研究推進本部(※)で示す主要な活断層として「8つの断層帯(※)」を想定している。

各想定地震における上富良野町における予想震度は、8つの海溝型地震において、いずれも震度4以下と予測されていることから、上富良野町耐震改修促進計画では、地震被害を想定する対象として、「富良野断層帯（西部・東部）：マグニチュード7.2程度～上富良野町震度6弱」及び「全国どこでも起りうる直下の地震：マグニチュード6.9程度～上富良野町震度6弱」の活断層型と直下型の2タイプを想定し、地震被害を予測している。

したがって、地震災害対策編で適用する災害は、震度5強～6弱程度の地震により、建物の損壊、ライフラインの一次的な停止、数カ所でのがけ地の崩壊、道路の亀裂等の局所的なものである。



■北海道で想定される「8つの海溝型地震」 ※ 北海道耐震改修促進計画から抜粋

1 地震の想定

(1) 富良野断層帯(平成17(2005)年4月13日 地震調査研究推進本部地震調査委員会発表評価から)

富良野断層帯は、富良野盆地の西縁と芦別山地の境界付近に位置する富良野断層帯西部と、富良野盆地の東縁とその東側の丘陵の境界付近に位置する富良野断層帯東部からなる。

富良野断層帯西部は、北海道空知郡上富良野町から同郡中富良野町を経て、富良野市に至る長さ約27kmの断層帯で、北北東—南南西方向に延びており、断層の西側が相対的に隆起する逆断層と推定されている。

一方、富良野断層帯東部は、中富良野町から富良野市を経て、空知郡南富良野町に至る長さ約25kmの断層帯です。北北東—南南西方向に延びており、断層の東側が相対的に隆起する逆断層である可能性がある。

① 富良野断層帯西部

富良野断層帯西部の平均的な上下方向のずれの速度は0.5m／千年程度で、最新活動時期は2世紀以後、1739(元文4)年以前であった可能性がある。また、調査研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は4千年程度の可能性がある。

全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.2程度の地震が発生する可能性があり、その際には、断層近傍の地表面では西側が東側に対して相対的に2m程度高まる段差やたわみが生じる可能性がある。

② 富良野断層帯東部

富良野断層帯東部の平均的な上下方向のずれの速度は0.1—0.4m／千年程度の可能性がある。また、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は9千—2万2千年程度の可能性がある。

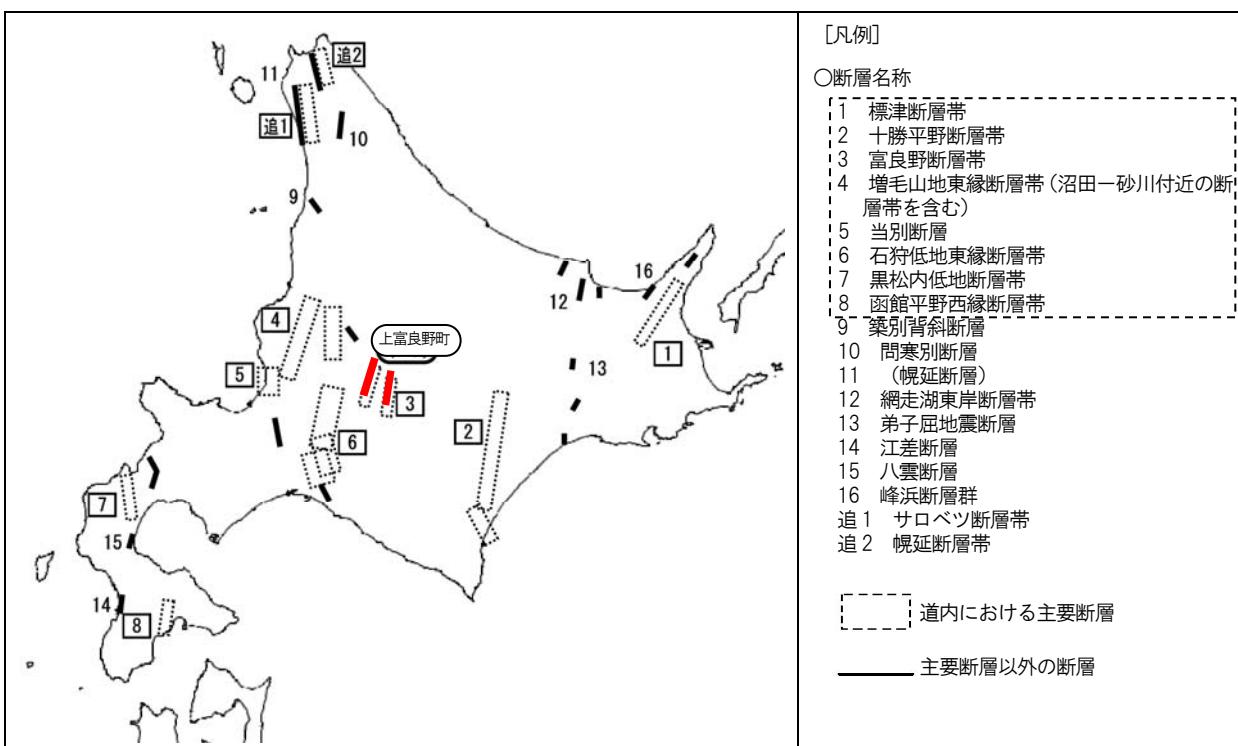
全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.2程度の地震が発生する可能性があり、その際には、断層近傍の地表面では東側が西側に対して相対的に2m程度高まる段差やたわみが生じる可能性がある。

本断層帯は、最新活動時期が判明していないため、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生の長期確率を求めている。以下に、地震発生の長期確率を示す。

■主要活断層における地震発生確率等の長期評価

※ 北海道耐震改修促進計画から転載

断層帯名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔 最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内	
富良野断層帯（西部）	7.2程度	ほぼ 0~0.03%	ほぼ 0~0.05%	ほぼ 0~0.1%	約21000年前以後に2回 不明 4000年程度 2世紀-1739年
同（東部）	7.2程度	ほぼ 0~0.01%	ほぼ 0~0.02%	ほぼ 0~0.05%	9000年-22000年程度



■北海道で想定される「8つの断層帯」

※ 北海道耐震改修促進計画から転載

(2) 全国どこでも起こりうる直下の地震

北海道では、明治以前の歴史資料や地震による液状化現象^(※)の痕跡などの資料が少なく、他の都府県ほど詳しく過去からの地震活動の特徴を把握できていない状況にある。このことから、道内のどの地域においても大規模な地震が発生する可能性がある。

中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない地震を想定し、その地震規模の上限をつぎのような考え方で想定している。

①過去の事例から、マグニチュード6.5以下の地震ではほとんど活断層が地表で認められていない

く、マグニチュード 6.8 の地震の場合では活断層が地表で認められるものと認められないものがあること。

②防災上の観点から、全ての地域で何時地震が発生するか分からないとして防災対策上の備えが必要であること。

これらのことから、マグニチュード 6.9 の震源として、全ての場所の直下で起こりうると想定している。

上富良野町においても、全国どこでも起こりうる直下の地震の規模を、マグニチュード 6.9 による地震として想定する。

2 被害の予測

想定した 2 タイプの地震では、いずれも最大震度 6 弱が予測されている。

また、同地震における上富良野町内の建築物被害は、全壊^(※)約 50～100 棟、半壊^(※)約 600～800 棟が予測され、その多くは昭和 56(1981) 年以前に建築された木造建築物となっている。

人的被害については、死者^(※)数 1～2 名、負傷者^(※)数 60～90 名（うち重傷者^(※)数 10 名未満）と予測される。

表 想定地震と被害の予測

地震のタイプ 地震属性	震源	地震規模(M)	最大震度	建築物被害予測	人的被害予測
富良野断層帯	富良野市から上富良野町域の富良野盆地東部及び西部外縁	7.2	6 弱	全壊 103 棟 (木造:97 棟、非木造:6 棟) 半壊 826 棟 (木造:796 棟、非木造:30 棟)	死者数 2 名 負傷者数 89 名 うち重傷者数 9 名
全国どこでも起こりうる直下の地震	町内の直下	6.9	6 弱	全壊 49 棟 (木造:45 棟、非木造:4 棟) 半壊 611 棟 (木造:589 棟、非木造:22 棟)	死者数 1 名 負傷者数 59 名 うち重傷者数 6 名

(注 1) 気象庁の震度階級と計測震度の関係

気象庁の震度階級	震度 4	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強
計測震度	3.5～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4

(注 2) 震度と全半壊率の関係

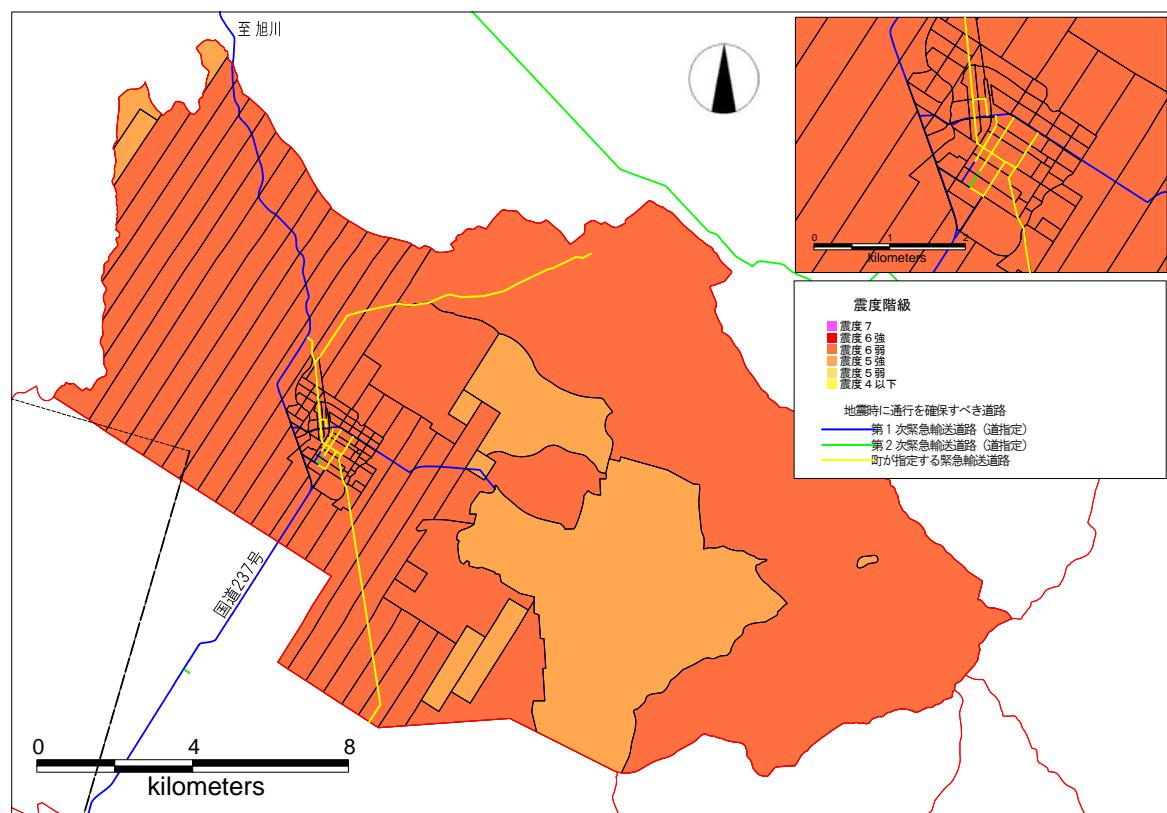
地震の計測震度と建築年次別の全半壊率の関係は、内閣府により過去の地震被害をもとに経験的に整理されており、昭和 56(1981) 年以前 (旧耐震基準時) に建てられた建築物の震度 5 強から 6 弱の地震時における全半壊率は、昭和 57(1982) 年以降 (新耐震基準時) に建てられた建築物の 4 倍以上になるものと予測されている。

(注 3) 建築物被害と人的被害の予測

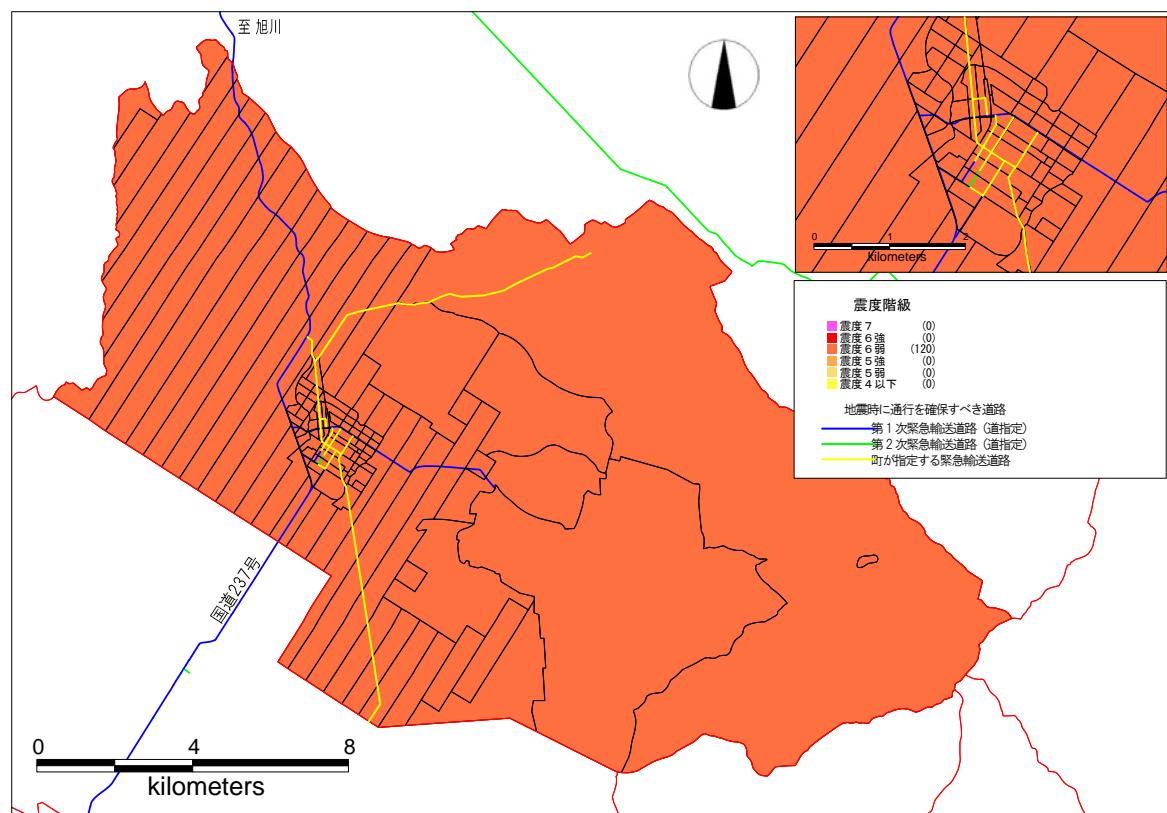
建築物被害の評価は、内閣府 (平成 17(2005) 年) が阪神・淡路大震災等、過去の地震被害に基づき作成した手法を適用する。

死者数の評価は、木造・非木造別の全壊棟数と住家内滞留率を用いた中央防災会議 (平成 18(2006) 年) の手法を適用する。

負傷者数及び重傷者数の評価は、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係及び負傷者数に占める重傷者の割合 (重傷者比率) を用いた大阪府の手法 (平成 9(1997) 年) を適用する。



■「富良野断層帯」において想定される震度分布図



■「全国どこでも起こりうる直下の地震」において想定される震度分布図

第2章 基本方針

第1節 基本シナリオ

地震災害対策は、地震発生から終息までの推移に対応した対策をとることが必要とされる。そのため、災害履歴や地震による被害想定等から、発生することが予想される事態とその推移を災害対策シナリオとして想定し、この想定にしたがって対策を行うことを基本方針とする。

■基本シナリオ

- ・発災期：地震発生直後（0分後）
- ・災害拡大期：地震発生後から1日間程度
- ・災害鎮静期：1日後～3日後

第2節 災害対策シナリオ

■災害対策シナリオ

時間目安	想定される状況	気象庁が発表する地震情報	基本的な対応	
			町の対応	町民の対応
発災期 地震発生直後 (0分後) ※冬の夕方を想定	<ul style="list-style-type: none"> 上富良野町市街地を中心に被害 一部の建物で全壊・半壊、多くの建物で被害発生が発生し、自宅等での滞在は困難 倒壊家屋の下敷きにより犠牲者や負傷者が発生 土砂災害危険地域で崖崩れが発生し、生埋めになるなどして犠牲者が発生 停電が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報（数秒～十数秒後、震度6弱以上は特別警報） 震度速報（約1分半～2分後） 震源・震度に関する情報（約5分後） 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報の受信 震度速報の受信 非常参考 職員家族の安否確認 災害対策本部設置 消防機関の出動 通信手段の確保 防災行政無線による住民への呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 家具の転倒や落下物に注意し、身の安全の確保 搖れが収まつたら、あわてて飛び出さず、火の始末、出口の確保、家の中の点検 家の壁や自宅の周辺を確認
被害拡大期 10分後 ※余震が継続	<ul style="list-style-type: none"> 町内各地で火災が発生 町内のほぼ全域で断水、ガスが停止 家族や近隣住民の安否確認 住民会や自治会、自主防災組織等による救出作業開始 電話が繋がらない 	<ul style="list-style-type: none"> その他の情報（約15分後、地震回数、震源要素更新、地震活動情報） 	<ul style="list-style-type: none"> 町民に避難準備を呼びかけ 参集者による活動体制調整 被害状況の確認巡回。積雪時は特に困難 道に對して概況報告、救援要請 庁舎被災で報告・要請の困難 危険地区住民に避難の勧告・指示 学校では、被災状況・児童・生徒の安否を確認、教員の臨時参集 消火活動開始（現場到着の遅れ） 道に消火派遣要請 観光客の避難誘導・情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 家族や近隣住民の安否確認 周辺の隣近所へ声かけ 自宅の近くで危険を発見したら、実の安全を確保するため、近くの避難所へ避難 自主防災組織の活動開始 リーダーの指揮のもと、安否確認、救出作業の開始 自主防災組織等による初期消火 近隣の被害状況を役場に連絡 要援護者を優先して避難誘導 <p>※積雪時は救出・避難の活動困難が想定</p>
1時間後	<ul style="list-style-type: none"> 消火活動や自然鎮火により鎮静化したものもあるが、延焼が拡大した地域あり 夜間・停電のため、被災状況の把握が困難 避難所へ避難する町民が増加 	<ul style="list-style-type: none"> 地震解説資料・報道発表資料（1時間～2時間後） 	<ul style="list-style-type: none"> 職員巡回や町民通報による被害状況把握／夜間被害状況把握が困難 戸別防災無線により住民への呼びかけ（しかし、停電等の影響あり） 市街地に避難勧告・指示の発令、避難者が発生 避難所を開設、職員を派遣 備蓄物資供給の手配、輸送手段の確保 積雪の場合、避難所開設、物資供給に時間がかかる 救急車により死者・重傷者の搬送 道に自衛隊の災害派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊・火災等により自宅に滞在できない場合は避難所へ避難 身の安全を確保した後、倒壊家屋の下敷きになった人の救助・救援、要援護者の避難誘導 住民会、自治会、自主防災組織で避難所での受入、整理の支援活動
3時間後	<ul style="list-style-type: none"> 火災により、焼失家屋が多く発生、地域によっては鎮静化せず火災が継続 倒壊家屋からの救出作業が進み、救出された負傷者が増加 依然として倒壊家屋に下敷きとなった住民が残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※余震情報、余震の見通し 	<ul style="list-style-type: none"> 道への被害状況報告 人員不足のため対応困難 町民に被害状況伝達（防災無線）、ホームページ等での情報提供開始 避難誘導・避難所開設の要員確保、自主防災組織との協力 住宅を失った町民の情報収集 民間事業者等への救援要請 利用者へ復旧見通し情報 避難者に毛布等を提供 仮設トイレを避難所に設置、不足分を道へ供給依頼 	<p>※以降は自助・共助により、可能な限り以下の対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 倒壊家屋の下敷きになった人の救助・救援、要援護者の避難誘導 避難所の運営・協力など
12時間後	<ul style="list-style-type: none"> 火災により、さらに多くの消失家屋が発生 火災による犠牲者・負傷者が発生 倒壊家屋の下敷きになった住民の救出が難航、冬期の寒さが厳しく、早期の救助が必要 		<ul style="list-style-type: none"> 被害対応体制の調整 他市町村等に応援要請 道や他市町村等からの応援人員受入れ、調整 断水世帯へ飲料水の供給開始 避難者へ生活必需品の供給、備蓄で充足 高齢者・障害者等専用の避難施設の状況確認、受入先確保 避難所に救護所設置 消防は救出・搬送活動の実施、頻繁な救急出動、重篤者の町外搬送 応急復旧に着手 復旧体制の調整、特にライフライン等復旧の応援要請 	
災害沈静期 1日後から 3日後まで (72時間後)	<ul style="list-style-type: none"> 本震により損傷した建物が余震で倒壊 下敷きになった倒壊家屋での作業が難航し、住民の犠牲者が発生 緩んだ急傾斜地等が余震により崩壊する恐れ 上下水道の応急復旧が進まず、多くの住宅で断水が継続 全半壊を免れた建物の室内片付けが始まり、廃棄物が増加 		<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に基づく活動展開 行方不明者の捜索、死体処理 救援物資到着に伴い、集積所を確保、避難所の指示、配達の人・車両の確保 ライフライン等の復旧状況・見通しについて、住民に広報 応急復旧応援要員の到着 応急復旧の本格化 	

第3章 災害応急対策

第1節 動員配備対策

■担当

対策部	全対策部
関係機関	

1 配備体制

震災に対する配備体制は、警戒配備から第3非常配備までの4段階とする。本部長は状況に応じて必要な配備体制をしく。なお、配備対象者は、各課別に定める。

■配備基準

体制	配備の目安	配備要員
情報連絡本部	○町域に 震度4~5弱 の地震が発生したとき (自動参集)	総務課(防災担当職員)、建設水道課
災害対策本部	○町域に 震度5強 の地震が発生したとき (自動参集)	各課長等
	○町域に 震度6弱 の地震が発生したとき (自動参集) ○地震による被害が発生したとき	各主幹等・主査以上
	○町域に 震度6強以上 の地震が発生したとき (自動参集) ○地震による重大な被害が発生したとき	全職員

※災害の規模及び特性に応じ、上記基準よらず、臨機応変の配備体制を整えるものとし、本部長が必要と認めたときは各配備体制を取ることができる。

2 配備の決定

原則として、町役場の震度計の震度又は旭川地方気象台から伝達された上川地方南部(上富良野町)の震度情報により、自動的に決定されるものとする。

3 職員の動員

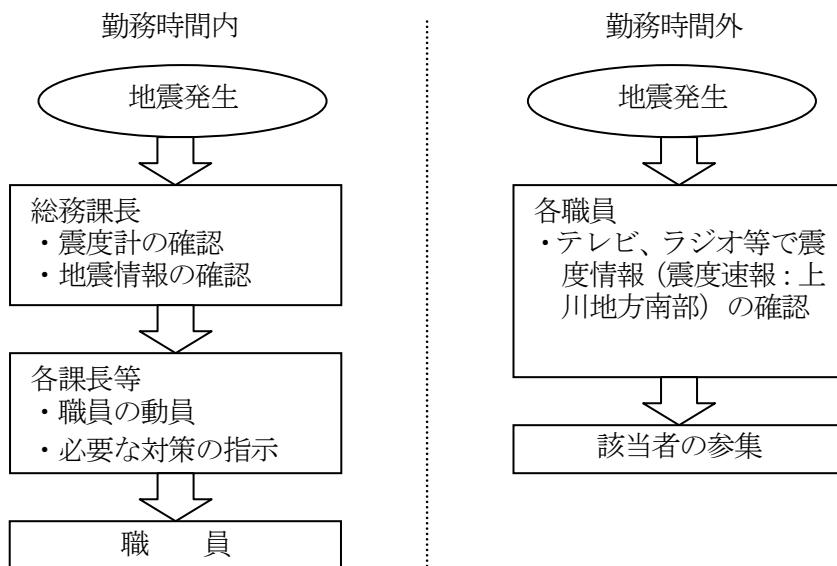
(1) 勤務時間内の動員

総務課長は、地震が発生した場合、町役場の震度計又は地震情報から震度を確認し、各課長等に動員を連絡する。各課長等は、あらかじめ決められている要員に配備を連絡する。

(2) 勤務時間外の動員

各職員は地震を覚知したときは、テレビ、ラジオ等で情報を確認し、配備基準に該当する場合は参集する。

■配備までの流れ



(3) 動員報告

各課長等は、所属職員の動員状況を総務課長に報告する。

総務課長は町長に動員状況を報告する。

第2節 災害情報

■担当

対策部	総括対策部、民生対策部、その他各対策部
関係機関	旭川地方気象台、北海道開発局旭川開発建設部、上川総合振興局、旭川建設管理部、富良野広域連合上富良野消防署、富良野警察署・上富良野交番、陸上自衛隊上富良野駐屯地

1 地震情報の収集伝達

(1) 地震情報の種類

旭川地方気象台は、次の地震情報を伝達する。上富良野町が属する地域名称は、上川地方南部である。

■地震情報の種類

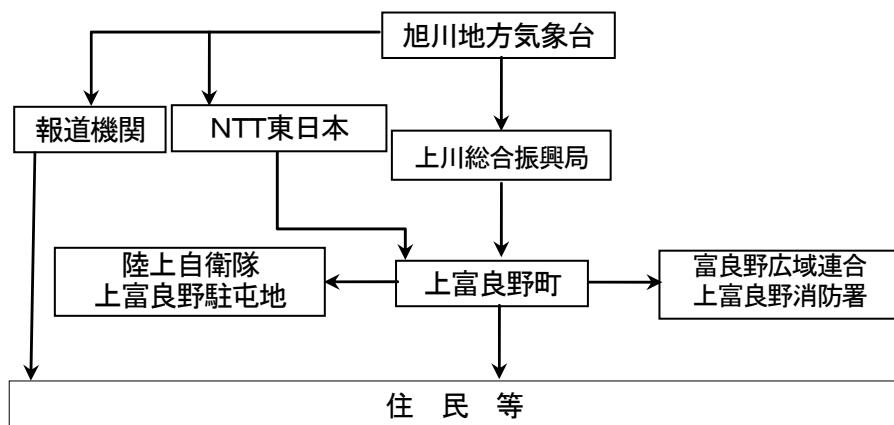
種類	内容
緊急地震速報（特別警報：震度6弱以上）	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表。このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付け。 （※）2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上の地震があり、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	震度3以上または緊急地震速報（警報）を発表した場合に、震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や、顕著な地震の震源要素の切り替えのお知らせなどの情報

種類	内容
地震解説資料	旭川地方気象台は、地震の概況、地震に関する詳細な情報、過去の地震活動の状況などをまとめた解説資料を作成し、防災機関へ配布
余震に関する情報 (気象庁発表)	本震による被害が甚大、または被害が広く発生した場合などで震度1以上の余震が頻発しており、その地震が「本震－余震」型と判断された場合には、余震発生の確率の値を気象庁が報道発表及び気象庁ホームページへ掲載

(2) 地震情報の伝達

地震情報は、次の経路で上富良野町に伝達される。

■地震情報の伝達経路



2 地震直後の情報収集

(1) 発見者の通報義務

地震による火災、被害を発見した者は、町役場、上富良野交番、上富良野消防署、消防団員に通報する。

※関係法令：災害対策基本法第54条（発見者の通報義務）

(2) 町への通報

発見者から通報を受けた警察官、消防職員、消防団員は、その旨を町に通報する。通報は総括対策部が受け付ける。

(3) 関係機関への通報

総括対策部は、火災や被害発生の連絡を受けた場合は、その事象に関係のある機関に通報する。

※資料編4-1：防災関係機関連絡先一覧

(4) 参集職員による情報収集

参集職員は、参集途上の見聞情報をまとめ、総括対策部に報告する。

3 被害調査

(1) 被害情報収集

民生対策部は、住民会長を通じて、災害の状況、地域の実情等について情報を収集する。

民生対策部は調査班を編成し、町域を巡回して被害の状況を把握する。

また、ライフライン等の関係機関の被害状況を調査する。

(2) 被害状況調査

各対策部は、災害の危険が解消した段階で、「被害状況判定基準」による被害調査を行う。調査結果は、総括対策部が整理し北海道に報告する。

※資料編2-2：被害状況判定基準

4 災害報告

(1) 地震発生時の通報

総括対策部は、震度4以上を記録した場合、被災状況を北海道に報告する。

ただし、震度5以上を記録した場合、第1報を北海道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 北海道への報告

総括対策部は、災害が発生した場合、「災害情報等報告取扱要領」（北海道地域防災計画）に基づき災害情報を北海道（上川総合振興局）に報告する。

※関係法令：災害対策基本法第53条（被害状況等の報告）

■北海道への報告事項

報告の種類	内 容			報告の方法	
災害情報	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。			電話、FAX 又は無線	
被 害 状 況 報 告	速報	被害発生後、直ちに報告する。			
	中間報告	被害状況が判明次第、報告する。 報告内容に変更を生じたときは、その都度報告する。			
最終報告	応急措置が完了した後、15日以内に報告する。			文書	
報告先	上川総合振興局地域政策部地域政策課 TEL 0166(46)5918 FAX 0166(46)5204 防災無線6-550-2191				

(3) 国への報告

次の場合、直接国（消防庁）に報告する。

- ①消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
- ②通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- ③119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■国への報告先

	平日（9:00～17:45）	休日・夜間（左記以外）
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)
消防防災無線	7327 7537(FAX)	7782 7789(FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537(FAX)	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789(FAX)

■消防庁への直接即報基準

火 災 等 即 報	交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ○船舶、航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・航空機灾害 ・列車事故
	危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ○死者又は行方不明者が発生したもの ○負傷者が5名以上発生したもの ○危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500m²程度以上の区域に影響を与えたもの ○危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
救急・救助事故即報		<ul style="list-style-type: none"> 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの ○列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故 ○バスの転落等による救急・救助事故 ○ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ○その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いのも
災害即報		<ul style="list-style-type: none"> ○被害の有無を問わず、町内で震度5強以上を記録したもの

第3節 広報対策

■担当

対策部	総括対策部、民生対策部
関係機関	富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団、報道機関

1 住民への広報

総括対策部、民生対策部は、災害の推移や緊急性により、次の手段によって住民への広報を行う。必要に応じて、富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団の協力を得る。

■広報の手段と内容

広報の手段	内容等
防災行政無線（同報系）	○緊急避難 ○災害発生の状況 ○災害への注意喚起
広報車による巡回	○避難 ○災害発生の状況 ○応急活動の状況、応急活動のお知らせ
災害広報紙の配布	○災害発生の状況 ○避難生活の注意事項 ○上富良野町、北海道等の対策 ○住民サービス等の情報
テレビ・ラジオ・新聞	○災害発生の状況 ○避難生活の注意事項 ○上富良野町、北海道等の対策 ○住民サービス等の情報
ホームページ	○災害発生の状況 ○住民サービス等の情報

2 避難所での広報

総括対策部、民生対策部は、掲示板への掲示や避難所自治組織を通じて災害広報紙を配布する。また、避難行動要支援者に配慮し、口頭伝達や住民会を通じた伝達など、避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所での広報項目例

○災害の状況	○施設使用方法等の注意事項
○生活ルール	○生活支援対策のお知らせ
○その他各種対策のお知らせ	○避難所運営等への協力要請

3 報道機関への対応

(1) 報道機関への広報要請

総括対策部は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民への広報を要請する。

(2) 報道発表

総括対策部は、議事堂等に記者発表場所を設置し、災害発生状況及び対策の状況を発表する。発表事項は、事前に本部長の承認を得る。

■記者発表の項目例

- | | |
|------------------|----------------|
| ○災害の種別 | ○発生年月日、時刻 |
| ○災害の発生場所及び被害激甚地域 | ○被害状況 |
| ○二次災害等その他の情報 | ○救助法適用の有無 |
| ○上富良野町の応急・復旧対策 | ○災害対策本部の設置又は廃止 |
| ○住民への情報 | |

4 問い合わせへの対応

民生対策部は、問い合わせ窓口を設置し、住民や町外からの問い合わせ事項に対応する。

第4節 応援派遣対策

■担当

対策部	総括対策部
関係機関	上川総合振興局、陸上自衛隊上富良野駐屯地、富良野広域連合上富良野消防署

1 自衛隊の応援派遣要請

(1) 災害派遣要請基準

町長は、人命又は財産の保護に必要がみとめられるときに、自衛隊の災害派遣要請を行う。その基準は概ね次のとおりである。

※関係法令：災害対策基本法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）
自衛隊法第83条（災害派遣）

■自衛隊派遣要請基準

- 人命救助のための応援を必要とするとき
- 水害等の災害発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき
- 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき
- 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき
- 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき

(2) 派遣要請の手続き

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事（総合振興局長）に対して次の事項を明らかにした文書もって要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で要求し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事（総合振興局長）に依頼するいとまがないと認められるとき、又は通信の途絶等により知事（総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等は、直接陸上自衛隊上富良野駐屯地に通知し、事後、所定の手続きを行う。

なお、本部長はこの通知をしたときは、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に通知する。

■災害派遣要請手続き

提出（連絡）先	上川総合振興局地域政策部地域政策課 TEL 0166(46)5918 FAX 0166(46)5204 防災無線 6-550-2191
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の情況及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○派遣部隊が展開できる場所 ○派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

※資料編7-1自衛隊派遣要請書

※資料編7-3：配置人員報告書

■自衛隊連絡先

部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
上富良野駐屯地司令 (第4特科群長)	群第3科	上富良野町南町4丁目	0167-45-3101 内線 230 (当直 301)

(3) 受入体制

①宿泊施設の準備

派遣部隊の集結地、ヘリポート等を用意する。宿泊施設等は上富良野駐屯地に要請する。

②作業計画の立案

応援を求める作業の内容、所要人員、資機材の確保等について作業計画を立案する。

(4) 派遣部隊との連携

①作業計画等の協議

派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、適切な役割分担の調整等を行い、円滑な活動が行われるように調整する。

②連絡体制の確立

派遣部隊と連絡体制を確保するため、災害対策本部に連絡員の派遣を求める。

(5) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

- | | |
|--------------|--------------|
| ○被害状況の把握 | ○避難の援助 |
| ○遭難者の捜索活動 | ○水防活動 |
| ○消防活動 | ○道路又は水路の啓開 |
| ○応急医療、救護及び防疫 | ○人員及び物資の緊急輸送 |
| ○炊飯及び給水 | ○物資の無償貸与又は貸与 |
| ○危険物の保安及び除去 | ○その他 |

(6) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事（総合振興局長）の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- | |
|--|
| ○関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること |
| ○知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること |
| ○航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること |
| ○その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまないと認められること |

(7) 経費の負担区分

次の費用は、上富良野町が負担する。

その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定める。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

■上富良野町の負担経費

○資材費及び機器借上料	○電話料及びその施設費
○電気料	○水道料

(8) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事（総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

※資料編7-2：自衛隊撤収要請書

2 道への要請

(1) 応援、職員の派遣・斡旋要請

知事（総合振興局長）に対し、応援の要請又は職員派遣・斡旋の要請を行う。

■道への応援要請手続き

要請先	上川総合振興局地域政策部地域政策課 TEL 0166(46)5918 FAX 0166(46)5204 防災無線6-550-2191	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要請	○災害の状況 ○応援を必要とする理由 ○応援を希望する物資等の品名、数量 ○応援を必要とする場所・活動内容 ○その他必要な事項	災害対策基本法第68条
職員派遣・斡旋要請	○派遣を要請・斡旋を求める理由 ○職員の職種別人員数 ○派遣を必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他勤務条件 ○その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 斡旋：災害対策基本法第30条 地方自治法252条

(2) 消防防災ヘリコプターの要請

ヘリコプターによる傷病者の搬送、行方不明者の捜索、物資の輸送等が必要なときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

※資料編5-2：北海道消防防災ヘリコプター応援協定

■消防防災ヘリコプターの要請手続き

提出（連絡）先	本庁総務部危機対策局危機対策課防災航空室 TEL011(782)3233 FAX011(782)3234 防災無線
連絡方法	電話、無線（速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票をファクシミリで提出）
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の種類 ○災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ○災害現場の気象状況 ○災害現場の最高指揮者の職・指名及び災害現場との連絡方法 ○消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 ○応援に要する資機材の品目及び数量 ○その他必要な事項

※資料編5-2：北海道消防防災ヘリコプター応援協定

※資料編7-4：消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

3 道内市町村への要請

(1) 要請方法

道内の市町村への要請が必要な場合、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（平成9年11月5日締結）」に基づき、知事（総合振興局長）又は市町村の長に対して応援の要請を行う。

■市町村への要請手続き

連絡先	上川総合振興局（地域政策部地域政策課）又は要請先市町村
連絡方法	電話、無線（事後文書送付）
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の種類及び状況 ○品名、数量等 ○車両の種類、規格及び台数 ○職員の職種別人員 ○応援の場所及び応援場所への経路 ○応援の期間 ○応援の実施に関し、必要な事項

(2) 応援の種類

応援の種類は、次のとおりである。

■市町村の応援の種類

<ul style="list-style-type: none"> ○食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋 ○被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋 ○災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋 ○災害応急活動に必要な職員の派遣 ○被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋 ○特に要請のあった事項
--

※資料編5-2：災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

4 消防の広域応援要請

町長又は富良野広域連合長は、「北海道広域消防相互応援協定（平成3年2月13日締結）」に基づき、他市町等の長に対し、消防の広域応援要請を求める。

また、知事は、災害の状況に応じて緊急消防援助隊の応援を要請する。

※資料編5-2：北海道広域消防相互応援協定

5 民間事業者・団体等との協定に基づく応援要請

災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、相互応援協定に基づき、民間事業者や団体に対し応援を求める。

※資料編5-1：災害時応援協定締結事業者等一覧

第5節 捜索・救出対策

■担当

対策部	保健福祉対策部、建設給水対策部、民生対策部
関係機関	富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団、富良野警察署・上富良野交番、陸上自衛隊上富良野駐屯地

1 行方不明者情報の収集

(1) 情報の収集

保健福祉対策部、民生対策部は、災害により要救出者、行方不明者が発生した場合は、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 情報の共有

保健福祉対策部は、遭難者等の要救出者情報を受け付けた場合は、富良野広域連合上富良野消防署、富良野警察署に通報し、相互に情報の共有を図る。

2 捜索・救出

(1) 捜索班の編成

搜索救出は、富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団、富良野警察署が行う。

搜索が広範囲にわたる場合、保健福祉対策部は搜索班を編成し、それぞれの機関と協力して搜索を行う。

(2) 応援要請

建設給水対策部は、救出救助活動に建設用資機材が必要な場合は、建設業協会に応援を要請する。

また、上富良野町のみでは救出困難な場合は、自衛隊の応援を要請する。

第6節 応急医療救護対策

■担当

対策部	救急医療対策部、保健福祉対策部
関係機関	上川総合振興局、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室、富良野医師会、旭川歯科医師会、富良野薬剤師会、富良野広域連合富良野消防署

1 応急医療

(1) 救護所の設置

傷病者が発生した場合は、町立病院を救護所として傷病者を受け入れる。

救急医療対策部は、トリアージや応急手当に必要な医師の要請、医薬品等の準備、後方医療機関への受け入れ要請などを行う。

(2) 後方医療機関への収容

救急医療対策部は、町立病院では収容できない場合は、北海道社会事業協会富良野病院等に収容を要請する。

(3) 傷病者の搬送

災害現場から町立病院までは、救急車又は救出にあたった機関の車両で搬送する。

町立病院から後方医療機関への搬送は、救急車とする。

ただし、道路等が途絶した場合又は緊急を要する場合は、ヘリコプターでの搬送を北海道に要請する。

2 避難所医療

保健福祉対策部、救急医療対策部は、避難生活が長期にわたる場合は、避難所に救護センターを併設し、医師会、歯科医師会、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室に巡回救護班の派遣を要請する。救護センターでは、避難者の治療及び健康相談、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

※資料編5-3：災害時の医療救護活動に関する協定

※資料編5-2：災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

3 医薬品等の確保

救急医療対策部は、医薬品・医療用資機材は、町立病院の所有するもの又は、町内薬局及び医薬品業者から確保する。不足する場合は、北海道（医務薬務課）に供給を要請する。

第7節 避難対策

■担当

対策部	総括対策部、民生対策部、産業対策部、保健福祉対策部
関係機関	富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団、富良野警察署・上富良野交番、上富良野町交通指導員会、上富良野町社会福祉協議会

1 避難の勧告・指示

(1) 避難の勧告・指示の発令

本部長は、地震が発生し、又は火災延焼や余震に伴う2次災害が発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

なお、「避難勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。※関係法令：災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

■避難の種類及び発令基準

種類	内容	基準
避難準備 ※	避難の勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制を整えること	○今後、余震や2次災害等の発生が予想されるとき ○その他本部長が必要と認めるとき
自主避難 ※	避難勧告・指示の発令にかかわらず、個人の判断により自主的に安全な場所に避難すること	—
避難勧告・避難指示	あらかじめ危険が予想されるときに、災害が発生する前に避難すること	○火災延焼や余震に伴う家屋倒壊等の2次災害が発生するおそれのあるとき ○その他本部長が必要と認めるとき
緊急避難	危険が切迫しているときに、緊急的に避難すること（避難勧告・指示による）	○火災延焼や余震に伴う家屋倒壊等の2次災害により、住民の生命に危険が及ぶとき ○がけ崩れ、土石流等の発生による危険が切迫しているとき ○有毒物質の漏えい又はそのおそれがあるとき ○その他本部長が必要と認めるとき
収容避難	生活が可能な施設で、一時的に避難生活をすること	○住家の破損等により居住する場所を失ったとき ○その他本部長が必要と認めるとき

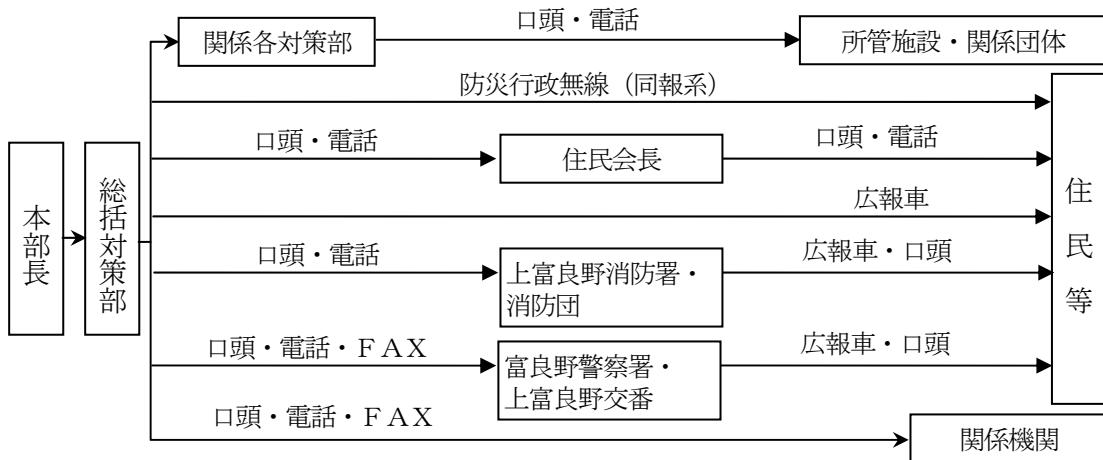
※法令によって規定されたものではない。

(2) 避難の勧告・指示の伝達

避難の勧告・指示の伝達は、次の経路のとおりとする。総括対策部は、関係各対策部及び関係

機関に避難の勧告・指示の広報を要請する。

また、知事（総合振興局長）に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。



■避難時の伝達事項例

- | | | |
|---------------|---------------|------|
| ○避難の理由 | ○避難勧告・指示の対象区域 | ○避難先 |
| ○避難経路 | ○避難時の服装、携行品等 | |
| ○避難行動における注意事項 | | |

(3) 解除

本部長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告する。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
町長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
警察官	○町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○町長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条

2 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
消防長 消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	○次の場合、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。 ○町長若しくは町長の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき ○消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき	災害対策基本法第63条 消防法第23条の2 消防法第28条 水防法第14条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

3 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は、消防職員、消防団員、警察官、交通指導員が行う。

民生対策部は、避難の誘導を富良野広域連合上富良野消防署、上富良野消防団、富良野警察署・上富良野交番、上富良野町交通指導員会に要請する。

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。

避難にあたっては、高齢者、幼児、傷病者等の避難行動要支援者を優先させる。

(3) 避難の方法

原則として、避難者による自力避難とする。

自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総括対策部が準備した車両で避難させる。

4 避難所開設

(1) 開設避難所

総括対策部は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

※資料編6-3：指定避難所一覧及び箇所図

(2) 避難所の開設

民生対策部は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所職員）を派遣する。派遣された職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。

(3) 避難者の受け入れ

避難所職員は施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、避難者の概数を把握し災害対策本部（民生対策部）に報告する。

5 避難所の統合・廃止

本部長が避難の勧告・指示を解除したときや避難者が減少したときは、地域単位に避難所を統合、廃止する。

6 避難所の運営

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所運営体制の確立

住民会を中心とした避難所自治組織（以下「自治組織」という。）を立ち上げ、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。

避難所職員は、住民会長が中心となって自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

■避難所の運営

避難所職員	○災害対策本部との連絡 ○避難所記録の作成 ○運営に関する相談	○避難者への広報 ○施設管理者との調整
自治組織	○運営方針の決定 ○避難世帯調査票の記入 ○清掃 ○要望のとりまとめ	○生活ルールの決定 ○食料・物資の配布 ○避難者への情報伝達
ボランティア	○生活支援	

(2) 避難所事務室の開設

民生対策部は、避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難者の管理

民生対策部は、自治組織の協力を得て、避難世帯調査票、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

(4) 避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。避難行動要支援者に考慮し自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

(5) 報道機関への対応

報道機関の取材活動等への対応は、自治組織の判断にまかせる。

(6) 避難所運営記録の作成

避難所職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、災害対策本部（民生対策部）へ報告する。

また、病人の発生等、特別な事情のある時は、そのつど必要に応じて報告する。

(7) 防犯対策

避難所では外来者は受け付け記録をとり、防犯に注意する。必要に応じて警察官の派遣を要請

する

7 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所職員は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース例

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| ○生活スペース | ○休憩スペース | ○更衣スペース |
| ○洗面・洗濯スペース | ○救護センタースペース | ○物資保管スペース |
| ○配膳・配給スペース | ○駐車スペース | |

(2) 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を整備する。特に、季節の特性や避難行動要支援者に配慮する。

民生対策部は、必要な設備を確保し設置する。

■避難所の設備例

- | | | |
|----------|--------|-------|
| ○暖房器具 | ○仮設トイレ | ○公衆電話 |
| ○給湯設備 | ○掲示板 | ○間仕切り |
| ○食器、調理器具 | ○清掃用具 | |

8 食料、物資の供給

(1) 必要数の把握

民生対策部は、避難者名簿から必要数を把握し、産業対策部に連絡する。特にアレルギー等に配慮する。以下、食料の調達、運搬、炊き出しは第8節を参照する。

(2) 避難者への配布

避難者への配布は、自治組織が実施する。

9 生活支援対策

(1) 衛生対策

避難所職員は、自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持に努める。

自治組織は、ゴミ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。

■衛生対策例

- | | |
|---------------|----------------|
| ○ゴミ箱、清掃用具の設置 | ○トイレ、洗面所の清掃・消毒 |
| ○ゴミ置き場等の清掃・消毒 | |

(2) 食中毒等の予防

避難所職員は、食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

(3) 入浴対策

民生対策部は、ホテル、旅館等の入浴施設を確保し、入浴計画を立案し送迎バスの手配等を行う。

(4) 健康管理対策

避難所職員は、インフルエンザ等の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。

また、避難所内に救護センターを設置し、健康診断や巡回医療などを実施する。心のケア等にも配慮する。

(5) 相談所の開設

避難所職員は、避難所に相談所を設置し、被災者対策の各種申し込み、関係機関の支援策等の受け付け窓口とする。

(6) 生活バスの運行

総括対策部は、避難者の通学や買い物等の利便を図るため、バスを運行する。

10 避難行動要支援者の避難対策

(1) 重度在宅療養者の対策

保健福祉対策部は、避難時に重度在宅療養者をラベンダーハイツに一時的に受け入れ、ケアマネージャー等の助言のもと、当施設での受け入れ又は他施設への転送などの措置をとる。

(2) 避難生活での配慮

避難所職員は、避難行動要支援者専用スペースや間仕切りの設置など、避難行動要支援者の避難所生活に配慮する。

(3) 福祉避難所の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者の状況に応じて福祉避難所を開設する。保健福祉対策部は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、避難行動要支援者を収容する。

※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

※避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するものをいう。

(災害対策基本法より)

第8節 飲料水・食料・物資の供給対策

■担当

対策部	建設給水対策部、産業対策部、民生対策部、総括対策部、教育物資対策部、保健福祉対策部
関係機関	富良野広域連合上富良野消防署、陸上自衛隊上富良野駐屯地、北海道農政事務所旭川地域センター、上川総合振興局、ふらの農業協同組合、日本赤十字社北海道支部、上富良野郵便局、上富良野町社会福祉協議会、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室

1 飲料水の供給

風水害や土砂災害の場合、飲料水供給する事態となる可能性は低いが、水道施設が破損し、飲料水の供給が停止した場合、次のように行う。

(1) 給水需要の把握

建設給水対策部は、次のような情報を把握し、給水需要を把握する。

■把握する情報

○断水の範囲	○断水範囲の人口・世帯数
○断水範囲の避難所の箇所・避難者数	○断水範囲の福祉施設・防災関係施設

(2) 給水資機材の確保

建設給水対策部は、飲料水を入れる給水タンク等を確保する。十分確保できない場合は、富良野広域連合上富良野消防署、自衛隊等の水槽車等の応援を要請する。

(3) 水源の確保

水源は、上富良野町上水道とする。建設給水対策部は、被災のため使用できない場合は、近隣市町村の水源からの供給を要請する。

(4) 給水計画の作成

建設給水対策部は給水拠点やルートを設定した給水計画を作成し、避難者に給水の広報を行う。

(5) 給水活動

災害発生当初は、福祉施設、病院等に優先的に給水を行う。

水源から給水拠点あるいは避難所までは、車両にて搬送する。給水拠点では、住民の持参したバケツ、ポリタンク等に給水する。

給水量は、原則として1人1日3リットルとする。災害状況に応じて給水量を拡大する。

(6) 净水装置による給水

輸送による給水が困難な場合で、付近に利用可能な水源がある場合は、自衛隊に浄水装置の借り上げを要請し、浄水して供給する。

(7) 家庭用井戸等による給水

家庭用井戸、事業所の井戸について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として提供する。

2 食料の供給

(1) 対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- 旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない人
- 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- 災害応急活動従事者※
- 流通が麻痺し、食料の調達が不可能となった人※

※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である

(2) 供給数の把握

産業対策部は、避難者や災害従事者等に食料を供給するため、次のように必要数を把握する。

■供給数把握の方法

対象者	方 法
避難者	避難所自治組織からの申告に基づいて、民生対策部が把握する。
災害対策本部要員	各対策部からの報告を総括対策部が把握する。
応援者、作業従事者	作業を所管する各対策部からの報告を総括対策部が把握する。

(3) 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とし、副食等は炊き出しで補う。できる限り避難行動要支援者に適した供給ができるように配慮する。

産業対策部は、必要量をもとに食料供給業者から調達する。上富良野町では確保が困難なときは、道又は道内市町村に対して食料の供給を要請する。

また、応急用米穀の確保ができないときは、上川総合振興局長を通じて知事に要請し、知事の指示に基づいて農林水産省生産局から受領する。

なお、災害発生当初に食料供給業者から確保できない場合は、備蓄食料を供給する。

(4) 食料の搬送・配布

食料の搬送は、供給先まで食料供給業者に要請する。できない場合は、役場に搬送ののち、教育物資対策部が供給先まで搬送する。

避難所等での配布は、避難所自治組織に一任する。

3 炊き出し

(1) 炊き出しの実施

産業対策部は、弁当等が調達できない場合や避難者等から申し出があった場合は、炊き出しを実施する。

炊き出しは、学校給食センター、自衛隊への要請、避難所内で実施する。避難所内での炊き出しは、避難所自治組織、ボランティアに要請して行う。

(2) 食材の確保

産業対策部は、学校給食センター、避難所内での炊き出しに使用する食材を、ふらの農協、食料品販売業者から調達する。米穀は、上富良野町内米穀取扱業者から調達する。不可能な場合は、上川総合振興局長を通じて知事に要請し、知事の指示に基づいて農林水産省生産局から受領する。

(3) 炊き出し施設の確保

炊き出しは、学校給食センター及び学校等の既存施設を活用する。教育物資対策部は、これらの調理施設を確認する。

4 物資の供給

(1) 対象者

物資供給の対象者は、次のとおりとする。

■物資供給の対象者

- 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- 災害により住家に被害を受けた人
- 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人

(2) 供給数の把握

教育物資対策部は、避難所職員、住民会組織から必要数を把握する。

(3) 物資の確保

供給する物資は、原則として災害救助法の規定する物品とし、その他は必要に応じて供給する。

教育物資対策部は、物資供給業者に物資の確保を要請する。

また、保健福祉対策部は、日本赤十字社北海道支部に必要な物資を要請する。

■供給する物資例

- | | | | | |
|----------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| <input type="radio"/> ○寝具 | <input type="radio"/> ○外衣 | <input type="radio"/> ○身の回り品 | <input type="radio"/> ○炊事道具 | <input type="radio"/> ○食器 |
| <input type="radio"/> ○日用品 | <input type="radio"/> ○光熱材料 | | | |

(4) 物資の搬送・配布

物資の搬送は、供給先まで物資供給業者に要請する。できない場合は、役場又は物資管理センターに搬送ののち、教育物資対策部が供給先まで搬送する。

避難者への配布は、自治組織に一任する。被災者宅への配布は、地区の施設まで搬送し、地区取扱責任者（住民会長）に配布を一任する。

5 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の取り扱い

原則として、個人からの救援物資は受け入れない。企業からの救援物資は、登録制とし必要なときに供給を要請する。

(2) 受け入れ・管理

教育物資対策部は、社会教育総合センターアリーナに物資管理センターを設置する。必要に応じて上富良野郵便局に物資の保管を依頼する。また、民間協定施設に保管の協力を依頼し、物資管理センターでの受け入れ、管理は、上富良野町社会福祉協議会を通じてボランティア団体等に要請する。

第9節 防疫・廃棄物等処理対策

■担当

対策部	民生対策部、保健福祉対策部、建設給水対策部
関係機関	上川総合振興局、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室

1 防疫体制の確立

感染症の予防及び蔓延を防止するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」とよぶ。）に基づき必要な措置を実施する。

(1) 検病調査班の編成

北海道は、検病調査等のための検病調査班を編成する。

(2) 防疫班の編成

民生対策部は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため、職員及び臨時雇用の作業員から防疫班を編成する。また、必要に応じて住民会の協力を要請する。

※関係法令：感染症法第28条第2項（ねずみ族、昆虫等の駆除）

2 感染症の予防

(1) 検病調査

保健福祉対策部は、検病調査班に協力して被災地で検病調査及び保健指導を実施する。

(2) 予防接種

上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室は、感染症予防上必要があると認めるときは、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示する。保健福祉対策部は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室と予防接種の実施方法等を協議する。

(3) 被災地の消毒

防疫班は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室の指導により被災地の消毒を実施する。消毒に用いる資機材、薬品は備蓄品を使用する。不足する場合は、町内薬局から調達する。

※関係法令：感染症法第27条第2項（感染症の病原体に汚染された場所の消毒）

感染症法第29条第2項（物件に係る措置）

感染症法施行規則第14条（消毒の方法）

一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて

(4) 飲料水の供給

建設給水対策部は、感染症法により知事から水の利用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、ろ水装置や薬剤等を確保し、衛生的に処理して飲料水を供給する。

※関係法令：感染症法第31条第2項（生活の用に供される水の使用制限等）

(5) 一般飲料用井戸への措置

建設給水対策部は、飲料用に井戸を使用している設置者に対し、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室と連携して、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明したときの措置を指導する。

3 感染症患者等への措置

上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、次の措置を実施する。

■感染症患者等への措置

- 発生状況、動向及び原因の調査（感染症法第15条）
- 健康診断（〃第17条）
- 就業制限（〃第18条）
- 感染症指定医療機関への入院勧告（〃第20条）
- 消毒等（〃第27条、第29条）

※感染症指定医療機関：富良野協会病院

4 避難所の防疫措置

(1) 健康調査等

保健福祉対策部は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室と協力して、避難者の健康状態を把握し、必要に応じて避難所にて健康診断を行う。

(2) 衛生管理

保健福祉対策部は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室の指導のもと、避難者の衣服等の日光消毒、トイレ・炊事場・洗濯場の消毒、手洗い・うがいの励行等の衛生指導を実施する。

(3) 集団給食

保健福祉対策部は、避難所における炊き出し等の給食従事者には、健康診断が終了した者をあて、衛生に気を付けるよう配慮する。

また、配膳時の衛生保持やゴミの衛生的処理を徹底させる。

5 廃棄物等処理

(1) 清掃班の編成

災害により大量の廃棄物等が発生した場合、民生対策部は、町有車両をあて清掃班を編成する。一定期間に収集が困難な場合は、清掃業者・廃棄物処理業者に委託する。

(2) 廃棄物の収集・処理

清掃班は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、収集した廃棄物を指定処理場で処理など、環境衛生上支障のない方法で行う。臨機に投棄場所を指定した場合には、消毒・覆土など必要な衛生処理を施す。

なお、上富良野町で実施困難な場合は、近隣市町村、北海道に応援を要請する。

※関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項（市町村の処理等）

(3) 避難所のゴミ処理

避難所のゴミ処理は、平時のゴミ処理と同様に行う。

6 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

民生対策部は、避難所等においてトイレが不足する場合、民間協定に基づき、仮設トイレを依頼し設置する。

(2) し尿収集班の編成

民生対策部は、浸水等により緊急にし尿収集の必要がある場合、許可業者に委託して収集班を編成する。

(3) し尿の収集処理

浸水区域等緊急を要する地区から優先的に収集を行い、富良野広域連合環境衛生センターで処理する。

なお、許可業者で収集が困難な場合、若しくは環境衛生センターで処理することができない場合、近隣市町村、北海道に応援を要請する。

第10節 農畜産・動物対策

■担当

対策部	産業対策部、民生対策部
関係機関	上川総合振興局、上川家畜保健衛生所、北海道獣医師会、北海道農政事務所旭川地域センター

1 畜産対策

(1) 飼料の確保

産業対策部は、被災農家の家畜飼料等の確保ができない場合は、次の事項を明らかにして、北海道（総合振興局長）及び北海道農政事務所旭川地域センターに応急飼料の斡旋を要請する。

■要請事項

- 飼料（再播用飼料作物種子を含む）
 - ・家畜の種類
 - ・飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
 - ・購入予算額
 - ・農家戸数等の参考となる事項
- 転飼
 - ・家畜の種類及び頭数
 - ・転飼希望期間
 - ・管理方法
 - ・転飼予算額
 - ・農家戸数等参考になる事項

(2) 家畜の防疫

家畜の防疫は、北海道（家畜保健衛生所）が次のように実施する。

■家畜の防疫方法

- 自主的予防接種の指導
- 家畜所有者及び関係団体への畜舎等の消毒の励行
- 畜舎の消毒及び有害昆虫の防除（家畜伝染病予防法適用時）
- 家畜衛生車の派遣

(3) 家畜の救護

北海道（家畜保健衛生所）は、上富良野町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力して、家畜の救護にあたる。

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は原則として所有者が行うものとする。所有者が不明なとき又は所有者が処理することが困難な場合は、産業対策部が行う。

死亡獣畜の処理は、移動し得るものについては、集中焼却又は埋却処理する。移動し難いものについては、家畜衛生保健所の指導により、その場で他に影響を及ぼさないよう焼却又は埋却するものとする。

■死亡獣畜の処理方法

- 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却する。
- 移動できないものは、家畜衛生保健所長の指導を受け臨機の措置をとる。
- 埋却する場合は、1m以上覆土する。

2 飼養動物

(1) ペットの避難

避難時のペットの保護及び飼養は、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）」に基づき、原則として動物の管理者が行う。避難所ではペットの保護は行わない。

民生対策部は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。

(2) ペット救護所の設置

民生対策部は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、北海道及び北海道獣医師会等と取り扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。

(3) 放浪動物の収容

民生対策部は、北海道、関係団体等と協力して放浪犬や放浪家畜の捕獲、収容を行う。

また、住民等に放浪犬等への注意や収容について広報する。

(4) 死亡動物の処理

死亡した動物はクリーンセンターで処理する。

3 農業対策

(1) 警戒監視

産業対策部は、風雨により災害が発生するおそれのある場合、浸水危険のある箇所、傾斜地にある農地等を巡回し、状況を確認する。

(2) 被害調査

産業対策部は、災害が発生した場合、農地、農作物、農業用施設等の被害調査を行う。

(3) 被災後の農業対策

産業対策部は、ふらの農業協同組合、富良野地区農業共済組合等と協力して、浸水した農作物の応急措置、病害虫の予防措置等の指導、薬剤、資機材の供給等の支援策を行う。

第11節 障害物の除去対策

■担当

対策部	建設給水対策部、民生対策部
関係機関	富良野広域連合上富良野消防署、陸上自衛隊上富良野町駐屯地

1 住宅等の障害物の処理

(1) 障害物の除去

建設給水対策部は、町有機材を用い住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。上富良野町だけでは除去できない場合、富良野広域連合上富良野消防署、自衛隊、建設業協会の協力を要請する。

なお、住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

■障害物除去の対象者

- 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- 自らの資力では障害物の除去ができない者

(2) 障害物の処理

除去した障害物は、民生対策部と協議し、指定処理場で処理する。一度に処理できない場合は、遊休地等に集積し、北海道等の処理の方針に基づき適正な処理を行う。

2 道路の障害物の除去

(1) 障害物の除去

道路の障害物の除去は、それぞれの道路管理者が実施する。特に、災害対策の優先度の高い道路から除去する。

建設給水対策部は、町有機材を用いて除去を行う。上富良野町だけでは除去できない場合、富良野広域連合上富良野消防署、自衛隊、建設業協会の協力を要請する。

(2) 障害物の処理

住宅の障害物と同様に行う。

第12節 遺体の収容・埋葬対策

■担当

対策部	保健福祉対策部、民生対策部
関係機関	富良野警察署・上富良野交番、日本赤十字社北海道支部

1 遺体の搜索

搜索の対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者（災害発生から3日を経過）とする。搜索方法は、第6節と同様とする

2 遺体の収容

(1) 遺体の検視

保健福祉対策部は、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に届け出、警察官の見分を受ける。遺体の身元が判明している場合は、遺族等に引き渡す。

(2) 遺体の処理

遺体の処理は災害による社会混乱により遺族等が処理できない場合行う。遺体の処理のうち、遺体の洗浄等及び検査は日本赤十字社北海道支部が行う。

保健福祉対策部は、多数の遺体が発生した場合は、一時保存のための場所を公共施設に設ける。

■遺体の処理の範囲

- 洗浄、縫合、消毒等の処理
- 遺体の一時保存
- 検査

(3) 遺体の安置

保健福祉対策部は、公共施設、寺院等に遺体安置所を開設し、処理した遺体を搬送、安置する。また、葬祭業者等から納棺用品を調達する。身元が判明した遺体は、安置所で遺族に引き渡す。

3 遺体の火葬

(1) 遺体の火葬

保健福祉対策部は、遺体を町葬斎場で火葬する。町葬斎場が被災した場合は、民生対策部と協力し、近隣市町村に要請する。遺体の搬送等は葬祭業者に要請する。

身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、火葬とする。被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しないものの埋葬は行旅死亡人扱いとする。

(2) 遺骨等の保存

引き取り手のない遺骨、遺留品は保管する。

※資料編5-2：災害時における葬祭用品の供給に関する協定

第13節 交通・輸送対策

■担当

対策部	総括対策部、建設給水対策部、民生対策部
関係機関	上川総合振興局、富良野警察署・上富良野交番、陸上自衛隊上富良野駐屯地、旭川開発建設部富良野道路事務所、旭川建設管理部富良野出張所、富良野広域連合上富良野消防署

1 緊急輸送

(1) 緊急輸送の範囲

上富良野町が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりである。

■輸送の範囲

- 被災者の避難
- 医療救護を必要とする傷病者等
- 救出救助、医療救護のための人員、資機材
- 飲料水、食料、物資
- 応急復旧用資機材・災害対策要員 等

(2) 車両の確保、配車

総括対策部は、町有車両を管理し、各対策部の請求に基づき車両を配車する。町有車両で不足する場合は、建設業者、輸送業者等から借り上げる。

燃料は町内給油取扱所から調達する。

2 ヘリコプターによる輸送

(1) ヘリコプターの要請

孤立者の救出、重傷者の搬送、道路寸断時の輸送等必要がある場合は、ヘリコプターによる輸送を実施する。総括対策部は、北海道、警察、自衛隊のヘリコプターを要請する。

■ヘリコプター要請先

- 北海道防災消防ヘリコプター（上川総合振興局）
- 道警ヘリコプター（富良野警察署）
- 自衛隊ヘリコプター（上川総合振興局・陸上自衛隊上富良野駐屯地）

(2) ヘリコプター離着陸場の設置

総括対策部は、ヘリコプター離着陸場を設置する。設置にあたっては、自衛隊等の協力を要請する。※資料編6-5：ヘリポート適地

3 交通規制

(1) 交通規制

建設給水対策部は、警察署、道路管理者等と協議して、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線を、通行禁止又は制限等の措置をとる。

交通規制を行う箇所には、検問所を設置し規制、警戒にあたる。

(2)迂回路の設定

建設給水対策部は、交通規制又は道路が被災した場合は、警察署、道路管理者と協議し、迂回路を設定する。

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。 ○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。 	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条
警察署長	<ul style="list-style-type: none"> ○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをすることができる。 	道路交通法第5条
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。 ○道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 	災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項 道路交通法第6条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ○警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。 	災害対策基本法第76条の3第3項
消防吏員	<ul style="list-style-type: none"> ○警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。 	災害対策基本法第76条の3第4項

道路管理者	○道路の破損、一部流出(崩壊)、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条
-------	--	---------

4 緊急通行車両等の確認

(1) 緊急通行車両の確認手続き

知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（富良野警察署長）は、車両の使用者等の申し出により当該車両が応急対策に必要な緊急通行車両であることの確認を行う。確認は上川総合振興局又は富良野警察署及び交通検問所で行う。

総括対策部は、上富良野町で使用する車両は、富良野警察署で各車両ごと「緊急通行車両確認証明書」「標章」の交付を受ける。「標章」は車両の前面に掲示する。

※資料編7-8：緊急通行車両の標章及び確認証明書

(2) 規制対象除外車両の確認

北海道公安委員会（富良野警察署長）は、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることができないと認められる車両については、緊急通行車両の通行の支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。確認は上川総合振興局又は富良野警察署及び交通検問所で行う。

民生対策部は、上富良野町で使用する車両及び町が要請した機関の車両について、各車両ごと富良野警察署で「規制対象除外車両通行証明書」「標章」の交付を受ける。

避難者が一時帰宅等に使用する車両についても、避難者の申し出により交付を受ける。

5 緊急輸送路の確保

建設給水対策部は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の点検、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

北海道では、道路管理者及び北海道警察等からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により緊急輸送道路のネットワーク化を図るため「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定している。

■北海道緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路 ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路 ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路 ネットワーク	その他の道路

また、上富良野町耐震改修促進計画（平成21年1月策定）においては、平成27年（2015）年までに優先的に沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路として、次のとおり指定している。

■上富良野町耐震化促進計画における北海道耐震改修促進計画「第4-1-(6)地震時に通行を確保すべき道路の指定

道路区分	道路特性	町内総延長
優先的に沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路	町内の地区及び防災拠点（行政・公共機関の支所等、社会福祉施設、主要な避難場所、医療施設等）を連絡する道路	44.9 km

■指定路線一覧

路線番号	路線名	指定区間	関係施設等	備考
国237	国道237号	美瑛町界～中富良野町界		13.6
道291	道道吹上上富良野線	町道翁道路～国道237号線	草分防災センター・ふらの農業協同組合上富良野支所・JR上富良野駅・小玉医院	4.2
道298	道道上富良野旭中富良野線	道道上富良野停車場線～中富良野町界	上富良野中学校・陸上自衛隊上富良野駐屯地・富原会館・東中中学校・東中小学校・東中多世代交流センター・消防団東中文団	7.2
道299	道道上富良野停車場線	道道吹上上富良野線～国道237号	上富良野郵便局・富良野警察上富良野派出所・陸上自衛隊上富良野駐屯地	2.1
道353	道道美沢上富良野線	道道吹上上富良野線～清富	日新会館・清富会館・清富多世代交流センター	8.5
道581	道道留辺蘂上富良野線	道道上富良野停車場線～国道237号		0.8
町002	北3丁目通り	全線	道道吹上上富良野線、道道留辺蘂上富良野線及び道道上富良野停車場線の接続	0.1
町004	東2丁目通り	全線	上富良野町役場・町立病院・保健福祉総合センター・子どもセンター・富良野警察上富良野派出所	1.1
町056	東1丁目通り	全線	上富良野町役場車両センター・富良野広域連合消防本部・上富良野消防署	1.0
町055	東5丁目通り	全線	上富良野中学校・東児童館	0.6
町064	北24号道路	国道237号～道道上富良野停車場線	陸上自衛隊上富良野駐屯地、道道上富良野停車場線及び道道上富良野旭中富良野線の接続	2.3
町008	翁道路	全線	陸上自衛隊上富良野演習場	3.4

各延長：国道 13.6km 道道 22.8km 町道 8.5km

6 除雪

建設給水対策部は、町有車両及び委託業者に要請して町道のうち避難路、緊急輸送路等の優先度の高い道路の除雪を行う。上富良野町では実施困難な場合は、自衛隊等に要請する。国道、道道の除雪は、旭川開発建設部、旭川建設管理部（富良野出張所）に要請する。

第14節 住宅対策

■担当

対策部	建設給水対策部、民生対策部、保健福祉対策部
関係機関	上川総合振興局

1 被災建築物の応急危険度判定

被災建築物による二次災害を防止するために、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者に知らせるため、応急危険度を実施する。

実施は、北海道、建築関連団体等と連携して「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき実施する。

(1) 判定対象建築物

判定の対象とする建築物は、原則として全建築物であるが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 実施本部の設置

建設給水対策部は、地震により多数の建築物が被災した場合、建設給水対策部内に応急危険度判定実施本部を設置する。この旨は知事に報告する。

(3) 応急危険度判定士の確保

建設給水対策部は、（社）北海道建築士会上富良野支部等に応急危険度判定士の動員を要請する。また、北海道に応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーターの支援を要請する。

(4) 判定用資機材の調達

建設給水対策部は、判定に必要な資機材を確保する。

■判定に必要な資機材

○判定街区マップ	○判定調査表	○判定ステッカー	○腕章
○ヘルメットシール	○ヘルメット	○クラックスケール	○下げ降り
○文具	○判定士手帳	○移動車両	○自転車 等

(5) 判定の実施

判定は、判定チームにより構造躯体等の目視点検にて行う。判定は、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で区分し、3色の判定ステッカーに対処方法等の必要事項を記入し、建物の出入口等の見やすいところに表示する。

(6) 判定の効力

判定の効力は、上富良野町による情報の提供である。

(7) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

■判定内容

- 危険（赤色）：その建築物及び危険が及ぶ範囲に立ち入りしないようとする。
- 要注意（黄色）：その建築物及び危険が及ぶ範囲に立ち入る場合には、調査結果に基づく危険因子に十分注意する。
- 調査済（緑色）：その建築物に立ち入ることができる。

2 住宅の応急修理

(1) 修理の対象者

災害救助法が適用された場合は、知事が応急修理を行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が応急処理を行う。

住宅の応急修理の対象者は、り災証明の発行を受けているなど、次の条件に該当する者である。

■住宅の応急修理の対象者

- 次のすべての条件に該当する者
- ①災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままで当面の日常生活を営むことができない者
 - ②自らの資力を以ってしては応急修理ができない者

(2) 申し込み受け付け

建設給水対策部は、応急修理の実施について広報紙等に概要を掲載し、災害相談窓口にて申し込みを受け付ける。

(3) 応急修理の実施

建設給水対策部は、住宅の応急修理は建築業者等に委託する。応急修理の内容は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

3 応急仮設住宅の設置

(1) 対象者

応急仮設住宅の対象者は、以下に該当する者である。
なお、これ以外の者への適用については、北海道との協議により決定する。

■応急仮設住宅の対象者

- 次のすべての条件に該当する者
- ①住宅が全焼、全壊又は流失した者
 - ②居住する住家がない者
 - ③自らの資力をもってしては住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者
 - 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

(2) 申し込み受け付け

保健福祉対策部は、応急仮設住宅の設置について広報紙等に概要を掲載し、災害相談窓口にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

(3) 入居者の選定

入居者は、被災者の資力、その他生活条件等を十分調査のうえ、公正な方法により入居者を選定する。

(4) 用地の確保

建設給水対策部は、仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、仮設住宅建設が可能な土地を選定する。

(5) 仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、町長が実施する。災害救助法が適用された場合は知事が建設し、町長はこれを補助する。ただし、救助法30条第1項の規定により、委任された場合は町長が建設する。

仮設住宅の仕様は、原則として「応急仮設住宅仕様基準」による。応急仮設住宅を近接する区域内に50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

なお、気象条件や避難行動要支援者に配慮して、福祉仮設住宅、ストーブ等の暖房施設、段差の排除等に配慮する。

(6) 設置期間

仮設住宅の設置期間は、建設工事の完了後、3箇月以内であるが特定行政庁の許可を受けて2年以内とすることができます。ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

※関係法令:特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

(7) 維持管理

民生対策部は、入居者の要望等に応じて、建設給水対策部と協力し、仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

また、避難行動要支援者等の入居者の状況により家財の搬入等の支援を行う。

4 公営住宅の確保

(1) 町営住宅の修理

民生対策部及び建設給水対策部は、被災した町営住宅の状況を調査し、修理する。修理は、避難行動要支援者等を優先し、居住に必要不可欠な部分から実施する。

(2) 公営住宅の確保

民生対策部は、住宅を失った被災者に対して、町営住宅等の公営住宅を確保して供給する。入居者の選考は、応急仮設住宅の対象者と同様に行う。

町営住宅だけでは不足する場合は、北海道と協力を要請して近隣市町村等の公営住宅の空き住宅を把握し斡旋する。

第15節 ライフライン対策

■担当

対策部	建設給水対策部
関係機関	北海道電力（株）、東日本電信電話（株）、北海道旅客鉄道（株）

ライフラインの応急対策は、各ライフライン機関があらかじめ定めた防災業務計画等に基づいて実施する。

上富良野町は、各ライフライン機関から施設の被害、供給状況等の情報を収集する。

また、各ライフライン機関に対して、重要施設等の復旧の要請を行う。

1 上水道施設

(1) 応急活動体制の確立

建設給水対策部は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

建設給水対策部は、浸水した区域等の被害状況を調査する。浸水等により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。

(3) 上水道の復旧対策

建設給水対策部は、被害状況を調査し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を実施する。

■上水道施設の復旧作業

- 管類等の資機材の確保
- 復旧に必要な人員の確保
- 被害状況、復旧の見込み等の広報
- 他水道事業体への応援要請

2 下水道施設

(1) 応急活動体制の確立

建設給水対策部は、浸水等の被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

(2) 応急活動

建設給水対策部は、浸水等により被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等に対しては、次のような応急活動を行う。

■下水道の応急対策

- 排水機能の回復
 - ・可搬式ポンプによる緊急送水
 - ・仮管渠の設置
 - ・土砂の浚渫
- 処理場の二次災害の防止

(3) 下水道の復旧対策

建設給水対策部は、施設の重要度、危険度を考慮し、詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を行う。

■下水道施設の復旧作業

- | | |
|------------------|----------------|
| ○資機材の確保 | ○復旧に必要な人員の確保 |
| ○被害状況、復旧の見込み等の広報 | ○他下水道事業体への応援要請 |

3 電力施設

北海道電力（株）は、電力の円滑な供給を確保するために必要な災害応急復旧対策を講じる。

(1) 非常体制の確立

非常災害が発生すると予想される場合又は非常災害が発生した場合は、必要な人員を動員し、非常体制を確立する。

(2) 応急復旧対策

非常災害が発生した場合は、関係機関から情報収集を行うとともに電力設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策をたてる。

(3) 応急復旧作業

電力施設の被害状況及び重要度、被害復旧の難易度を勘案し関係機関と協議を図るとともに、連携をとり安全を確認しながら応急復旧を行い、極力送電の確保に努める。

(4) 情報連絡

非常災害時における電力設備の被害状況等の情報連絡を関係機関に行うとともに、復旧状況の通報及び報告を行う。

4 通信施設

東日本電信電話（株）は、災害が発生した場合は、電気通信設備の予防措置、災害応急対策、災害復旧等に対する適切な措置をとる。

(1) 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、非常態勢を発令し対処する。この場合、北海道、市町村及び各防災機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

(2) 設備、資機材の点検及び出動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

(3) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて、電気通信事業法に定められた復旧順位に従って実施する。

(4) 広報

災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び広報車により地域の住民に周知する。

5 公共施設

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るために、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

冬期に災害が発生した場合、重要施設の暖房・給油設備等の被害状況を調査し、応急工事等を手配する。また、暖房に必要な燃料を販売業者から調達する。

6 鉄道施設

鉄道施設の応急復旧対策は、北海道旅客鉄道（株）が定めた「防災実施計画」に基づいて行われる。

(1) 駅舎及び駅構内等

駅区長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等隨時的確な措置をとる。

(2) 客車運行中

旅客走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

(3) 貨車運行

危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒、又はそのおそれのあるときは、関係業務機関及び協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察機関に速やかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。

また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険性のおそれのあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立ち入りを禁止する。

第16節 ボランティア対策

■担当

対策部	保健福祉対策部
関係機関	上富良野町社会福祉協議会、北海道社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部

1 ボランティア団体への要請

災害対策にあたり、ボランティアの協力が必要な場合は、住民組織等に要請する。住民組織との連絡要請は、各災害対策を担当する部が行う。

ボランティア団体等に要請する活動は、次のとおりである。

■ボランティア団体等に依頼する活動

- 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 炊き出し、その他の災害救助活動
- 高齢者、障害者等の介助、介護活動
- 清掃及び防疫
- 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 被災建築物の応急危険度判定
- 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 災害応急対策事務の補助

2 全国からのボランティアへの対応

災害状況によって全国からのボランティアが集まる場合は、社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。

(1) 災害救援ボランティア現地対策本部の設置

北海道社会福祉協議会は、災害救援ボランティア対策本部を設置し、北海道内全体の災害救援ボランティア活動のとりまとめを行う。

また、上富良野町社会福祉協議会及び日本赤十字社北海道支部と連携して、災害現地に災害救援ボランティア現地対策本部を設置し、ボランティアを受け入れ、コーディネート等を行う。

(2) 町の支援

保健福祉対策部は、ボランティア団体、社会福祉協議会等からボランティアの申し出があった場合は、災害救援ボランティア現地対策本部の設置場所や本部で使用する資機材を提供するなど、必要な支援を行う。

(3) ボランティアとの調整

保健福祉対策部は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、上富良野町からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。

(4) 他地域からのボランティアの宿泊場所の検討

保健福祉対策部は、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの宿泊場所の確保等の検討を行う。

第17節 教育・保育対策

■担当

対策部	教育物資対策部、保健福祉対策部
関係機関	上川総合振興局、北海道教育委員会、上川教育局

1 児童・生徒等の避難

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒等の無事を確認する。校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な避難場所に避難させる。

児童・生徒等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

2 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等で、児童・生徒等の安否を確認する。教育物資対策部、保健福祉対策部は、それを把握する。

3 避難所開設への協力

各学校では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。

また、避難所運営にあたっては、避難所自治組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

4 応急教育活動

(1) 教育場所の確保

教育物資対策部は、各学校の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

(2) 応急教育の準備

教育物資対策部及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、北海道教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の要領

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	○児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(4) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。教育物資対策部は、校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。文房具、学用品は、業者から一括購入し、学校ごとに分配する。教科書の確保は、北海道教育委員会に要請する。

5 応急保育

保健福祉対策部は、保育所、子どもセンター、児童館の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

6 施設の被害調査

教育物資対策部は、学校施設、社会体育及び社会教育施設の点検、被害調査及び応急措置を実施する。

第18節 災害救助法

■担当

対策部	民生対策部、保健福祉対策部
関係機関	上川総合振興局

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。上富良野町における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
町内の住家が滅失（り災）した世帯の数	町 40 以上	第1項の1
道内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち町内の住家が滅失（り災）した世帯の数	道 2,500 以上 町 20 以上	第1項の2
道内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち町内の住家が滅失（り災）した世帯の数	道 12,000 以上 町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合	知事が厚生労働大臣と協議	第1項の4※

※第1項の3に係る事例

- ア) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのための特殊の技術を必要とするものであること
- イ) 被災者世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること

※第1項の4に係る事例

住家の被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

- ア) 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合
- イ) 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ウ) 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- エ) 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合
- オ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

2 滅失世帯の算定

(1) 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家 1 世帯	全壊（全焼・流失）住家	1 世帯
	半壊（半焼）住家	2 世帯
	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できな状態になった住家	3 世帯

(2) 住家被害の認定

民生対策部は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。被害滅失、半壊等の認定は、「被害状況判定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。

※資料編2-2：被害状況判定基準

■住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家の半壊 (半焼)	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの
(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	

3 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

保健福祉対策部は、上富良野町域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を総合振興局長に報告し、災害救助法適用を知事に要請する。その場合には、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

■報告事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既に取った救助措置及び取ろうとする救助措置
- その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

保健福祉対策部は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置に関して総合振興局長の指導を受けなければならない。

また、災害救助の対象数量及び期間については、特別な基準の適用を申請できる。申請は、知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う。

4 救助の実施

(1) 救助の実施者

災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき上富良野町長が応急措置を実施する。

(2) 救助の内容等

災害救助法による内容等は、以下の表のとおりとする。

※資料編7-9：災害救助法による救助の概要

■災害救助法の適用となる救助の項目

救 効 の 種 類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅	着工から 20日以内	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（委任されたときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（委任されたときは市町村）
助産	分娩の日から 7日以内	医療班～道・日赤道支部（委任されたときは市町村）
災害にかかった者の救助	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	市町村
埋葬	10日以内	市町村
死体の搜索	10日以内	市町村
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

V.その他災害対策編

« 目 次 »

第1章 基本的対応	1
第1節 対象とする災害	1
第2節 基本的な対応	1
第3節 防災体制	2
第2章 航空災害対策	3
第1節 基本方針	3
第2節 災害情報	3
第3節 応急対策	4
第3章 鉄道災害対策	6
第1節 基本方針	6
第2節 災害情報	6
第3節 応急対策	6
第4章 道路災害対策	8
第1節 基本方針	8
第2節 災害情報	8
第3節 応急対策	9
第5章 危険物等災害対策	11
第1節 基本方針	11
第2節 災害情報	12
第3節 応急対策	12
第6章 大規模火災対策	14
第1節 基本方針	14
第2節 災害情報	14
第3節 応急対策	14
第7章 林野火災対策	16
第1節 基本方針	16
第2節 災害情報	16
第3節 応急対策	17
第8章 雪害対策	19
第1節 雪に強いまちづくり	19
第2節 雪害応急対策	22

第1章 基本的対応

第1節 対象とする災害

大規模事故として想定する災害は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与えるものをいう。

上富良野町で発生すると予想される大規模事故は、次のとおりである。

なお、次に想定されていない災害で、大規模事故に類する災害についても、この計画を適用する。

■予想される大規模事故

- | | |
|--------|---------|
| ○航空灾害 | ○鉄道灾害 |
| ○道路灾害 | ○危険物等灾害 |
| ○大規模火災 | ○林野火災 |

第2節 基本的な対応

1 基本方針

大規模事故は、風水害、地震災害及び火山災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響範囲が局地的である。したがって、応急対策に不可欠な交通ネットワーク、ライフライン、情報網が機能している。

また、住民生活への影響は少ないため事故そのものへの対応が中心となる。そこで、大規模事故対策への基本的な方針を次のように定める。

■大規模事故災害への基本方針

- | |
|------------------------------|
| ○一刻も早く人命救助と二次災害の防止をすること |
| ○正確な情報を収集し、事故の影響から住民の安全を図ること |
| ○被災した住民等へ必要な支援を行うこと |

2 対応の実施者

大規模事故災害対策は、原則として事故の原因者、施設の管理者及び警察、消防が中心となる。

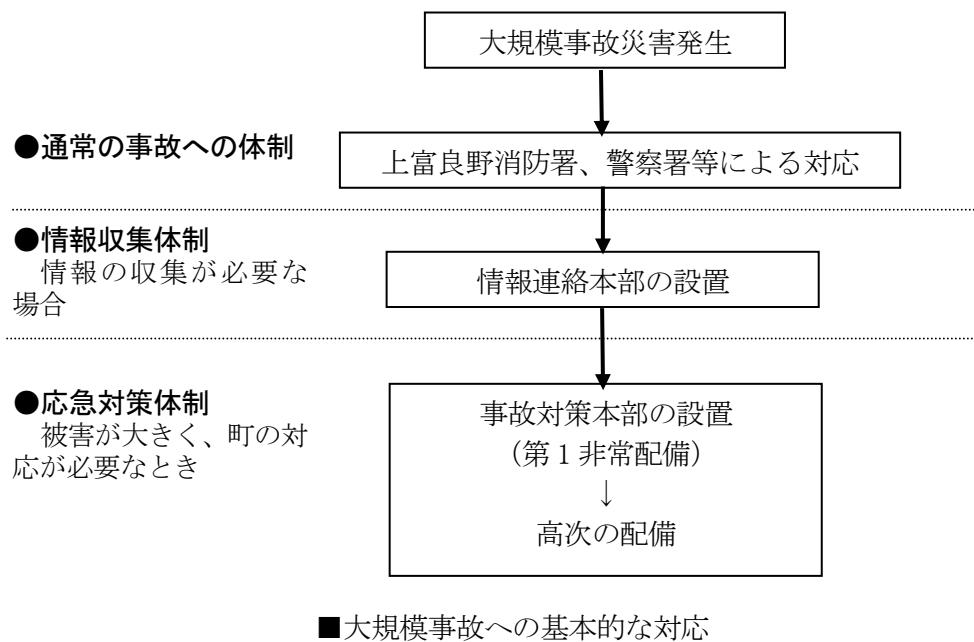
上富良野町においては、第1に富良野広域連合上富良野消防署及び富良野警察署・上富良野交番が、救出、救急、消火等の作業を実施する。

しかし、事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等への影響が及ぶおそれがある場合は、上富良野町の機能をもって応急対策を実施する。

第3節 防災体制

1 基本的な対応

大規模事故が発生した場合は、総務課内に「情報連絡本部」を設置し、情報の収集にあたる。各対策部にわたる対策が必要な場合は、「事故対策本部」を設置し災害対策本部第1非常配備体制に準ずる配備をとる。その後、対策の必要に応じて高次の配備体制をしく。



2 情報連絡本部の設置

総務課は、大規模事故発生の情報を富良野広域連合上富良野消防署、富良野警察署等から入手した場合は、総務課内に情報連絡本部を設置し、関係機関等から情報を収集するほか、事故現場に出動し状況を把握する。

3 事故対策本部の設置

情報収集の結果、上富良野町で対応する必要がある場合、町長は事故災害対策本部を設置し、必要な配備体制及び職員の動員を指示する。

4 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営を適用する。

第2章 航空災害対策

第1節 基本方針

1 基本方針

上富良野町域における航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図るため、上富良野町がとるべき応急措置を定める。

2 想定する災害

想定する航空災害は、次とおりである。

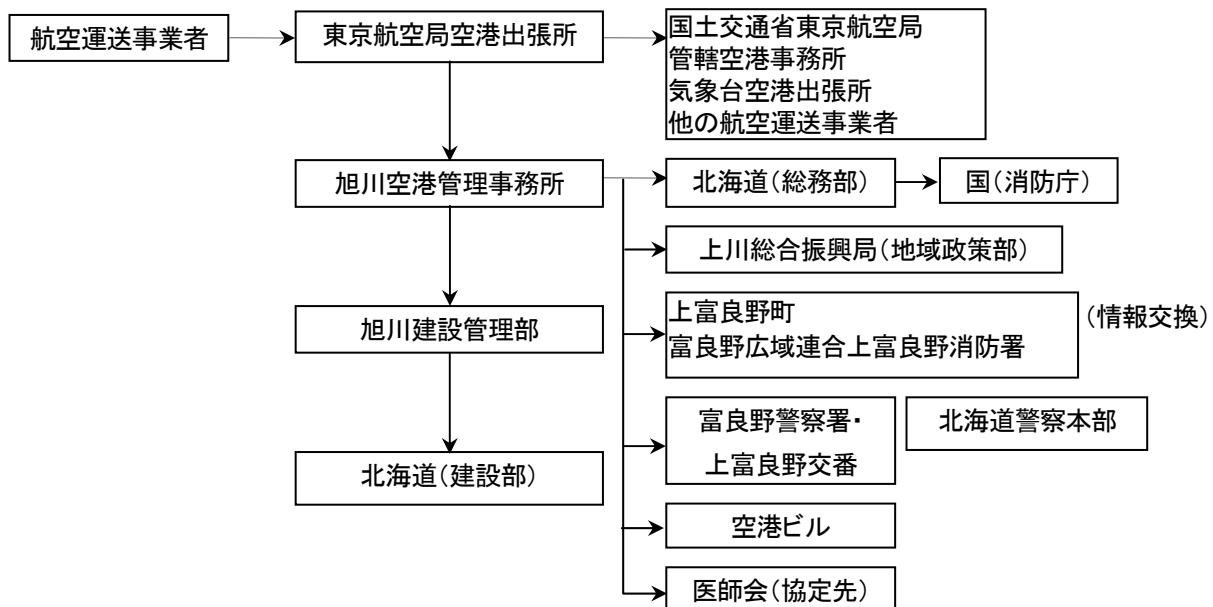
■想定する航空災害

- 旭川空港を離発着する航空機の墜落炎上により、多数の搭乗者に被害が発生した場合
- ヘリコプター、小型飛行機等の墜落炎上により、搭乗者とともに住民等に影響がある被害が発生した場合

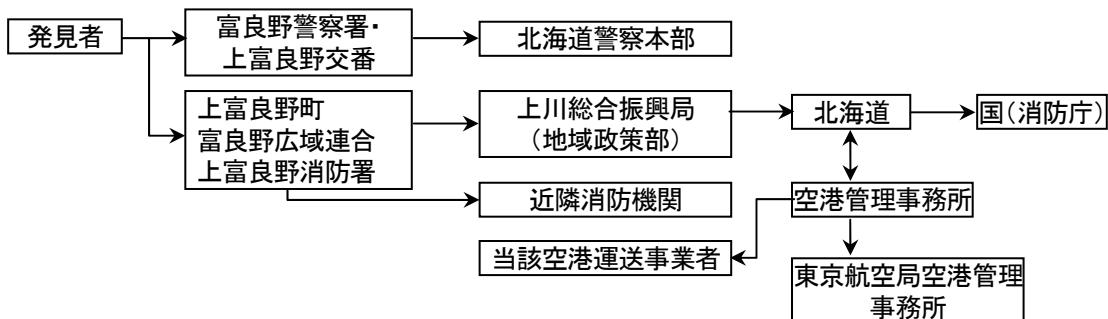
第2節 災害情報

航空災害発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。

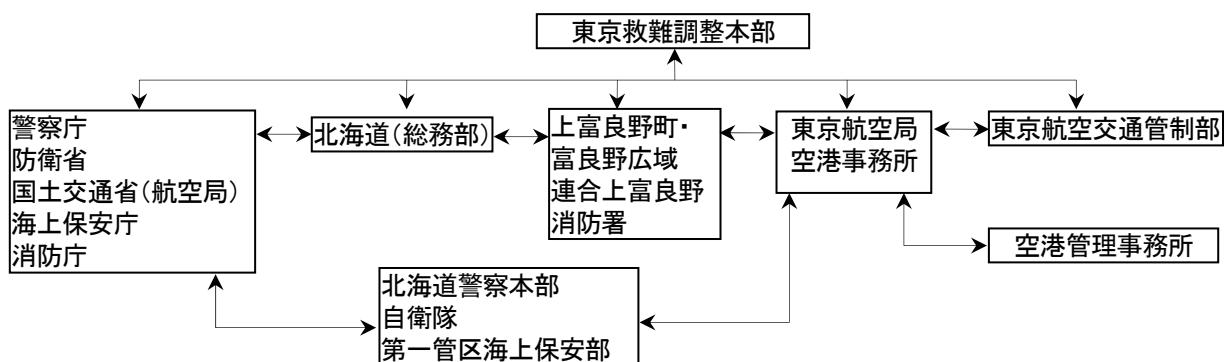
■空港区域内又は空港区域周辺の場合



■発生地点が明確な場合



■発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）



第3節 応急対策

航空災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、各編の災害応急対策計画を適用する。

1 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により災害発生の状況、避難の必要性等について広報する。

2 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。災害対策現地合同本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

3 捜索・救助救出活動

富良野広域連合・上富良野消防署、富良野警察署・上富良野交番、自衛隊が対応する。

4 医療救護活動

町立病院で対応する。必要に応じて災害現場近くに救護所を設置し、トリアージを行う。負傷者の搬送は富良野広域連合上富良野消防署が対応する。

5 消防活動

航空機の墜落炎上による火災の消火は、富良野広域連合上富良野消防署が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 交通規制

富良野警察署・上富良野交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

7 遺体の収容、処理

北海道による検査を終了した遺体を収容するために、公共施設に遺体安置所を設置し、必要な措置をとる。

8 被災者家族等への支援

被災者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対応を支援する。

第3章 鉄道災害対策

第1節 基本方針

1 基本方針

上富良野町域において列車の衝突により、多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図るため、上富良野町がとるべき応急措置を定める。

2 想定する災害

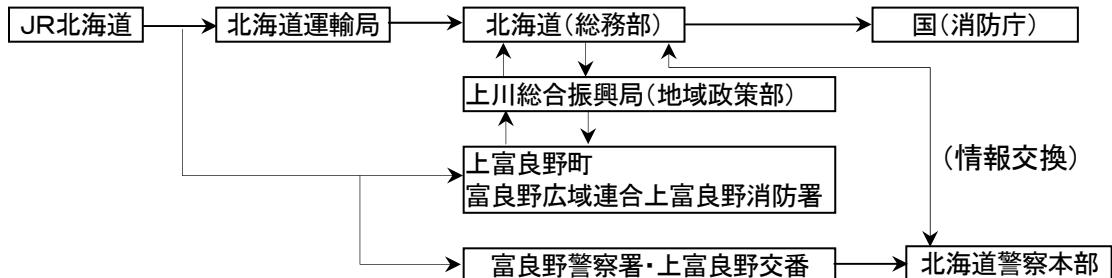
想定する鉄道災害は、次とおりである。

■想定する鉄道災害

- 列車の衝突、脱線により多数の乗客に被害が発生した場合

第2節 災害情報

鉄道災害発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。



第3節 応急対策

鉄道災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、各編の災害応急対策計画を適用する。

1 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により災害発生の状況、復旧状況等について広報する。

2 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。災害対策現地合同本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

3 捜索・救助救出活動

JRが行う発生直後の救助救出活動の他、富良野広域連合上富良野消防署、富良野警察署・上富良野交番、自衛隊が対応する。

4 医療救護活動

町立病院で対応する。負傷者の搬送は富良野広域連合上富良野消防署が対応する。

5 消防活動

事故発生直後にはJR北海道が初期消火を行う。火災の消火は、富良野広域連合上富良野消防署が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 交通規制

富良野警察署・上富良野交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

7 遺体の収容、処理

北海道による検査を終了した遺体を収容するために、公共施設に遺体安置所を設置し、必要な措置をとる。

8 被災者家族等への支援

被災者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対応を支援する。

9 災害復旧

JR北海道は、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定期間を明らかにするよう努める。

第4章 道路災害対策

第1節 基本方針

1 基本方針

上富良野町内において車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている事故が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図るため、上富良野町がとるべき応急措置を定める。

2 想定する災害

想定する道路災害は、次とおりである。

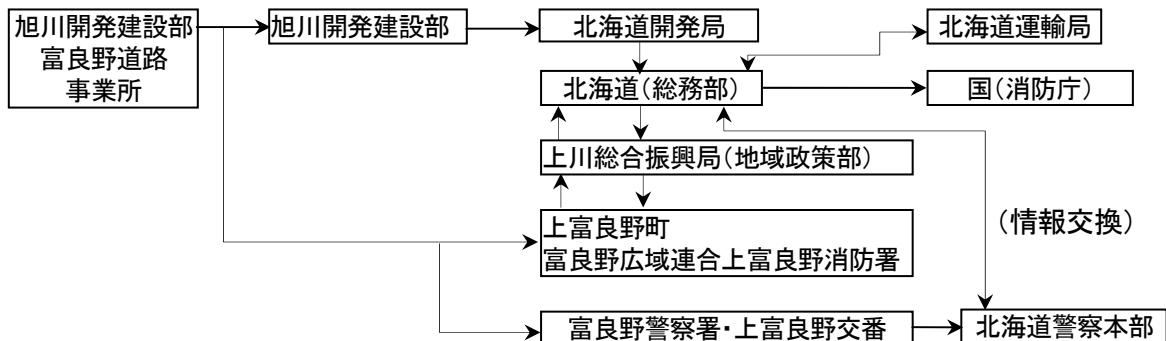
■想定する道路災害

- 観光バス等の大型車両の事故により多数の死傷者が発生する場合
- 集団交通事故により多数の死傷者が発生する場合
- 危険物を積載する車両の事故により危険物が流出し、住民等に影響が及ぶ場合

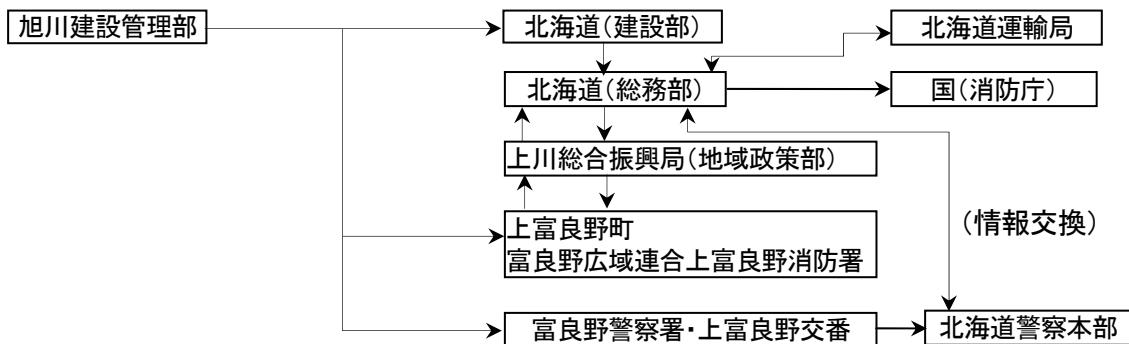
第2節 災害情報

道路災害発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。

■国の管理する道路の場合



■道の管理する道路の場合



■上富良野町の管理する道路の場合



第3節 応急対策

道路災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、各編の災害応急対策計画を適用する。

1 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により災害発生の状況、危険物流出に対する対処方法、避難指示等について広報する。

2 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。災害対策現地合同本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

3 捜索・救助救出活動

富良野広域連合上富良野消防署、富良野警察署・上富良野交番が対応する。

4 医療救護活動

町立病院で対応する。負傷者の搬送は富良野広域連合上富良野消防署が対応する。

5 消防活動

火災の消火は、富良野広域連合上富良野消防署が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 危険物流出対策

危険物積載車両から危険物が流出した場合、富良野広域連合上富良野消防署等は、危険物の性状を把握し、流出・拡散防止の措置をとる。住民への影響がある場合は、上富良野町に連絡する。

7 避難

危険物が流出し住民への影響がある場合は、富良野広域連合上富良野消防署、富良野警察署等と連携して、事故の状況や対処方法等を広報する。避難する必要がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

8 交通規制

富良野警察署・上富良野交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

9 遺体の収容、処理

北海道による検案を終了した遺体を収容するために、公共施設に遺体安置所を設置し、必要な措置をとる。

10 被災者家族等への支援

被災者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対応を支援する。

11 災害復旧

道路管理者は、障害物の除去、応急復旧を迅速に行い、交通の確保を図る。

第5章 危険物等災害対策

第1節 基本方針

1 基本方針

上富良野町域において危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により多数の死傷者を伴う大規模な事故や住民へ影響する事故が発生した場合に、関係機関と連携して被害者を迅速かつ適切に救助し住民対策をすることにより被害の軽減を図るために、上富良野町がとるべき応急措置を定める。

2 危険物等の定義

危険物とは、次のものをいう。

○危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの

(例) 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

○火薬類：火薬取締法第2条に規定されているもの

(例) 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管）など

○高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているもの

(例) 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

○毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

(例) 毒物（シアノ化水素、シアノ化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

○放射性物質：放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等によりそれぞれ規定されている。

3 想定する災害

想定する危険物等災害は、次とおりである。

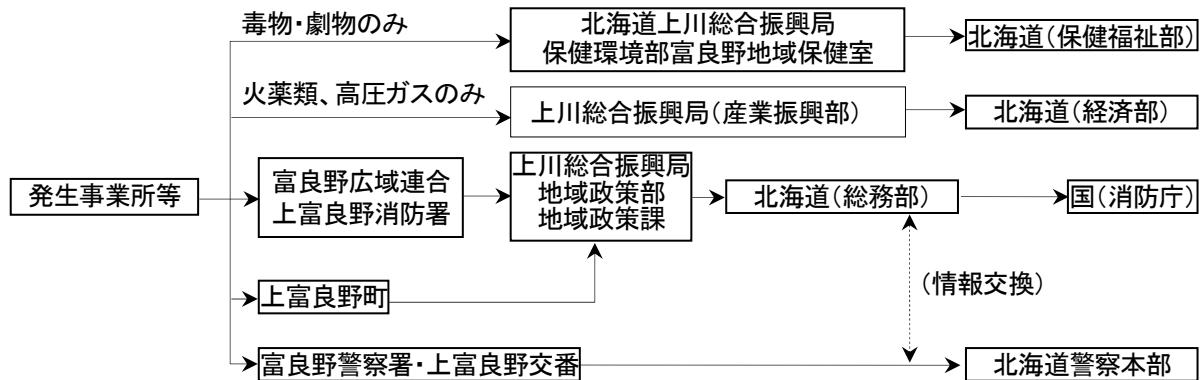
■想定する危険物等災害

○危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により、多数の死傷者が発生する場合

○危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により、地域住民等に影響が及ぶ場合

第2節 災害情報

危険物等災害発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。



第3節 応急対策

危険物等災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、各編の災害応急対策計画を適用する。

1 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により次の事項を広報する。

■住民に対する広報

- 災害発生の状況
- 危険物等の種類、性状など人体・影響に与える状況、対処方法
- 医療機関等の情報
- 関係機関の実施する応急対策の概要
- 避難の指示、避難先

2 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。災害対策現地合同本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

3 捜索・救助救出活動

富良野広域連合上富良野消防署、富良野警察署・上富良野交番が対応する。

4 医療救護活動

町立病院で対応する。負傷者の搬送は富良野広域連合上富良野消防署が対応する。

5 消防活動

事業者は、消防が到着するまでの間、自衛消防組織等によりその延焼の拡大を最小限に抑える。富良野広域連合上富良野消防署は、事業者との連携により、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施する。

なお、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。住民の避難の必要がある場合は、上富良野町に連絡する。

6 避難

住民の避難の必要がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

7 交通規制

富良野警察署・上富良野交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

第6章 大規模火災対策

第1節 基本方針

1 基本方針

上富良野町域において大規模な延焼火災が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助するとともに、延焼の防止など被害の軽減を図るため、上富良野町がとるべき応急措置を定める。

2 想定する災害

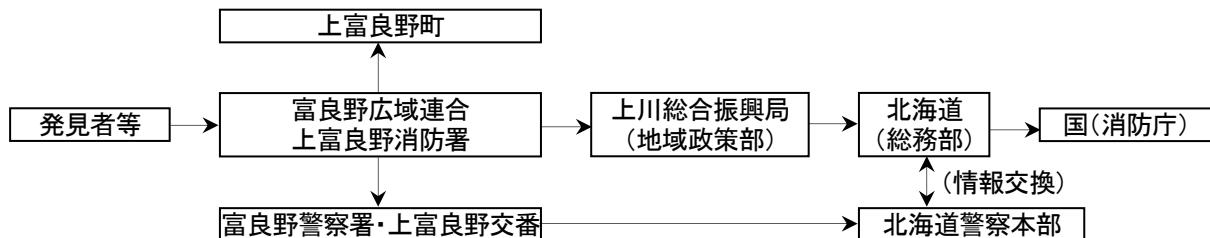
想定する大規模火災は、次とおりである。

■想定する大規模火災

- 市街地における延焼火災が発生した場合

第2節 災害情報

大規模火災発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。



第3節 応急対策

大規模火災が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、各編の災害応急対策計画を適用する。

1 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により火災発生の状況、避難指示等について広報する。

2 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。災害対策現地合同本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

3 捜索・救助救出活動

捜索・救出は富良野広域連合上富良野消防署、富良野警察署・上富良野交番が対応する。

4 消防活動

火災の消火は、富良野広域連合上富良野消防署が実施する。消火にあたっては、避難所・避難経路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。富良野広域連合上富良野消防署だけでは対応が困難なときは、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、北海道内の消防組織に対し応援を要請する。

消火、飛火警戒等においては、近隣住民、住民会の協力を得て効果的な活動を実施する。

5 避難

延焼火災が住民への影響がある場合は、富良野広域連合上富良野消防署、富良野警察署等と連携して、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

6 医療救護活動

町立病院で対応する。負傷者の搬送は富良野広域連合上富良野消防署が対応する。

7 交通規制

富良野警察署・上富良野交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

第7章 林野火災対策

第1節 基本方針

1 基本方針

上富良野町域において広範囲にわたる林野火災が発生した場合に、関係機関と連携して延焼の防止など被害の軽減を図るため、上富良野町がとるべき応急措置を定める。

2 想定する災害

想定する林野火災は、次とおりである。

■想定する林野火災

- 町域において広範囲にわたる林野火災が発生した場合
- 町域の林野火災により、住民の避難、観光客等の森林滞在者の救出等が必要な場合

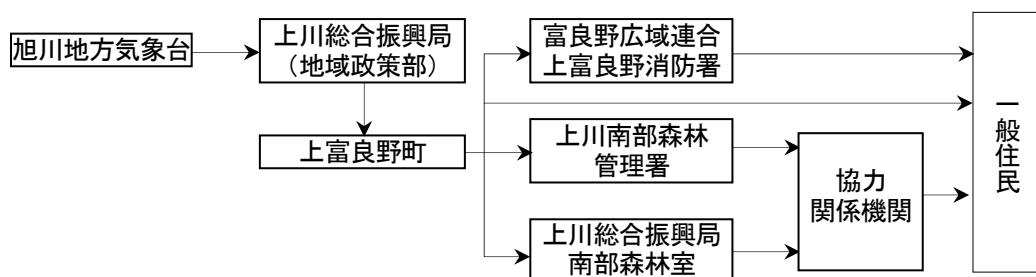
第2節 災害情報

1 林野火災気象通報

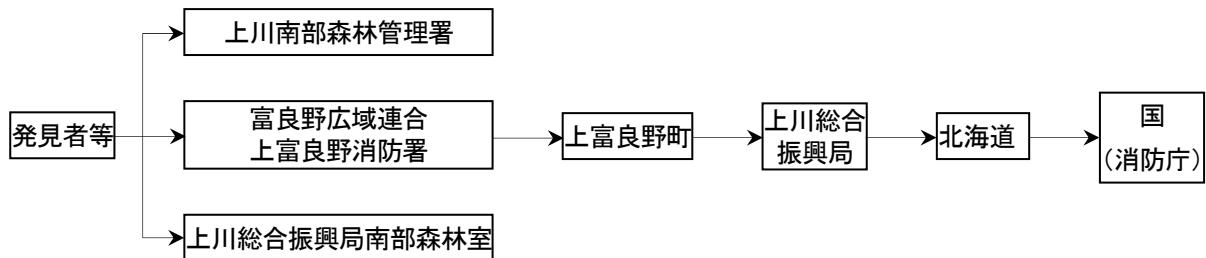
林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了をもって行う。

林野火災気象通報を受けたときは、通報内容及び取るべき予防措置等を、富良野広域連合上富良野消防署等の関係機関へ通報するとともに、住民に広報する。

また、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。



2 林野火災発生時の伝達経路



第3節 応急対策

林野火災が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、各編の災害応急対策計画を適用する。

1 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により火災発生の状況、避難指示等について広報する。また、火災発生区域の観光客、営林活動作業者等の森林滞在者に対して退去するよう広報する。

2 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。災害対策現地合同本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

3 消防活動

火災の消火は、富良野広域連合上富良野消防署が実施する。消火にあたっては、林野火災防御図の活用、適切な消防部隊の配置、森林愛護組合等の出動協力等により効果的な地上消火を行う。富良野広域連合上富良野消防署だけでは対応が困難なときは、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、北海道内の消防組織に対し応援を要請する。

住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、北海道にヘリコプターの出動を要請し、空中消火を実施する。

※資料編5-2：北海道広域消防相互応援協定

※資料編5-2：北海道消防防災ヘリコプター応援協定

4 避難

林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

5 捜索・救助救出活動応急対策

孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を北海道に要請する。

6 交通規制

富良野警察署・上富良野交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

第8章 雪害対策

■担当

対策部	建設給水対策部
関係機関	旭川開発建設部富良野道路事務所、旭川建設管理部富良野出張所、富良野広域連合上富良野消防署、旭川地方気象台

第1節 雪に強いまちづくり

豪雪や吹雪、融雪等による雪害に対応するため、防災関係機関の相互の連係のもとに、次に定めるところにより、予防対策を実施する。

1 雪に強いまちづくりの推進

(1) 除排雪路線実施区分

除排路線は、積雪寒冷地域における道路交通確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）に基づく指定路線及び非指定路線で、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分より除排雪を実施する。

なお、各路線の除雪に当っては、連絡、情報等の交換を密にして、相互協力のもとに実施するものとする。

■除雪分担

一般国道	北海道開発局旭川開発建設部富良野道路事務所
一般道道	旭川建設管理部富良野出張所
町道	上富良野町建設給水対策部

(2) 町道の除排雪

町道においては、建設給水対策部が実施することとし、除雪指定計画路線は、年度毎に上富良野町除雪計画を策定し実施するものとする。

(3) 警戒体制

各関係機関は、旭川地方気象台の発表する予警報及び気象情報を勘案し、必要と認める場合にはそれぞれの定める警戒体制に入るものとする。

また、町長は、次の状況を勘案し、必要と認めたときは次の設置基準に基づき災対本部を設置するものとする。

1. 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
2. 雪害による交通障害、交通渋滞等によって人命にかかる事態が発生し、その規模等から応急措置を要するとき。

(4) 雪崩災害の予防

①雪崩に関する知識の普及

町は町民に対し、雪崩に関する正しい知識の普及に努める。

②雪崩被害の防止策

町は雪崩危険箇所を記載した地図等を作成し、周知を図り、雪崩被害の防止に努める。

③雪崩情報の提供

町は気象台の情報等、気象状況からみて雪崩発生の危険がある場合には、町民に周知を図り、雪崩被害の防止に努める。

(5) 航空輸送の確保

町は、吹雪による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地で孤立する集落が発生した場合で、天候回復後においても道路の寸断等により孤立が解消しない場合は、防災関係機関と連携しへリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(6) 雪崩危険地域

雪崩危険地域については、資料編3-12「雪崩危険箇所一覧及び箇所図」に示すとおりである。

2 吹雪に強いまちづくりの推進

吹雪による災害に対応するため、防災関係機関の相互の連携及び地域住民の生活・道路交通の確保を最重点とした吹雪災害対策等を行うものとする。

(1) 吹雪に強いまちづくりの推進

地域の特性に配慮しつつ、吹雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立等の雪害に強い安全なまちづくりを行う。

(2) 道路の吹雪対策施設の整備

冬期間における住民の安全な生活・交通の確保を図るため、道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

1. 視線誘導標識等の吹雪対策施設
2. 積雪、堆雪等に配慮した道路整備
3. 防雪柵の整備

(3) 吹雪災害防止予防策

道路管理者は、吹雪多発地域において、気象警報、注意報並びに情報を基に道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を隨時把握する。また、吹雪による事故を未然に防止するため、町民やドライバーに吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

(4) 避難所の確保

町は吹雪における指定避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料、ガソリン缶のほか、積雪期を想定した防寒用品等の資機材を確保できる体制の整備に努める。

(5) 情報収集・連絡体制の整備

町は情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

(6) 警戒体制

旭川地方気象台の発表する予警報及び気象情報を勘案し、必要と認める場合は警戒体制に入るものとする。また、降雪、吹雪等のため交通の確保が困難または危険になり、交通閉鎖した場合、降雪等のため長時間にわたり通行車両が本線上に滞留したまま交通閉鎖を生じた場合、大規模な雪崩が発生した場合等には、警戒体制をとるものとする。また、町は各道路管理者と連携し被災者の支援を行う。

なお、交通閉鎖の要件は次のとおりとする。

1. 著しく視界が悪化し、交通障害が発生した場合
2. 雪崩等により交通障害が発生する危険性が認められる場合
3. 交通事故が発生し、さらに事故を誘発するおそれがある場合
4. 道路上に渋滞車両が発生し、さらに通行車が増えるとますます状況が悪化し、交通障害が発生するおそれがある場合

3 融雪災害予防

融雪による河川等の出水災害に対処するための予防は、以下により実施する。

(1) 気象情報の把握

融雪期においては旭川地方気象台と密接な連絡をとり、地域内の積雪状況を的確に把握し、低気圧等の経路の状況または降雨、気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

(2) 重要水防区域等の警戒

融雪出水期における重要水防区域を中心として、被害の拡大を防止するため、消防機関、町民等の協力を得て、出水等による災害発生が予想される河川等を調査するとともに、警戒を行うものとする。

(3) 対策期間

融雪対策の期間は、3月から5月とする。

第2節 雪害応急対策

1 雪害応急対策

町は、豪雪、吹雪等による災害が発生または発生するおそれがあるときは、迅速的確な除雪体制を確保し、道路交通の確保に努めるとともに、降雪により予想される消防活動への支障、孤立地域の発生等に対し、迅速に応急対策活動を行う。

(1) 活動体制

町は、豪雪、吹雪等により、雪崩や吹雪等による道路交通の遮断による孤立地域の発生等、雪害の発生または発生するおそれがあるときは、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、I共通編 第4章「防災組織」の定めるところにより、応急活動体制を確立する。

(2) 情報通信

雪害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、I共通編 第5章「情報通信・伝達」により実施する。

町は情報連絡のための通信手段を確保するとともに、旭川地方気象台等関係機関と密接に連絡をとり、町内の降雪及び積雪の状況を的確に把握する。把握した情報については、迅速に他の関係機関に連絡し、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(3) 災害広報

雪害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町民等に対して行う災害広報は、次により実施する。

①町民等への広報

報道機関、広報車、掲示板等により次の事項についての広報を実施する。

1. 雪害の情報（孤立区域、雪崩発生区域等）
2. 避難の必要性等、地域に与える影響（避難場所、交通通信状況、火災発生の状況等）
3. 医療機関等の情報
4. 関係機関の応急対策に関する情報
5. 電気等ライフラインの状況
6. 学校、幼稚園、保育園等の休校・休園等の状況
7. ごみの収集遅延・中止等の状況
8. その他必要な事項

②交通規制

警察署は、雪害による交通の混乱を避けるため、交通規制を実施するとともに、各道路管理者は、必要に応じて、交通規制を実施する。

③避難措置

町は、雪害発生時において、町民の生命・身体に危険がおよぶことが予想されるときは、必要な避難措置を実施する。

警察署は、雪害により町民の生命身体に危険がおよぶことが予想されるときは、自主避難を進めるとともに、急を要するときで、町長が避難の指示ができないと認めるとき、または町長から要請があったときは、町民に対し避難を指示し、誘導する。

(4) 積雪時における消防対策

町は、異常降雪または吹雪等により、消防車両の通行が不能またはそのおそれがある場合、除雪車を緊急出動させ、緊急車両の通行を助ける。

①積雪状況の確認

町は、積雪期においては、町内の積雪状況を常に把握しておく。

富良野広域連合上富良野消防署は、火災発生または救急搬送の通報を受理した場合、通報者から積雪状況を聴取し、除雪車出動の必要性を判断する。

②除雪の励行

町並びに富良野広域連合上富良野消防署は、除雪計画路線の外・密集地の路線について、地域住民及び所轄消防職員・消防団員により、常に消防自動車等の運行に支障ないよう除雪を励行せしめるものとする。

③除雪車出動要請

富良野広域連合上富良野消防署は、緊急車両の出動にあたり、除雪車の出動が必要と判断した場合には、町に除雪車の出動要請を行う。

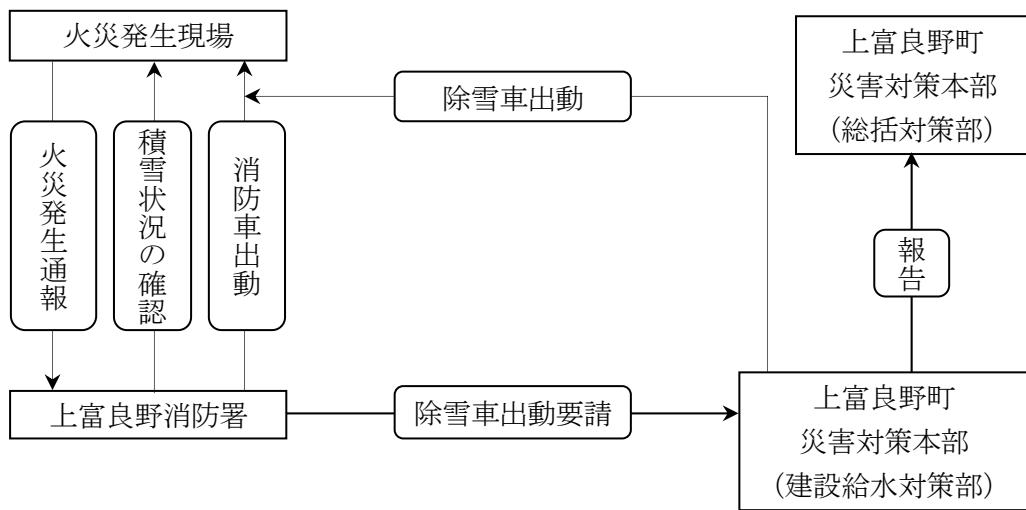
町は、富良野広域連合上富良野消防署から除雪車の出動要請があった場合、ただちに出動可能な除雪車を手配し、出動させるとともに、その旨を町長に報告する。

④消防水利の確保

富良野広域連合上富良野消防署は、消防職員・消防団員により、消防水槽や消火栓周辺の除雪を行い消防水利の確保に努めるものとする。

⑤予防査察の実施

富良野広域連合上富良野消防署は、消防自動車等の走行が困難となり又は不能となるおそれのある地域については、「消防計画」の定めるところにより、あらかじめ重点的に予防査察を実施するものとする。



(5) ライフライン施設の応急対策

①町役場

町は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡回するとともに、復旧用資機材の点検、整備及び対策要員を確保する。

②北海道電力（株）

北海道電力（株）富良野営業所は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡回点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、通信を確保する。

③東日本電信電話（株）北海道支店

東日本電信電話（株）北海道支店は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、臨時巡回するとともに、復旧用資機材の点検、整備及び対策要員を確保する。

(6) 道路交通の確保

①国道・道道の除雪

旭川開発建設部及び旭川建設管理部は、それぞれ国道及び道道の道路管理者として、異常降雪や吹雪により雪害が発生または発生するおそれがある場合、緊急除雪体制を確立し、各所管道路の除排雪を実施し、道路交通の確保に努める。

②国道の除雪基準

旭川開発建設部は国道の除雪を以下の基準により実施し交通の確保を行う。

町内対象路線	除雪目標
国道237号	北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

③道道の除雪基準

旭川建設管理部は、道道の除雪を以下の基準により実施し交通の確保を行う。

区分	交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	異常な降雪時以外は、2車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても、極力2車線の確保を図る。
第2種	300～1,000台/日以下	2車線以上の幅員確保を原則に、異常降雪時においても、極力1車線以上の確保を図る。夜間除雪は実施しない。
第3種	300台/日以下	2車線の幅員確保を原則に、状況により1車線幅員で待避所を設け、異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ない。夜間除雪は実施しない。

④町道の除雪

a) 除雪体制の確立

町は、町道の降雪、積雪状況を把握するとともに、速やかに除雪体制を確立し、道路交通の確保に努める。町道の除雪は、次の要領で実施するものとする。

1. 除雪路線は、交通量、消防対策等を検討して決定する。
2. 常時一車線の確保に努める。
3. 常に気象予報に注意して配車に万全を期する。

目標	期間	実施目標
第1次目標	10月	除雪機械車両等の整備点検
第2次目標	11月～3月	除雪・排雪の推進

b) 除雪基準

町は町道の除雪を以下に示す基準により実施し、交通の確保を行う。

1. 交通の確保には極力努力し、最低1車線を開通させるとともに適宜待避所を設ける。1種路線については昼間10cm以上の降雪の場合出動する。夜間については特別の場合を除き出動しない。
2. 豪雪、吹雪時においてもできる限り路線を確保するが、作業困難な場合は中止する。
3. 定期バス・スクールバス路線については、通行時前に開通させる。なお、豪雪、吹雪等の場合はバス運行管理者と協議の上実施する。

■除雪作業の基準

区分	除雪目標
第1種	定期バス、スクールバス路線、公共施設（指定避難所）に通ずる路線の常時開通をはかる。
第2種	地域の幹線道路で交通途絶後3日以内に開通する。
第3種	準幹線道路で経済効果を勘案し交通途絶後7日以内に開通させる。
第4種	上記以外の路線で融雪時の雪割又は緊急事態の発生時適宜実施する。

c) 排雪基準

町は、緊急車両や公共交通機関及び一般車両が円滑に通行するために必要となる道路復員の確保や維持を目的に排雪を行うものとする。

なお、排雪に伴う雪堆積場の設定にあたっては、次の事項に配慮するものとする。

1. 雪堆積場は、交通の支障のない場所を選定すること。

2. 河川等を利用して雪堆積場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、設定する。

(7) 国道・道道等の雪害対応

① 国道・道道等の通行止対応

町は、町内の国道や道道が大雪、吹雪等により通行止となった場合、その状況等を把握するとともに、必要に応じて周辺住民会・町内会長へ連絡する。

また、ドライバーの防寒対策として、通行止区間外の公共施設等を一時退避所として提供するほか、積雪や吹雪により通行止区間内で立ち往生した車両のドライバーの安全確保のため、当該地域付近の会館等の公共施設を臨時の避難所として提供するよう努める。

② 自衛隊に対する災害派遣要請

町は、大雪による積雪等により、町内の主要な幹線の通行が不能となり、またはそのおそれがある場合で、町民の生活に影響を与えると判断した場合、もしくは、吹雪等により立往生した車両が多数で、ドライバー、その他同乗者等の生命を脅かすと判断した場合、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

自衛隊に対する災害派遣要請については、I 共通編 第4章 第4節 第1項「自衛隊に対する協力要請」に定めるところによるものとする。

(8) 積雪による建築物等の倒壊防止

町は、積雪による建物の倒壊・破損及び落雪による災害（事故）を防止するため屋根の雪おろし作業の奨励に努めるものとする。

(9) 雪崩警戒対策

町及び道路管理者は、積雪期においては常に積雪状態を把握し、雪崩による災害発生の防止対策を実施する。また、必要に応じて通行禁止等の通行規制を実施し、道路利用者の安全確保に努める。

また、雪崩による災害が発生した場合は応急対策体制を確立し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

② 山岳斜面等の雪崩対策

町は、山岳斜面等で雪崩の発生が予想される場合、関係機関と連携して、危険地区のパトロール強化、雪崩発生危険地域への立ち入り禁止の措置を講じるとともに、広報活動を行い市民等に周知する。

(10) 孤立地域に対する対策

積雪が甚しく、交通が途絶している地区において、急患又は食料の補給困難な事態が発生

し、町の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとるものとする。

①輸送対策

町は、孤立地域が発生し、急患の搬送、食糧及び生活必需品等の供給を実施するときは、関係機関の協力をもとめ、雪上車等により輸送を行う他、道消防防災ヘリコプターの要請等により空中輸送を実施する。

②食糧の供給

町は、豪雪、吹雪等により、雪崩や吹雪等による道路交通の途絶により孤立地域が発生し、孤立地域の食糧、生活必需品等が極度に不足する事態となった場合は、共通編に基づき、関係機関と協力して、食糧及び生活必需物資等の供給を行う。

VI.復旧復興編

VII. 復旧復興編

« 目 次 »

第1章 災害復旧復興事業	1
第1節 実施責任者.....	1
第2節 災害復旧事業計画.....	1
第3節 災害復旧復興予算措置.....	2
第2章 被災者への支援	3
第1節 災害弔慰金等の支給.....	3
第2節 災害援護資金等の貸付け.....	3
第3節 住宅復興資金の融資.....	4
第4節 災害証明書の発行.....	4
第5節 災害公営住宅の供給.....	4
第6節 租税等の減免等.....	5
第7節 職業の斡旋.....	6
第8節 農林業への融資.....	6
第9節 中小企業への融資.....	6
第10節 義援金の受け付け・配分.....	7
第3章 激甚災害に係る財政措置	8

第1章 災害復旧復興事業

■担当

対策部	各対策部
関係機関	国・道の機関

災害復旧・復興は、被害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧を、単なる原形復旧に止めず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備えるものとし、各災害の「災害応急対策計画」に定めるところによる応急復旧終了後、被害の程度を充分検討し、早期の復旧・復興を目標として計画的に実施するものとする。

第1節 実施責任者

地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧・復興の実施について責任を有する者が実施する。

第2節 災害復旧事業計画

上富良野町は、北海道、国と連携して災害の再発生を防止し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて次のような災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

■公共施設の災害復旧事業計画

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 砂防施設
 - (3) 林地荒廃防止設備
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 下水道
 - (9) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3節 災害復旧復興予算措置

災害復旧・復興事業その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び北海道がその全部または一部を負担し又は補助して行われる。

なお、事業別のおおよその国庫負担及び補助率については、資料編 8-1 の「事業別国庫負担及び補助率等一覧」に示す。

第2章 被災者への支援

■担当

対策部	保健福祉対策部、民生対策部、産業対策部、出納対策部
関係機関	上富良野町社会福祉協議会、独立行政法人住宅金融支援機構、旭川公共職業安定所富良野出張所、北海道、その他金融機関等

災害の応急復旧・復興を図り、被災者の速やかな立ち直りを期するための支援に関する主なものは次のとおりとする。

第1節 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

保健福祉対策部は、「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第39号）」に基づき、自然災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金

保健福祉対策部は、「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第39号）」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害がある町民に対して災害障害見舞金を支給する。

3 被災者生活再建資金

保健福祉対策部は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により被災した町民に対し支援金を支給する。

※関係法令：災害弔慰金の支給等に関する法律第3条（災害弔慰金の支給）

〃 第8条（災害見舞金の支給）

被災者生活再建支援法第3条（被災者生活再建支援金の支給）

第2節 災害援護資金等の貸付け

1 災害援護資金

保健福祉対策部は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

2 生活福祉資金

上富良野町社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

※関係法令：災害弔慰金の支給等に関する法律第10条（災害援護資金の貸付け）

第3節 住宅復興資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構は、「独立行政法人住宅金融支援機構法施行令」に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

※関係法令：独立行政法人住宅金融支援機構法施行令第7条（業務の委託の範囲等）

第4節 り災証明書の発行

民生対策部は、災害が発生した場合、住家の被害等の状況を調査し、「り災台帳」を作成する。

被災者から申請があったときは、「り災台帳」に基づき遅滞なく、被害の程度を証明する「り災証明書」を発行する。

り災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行する。

り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

第5節 災害公営住宅の供給

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の条件の1つに達した場合に、低所得り災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。

■災害公営住宅の適用条件

○地震、暴風雨、洪水、その他異常な天然現象による災害の場合

- ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- ・1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

○火災による場合

- ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

※関係法令：公営住宅法第8条（災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等）

第6節 租税等の減免等

災害によって被害を受けた町民に対して町民税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

民生対策部は、各種申請手続きを一括して受け付ける会場及び窓口を設置し、受付処理を行う。

1 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付もしくは納入することができないと認めるとときは、当該期限の延長を行う。

2 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

※関係法令：地方税法第15条（徴税猶予の要件等）

3 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。なお、道税、国税も同様な措置がとられる。

■税等の減免の内容

税 目	減 免 の 内 容
町民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	被災した納税（納付）義務者の状況及び車両が著しく損害を受けた場合、その状況に応じて減免を行う。

第7節 職業の斡旋

旭川公共職業安定所富良野出張所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

■職業安定所の職業の斡旋

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

第8節 農林業への融資

産業対策部は、災害により被害を受けた農林業者に対し、北海道、ふらの農業協同組合等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

■農林業への融資

- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づいた、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資（農業協同組合、金融機関）
- 農林漁業金融公庫による復旧資金融資（農業協同組合、金融機関）
- 自作農維持資金融通法に基づく資金融資（農林漁業金融公庫）

第9節 中小企業への融資

産業対策部は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。

■中小企業への融資制度

- 一般金融機関、政府系金融機関の融資
- 中小企業近代化資金等の貸付
- 信用保証協会による融資の保証
- 北海道中小企業振興資金 経営支援資金「災害」融資制度等

第10節 義援金の受け付け・配分

1 義援金の受け付け

出納対策部は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、町指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

2 義援金の配分

保健福祉対策部は、義援金の配分にあたっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

第3章 激甚災害に係る財政措置

上富良野町及び北海道は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設災害復旧事業 ○河川等災害復旧助成事業 ○河川等災害関連事業 ○河川等災害特定関連事業 ○河川等災害関連特別対策事業 ○特定小川災害関連環境再生事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○老人福祉施設災害復旧事業 ○身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○知的障害者援護施設・授産施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症予防施設災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業 ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○森林災害復旧事業に対する補助 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○中小企業者に対する資金の融通に関する特例

VII. 復旧復興編 第3章 激甚災害に係る財政措置

○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ○水防資材費の補助の特例 ○り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○雇用保険法による求職者給付に関する特例	その他の財政援助 及び助成
--	------------------